

(a) 下記参照 (b) 不明 (c) タスマニアを除く (d) グラフトン・南ブリス
メイン間線四、三六二、五〇〇磅を含む。

上記の負債資本償還額は、ビクトリア二五、六八四、四二三磅、タイン
ランド二八、〇〇〇、〇〇〇磅、タスマニア四、三七八、〇〇〇磅であ
る。この数字を各州建設費に加算し、グラフトン・南ブリス間線をニ
ューサウスウェールズ及びタインランドの哩数より差引くと、各州及び
聯邦鐵道一哩當り建設費は次の如くなる。ニューサウスウェールズ二四、
二四八磅、ビクトリア一六、四一八磅、タインランド一〇、一四一磅、
南澳洲一、六二六磅、西澳洲五、九四四磅、タスマニア九、九〇六磅、
聯邦七、七三九磅、全澳洲國有鐵道一三、七八一磅。最低平均建設費は西
澳洲、最高はニューサウスウェールズである。西澳洲では技術上の困難殆
どなく、且契約者は契約期間中運輸を行ふ許可を得たので費用は著しく減
少した。

前項の基礎に依る各州及び澳洲に對する人口一人當り建設費の数字は次
の如くである。ニューサウスウェールズ五三・七四磅、ビクトリア四一・
五三磅、タインランド六四・八三磅、南澳洲四九・九一磅、西澳洲五五・
九一磅、タスマニア二七・五四磅、全國有鐵道五三・九二磅。

三總 收 入

(一) 概 説 最近五年間に於ける總收入、平均營業理當り收入、列車走行理當り收入は次の如し。

年 度	國 有 鐵 道 總 收 入					
	ニューサウス ウェールズ	ビクトリア(b)	タインランド	南 澳 洲	西 澳 洲	タスマニア
一九三四—三五	1,618,831	9,121,111	7,717,371	2,664,000	3,333,000	3,364,000

次表に細目を示す。

要 要	收入より 支出の 三十日現在		借 入 金 純 支 出		元元年六月 日まで 合計
	支 出	借 入	借 入	支 出	
ニューサウス ウェールズ	6,688,800	1,860,000	2,200,000	2,500,000	1,500,000
ビクトリア	5,550,000	3,600,000	3,000,000	3,000,000	2,500,000
タインランド	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
南 澳 洲	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000
西 澳 洲	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000
タスマニア	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
聯 邦	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000
全 計	21,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000

(a) 借入金支出、(b) 失業救済事業に依る支出を含む、(c) 損失公債を含む
(d) グラフトン・南ブリス間線に對する聯邦政府借入金支出二、四四六、
〇〇五磅を含む。

年 度	營業路線理當り總收入 (單位千磅)					
	ニューサウス ウェールズ	ビクトリア(b)	タインランド	南 澳 洲	西 澳 洲	タスマニア
一九三五—三六	1,770,000	9,600,000	6,900,000	2,800,000	3,400,000	3,400,000
一九三六—三七	1,860,000	10,100,000	7,000,000	3,000,000	3,500,000	3,500,000
一九三七—三八	2,000,000	9,700,000	7,600,000	3,200,000	3,600,000	3,600,000
一九三八—三九	2,100,000	9,300,000	7,800,000	3,300,000	3,700,000	3,700,000
一九三四—三五	2,700,000	11,900,000	11,000,000	4,000,000	4,500,000	4,500,000
一九三五—三六	2,800,000	12,000,000	11,100,000	4,100,000	4,600,000	4,600,000
一九三六—三七	2,900,000	12,100,000	11,200,000	4,200,000	4,700,000	4,700,000
一九三七—三八	3,000,000	12,200,000	11,300,000	4,300,000	4,800,000	4,800,000
一九三八—三九	3,100,000	12,300,000	11,400,000	4,400,000	4,900,000	4,900,000

(a) 地方開發線經營の缺損に對する一般經營收入よりの補助金八〇〇、〇〇〇磅を含む、(b) 缺損路線に對する一般經營收入よりの下記補助金を含む。一九三四—三
五年一四〇、六一四磅、一九三五—三六年、一六三、八五九磅、一九三六—三七年、二三〇、五七四磅、(c) 缺損保證金一九、一一三磅を含む、(d) 一九三七—三八年及
一九三八—三九年缺損補償金一〇、〇〇〇磅、(e) 一九三五—三六年以前に除外した蒸気、石油軌道車運賃を含む。

(二) 旅客、貨物其他雜收入、(a) 合 計 總收入は以下の項目よ
り成る。(a) 旅客運輸收入(旅客列車による郵便物、家畜、小荷物等の運賃を含
む)、(b) 貨物及び家畜の運送、(c) 賃貨料其他雜收入。次表は、三主要收入に

國有鐵道旅客、貨物其他收入 (單位千磅)

年 度	旅客 輸送 收入					貨物家畜輸送收入					總 計					
	ニューサウスウェールズ	ビクトリアヤ	クイーンズラン	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	聯 邦	總 計	ニューサウスウェールズ	ビクトリアヤ		クイーンズラン	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	聯 邦
一九三四—三五	五,八六八	四,〇八八	一,九四六	六,四一六	七,二二一	一,八五五	二,四〇五	二,一五五	一,八五五	二,四〇五	二,一五五	一,八五五	二,四〇五	二,一五五	一,八五五	一五,〇〇一
一九三五—三六	六,一八七	四,一〇〇	一,九七四	六,六〇六	七,三三三	一,九三三	二,四三三	二,一三三	一,九三三	二,四三三	二,一三三	一,九三三	二,四三三	二,一三三	一,九三三	一四,〇〇八
一九三六—三七	六,八九四	四,三三三	一,九三三	六,七〇七	七,四四四	一,九三三	二,四三三	二,一三三	一,九三三	二,四三三	二,一三三	一,九三三	二,四三三	二,一三三	一,九三三	一四,〇〇八
一九三七—三八	六,八四四	四,二一九	一,九三三	六,七〇七	七,四四四	一,九三三	二,四三三	二,一三三	一,九三三	二,四三三	二,一三三	一,九三三	二,四三三	二,一三三	一,九三三	一四,〇〇八
一九三八—三九	六,七二七	四,二六六	一,九三三	六,七〇七	七,四四四	一,九三三	二,四三三	二,一三三	一,九三三	二,四三三	二,一三三	一,九三三	二,四三三	二,一三三	一,九三三	一四,〇〇八
一九三四—三五	八,五五五	四,五五五	四,六六七	一,八五五	二,四〇五	二,一五五	一,八五五	二,四〇五	二,一五五	一,八五五	二,四〇五	二,一五五	一,八五五	二,四〇五	一,八五五	三三,七〇〇
一九三五—三六	九,一五五	四,七六六	四,四三三	二,〇〇七	二,五七七	二,二〇七	二,五七七	二,二〇七	二,五七七	二,二〇七	二,五七七	二,二〇七	二,五七七	二,二〇七	二,五七七	三三,七〇〇
一九三六—三七	九,六六六	五,〇三九	四,九〇五	二,〇九八	二,五七一	二,二〇七	二,五七一	二,二〇七	二,五七一	二,二〇七	二,五七一	二,二〇七	二,五七一	二,二〇七	二,五七一	三三,七〇〇
一九三七—三八	一〇,〇一一	五,二二二	五,一三三	二,一〇九	二,五七九	二,二一七	二,五七九	二,二一七	二,五七九	二,二一七	二,五七九	二,二一七	二,五七九	二,二一七	二,五七九	三三,七〇〇
一九三八—三九	一〇,三六六	五,三六六	五,二七七	二,一四四	二,六〇〇	二,二二二	二,六〇〇	二,二二二	二,六〇〇	二,二二二	二,六〇〇	二,二二二	二,六〇〇	二,二二二	二,六〇〇	三三,七〇〇
一九三四—三五	二,三三三	一,七七八	三,三三三	一,一五五	一,一五五	一,一五五	一,一五五	一,一五五	一,一五五	一,一五五	一,一五五	一,一五五	一,一五五	一,一五五	一,一五五	一〇,一五七
一九三五—三六	二,四三三	一,七三三	三,四三三	一,二五五	一,二五五	一,二五五	一,二五五	一,二五五	一,二五五	一,二五五	一,二五五	一,二五五	一,二五五	一,二五五	一,二五五	一〇,一五七
一九三六—三七	二,五三三	一,八三三	三,五三三	一,三五五	一,三五五	一,三五五	一,三五五	一,三五五	一,三五五	一,三五五	一,三五五	一,三五五	一,三五五	一,三五五	一,三五五	一〇,一五七
一九三七—三八	二,六三三	一,九三三	三,六三三	一,四五五	一,四五五	一,四五五	一,四五五	一,四五五	一,四五五	一,四五五	一,四五五	一,四五五	一,四五五	一,四五五	一,四五五	一〇,一五七
一九三八—三九	二,七三三	二,〇三三	三,七三三	一,五五五	一,五五五	一,五五五	一,五五五	一,五五五	一,五五五	一,五五五	一,五五五	一,五五五	一,五五五	一,五五五	一,五五五	一〇,一五七

(a) 前掲總收入表註(a)參照

(b) 前掲總收入表註(b)參照

(c) 以前「雜」に含まれた各品目は現在「旅客及び貨物」に含まる。

(b) 百分率 次表は過去二年間各年別に收入總額に對する各項受取の百分率を示す。

國有鐵道收入比 (%)

摘 要	一九三七—三八		一九三八—三九	
	旅客	貨物	旅客	貨物
ニューサウスウェールズ	五・五	二・三	五・五	二・三
ビクトリアヤ	五・五	二・三	五・五	二・三
クイーンズラン	三・七	一・九	三・七	一・九
南洋	三・七	一・九	三・七	一・九
西洋	三・七	一・九	三・七	一・九
タスマニア	三・七	一・九	三・七	一・九
聯邦	三・七	一・九	三・七	一・九
總計	三・七	一・九	三・七	一・九

四 營 業 費

(一) 概 說 營業費の適正な比較を爲す爲には、州、聯邦鐵道の相違せる組織のみならず、其同一組織中の相異なる部分の軌幅、地理的並に交通的諸條件を考慮に入れるを要する。交通の頻繁でない時は營業費の割合は當然頻繁の時よりは大きい。これは特に南洋に適合する。蓋し南洋に於ては多くの場合に於て噸・哩賃率が遠距離漸減主義（即ち遠隔な内地地方よりの商品に對しては低率の噸哩賃率を課する）に従つて規定されてあり而も戻荷の少い線が多いからである。

次表は、一九三四—一九三五年より一九三八—一九三九年間の支出年總額、總收入に對する百分率、平均營業費、列車走行哩當り支出を示す。

國有鐵道營業費

年 度	營業費總額 (單位千磅)				
	ニューサウスウェールズ	ビクトリアヤ	クイーンズラン	南洋	西洋
一九三四—三五	一一,五五五	六,五〇六	五,〇〇七	二,四四一	二,六五五
一九三五—三六	一二,八八八	六,八七七	五,二二三	二,四四一	二,六五五
一九三六—三七	一三,三三三	七,二九九	五,四四四	二,四四一	二,六五五
一九三七—三八	一三,七三三	七,六三三	五,六三三	二,四四一	二,六五五
一九三八—三九	一四,一三三	八,〇三三	五,八三三	二,四四一	二,六五五

一九三八—三九	二四八	一、九二	三三	五七	一四	(a) 二八	四	四九六
---------	-----	------	----	----	----	--------	---	-----

(a) 取換及び減償額却基金一九三五年五四、〇〇〇磅、一九三六、一九三七、一九三八、一九三九年九四、〇〇〇磅を含む。

五 純 收 入

過去五年間に於ける純収入即ち営業費を差引いた總収入の残部及び營業平均哩、列車走行哩當り純収入額を示す。

年 度	國 有 鐵 道 純 收 入 (單位千磅)						
	ニューサウスウェールズ	ビクトリアヤ	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	聯 邦 邦 洲
一九三四—三五	五、三三七	三、九四五	三、〇〇〇	四、七	五、九	(-)(-)(-)(-)(-)	(-)
一九三五—三六	五、九〇六	三、八三三	一、四八五	四、四	五、九	(-)(-)(-)(-)(-)	(-)
一九三六—三七	六、六六一	三、八七七	一、六三六	四、二	六、三	(-)(-)(-)(-)(-)	(-)
一九三七—三八	六、五五八	一、九〇五	一、四六六	四、八	六、六	(-)(-)(-)(-)(-)	(-)
一九三八—三九	五、四三三	一、三三三	一、〇二五	一、八	六、八	(-)(-)(-)(-)(-)	(-)
平均營業哩當り純收入 (單位磅)	八五〇	六八	三七	一、五	二、二	(-)(-)(-)(-)(-)	(-)
一九三四—三五	八、五〇	六八	三七	一、五	二、二	(-)(-)(-)(-)(-)	(-)
一九三五—三六	九、六四	六二	三六	一、八	三、〇	(-)(-)(-)(-)(-)	(-)
一九三六—三七	一、〇三三	六九	二八	一、六	三、三	(-)(-)(-)(-)(-)	(-)
一九三七—三八	一、〇二七	四〇	三六	一、三	三、三	(-)(-)(-)(-)(-)	(-)
一九三八—三九	八八	三七	三三	一、一	三、三	(-)(-)(-)(-)(-)	(-)
平均列車走行哩當り純收入 (單位片)	四七、八	四、〇	一、七	一、〇	一、七	(a) (-)(-)	(-)
一九三四—三五	四七、八	四、〇	一、七	一、〇	一、七	(a) (-)(-)	(-)
一九三五—三六	五、七	四、九	一、七	一、〇	一、七	(a) (-)(-)	(-)

一九三六—三七	五、三六	四、〇二	三、〇二	一、九三	三、三六	(-)(-)(-)	一、〇七	五、九
一九三七—三八	五、一六	三、五三	二、三〇	一、六〇	三、六	(-)(-)(-)	二、七	四、一
一九三八—三九	四、〇八	一、六三	七、六	七、三	三、一〇	(-)(-)(-)	三、三	三、三

(a) 本章第二節三〇(一)×列車走行哩當り收入表(註)を参照。

本章の圖表は本章末に掲載せり。これは、一八七〇—一九三九年間の總收入、純収入及び營業費を示す。

六 利 子
一九三九年六月三十日迄五年間の國有鐵道建設設備に對する借入金に支拂はれたる利子總額は次の如し。

國 有 鐵 道 公 債 利 子 支 拂 高 (單位千磅)

年 度	ニューサウスウェールズ (a)	ビクトリアヤ	クイーンズランド (a)	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	聯 邦 邦 洲	洋 洲 (a)
一九三四—三五	五、六八	三、〇七	一、五七	一、〇六	一、〇六	三、四	四、八	一、一八
一九三五—三六	五、七〇〇	三、〇三	一、五三	一、〇六	一、〇六	三、四	四、八	一、一八
一九三六—三七	五、四四四	三、〇〇五	一、六三三	一、〇六	一、〇六	三、四	四、八	一、一八
一九三七—三八	五、三三〇	一、八二	一、六三三	一、〇六	一、〇六	三、四	四、八	一、一八
一九三八—三九	五、三六〇	一、八六〇	一、六三三	一、〇六	一、〇六	三、四	四、八	一、一八

(a) グラフトン、南ブリスベイン線に對する利子、一九三八—一九三九年度額二一八、一二五磅、各州分擔額ニューサウスウェールズ七二、一七九磅、クイーンズランド二七、〇二九磅、聯邦一八、九一七磅を含む。本章第一節「五」を参照。

建設設備費に對する支拂利率は、一般經常收入よりの支出九、二九九、八九六磅を差引き、一九三八—一九三九年度は三、七五%であつた。

對外利子支拂、爲替差損公債取扱及發行の諸費用は上表には含まれない。これらの項目は、クイーンズランド、西洋洲、タスマニアに於ける鐵道には課せられず、これら各州に就ての資料は入手できない。其他の州に於て一九三八—一九三九年度に支拂はるべき總額は、ニューサウスウェールズ六九〇、

七 利 益 及 び 損 失
次表は、過去五年間に於ける營業費、爲替差損を除く利子其他を總収入より差引したる後の實際の損益を示す。

國有鐵道損益 (單位千磅)

年 度	ニューサウス ウェールズ (a)	ビクトリア (b)	クイーン スランド (a) (b)	南 洋洲	西 洋洲	タスマニア (b)	聯 邦	洋 洲 (a)
一九三四—三五	(-) 四四〇	(-) 一四三	(-) 一〇七	(-) 四九	(-) 九	(-) 三〇	(-) 四七	(-) 一七三
一九三五—三六	三〇六	(-) 一六	(-) 一〇七	(-) 五七	(-) 九	(-) 三〇	(-) 四七	(-) 一六六
一九三六—三七	八七	(-) 二五	二	(-) 六九	(-) 一〇	(-) 三〇	(-) 四六	(-) 一八二
一九三七—三八	一、六六	四	(-) 二六	(-) 六五	(-) 三〇	(-) 三〇	(-) 四六	(-) 一七〇
一九三八—三九	四	(-) 六六	(-) 七	(-) 八六	(-) 三三	(-) 二五	(-) 四〇	(-) 二七三

(a) 本章第二節「六」(a)參照 (b) 第二節「一」參照。

八 運 輸

(一) 概 説 多數線路に於ける運輸條件の相違に就ては、既に述べたが、これらの條件は各州及び聯邦の組織に於てのみならず、同一組織内の異なる路線によつても相違してゐる。これは旅客及び貨物輸送とも同

國 有 鐵 道 運 輸

様である。更に、洋洲人口の大部分は、沿岸地域、特に東部南部に限られてゐる。それ故、主要人口中心地間の鐵道輸送の大部分は、沿岸地方の路線によつて行はれ、時には海上輸送との競争が行はれる。更に近年は空輸との競争が重要な事柄となつて來た。次表は、一九三四—三五年乃至一九三八—三九年間の細目を示す。

年 度	旅 客 數 (單位千人)							
	ニューサウス ウェールズ	ビクトリア	クイーン スランド	南 洋洲	西 洋洲	タスマニア	聯 邦	洋 洲
一九三四—三五	三、六三	一、五九	七、七五	六、五七	二、五五	三、八八	四	一、三三
一九三五—三六	三、〇三	一、五九	七、三三	六、六二	二、五五	三、八八	四	一、三三
一九三六—三七	二、七、八七	一、五九	七、〇七	六、六二	二、五五	三、八八	四	一、三三
一九三七—三八	一、八、四九	一、五九	六、六二	六、六二	二、五五	三、八八	四	一、三三
一九三八—三九	一、六、七〇	一、五九	六、六二	六、六二	二、五五	三、八八	四	一、三三

貨物及び家畜噸數 (單位千噸)

一九三五—三六	七、九四五	元、九四	四、八四	六、六二	二、〇六	三、〇〇	四	一、五九
一九三六—三七	元、〇八	元、九四	三、八七	七、〇六	二、九七	三、八八	四	一、三三
一九三七—三八	三、〇、九七〇	元、〇九	三、九三	六、九二	三、七四	三、〇〇	四	一、三三
一九三八—三九	三、〇、五五	元、〇六	三、七五	六、八四	三、六八	三、〇〇	四	一、三三
一九三四—三五	三、一〇、一九	六、〇〇	四、八九	二、三三	二、〇三	一、〇二	四	一、〇一
一九三五—三六	一、八、八九	六、〇〇	四、八九	二、三三	二、〇三	一、〇二	四	一、〇一
一九三六—三七	一、四、六五	六、八三	四、九七	二、三三	二、〇三	一、〇二	四	一、〇一
一九三七—三八	一、六、四〇	七、五九	五、〇六	二、八九	三、〇〇	一、〇二	四	一、〇一
一九三八—三九	一、五、四七	五、九六	五、三三	二、六四	三、〇〇	一、〇二	四	一、〇一

(二) 首府、郊外、地方旅客運輸及び收入 次表の比較により旅客運輸條件の差異は一層明確となる。 國有鐵道首府・郊外・地方旅客運輸及び收入 (一九三八—三九)

摘 要	旅 客 (人)			收 入 (磅)		
	首府・郊外	地 方	計	首府・郊外	地 方	計
ニューサウスウェールズ	一、七、七、二、九七	一、三、〇、六、七	一、八、六、七、九、六四	三、〇〇、八、七〇	一、〇、〇、三、六	三、〇〇、八、七〇
ビクトリア	一、三、五、四、七九	六、七、七、八六	一、四、三、三、五七	一、三、三、〇、七九	一、四、五、三、八二	二、〇、〇、〇、六

年	西	南	クイ ン ス ラ ン ド	聯		タ ス マ ニ ヤ	西	南	クイ ン ス ラ ン ド
				西	南				
一九三九	二,七五九	二,七五九	二,七五九	二,七五九	二,七五九	二,七五九	二,七五九	二,七五九	二,七五九
一九三八	二,七五九	二,七五九	二,七五九	二,七五九	二,七五九	二,七五九	二,七五九	二,七五九	二,七五九
一九三七	二,七五九	二,七五九	二,七五九	二,七五九	二,七五九	二,七五九	二,七五九	二,七五九	二,七五九

(a) グラフトン、南ブリスベーン線(統一軌軌)のクイーンズランド線を除く。(b) 不明。(c) 聯邦管理線路。
 (五) 「噸・哩」數 一九三六—三七年より一九三八—三九年度各年に於ける細目を次表に示す。

國有鐵道「噸・哩」數

年	西	南	クイ ン ス ラ ン ド	ビ ク ト リ ヤ	ニュー サ ウ ス ウ エ ス ト ン	貨物		客		營業 當り 平均 噸 哩
						噸	哩	人	哩	
一九三九	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
一九三八	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
一九三七	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

年	タスマニア		ニヤ		邦		計	
	(a)	(b)	(c)	(d)	(a)	(b)	(c)	(d)
一九三七	九二五	四二五	五〇五	四九八	一七	八六九	六三三	六三三
一九三八	九七〇	四九六	四九八	四九八	一八	六九〇	五八三	五八三
一九三九	九〇〇	四〇六	四九八	四九八	一八	六九〇	五八三	五八三

(a) グラフトン-南ブリスベーン(統一軌幅)線 タインスランド線を除く。(b) 推定 (c) 輸送家畜の細目を除く。(d) 聯邦管理路線。

九車 輛

國有鐵道車輛數 (六月三十日現在)

州	一九三七年			一九三八年			一九三九年		
	機關車	客車	其他	機關車	客車	其他	機關車	客車	其他
ニューサウスウェールズ	一,三三六	二,三三五	三,三九三	一,三三〇	二,三九〇	三,三九〇	一,三三〇	二,三九〇	三,三九〇
ビクトリア	五八八	二,三三三	二,一〇一	五八八	二,三三三	二,一〇一	五八八	二,三三三	二,一〇一
クインスランド	七五五	一,一〇七	一,八七〇	七五五	一,一〇七	一,八七〇	七五五	一,一〇七	一,八七〇
南 洋 洲	三三〇	六〇八	八,四三六	三三〇	六〇八	八,四三六	三三〇	六〇八	八,四三六
西 洋 洲	四七	四七	八,四三六	四七	四七	八,四三六	四七	四七	八,四三六
タスマニア	九	三六	二,〇七〇	九	三六	二,〇七〇	九	三六	二,〇七〇
計	三,〇六九	八,〇〇〇	一六,〇六六	三,〇六八	八,〇五二	一六,〇六六	三,〇六八	八,〇五二	一六,〇六六

次表は一九三七-一九三九年の各年に於ける六月三十日現在使用車輛數を示す。詳細は「運輸交通時報」第三〇號にあり。

一〇事 故

次表は一九三六-三九、一九三七-三八、一九三八-三九年度國有鐵道列車事故其他車輛による死亡負傷者數を示す。

國有鐵道事故數

州	一九三六-三九		一九三七-三八		一九三八-三九	
	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷
ニューサウスウェールズ	五	四九	四	三五	三	二五
ビクトリア	一	一四	一	一四	一	一四
クインスランド	一	一三	一	一三	一	一三
南 洋 洲	一	一三	一	一三	一	一三
計	八	七九	七	六五	六	五五

鐵道事故により遭難せる旅客、従業員其他の數字の詳細は「運輸交通時報」第三〇號二五頁に掲載。

一一 石油及び燃料の消費

次表は一九三八-三九年度に於ける各鐵道局消費燃料の數量及び價格を示す。

州	煤	石油	其他	石 炭
西 洋 洲	一八	七三	一四	一六〇
タスマニア	一	一	一	一
南 洋 洲	一七二	一七二	一〇	一六七
計	一九〇	一六六	二五	一六八

國有鐵道石油及び燃料消費高 (一九三八-三九)

州	石油		其他		石 炭	
	價 格	價 格	價 格	價 格	價 格	價 格
ニューサウスウェールズ	1,101,300	1,101,300	1,101,300	1,101,300	1,101,300	1,101,300
ビクトリア	2,070,000	2,070,000	2,070,000	2,070,000	2,070,000	2,070,000
クインスランド	2,070,000	2,070,000	2,070,000	2,070,000	2,070,000	2,070,000
南 洋 洲	2,070,000	2,070,000	2,070,000	2,070,000	2,070,000	2,070,000
西 洋 洲	2,070,000	2,070,000	2,070,000	2,070,000	2,070,000	2,070,000
タスマニア	2,070,000	2,070,000	2,070,000	2,070,000	2,070,000	2,070,000
計	11,281,600	11,281,600	11,281,600	11,281,600	11,281,600	11,281,600

一一 従業員

次表は一九三八—三九年度に於ける国有鐵道平均従業員数の詳細を示す。更に細目については、「運輸交通時報」第三〇號参照。
国有鐵道平均従業員數 (一九三八—三九)

州	運輸人員		建設人員		全従業員	
	月給制	日給制	月給制	日給制	月給制	日給制
ニューサウスウェールズ	7,001	3,331	1,611	7,000	8,611	3,331
ビクトリア	3,331	1,611	7,000	3,331	10,331	1,611
クイーンズランド	1,611	7,000	3,331	1,611	5,000	7,000
南 洋 洲	7,000	3,331	1,611	7,000	8,611	3,331
西 洋 洲	3,331	1,611	7,000	3,331	10,331	1,611
タスマニア	1,611	7,000	3,331	1,611	5,000	7,000
聯邦	7,000	3,331	1,611	7,000	8,611	3,331
計	26,662	11,662	6,662	26,662	33,324	11,662

(a) ビクトリアに於ては建設工事は鐵道委員の管理を受けない (b) 建設工事は道路土木部長の管理下にある。

第三節 私有鐵道

一 營業哩數 二 一般交通用路線

一 營業哩數

一九三八—三九年度—南洋に於ける私有鐵道の大半は木材、薪炭、甘

私有鐵道運輸概要 (一九三八—三九)

蔗、石炭其他鐵石の運搬用に敷設され、概して旅客輸送又は一般運輸には使用されない。多く、砂利を敷いておかないので、軌條は容易に移動出来る。本部門で扱ふ鐵道は一般旅客及び貨物輸送用路線のみであつて、特殊路線の完全な細目を缺く。
二 一般交通用路線

州	營業哩數	投資額 (千磅)	總收入 (磅)	營業費 (磅)	列車走行哩數 (千哩)	旅客數 (千人)	貨物輸送量 (千噸)	従業員數
ニューサウスウェールズ	1,855	1,155	357,555	334,051	65	1,233	1,611	86
ビクトリア	2,000	600	682,800	744,500	100	8	35	8
クイーンズランド	1,855	2,000	3,500	2,675	115	1	2,331	9
南 洋 洲	5,000	(b)	(b)	(b)	26	3	1,000	77
西 洋 洲	3,700	2,000	1,700,000	1,500,000	25	3	1,000	77
タスマニア	1,350	900	1,500,000	1,150,000	25	3	1,000	77
計	14,810	7,655	7,500,000	6,900,000	331	16	6,662	333

(a) 不完全 (b) 不明

前表中のある項は、ニューサウスウェールズ、クイーンズランド、南洋洲、タスマニアの諸州に關しては不完全である。ニューサウスウェールズ及びクイーンズランドの數は私有ではあるが、各政府鐵道局により運輸され政府所有車輛が使用されてゐる。又二、三の會社は運輸路線の投資額、收入、營業費の細目を提示することができない。又貨物等の噸數を示す數字は自家用石炭、鐵石、木材、甘蔗等を含み、一般公衆用に輸送された貨物を示す數字と區別されてゐない場合がある。

C 市街軌道

一 運輸的方式 二 電氣軌道

一 運輸的方式

(一) 概説 市街軌道に依る運輸は各州に亘つて行はれ、近年は電氣牽引の利用に依り著しく普及し、現在多數の都市がその便を得てゐる。南洋の多くの地方では木材、鐵山、製糖其他の産業と關聯せる特殊目的

管理方式	管理方式別 (哩)					
	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南洋洲	西洋洲	タスマニア
動力、軌幅	1,855	2,000	1,855	5,000	3,700	1,350
計	1,855	2,000	1,855	5,000	3,700	1,350

用の私有線は、屢々軌道 (Tramways) と呼ばれてゐるが、本來は鐵道 (Railways) であり(上記参照)、それはこの部門で扱ふ旅客輸送用の市街軌道とは相異してゐる。
(二) 營業路線總哩數及び路線の分類 次表は(a)管理者、(b)動力、(c)軌幅によつて分類された一般旅客用營業軌道の哩數を各州別に示す。

軌道—營業路線哩數 (一九三八—三九)

動力源別	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南洋洲	西洋洲	タスマニア	洋洲
電力	1,617	1,525	605	770	719	2,140	5,686
蒸気・石油	3,350	1	8,450	1,320	1	1,320	19,441
ケイブル	790	1	1	1	1	1	794
計	5,757	1,526	6,056	771	720	3,461	25,902

(三) 建設及び設備費 次表は、動力源別による一九三九年六月三十日

軌道建設費 (一九三八—三九)

軌道建設費	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南洋洲	西洋洲	タスマニア	洋洲
計	1,617	1,526	6,056	771	720	3,461	25,902
五呎三吋	1,617	1,526	6,056	771	720	3,461	25,902
四呎八吋	1,617	1,526	6,056	771	720	3,461	25,902
三呎六吋	1,617	1,526	6,056	771	720	3,461	25,902

現在全軌道建設及び設備費總額を示す。管理者に關する詳細は「運輸交通時報」第三〇號二八頁参照。

動力源別	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南洋洲	西洋洲	タスマニア	洋洲
電力	1,617	1,525	605	770	719	2,140	5,686
蒸気・石油	3,350	1	8,450	1,320	1	1,320	19,441
ケイブル	790	1	1	1	1	1	794
計	5,757	1,526	6,056	771	720	3,461	25,902

(四) 營業概要 一九三四—三五年乃至一九三八—三九年迄の全軌道の營業概要を次表に示す。

摘要	一九三四—三五	一九三八—三九
營業哩數	6,267.7	6,267.7
營業噸數	2,160	2,160

摘要	一九三四—三五	一九三八—三九
建設設備費 (單位千磅)	1,617	1,617
總營業費 (單位千磅)	1,617	1,617
總營業收入 (單位千磅)	1,617	1,617
總營業利益 (單位千磅)	1,617	1,617

摘要	一九三四—三五	一九三八—三九
利 (單位千磅)	1,617	1,617
總收入に對する營業費の百分率	7.5	7.5
投資額に對する純益の百分率	7.5	7.5
走行哩當り營業費 (單位片)	1,617	1,617
走行哩當り營業收入 (單位片)	1,617	1,617
走行哩當り純益 (單位片)	1,617	1,617

電氣軌道事業投資額及び財政狀態

摘要	一九三九	一九三八—三九
旅客 (單位千人)	673,533	673,533
走行哩當り旅客數	8.9	8.9
旅客當り平均收入 (單位片)	2.2	2.2
從業員數	1,773	1,773

(一) 財政 次表は最近五年間に於ける洋洲及び一九三八—三九年度各州電氣軌道事業投資額及び財政狀態を示す。

州	一九三九年六月三十日現在哩數	投資 (千磅)	總收入 (千磅)	營業費 (千磅)	純益 (千磅)	利 (千磅)	一九三九年六月三十日現在從業員數
各州	19,381,339	1,117	1,098	1,098	1,098	1,098	7,661
ニュージーランド	18,977	8,450	8,450	8,450	8,450	8,450	8,450
ビクトリア	1,525	1,525	1,525	1,525	1,525	1,525	1,525
タインスランド	605	605	605	605	605	605	605
南洋洲	770	770	770	770	770	770	770
西洋洲	719	719	719	719	719	719	719
タスマニア	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
洋洲	5,686	5,686	5,686	5,686	5,686	5,686	5,686

一九三六—三九	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三六—三九	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三六—三九	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三六—三九	一九三七—三八	一九三八—三九
五七、九六	五八、二六	五八、二四	五七、九六	五八、二六	五八、二四	五七、九六	五八、二六	五八、二四	五七、九六	五八、二六	五八、二四
三、九四	三、九三	三、九三	三、九四	三、九三	三、九三	三、九四	三、九三	三、九三	三、九四	三、九三	三、九三
七、八八	七、六三	七、六九	七、八八	七、六三	七、六九	七、八八	七、六三	七、六九	七、八八	七、六三	七、六九
五、九六	五、九三	五、九三	五、九六	五、九三	五、九三	五、九六	五、九三	五、九三	五、九六	五、九三	五、九三
二、〇七	一、八八	一、九〇	二、〇七	一、八八	一、九〇	二、〇七	一、八八	一、九〇	二、〇七	一、八八	一、九〇
一、七八	一、七二	一、七二	一、七八	一、七二	一、七二	一、七八	一、七二	一、七二	一、七八	一、七二	一、七二
一、七四	一、七二	一、七二	一、七四	一、七二	一、七二	一、七四	一、七二	一、七二	一、七四	一、七二	一、七二

(一) 電氣軌道運輸狀態及び事故 次表に一九三八—三九年度に於ける各州及び最近五年間に於ける濠洲の細目を示す。

電氣軌道運輸及事故

州	平均營業哩數	走行哩數 (千哩)	旅客數 (千人)	平均旅客數	事故	
					死亡	負傷
各州 (一九三八—三九)	一八、九七	三、〇〇〇	三、三六	九、三三	三	一、〇八
ニューサウスウェールズ	一八、九七	三、〇〇〇	三、三六	九、三三	三	一、〇八
ビクトリア	一八、九七	三、〇〇〇	三、三六	九、三三	三	一、〇八
クイーンズランド	一八、九七	三、〇〇〇	三、三六	九、三三	三	一、〇八
南澳	一八、九七	三、〇〇〇	三、三六	九、三三	三	一、〇八
西澳	一八、九七	三、〇〇〇	三、三六	九、三三	三	一、〇八
タスマニア	一八、九七	三、〇〇〇	三、三六	九、三三	三	一、〇八
濠洲	一八、九七	三、〇〇〇	三、三六	九、三三	三	一、〇八
一九三四—三五	一八、九七	三、〇〇〇	三、三六	九、三三	三	一、〇八
一九三五—三六	一八、九七	三、〇〇〇	三、三六	九、三三	三	一、〇八
一九三六—三九	一八、九七	三、〇〇〇	三、三六	九、三三	三	一、〇八
一九三八—三九	一八、九七	三、〇〇〇	三、三六	九、三三	三	一、〇八

D 自動車

- 一 自動車及び自動車工業 二 登録 三 公衆用自動車 四 乗合自動車 五 自動車登録其他 六 新登録自動車 七 世界自動車統計

一 自動車及び自動車工業

(一) 自動車の發達 本年鑑第二〇卷三一九頁に自動車發達の小史を掲載す。

(二) 自動車工業 自動車は濠洲で全部製造されてはゐないが、組立、車體製造工場に投下された資本は巨額に上る。この工業の重要性は、過去四年間に於ける自動車車體の國內製造並に自動車、燃料及びタイヤの輸入を示す次表によつて窺はれる。

摘要	單位	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
製造車體	臺數	六、〇七、七五七	七、七、九一	七、〇〇、〇七	七、九、〇七
輸入車體	臺數	一、六、九	七、六、六	六、九、九	五、三
車體	臺數	一、〇、一、六六六	八、一、二、五七	七、一、〇、一、〇六	七、一、〇、一、〇六
車體	臺數	一、〇、一、六六六	八、一、二、五七	七、一、〇、一、〇六	七、一、〇、一、〇六
重油	噸	五、五、七、九七	五、四、六、四〇	七、三、五、五、六	六、四、六、六、九
ガソリン	百萬ガロン	五、九、六、六	五、〇、五、二七	六、〇、三、二六	六、〇、三、二六
其他	百萬ガロン	三、五、三、三	三、五、三、三	三、五、三、三	三、五、三、三
タイヤ及チューブ	封度	三、五、三、三	三、五、三、三	三、五、三、三	三、五、三、三

正確な數字は得られないが、一九三八—三九年度に濠洲に於て生産されたタイヤ及びチューブの價額は約四、〇〇〇、〇〇〇磅に上り、なほ部品、電池其他附屬品の製造工業も好況を呈してゐる。

二 登録

自動車登録及び操縦者免許制度は濠洲を通じて統一されてゐない。各州に於ける登録方法、免許料等は、本年鑑第一六卷三三三—三四〇頁及び第二五卷迄の版に記載されてゐる。

三 公衆用自動車

各州首府及び多くの重要な地方中心地に於ては、タクシー其他は警務局長又は自治體當局の下附する鑑札に依つて營業してゐる。その大部分は個人或は小會社の經營に依るもので、完全な資料を入手し得ない。

四 乗合自動車

都市及び地方中心地に於て乗合自動車交通は近年甚だしい發達を遂げ、鐵道及び市街軌道に對して著しい影響を與へてゐる。乗合自動車運輸路線を劃當する権能を有する機關が出来たのは右乗合自動車既設鐵道及び市街軌道と並行又は接近して運輸されることから生ずる經濟的浪費を避けるためである。路線劃當の一般原則は、乗合自動車事業は既設運輸施設に對する培養線ならしめることである。數州の鐵道及び市街軌道組織は公共團體の既設運輸機關の保護に努める一方個人企業の競争を阻止する目的からその主要線に對する補助線として乗合自動車を經營してゐる。即ちニューサウスウェールズの道路運輸軌道局、ビクトリアのビクトリア鐵道委員會、南濠洲の南濠洲鐵道委員會及びアデレードの市軌道トラスト、タスマニアのホバート市參事會等はこの方針を採用してゐる。

五 自動車登録及收入

(一) 自動車登録及收入 次表は一九三八—三九年度自動車登録、發行免許狀收入の細目である。

自動車登録及び収入 (一九三八年—一九三九年)

Table showing vehicle registration and revenue by region (e.g., 北 部 領, 南 部 領, 西 部 領) for the years 1938 and 1939. Columns include registration counts and revenue components like license fees and transfer fees.

(a) 附随車一八、四六四臺、街路トラクター等二、〇三五臺及びデイトライス・ブレイト三、七二二臺を除く。(b) タクシー及びハイヤーを含む。(c) 貨物自動車、バス等を含む。(d) 原始産業者所有登録四七、四二七臺を含む。

譯註—一九四〇年六月三十日現在登録自動車数は本書附録より便宜上次に示す。

登録自動車数 (一九四〇年六月三十日現在)

Table listing the number of registered vehicles by region (e.g., ニューサウスウェールズ, ビクトリア, タイスマニア) as of June 30, 1940.

(二) 登録自動車数、発行免許證數及び収入 一九三四—一九三五年乃至一九三八—一九三九年間各年度の詳細を次表に示す。

Table showing the number of registered vehicles, license issuance counts, and revenue by region for the years 1934-1935 and 1938-1939. Columns include registration counts, license counts, and revenue components.

自動車登録及び収入 (一九三四—一九三五年—一九三八—一九三九年)

(a) ビクトリアの原始産業者使用車を含む。(b) タクシーの原始産業者使用車を含む。

(三) 人口との關係 次表は一九二一年十二月三十一日及び一九三五年—一九三九年各年度六月三十日現在各州人口千人當り登録自動車臺數 (自動車轉車を除く) を示す。

Table showing the relationship between population and the number of registered vehicles per 1,000 population by region for various years (1921, 1935, 1936, 1937, 1938, 1939).

(四) 自動車収入 次表は一九三四—一九三五年より一九三八—一九三九年に至る各年度州に於ける登録料及び自動車税よりの一臺平均収入 (自動車轉車を除く) を示す。州によつては自動車税は記録上區別しない。その場合登録料による自動車轉車に對する税率に基く税額は總収入から差引かれる故平均額は概算である。

登録料及び自動車税 (自動車轉車を除く) 一臺當り平均収入 (單位 磅・先令)

Table showing the average revenue per vehicle (including registration fees and taxes) by region for the years 1934-1935 and 1938-1939.

洲	五・二・一	五・二・二	六・六・〇	五・八・七	五・二・二
計	七・二・二	七・四・〇	七・四・九	七・五・二	七・八・三

(a) 一九三五—三六年度に比較して減少したのは主として同年度に登録方法が変更され、従前の登録期間一年を半年に短縮されたためである。(b) 推定数。

六 新登録自動車

(一) 各州新登録車数 一九三八—三九年度の細目を次表に示す。

州又は領	自動車	商業車等	自動自轉車	計
ニュージーランド	三〇,〇〇〇	七,八〇〇	二,一〇〇	三九,九〇〇
ビクトリア	一五,〇〇〇	(a) 六,八〇〇	二,〇〇〇	二三,八〇〇
クイーンズランド	七,〇〇〇	五,三〇〇	一,〇〇〇	一三,三〇〇
南 洋 洲 (b)	五,一五〇	二,三〇〇	七〇〇	八,一五〇
西 洋 洲 (c)	二,〇〇〇	六〇〇	二〇〇	二,八〇〇
オーストラリア	二,〇〇〇	六〇〇	二〇〇	二,八〇〇
計	五三,八〇〇	二二,四〇〇	七,〇〇〇	八三,二〇〇

(a) 原始産業生産者登録車を含む (b) 北部領を除く (c) 首府地域のみ。

譯註 一九三九—四〇年度新登録車数は本書附録より便宜上次に示す。

新登録自動車 (一九四〇年六月現在)

「アメリカン・オートモビル」誌の行つた一九四〇年度世界自動車調査の結果は次表の如し。一九四〇年一月一日現在世界登録乗用自動車、トラック、乗合自動車は四四、五一五、一三七臺で、前年度の四二、八三四、四六五臺に比し、三・九%の増加を示し、現在までの最高数字である。次表は一九四〇年一月一日各大陸に於ける登録自動車数を示す。

世界登録自動車数 (一九四〇年一月一日現在)

大 陸 別	自動車總数	自動車 (a)	貨物・乗合自動車 (a)	自轉自動車 (a)
アフリカ (米國を除く)	二,三〇九,一〇〇	一,九七九,八三三	三五,三二六	三五,九四一
南 洋 洲	三〇,一〇三,三三三	二五,八〇四,四〇〇	四,七五五,八〇〇	二八,八〇〇,〇〇〇
ア 州	九,四七六,五五五	四,七〇七,〇〇〇	三,六六六,五五五	一〇,一〇〇,〇〇〇
北 洋 洲	一,一〇〇,〇〇〇	八七四,〇〇〇	二,二〇〇,〇〇〇	二,七二二,〇〇〇
計	四,五五五,一七〇	三,六三三,〇〇〇	八,六八八,〇〇〇	三,一五九,九三三

(a) 不完全。

次表は各國登録自動車数及び各國人口概数を示す。

自動車比較統計 (一九四〇年一月一日現在)

國 名	人口概数 (百万人)	自動車、貨物、乗合自動車数	自動自轉車
南 洋 洲	七	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
アフリカ	一四	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
オーストラリア	一四	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
北 洋 洲	一三	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
ア 州	一三	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
計	七〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

州又は領	自動車	商業車等	自動自轉車	計
ニュージーランド	一八,三〇〇	六,二七〇	一,三〇〇	二五,八七〇
ビクトリア	一〇,〇〇〇	五,七〇〇	一,〇〇〇	一六,七〇〇
クイーンズランド	五,〇〇〇	四,〇〇〇	七〇〇	一〇,〇〇〇
南 洋 洲 (a)	四,〇〇〇	一,〇〇〇	五〇〇	五,五〇〇
西 洋 洲 (b)	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	二,一〇〇
オーストラリア	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	二,一〇〇
計	三九,三〇〇	一八,九七〇	四,〇〇〇	六二,二七〇

(a) 北部領を除く (b) 首府地域のみ。

(二) 新登録車数は次の通りである。

年 度	自動車	商業車等	自動自轉車	計
一九三四—三五	三三,九〇〇	一四,四〇〇	五,三〇〇	五三,六〇〇
一九三五—三六	三〇,四〇〇	一六,八〇〇	六,七〇〇	五三,九〇〇
一九三六—三七	二八,五〇〇	一五,九〇〇	七,〇〇〇	五二,三〇〇
一九三七—三八	二七,〇〇〇	一五,〇〇〇	八,〇〇〇	五〇,〇〇〇
一九三八—三九	二五,八〇〇	一四,六〇〇	七,〇〇〇	四七,四〇〇

(a) 北部領、西洋洲首府外地域及び一九三五—三六年度以前の南洋洲領を除く。

七 世界自動車統計 (一九四〇年)

英 國	印 度	日 本	米 國	南 洋 洲	ア 州	北 洋 洲	計
三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇

この数字の一部はトレイド・コミッションナー、又は代表的自動車業團體の提供する推定数に基く概数であり、特に自動自轉車に關しては不完全なものである。

E 交通事故

一 概説 二 記録事故總数 三 傷害事故

一 概 説

街路上に生ずる事故の報告方法は聯邦内に於ては統一されてゐない。ニュージーランドの如く小事故の報告を強制されてゐない州もあり、ビクトリアの如く全交通事故の報告を強制してゐる州もある。そのため各州の事故数に就ては比較し得ず又被害者数に就ても程度の差こそあれ事故数同様に困難である。

二 記録事故總数

(一) 一九三八—三九年度 次表は同年度に於ける街路上事故(警察署に報告された)による死亡、負傷者数及びその年齢を示す。

街路交通事故死亡・負傷者数 (警察署に報告のもの) (一九三八—一九三九)

州又は領	事故数	死亡者数		負傷者数	
		計	平均人口	計	平均人口
ニューサウスウェールズ	二,一九〇六	五,四三三	〇・三〇	八,六六六	二・五三
ビクトリア	一八,四九六	四,一八〇	〇・三三	七,四三六	二・八四
クイーンズランド	一〇,三九七	一,七三三	〇・一七	四,〇三六	一・一四
南オーストラリア	一三,五五八	一,一八〇	〇・一〇	五,五五六	一・九〇
西オーストラリア	五,六六六	一,一八〇	〇・一八	二,〇〇〇	一・一四
タスマニア	五,〇五五	一,一八〇	〇・一八	一,三〇〇	一・一四
南オーストラリア	五,〇五五	一,一八〇	〇・一八	一,三〇〇	一・一四
計	五五,〇〇〇	一三,三三三	〇・二二	二五,〇〇〇	二・八四

死亡・負傷者年齢 (一九三八—一九三九)

州又は領	一〇歳以下		一〇—一九歳		六〇歳以上		年齢不詳		計	
	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷
ニューサウスウェールズ	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
ビクトリア	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
クイーンズランド	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
南オーストラリア	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
西オーストラリア	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
タスマニア	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
南オーストラリア	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
計	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇

(a) 一五歳以下 (b) 一五歳—六〇歳 (c) 六〇歳以下 (d) 一六歳—六〇歳 (e) 推定

(二) 交通事故死亡負傷者概数 一九三〇—一九三九に至る交通事故死亡負傷者数を次表に示す。

街路交通事故死亡負傷者(警察署に報告の分) (一九三〇—一九三九)

種別	一九三〇—一九三九	一九三〇—一九三九	一九三〇—一九三九	一九三〇—一九三九	一九三〇—一九三九
死亡	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
負傷	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
計	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇

(a) 一九三五年以前は三州が、一九三五年及び一九三六年は一州が暦年により計算。

三 傷害事故

次表は、死亡者又は負傷者事故の原因を四八項目に分類して示す。南オーストラリア又は西オーストラリア地域は含まれない。一九三七—三八年間ニューサウス

ウェールズに於て死者七七、負傷者一四三を生じた事故二五件は、単一若くは主要原因が決定されないため、二項目以上に含められたので重複してゐる。

事故原因分類(オーストラリア) (一九三七—一九三九)

事故原因	一九三七—一九三九		一九三八—一九三九	
	事故数	死者数	事故数	死者数
操縦者の誤り	七〇	一	七五	一
街路上の横切り	一〇	一	一〇	一
交差点に於ける不注意	一,五〇〇	一七	一,七九	一
過度の速度	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇	一
左側通行違反	八〇	一	八〇	一
車輪動物其他を避けんとして操縦を誤る	五〇	一	五〇	一
左側より、若くは充分な間隔なき場所へ追越さんとせしむる	三〇	一	三〇	一
他車の前面での停止、轉回、無警告發車	一〇	一	一〇	一
計	三,〇〇〇	三九	三,〇〇〇	三九

(a) 本表前の本文参照。

計	歩行者		自動車		その他	
	歩行者	合計	歩行者	合計	歩行者	合計
計	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
その他	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
歩行者	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
自動車	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
その他	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
歩行者	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
自動車	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
その他	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168

計	歩行者		自動車		その他	
	歩行者	合計	歩行者	合計	歩行者	合計
計	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
その他	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
歩行者	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
自動車	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
その他	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
歩行者	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
自動車	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
その他	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168

計	無補助航空事業	補助航空事業
シドニー・ロイヤル・ガ	六RPW (b)	二〇八
ブリスベーン・ロイヤル・ガ	一SPW	六二
ブリスベーン・メリボロー・パン	一RPW	一八八
ブリスベーン・セント	一RPW	三〇三
ブリスベーン・セント	一RPW	三〇〇
ブリスベーン・キング・ガ	四RPW	一四八
メルボルン・デモキン・ヘイ	六RPW	四八八
メルボルン・アデレード	六RPW	四八八
メルボルン・プロトキン・ヘル	六RPW	四八八
メルボルン・モリ	六RPW	四八八
ブリス・スプリングス・スウィンゲム	一RPW	一〇〇
計	三六、七〇	二、〇〇〇

(一九四〇年六月三十日現在)

無補助航空事業

計	無補助航空事業	補助航空事業
メルボルン・シドニー (日曜日のみ)	一RPW	一〇〇
メルボルン・ハミルトン	六RPW	四八八
メルボルン・タラター	二週一回	一八八
計	一、〇〇	一、〇〇

濠洲航空輸送事業概要 (一九四〇年六月三十日現在)

路線	運航回数	運航距離	年運航距離
補助路線	一八、一〇	一八、一〇	七、〇〇〇
無補助路線	一八、一〇	一八、一〇	一、〇〇〇
計	三六、二〇	三六、二〇	八、〇〇〇

四 航空救護事業

本事業は一九二八年タインランド、北部領航空會社 (現カンタス・エアウェイ航空會社) と濠洲内陸ミッシュンとの間に協定が成立したのを濠洲に於ける嚆矢とする。會社は航空機と操縦士を、ミッシュンは醫師を提供した。當時の事業基地はクロンカリーで、タインランド西北部の奥地を中心として活動した。本事業の價値は直ちに明白となり、他の交通機關によつては容易に達し得ない人口稀薄な所にも便宜な基地が設けられた。奥地移住者の苦痛を緩和する爲のこの航空救護事業の効果を著しく促

認定グライダー・クラブに對する政府補助金はプライマリー一臺に五磅、セコンダリー一臺に七磅一〇志、セイルプレーン一臺に一〇磅のであつたが、一九三九年十二月三十一日以來航空訓練その他の臨時施設に對する多額の出費のため中止された。

七 航空事業への氣象的援助

聯邦氣象局は民間航空省の要求に應じ航空に廣汎な氣象的援助をなす方針を決定した。その組織は新路線開拓の必要を充つ爲に擴大中であり、氣象觀測關係員は特に氣象學の航空へ應用に關し訓練を受けてゐる。充實した航空氣象觀測所が現在の飛行場に設けられてゐる。ダーウィン、ブルーム、パリス、アデレード、メルボルン、シドニー、ブリスベーン、タウンズヴィル、ポート・モレスビー、ロウレンセストン、キャンベラ、ホバート。航空氣象觀測所は次の飛行場又は飛行艇基地に於て活動してゐる。オンスロウ、カルグーリー、セドゥナ、ロックハムブロン、タロニカリー、クックタウン、サラモア、カルムバ、グルーヴ・アイランド、ダリー・ウオターズ、ウードナダッタ、尚アリス・スプリングスにも近く開設の豫定。ラポウル、ウイリス島及ホツタム・ハイツも副觀測所として活動してゐる。夜間航空が各州首府間に實施される場合にニル、ホルブルツク及びケムプシーに報知所が開設されることになり目下準備中である。タスマン路線の爲にロード・ホウ島及びノーフォーク島に高層氣象觀測所が設立され、又一九三九年初めには觀測員一名がタスマン海往復船に乘込み海上氣象の觀測に従事してゐたが、戰爭勃發のため右觀測員は召還された。

航空路線全體に就ての氣象豫報は要求のある場合、氣象觀測官吏が報告する。この報告は聯邦中から得た觀測の他に各路線或は其附近の特定の觀測所の觀測をも付加して綜合的に作成する。定期路線の操縦士は出航前及び觀測所所在飛行場への到着後、氣象觀測官吏に報告する義務がある。この方法で觀測員は特定路線の氣象狀況の一般に就て最新の報告を受ける。定期路線全體に互る航空無線電局の活動によつて、航空上必要な氣象觀測の傳達が迅速に行はれる。

進したのは足踏みトランシーヴァーによる無電通信方法の採用であつた。この小規模の無電装置の簡易さが非常に役に立つた。動力は自轉車のペダルで動く發電機から得られ、タイプライターに似た自動調整式送信機を操つてモールス通信を行うのである。

現在、航空救護事業は「飛行醫者」として一般に知られ、クロンカリー、ポート・ヘッドランド、ウインダム、カルグーリー、ブローキンヒル、アリス・スプリングスに基地が設けられてゐる。これらの事業は濠洲航空醫務會社によつて運営される。右の他にカザリンを基地とする「飛行醫者」事業があり、内務省に直屬する。

政府は、奥地開拓者の診療を容易ならしめる點で、この事業の國家的重要性を認め、年七、五〇〇磅の補助を與へ、その維持擴張に努めてゐる。この補助は保健省、郵務省、民間航空省によつて監督されてゐる。

五 操縦士の訓練

(一) 補助航空クラブ 認可された航空クラブに補助を與へる取扱は一九三九年十二月三十一日に期限満了した。又タスマニア航空クラブ、ブローキンヒル航空クラブ及びワイアラ航空クラブを除く全認可クラブは航空省より空軍將士に基礎航空訓練を施すべきことを要求された。小規模で、人口稠密地から比較的隔離せる爲空軍計畫に含まれない上記三クラブは以前の如く一九四〇年一月一日より政府の補助を受けてゐる。一九四〇年六月三十日終了年度中生徒三一七名は自家用「A」操縦士免狀を得た。多数の卒業生は高等訓練課程を終へ、一部は商業操縦士及び教師の免狀を得、一操縦士は航空士の免狀をも得た。

(二) 無補助訓練團體 政府からの經濟的援助を得ずに、各地の多數民間會社、クラブ、個人によつて航空訓練が行はれてゐる。一九四〇年六月三十日終了年度に二五五名の生徒が民間「A」操縦士の免狀を得、全訓練團體から總計五七二名の操縦士を出した。

六 滑空事業

八 飛行場及び着陸地

(一) 濠洲及びニューギニア 聯邦及びニューギニアに於ける二萬哩以上を亘る多数の航空路の便宜上四九七の認定着陸地が一九四〇年六月三十日現在の路線に沿ふて間隔をおいて設置された。その中二五七は民間用として聯邦政府が直接に管理維持してゐる。他の二四〇は地方自治體及び民間個人が建設維持してゐる。

(二) エムバイア航空路(飛行場) 聯邦政府は建物、海上施設、格納庫等の必要なる陸上施設を英帝國航空路の濠洲線、即ちシドニー・シンガポール及びシドニー・オークランド(タスマン海峽)線に設置した。

九 無電設備

(一) 概説 航空用無電設備に關する民間航空省の政策は各航路上のすべての普通發着所、中間着陸地點に無電施設を設け、全空路を無電網で覆はんとするのである。

この無電設備には主なもの二種ある。
通信用装置 之は近代式で發着所間の直接連絡を圖ると共に航空機との通信も可能である。其装置は中周波及び高周波兩用である。

航空用装置 之には次の二種が設置された。

- (a) 超高周波無線航路標識
 - (b) 中周波、高周波による二種の方向探知無電器
- 航空無電組織は、濠洲が空電妨害に關して世界最悪地域の一つである事實に鑑み、主として高周波の利用に重點を置く。高周波はこの妨害を受け易くないので高周波利用の成績は中周波の成績に比較して頗る優秀である。
- (二) 濠洲及びニューギニア航空路 一九四〇年六月三十日現在濠洲及びニューギニアには二八航空無電通信所があつた。その内二四の通信所にはラジオ・レンジ装置或はベリニ・トシー方向探知受信器が設けられた。沿岸地方の無電通信所の一部も航空無電通信に利用される。タインスランド及び北部領にも高周波方向探知所が追加完成中である。
- (三) エムバイア航空路 エムバイア航空路のシドニー・ダーウィン及

びシドニー・オークランド(タスマン海峽)線には四航空無電通信所が設置され、之には航空用装置(高周波及中周波方向探知器)も設けられた。

一〇 夜間飛行設備

一九四〇年四月三十日現在夜間飛行設備は次の飛行場に設けられてあつた。アーチャーフィールド(オーストラリア)、エヴァンズヘッド、コフスハーバー、ケンブリッジ、キングスフォード・スミス(シドニー)、グールバイン、ホルブルック、タータマンドラ、キャンベラ、ペナラ、エセンドン(メルボルン)、ニル、パラフィールド(アデレード)、ケンブリッジ(ホバート)、ウエスタン・ジャンクシオン(ロウンセストン)、メイランズ(パース)及びダーウィン。ブリスベーン・ダーウィン航空路のクロンカリー・ロングリッチ線とパース・アデレード航空路のカルグリー・クック線は夜間飛行の設備がある。回轉航空標識は主要航空路に沿ふて、次の中間地點に設置された。ボウラル、アデロング(ニューサウスウェールズ)、チルトーン、イー(ビクトリア)、ボーダータウン、テイレムベンド、マウント・ロフティ、ウードナグツク(南濠洲)及びウイルナ(西濠洲)。タインスランド州タウンスヴィルに於ける回轉航空標識の設置工事は進行中である。此等の照明は視野良好なる時は八〇哩まで利用し得る故、航空に對する有効な設備である。

一一 民間航空用器材及び部分品

信頼し得る製造及び配給機關により航空機操縦員及び所有者に提供された認可及び保證済航空機部分品及び器材の範圍は本年鑑期間中益々擴張した。民間航空省は認可器材の設計書或は製圖に合致する旨を證明せる政府の許可書によつて物品の供給を行ふことを一〇〇社に認可した。この中六九社は製造業者、四九は國産及び輸入航空用品の配給者である。

濠洲及び國外航空器材規格の調整に關する全問題の調査の爲に濠洲規格統一協會の採つた行動はこの方面に於ける重要な發展を示すものである。航空器材實行委員會は州政府各省及び製造業者の代表者を以て組織せら

れ、分科委員會は既に鋼鐵、輕合金及び濠洲用材の航空明細書の調査を著るしく進捗せしめた。英國の設計書は可能の場合採用されたが、同設計書の適用されない濠洲器材を補う爲に大多數の明細書が作成されつゝある。

一二 航空機維持

航空機、發動機、器械部分品の修理及び分解検査の機關は本年鑑年度中に大いに擴張された。諸會社は航空機及附屬品保持に必要な多方面に亘る分解検査修理に應ずるため適宜な設備を施し、且つ適宜な技術員を雇入れた。修理證明書發行を民間航空省から認可された三八會社は、かくして修理が認可方法に従ひ施された事を證明できるやうになつた。大型輸送機の大規模修理が最近成功したことは濠洲の全金屬機的主要分解検査作業が進

歩した一例とするに足る。近代式全金屬強度外被機の大規模な再組立が三件行はれたが、これは特筆すべきことである。

エムバイア航空路の就航契約條項によりカンタス・エムバイア航空株式會社は飛行艇シヨート「C」クラスに裝備されたプリストルベガサスXC發動機の分解検査をシドニーで行ふことを引受けた。この作業は専門技術及び特別設備を必要とし、以前は國外で行はれたものである。

一三 統計概要

一九三九年七月一日聯邦政府統計局は航空機統計の蒐集編纂を行つた。次表は一九三九年六月三十日に至る五年間の航空界の概要を示す。
附註—便宜上、附録記載の一九三九—四〇年度統計を次に添付す。

機 要	一九三九—四〇	一九三八—三九	一九三七—三八	一九三六—三七	一九三五—三六	一九三四—三五	一九三三—三四
登録航空機所有者 (a)	二二三	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四
登録航空機 (a)	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
免許操縦士 (a)	五九	七二	七二	七二	七二	七二	七二
自家業用	三〇	三六	三六	三六	三六	三六	三六
商業用	二九	三六	三六	三六	三六	三六	三六
免許航空士 (a)	七一	八三	八三	八三	八三	八三	八三
免許航空無電通信士 (a)	七	八	八	八	八	八	八
免許地上整備員 (a)	二七	二八	二八	二八	二八	二八	二八
飛行場 (a)	一	一	一	一	一	一	一
國有	一	一	一	一	一	一	一
公有	一	一	一	一	一	一	一
國有不時着用	一	一	一	一	一	一	一

(航空回数)
一九三九—四〇

航空時間 航空噸數	航空人員 料	計	輸送貨物(封度)	輸送郵便物(封度)	事故	
					死者	負傷者
四、五、六三	四、八、四三	六三、四九	八、七、二二	一、三、七〇	一、〇、一〇	一
五、八、二九	六〇、四七	一三、九五	一、〇、六六	一、〇、六六	一、〇、六六	一
六、三、七九	六、五、七〇	一三、九七	一、〇、六六	一、〇、六六	一、〇、六六	一
六、三、七九	六、五、七〇	一三、九七	一、〇、六六	一、〇、六六	一、〇、六六	一
六、三、七九	六、五、七〇	一三、九七	一、〇、六六	一、〇、六六	一、〇、六六	一
六、三、七九	六、五、七〇	一三、九七	一、〇、六六	一、〇、六六	一、〇、六六	一
六、三、七九	六、五、七〇	一三、九七	一、〇、六六	一、〇、六六	一、〇、六六	一
六、三、七九	六、五、七〇	一三、九七	一、〇、六六	一、〇、六六	一、〇、六六	一
六、三、七九	六、五、七〇	一三、九七	一、〇、六六	一、〇、六六	一、〇、六六	一

(a) 六月三十日現在 (b) 外國郵便物總重量を含む。

上記表中に含めたイムベリアル航空路線のダーウィンシンガポール區
線運航の詳細を次に示す。

摘要	一九三四年十二月	一九三五年六月	總重量
航空時間	一、二、八六	二、一、九六	一、九、七、七〇
航空噸數	一、〇、〇、七〇	二、〇、〇、七〇	一、九、七、七〇
航空人員	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇
輸送貨物(封度)	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇
輸送郵便物(封度)	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇

(a) 一九三四年十二月—一九三五年六月 (b) 總重量。

一四 ニューギニア民間航空

一九二七年ニューギニアに於ける金鑛發見以來、航空輸送がこの地方の地勢上、交通運輸の最も有効なる手段として金鑛地帯に試みられた。航空事業は一九二七年以來著るしき發展を示し、今日ではこの地方の殆んどあらゆる方面に行互つてゐる。最も活躍してゐるのはニューギニア本土の東北岸サラモア・ラエ及び金鑛地帯の二大主要地ワウワ・ワウワの間である。ワウワ及びワウワは、峻険な山地を貫く田舎道を通じて七〇哩の奥地にあり、一週間の行程を要するが航空機によれば約二五分で達せられる。

金鑛地方のヨーロッパ人の人口は一、二〇〇人を超え、一四、〇〇〇人以上の原住民労働者を雇入れてゐる。採掘、浚渫用の凡ゆる種類の機械類乗用自動車、貨物自動車、馬、牛、建築材料、其他重量資材等此ら人間の必要とするものは凡べて空輸されてゐる。金鑛地方だけの自動車運輸に必

要な石油は月一、〇〇〇ガロン以上に上り、これも空輸される。一九三八—三九年度の一日當り輸送貨物郵便物の平均重量は三三噸であつた。ニューギニア及びバブアにある航空會社は、ギニア航空會社、プロロ探金會社、委任領航空會社、ステフェンス航空會社、K・ベラー、レーベラI及びマダング空輸會社等である。W・Rカーペンター會社は、シドニーよりポート・モレスビー及びサラモア、ラボウルへの週一回飛行を行つて

ニューギニア民間航空概要

摘要	一九三四年					一九三五年				
	一月	二月	三月	四月	五月	一月	二月	三月	四月	五月
登録航空機所有者(a)	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
登録航空機機士(a)	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
免許商業用機士(a)	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
免許地上整備員(a)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
飛行場有	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
公有	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
航空不時着用	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
航空機時數	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇
航空人員	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇
有送人員	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇
無送人員	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇
計	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇

ゐる。郵便物、公用旅客及び荷物の空輸はニューギニア當局との契約の下にギニア航空會社及び委任領航空會社これを行ひ、その航路はサラモア、ラエ、プロロ、ワウ、サブライズ・クリーク、マダング、ワイワタ及び中間地點間である。

一九三九年六月三十日終了年度迄の五年間に於けるニューギニア民間航空事業概要を次表に示す。

(附註—附錄掲載一九三九—四〇年統計をも次に示す。)

輸送郵便物(封度)	二七、四四七、七六	二、六八四、四三	三、四四一、六〇	三、五七四、〇三	三、七〇三、六二	(b) 三、四九六、五九
事故	九、八六九	一、八六六	一三〇、〇三	一、六、〇三	一、三、六八	一、四、九六
死者	二	一	一	一	一	一
負傷者	二	一	一	一	一	一

(a) 六月三十日現在。(b) 濠洲を含む。

G 郵便、電信、電話

第一節 概説

- 一 聯邦郵務省 二 郵便事業 三 郵務省總收入 四 郵務省支出
- 五 郵務省損益計算 六 郵務省資産勘定

一 聯邦郵務省

各州個々の郵便、電信、電話事業の聯邦政府への移管の手續に就ての説
 明は本年鑑第一五卷六〇一頁に記載。
 一九〇一年聯邦郵便電信法の規定に基き、聯邦郵務省は、内閣に列する
 責任大臣たる郵務大臣 Postmaster-General の管理下に置かれた。郵務長
 官 Director-General of Posts and Telegraphs は郵務大臣の下に同省を
 監督し、各州の主任官吏は郵務副長官 Deputy Director, Posts and
 Telegraphs である。

二 郵便事業

(一) 地域、人口との關係 下表は一九三九年六月三十日現在各州及び

州	郵便局数(a)	郵便局當り面積	郵便局當り住民	郵便局當り住民平方哩當り
ニューサウスウェールズ	二、五二二	二、五七二	一、〇九四	八、八九
ビクトリア	二、五七二	一、三三三	一、〇九四	二、二二二
クイーンズランド	一、三三三	一、二二二	一、〇九四	一、三三三
南濠洲	一、三三三	一、二二二	一、〇九四	一、三三三
西濠洲	一、三三三	一、二二二	一、〇九四	一、三三三
タスマニア	一、三三三	一、二二二	一、〇九四	一、三三三
濠洲	一、三三三	一、二二二	一、〇九四	一、三三三

郵便事業の地域、人口との關係 (一九三九年六月三十日現在)

(二) 郵便局数 次表は、一九〇九、一九一九、一九二九、及び一九三九年度各州郵便局数を示す。

州	十二月三十一日現在		六月三十日現在		一九三九年現在	
	官督及半官督	非官督(a)	官督及半官督	非官督(a)	官督及半官督	非官督
ニューサウスウェールズ	二、五七二	二、五七二	二、五七二	二、五七二	二、五七二	二、五七二
ビクトリア	二、五七二	二、五七二	二、五七二	二、五七二	二、五七二	二、五七二
クイーンズランド	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
南濠洲	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
西濠洲	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
タスマニア	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
濠洲	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三

(三) 従業員及び郵便請負人 中央郵便局及び各州に於ける従業員及び郵便請負人数を次表に示す。

州	十二月三十一日現在		六月三十日現在		一九三九年現在	
	従業員	請負人	従業員	請負人	従業員	請負人
中央郵便局	七、四九九	一	七、四九九	一	七、四九九	一
ニューサウスウェールズ	六、二五五	一、五五三	六、二五五	一、五五三	六、二五五	一、五五三
ビクトリア	六、二五五	一、五五三	六、二五五	一、五五三	六、二五五	一、五五三
クイーンズランド	六、二五五	一、五五三	六、二五五	一、五五三	六、二五五	一、五五三
南濠洲	六、二五五	一、五五三	六、二五五	一、五五三	六、二五五	一、五五三
西濠洲	六、二五五	一、五五三	六、二五五	一、五五三	六、二五五	一、五五三
タスマニア	六、二五五	一、五五三	六、二五五	一、五五三	六、二五五	一、五五三
濠洲	六、二五五	一、五五三	六、二五五	一、五五三	六、二五五	一、五五三

計	三、三〇六	四、六三三	五、〇八〇	四、七〇四	四、〇五五	四、九〇〇	四、四六二	六、〇五五
(a) ビクトリアに含まる。								

三 郵務省總收入

最近五ヶ年間各年度に於ける郵務省各部門の總收入(實際受入額)は次の表に示す。

年部門及び度	ニュージーランド	リヤット	クイーンズランド	南洋洲	西洋洲	タスマニア	洋洲
郵便	二、五七〇	一、七〇五	九七七	四、六〇六	四、四三三	一、七〇七	六、三二八
一九三〇—三一年	二、七〇五	一、八〇〇	九九九	五、三三三	四、五五五	一、五二一	六、六三三
一九三一—三二年	二、八三〇	一、九〇〇	九九九	五、三三三	四、五五五	一、五二一	六、六三三
一九三二—三三年	二、九〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	五、三三三	四、五五五	一、五二一	六、六三三
一九三三—三四年	三、〇〇〇	二、一〇〇	一、〇〇〇	五、三三三	四、五五五	一、五二一	六、六三三
一九三四—三五年	三、一〇〇	二、二〇〇	一、〇〇〇	五、三三三	四、五五五	一、五二一	六、六三三
一九三五—三六年	三、二〇〇	二、三〇〇	一、〇〇〇	五、三三三	四、五五五	一、五二一	六、六三三
一九三六—三七年	三、三〇〇	二、四〇〇	一、〇〇〇	五、三三三	四、五五五	一、五二一	六、六三三
一九三七—三八年	三、四〇〇	二、五〇〇	一、〇〇〇	五、三三三	四、五五五	一、五二一	六、六三三
一九三八—三九年	三、五〇〇	二、六〇〇	一、〇〇〇	五、三三三	四、五五五	一、五二一	六、六三三
一九三九—四〇年	三、六〇〇	二、七〇〇	一、〇〇〇	五、三三三	四、五五五	一、五二一	六、六三三
無線電信	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三〇—三一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三一—三二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三二—三三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三三—三四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三四—三五年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三五—三六年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三六—三七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三七—三八年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三八—三九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三九—四〇年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
電信	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三〇—三一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三一—三二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三二—三三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三三—三四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三四—三五年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三五—三六年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三六—三七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三七—三八年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三八—三九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三九—四〇年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

前年度數字に比較すると、總收入に於て三・七%の増加を來し、更に各部門に於て郵便一・八%、無電四・七%、電話六・二%の増加を示し、電信に於ては〇・四%の減少を示してゐる。

年	郵便	無線電信	電信	合計
一九三〇—三一年	三、七〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、七〇〇
一九三一—三二年	三、八〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、八〇〇
一九三二—三三年	三、九〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、九〇〇
一九三三—三四年	四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇
一九三四—三五年	四、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、一〇〇
一九三五—三六年	四、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、二〇〇
一九三六—三七年	四、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、三〇〇
一九三七—三八年	四、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、四〇〇
一九三八—三九年	四、五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、五〇〇
一九三九—四〇年	四、六〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、六〇〇

四 郵務省支出

(一) 細目 次表は一九三九年六月三十日終了年度各州實際支出額

郵務省支出細目 (一九三八—三九) (單位磅)

の細目を示す。但し本表は新設工事、利子等に關する項目が含まれてゐる以上、郵務省の營業費を表はすものではない。

摘要	中央局	ニュージーランド	ビクトリア	クイーンズランド	南洋洲	西洋洲	タスマニア	洋洲
給料	六四、三三九	三、二一六	一、五五五	八、〇〇〇	五、七〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	七、七〇〇
一般經費	一、五三三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
器材費	一、五三三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
郵便事業(新設以外)	七、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
工務事業(新設以外)	七、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他	七、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	五、四三三	四、四三三	三、二一六	一、五五五	八、〇〇〇	五、七〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇
年金、退職手當	—	—	—	—	—	—	—	—
借料、修理維持費	—	—	—	—	—	—	—	—
設備費	—	—	—	—	—	—	—	—
検査經費	—	—	—	—	—	—	—	—
新設工事	—	—	—	—	—	—	—	—
電信、電話、無電	六、八七三	—	—	—	—	—	—	—
建造物等	—	—	—	—	—	—	—	—
割當なき其他經費	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	三、八〇〇	六、二一六	四、四三三	一、五五五	八、〇〇〇	五、七〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇

(a) オリエンツ汽船會社外國郵便契約及び航空郵便への支出 (b) 各州割當不明 (c) 各州に割當なき經費を含む。

支出總計は一九三八—三九年度に一〇・一%の増加を示した。

郵務省支出 (磅)

支 出	一九三九—四〇	一九三九—四〇	一九三九—四〇	一九三九—四〇
計	二四,四六六,六一	二四,四四六,八八	二五,六三三,五五	二七,一五五,五〇

五 郵務省損益計算

(一) 各 州 一九三八—三九年總收入及び支出の前出諸表は實際の收支を示すもので、同年度に於ける郵務省事業の實際の結果を示すものではない。營業費、銷却、利子支拂等を差引いた純決算は次の如し。

郵務省損益 (一九三八—三九)

部門	一九三八—三九		一九三九—四〇	
	損	益	損	益
郵便	八七九,〇七〇	—	—	—
電信	—	—	—	—
無線電	—	—	—	—
電話	—	—	—	—
計	八七九,〇七〇	—	—	—

郵務省部門別損益 (單位磅)

年 度	部門別				全 部 門
	郵 便	電 信	無 電	電 話	
一九三九—四〇	一,一八六,二七九	一五,〇〇九	一〇,一四三	一〇,一四三	一,二〇一,五七五
一九三八—三九	一,一八六,二七九	一五,〇〇九	一〇,一四三	一〇,一四三	一,二〇一,五七五

銷却、年金退職手當、利子を差引いた後、一九三八—三九年度には三、六二五、三七一磅の剰餘があつた。前年度は三、五三三、四七六磅である (二) 各部門 下表は一九三四—三五年乃至一九三八—三九年度各部門別業績細目を示す。

一九三九—四〇	一九三九—四〇	一九三九—四〇	一九三九—四〇
一八六、一七〇	一八六、一七〇	一八六、一七〇	一八六、一七〇
一八六、一七〇	一八六、一七〇	一八六、一七〇	一八六、一七〇
一八六、一七〇	一八六、一七〇	一八六、一七〇	一八六、一七〇

計	取 扱 郵 便 物			
	取 扱 郵 便 物	代 金 引 換 郵 便	海 上 郵 便 業 務	郵 便 物 輸 送 費 總 額
一九三九—四〇	一,一八六,二七九	一五,〇〇九	一〇,一四三	一〇,一四三
一九三八—三九	一,一八六,二七九	一五,〇〇九	一〇,一四三	一〇,一四三

六 郵務省資産勘定

次表は一九三九年六月三十日現在郵務省固定資産を示す。郵務省固定資産 (一九三九年六月三十日現在) (單位磅)

年 度	取 扱 郵 便 物		取 扱 郵 便 物	
	取 扱 郵 便 物	代 金 引 換 郵 便	海 上 郵 便 業 務	郵 便 物 輸 送 費 總 額
一九三九—四〇	一,一八六,二七九	一五,〇〇九	一〇,一四三	一〇,一四三
一九三八—三九	一,一八六,二七九	一五,〇〇九	一〇,一四三	一〇,一四三

第二節 郵 便

- 一 取扱郵便物
- 二 代金引換郵便
- 三 海上郵便業務
- 四 郵便物輸送費總額
- 五 事故郵便局の處分件数
- 六 郵便爲替

(一) 濠洲に於ける取扱郵便物概要 次表は一九三四—三五年乃至一九三八—三九年度間の細目を示す。濠洲内宛投函郵便物は少くも二回は取扱はれるが、次表には發送数のみを示し、従つて個別取扱数のみを示す。

年 度	濠洲内地宛投函		新 開		紙 小 包	
	書 狀、葉 書、封 緘 葉 書、包 束 物	人 口 千 人 當 り	千 通	人 口 千 人 當 り	千 個	人 口 千 人 當 り
一九三四—三五	七五、二二三	一三、二五	一、〇八八	一八、六五	一、三三	六、五八
一九三五—三六	七五、四四六	一四、八六九	一、九二五	一八、一五	一、三五	六、八二
一九三六—三七	七五、八六六	一六、五二九	二、〇三三	一九、五五	一、二五	六、八二
一九三七—三八	八三、二二六	一九、七四	二、〇三九	二〇、〇九	一、二六	七、四四
一九三八—三九	八三、二二六	一九、七四	二、〇三九	二〇、〇九	一、二六	七、四四

取扱郵便物總計

一九三四—三五	八五,七五九	一〇〇,八三三	一四七,六三三	三三,〇三三	八八,七六六	一,三三三	七,七三三	一,〇八五
一九三五—三六	八三,六六五	一三三,三四四	一五七,七五五	三三,三三三	九〇,九九	一,三三三	七,五九九	一,一七
一九三六—三七	八五,四七六	一三三,三四四	一五七,七五五	三三,三三三	九〇,九九	一,三三三	七,五九九	一,一七
一九三七—三八	八六,七七二	一三三,三四四	一五七,七五五	三三,三三三	九〇,九九	一,三三三	七,五九九	一,一七
一九三八—三九	八三,〇七〇	一三三,三四四	一五七,七五五	三三,三三三	九〇,九九	一,三三三	七,五九九	一,一七

(三) 各州、次表は一九三八—三九年各州取扱郵便物の細目を示す。

州取扱郵便物 (一九三八—三九年)

州	書状、葉書、封筒、葉書、包束物		新聞		紙		小包		包	
	千	人口千人當り	千	人口千人當り	千	人口千人當り	千	人口千人當り	千	人口千人當り
ニューサウスウェールズ	三三,三三三	一三三,三四四	六,一〇〇	三三,〇三三	一,三三三	一,〇八五	二,七三三	一,〇八五	一,〇八五	一,〇八五
ビクトリア	二二,二二二	一三三,三四四	三,三三三	三三,〇三三	一,三三三	一,〇八五	二,七三三	一,〇八五	一,〇八五	一,〇八五
クイーンズランド	一七,〇一一	一〇〇,〇〇〇	二,二二二	三三,〇三三	一,三三三	一,〇八五	二,七三三	一,〇八五	一,〇八五	一,〇八五
南洋州	一〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	七,七七七	三三,〇三三	一,三三三	一,〇八五	二,七三三	一,〇八五	一,〇八五	一,〇八五
西洋州	五,五五五	一〇〇,〇〇〇	三,三三三	三三,〇三三	一,三三三	一,〇八五	二,七三三	一,〇八五	一,〇八五	一,〇八五
タスマニア	三,三三三	一〇〇,〇〇〇	一,一一一	三三,〇三三	一,三三三	一,〇八五	二,七三三	一,〇八五	一,〇八五	一,〇八五
海外配達郵便物	八,八八八	一〇〇,〇〇〇	一,一一一	三三,〇三三	一,三三三	一,〇八五	二,七三三	一,〇八五	一,〇八五	一,〇八五
合計	八八,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二二,〇〇〇	三三,〇三三	一,三三三	一,〇八五	二,七三三	一,〇八五	一,〇八五	一,〇八五

海外郵便物取扱数

州	一九三九	一九三八	一九三七	一九三六	一九三五	一九三四
ニューサウスウェールズ	一五,三三三	一五,三三三	一五,三三三	一五,三三三	一五,三三三	一五,三三三
ビクトリア	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
クイーンズランド	五,五五五	五,五五五	五,五五五	五,五五五	五,五五五	五,五五五
南洋州	二,二二二	二,二二二	二,二二二	二,二二二	二,二二二	二,二二二
西洋州	一,一一一	一,一一一	一,一一一	一,一一一	一,一一一	一,一一一
タスマニア	一,一一一	一,一一一	一,一一一	一,一一一	一,一一一	一,一一一
合計	三三,〇三三	三三,〇三三	三三,〇三三	三三,〇三三	三三,〇三三	三三,〇三三

(a) (一)の説明参照。

二代金引換郵便

(一) 概説 郵務省は濠洲内或はパプア、ナウル及び濠洲間小包郵便による物品の代金引換郵便を取扱ひ、通常手数料徴収の上、發送人の指

代金引換小包郵便取扱高概要

年	取扱小包郵便物数 (単位個)		取扱代金引換小包郵便物取扱高概要	
	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	南洋州	西洋州
一九三四—三五	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
一九三五—三六	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇

取 扱 金 額 (單位磅)	郵便料金、價格表記料、書留、爲替料を含む收入 (單位磅)
一九三六—三九	三六、〇〇〇
一九三七—三八	三六、〇〇〇
一九三八—三九	三六、〇〇〇
計	一〇八、〇〇〇
一九三四—三五	三六、〇〇〇
一九三五—三六	三六、〇〇〇
一九三六—三九	三六、〇〇〇
一九三七—三八	三六、〇〇〇
一九三八—三九	三六、〇〇〇
計	一〇八、〇〇〇

ニューサウスウェールズ及びクイーンズランドの代金引換小包の差立個數及び金額は、他のいづれの州よりも高位である。西瀛洲に於ても同様廣く利用されてゐるが、この三州は廣大な地域を占め、従つて商業中心地より遠隔地にあるものが多いため、代金引換郵便の利用者數も多數に上る。南瀛洲は廣大な地域を占めてゐるも、その人口は比較的廣範圍に互つてゐな

(一) 概 説 本誌初期諸版には海上郵便業務の細目が記載された

補 助 金 年 額	要 項	補 助 金 年 額	要 項
一、七、九三三	オリエンツ (英貨時) 諸港 (磅)	一、七、九三三	オリエンツ (英貨時) 諸港 (磅)
六、七、五	南瀛洲 諸港 (磅)	六、七、五	南瀛洲 諸港 (磅)
三、八、〇〇〇	西瀛洲 諸港 (磅)	三、八、〇〇〇	西瀛洲 諸港 (磅)
五、五、〇〇〇	タスマニヤ 諸港 (磅)	五、五、〇〇〇	タスマニヤ 諸港 (磅)
計		計	

が、紙面の制限により第二二巻を以て之を廢した。
(二) 支拂補助金額 次表は一九三九年六月三十日終了年度海上沿岸郵便業務に對する聯邦郵務省支拂補助金額を示す。

海上沿岸郵便業務補助金 (一九三八—三九)

四 郵便物輸送費總額

一九三八—三九年度郵便物輸送費總額は郵便部損益勘定によれば一、四四六、四二三磅であつた。詳細は左の如し。

國內 便	無契約船	陸海輸送	沿岸 便	歐洲 向 便 (a)	航 空 便	タスマニヤ 補 助 金	計
五、七、五九	三、三、三三	六、三、三三	一〇、九、一一	一、七、九三三	一〇、七、〇〇〇	三、〇、〇〇〇	一、四、四、六、四二三

五 事故郵便局の處分件數

事故郵便處分件數 (一九三八—三九)

要 項	ニューサウスウ	ビクトリア	クイーンズランド	南 瀛 洲	西 瀛 洲	タスマニヤ	瀛 洲
發 送 人 へ 還 付	三、九、一六	三、四、五九	一、八、六六	六、六、六六	二、二、三三	六、〇、〇〇	一、三、八、〇九
規 則 による 廢棄	八、三、五五	三、二、五九	一、四、九三	九、〇、〇〇	四、七、〇九	三、七、〇八	一、六、七、七
受 取 人 不 明 として 外 國 に 返 送	四、六、五五	一、六、六九	八、六、六	三、六、六六	一、二、三三	一、九、〇〇	一、七、〇、〇〇
計	一六、九、二六	七、〇、二七	一〇、九、二五	一九、三、三二	八、〇、七五	一、一、五五	三、三、三、〇六
小包及び同文書狀	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇
發 送 人 へ 還 付	三、三、三三	三、三、三三	三、三、三三	三、三、三三	三、三、三三	三、三、三三	三、三、三三
規 則 による 廢棄	八、八、八八	八、八、八八	八、八、八八	八、八、八八	八、八、八八	八、八、八八	八、八、八八
受 取 人 不 明 として 外 國 に 返 送	四、四、四四	四、四、四四	四、四、四四	四、四、四四	四、四、四四	四、四、四四	四、四、四四

次表は一九三八—三九年度事故郵便局取扱の國內、各州、外國を含む書狀、葉書、封緘葉書、小包、同文書狀の數及び處分方法を示す。

計	三、五、九三三	一、六、九三三	三、六、九三三	一、五、三三三	六、七、七三三	七、七、九三三	八、三、五三三
種計	九、七、三〇〇	四、六、七三三	三、四、三三三	一、四、九三三	一、五、五三三	一、三、九三三	三、三、六三三

一九三八—三九年度には七七、八九四磅に上る金銭及び有價物が配達不能郵便物の中に発見された。

六 郵便爲替

(一) 概説 通常爲替及び小爲替の發行は一九〇一年郵便電信法令第七四條乃至七九條に規定されてゐる。通常爲替は濠洲國內に於ては二〇磅迄、國外に於ては四〇磅以内(二〇磅の場合もあり、モリシヤスに於ては二〇磅發行される。濠洲及びバプアに於てのみ支拂ひ得る小爲替は二〇志以下に限る。

(二) 各州の取扱高 下表は一九三八—三九年度の細目を示す。

(三) 振出郵便爲替口數及び金額 次表は一九三四—三五年乃至一九三八—三九年度の細目を示す。

通常爲替及び小爲替取扱高 (濠洲) (單位千磅)

州	振出爲替金額	支拂爲替金額	爲替料	振出小爲替金額	小爲替料
ニューサウスウェールズ	八、七三三、〇七	八、九三三、五二	四、四三三、六〇	三、四三三、六〇	八、三三三、〇七
ビクトリア	三、四三三、二一	三、八三三、七三	三、〇三三、七二	二、三三三、七二	三、五三三、〇七
クイーンズランド	二、八三三、〇三	三、〇三三、五三	一、七三三、八五	一、三三三、八五	三、〇三三、〇七
南濠洲	一、〇三三、四六	一、〇三三、七三	六、七三三、二六	五、四三三、二六	三、一三三、二五
西濠洲	一、五三三、二六	一、四三三、七三	九、六三三、二一	五、四三三、二六	二、一三三、二五
タスマニア	六、八三三、五三	六、七三三、七三	三、四三三、七二	三、三三三、七二	三、五三三、〇七
濠洲	一、八三三、九三	一、八三三、三三	一、八三三、三三	七、五三三、九三	一、八三三、三三

通常爲替及び小爲替取扱高 (濠洲) (單位千磅)

年 度	通常爲替			小爲替		
	口數	金額	出	口數	金額	出
一九三四—三五	三、八三三	一、五三三、二六	一、九三三、九三	一、九三三、九三	六、六三三、二五	七、三三三、〇七
一九三五—三六	三、六三三	一、六三三、七三	二、〇三三、四六	二、〇三三、四六	七、三三三、〇七	七、三三三、〇七
一九三六—三七	三、〇三三	一、七三三、八五	二、一三三、五三	二、一三三、五三	七、三三三、〇七	七、三三三、〇七
一九三七—三八	三、一三三	一、七三三、八五	二、一三三、五三	二、一三三、五三	七、三三三、〇七	七、三三三、〇七
一九三八—三九	三、一三三	一、八三三、三三	二、一三三、五三	二、一三三、五三	七、三三三、〇七	七、三三三、〇七

一九三七—三八	三、一三三	一、七三三、八五	二、一三三、五三	二、一三三、五三	七、三三三、〇七	七、三三三、〇七
一九三八—三九	三、一三三	一、八三三、三三	二、一三三、五三	二、一三三、五三	七、三三三、〇七	七、三三三、〇七

(四) 振出郵便爲替分類 (a) 振出爲替 次表は振出國別一九三八—三九年度振出郵便爲替の口數及び金額を示す。

振出國別振出爲替口數及び金額 (一九三八—三九)

振 出	振 出			計
	濠洲	紐ニージーランド	英本國 其他	
口數	二、一三三	一、〇三三	三、三三三	三、三三三
金額	一、七三三、八五	一、〇三三、四六	三、三三三、〇七	三、三三三、〇七

(b) 振出爲替 一九三八—三九年度振出爲替口數及び金額は振出國別に示せば次の如し。

振出國別振出爲替口數及び金額 (一九三八—三九)

振 出	振 出			計
	濠洲	紐ニージーランド	英本國 其他	
口數	二、一三三	一、〇三三	三、三三三	三、三三三
金額	一、七三三、八五	一、〇三三、四六	三、三三三、〇七	三、三三三、〇七

上記表中、ロンドン郵便總局經由濠洲差立差向の外國振出振出郵便爲替

は英本國振出振出分に含まれる。

(五) 振出郵便小爲替 次表は一九三八—三九年度各州振出郵便小爲替口數及び金額を示す。最近五年間各年度振出郵便小爲替口數及び金額は前表参照。

郵便小爲替振出口數及び金額 (一九三八—三九)

振 出	振 出			計
	紐ニージーランド	ビクトリア	クイーンズランド	
口數	七、九三三	八、八三三	一、〇三三	一、六三三、三三
金額	三、三三三、〇七	三、三三三、〇七	三、三三三、〇七	三、三三三、〇七

本年度濠洲に於ける振出郵便小爲替の口數及び金額は一九三七—三八年の數字に比し二・八%及び三・一%の増加を示した。

第三節 電 信

- 一 概説 二 電信局、電信線延長 三 發信電報數 四 書信電報
- 五 收益及び支出 六 電信度數

一 概 説

(一) 組織の發展 濠洲電信事業發展の概観は本年第一五卷六二五頁に掲載。過去數年間に全濠洲電信事業は速度及び實質に於いて多大の改善を見、全組織は内容的に再編成された。

(二) 外部回路式 濠洲電信の外部回路式は著しく改良され、以前は數個所の中繼所を経て行はれた都市間に直接通信を見るに至つた。この再編成は時間の労費を省き、サーヴィスを良好にし、以前の手働式再傳送の勞力を節減し、その結果現在では僅か五個所の中繼所があるにすぎず、一八個所が廢止された。

(三) 搬送式 この式は同時に多數の通信を一對線にて行ひ得るもので現在リース・アデレード間、アデレード・メルボルン間、メルボルン・シドニー間、シドニー・ブリスベーン間に用ひられてゐる。現在四一、一五八哩の搬送式電信線が利用されてゐる。

(四) 音聲周波搬送式 この式は多數の電信線を一秒四二〇—二、六〇〇サイクルの周波を使用し一電話回路中に重複せしめ得るもので、シドニー・タムワース間に初めて利用された。この地點間の一八の二方向線は音聲周波搬送式に依つてをり單線九、三六〇哩に相當する。この式はシドニー・キャンベラ、シドニー・ワガワガ及びリース・カルグーリ線に擴張され、その効果と經濟的利便の點から他の主要電信路線に擴大される計畫が行はれてゐる。

(五) 長距離直接電信 濠洲電信組織は、次に示す如き長距離間の多くの個所に直接通信を行つてゐる。シドニー・リース間二、六九五哩、リース・ウィンダム間一、九三三哩、メルボルン・ブリスベーン間一、二四六哩、ブリスベーン・ケアンズ間一、〇五六哩、ブリスベーン・クローンカ

リ間一、二一五哩、アデレード・リース間一、六二七哩、メルボルン・リース間二、一〇四哩、アデレード・クローンカ間一、九四〇哩、シドニー・アデレード間一、〇六八哩。これら直接線は上記中心地間の迅速な通信を行ひ一通信の平均所要時間は一〇分である。

(六) 印刷電信 傳送を迅速化する爲に、印刷電信式が各州首府間、重要都市間に行はれた。マレー式多重装置はシドニー・メルボルン間、シドニー・ブリスベーン間、シドニー・アデレード間、シドニー・リース間、シドニー・ニューカッスル間、シドニー・ワガワガ間、メルボルン・ブリスベーン間、メルボルン・アデレード間、メルボルン・リース間、メルボルン・キャンベラ間、アデレード・リース間、ブリスベーン・ロケット・ハムプトン間、ブリスベーン・タムワース間に行はれ、これは最小限の傳達時間に大荷重の通信を傳送出来る。この装置による傳送は改善され、現在では高度に運用されてゐる。メルボルン・ミルドウラ間、メルボルン・ロウセントン間、シドニー・タムワース間、ブリスベーン・トウンバ間、ブリスベーン・マククレー間、ブリスベーン・フリマントル間、ブリスベーン・カルグーリ間及びアデレード・ダーウィン間ではスタート・ストップ式印刷電信が行はれてゐる。

(七) 電話電信 電話加入者は現在電話によつて電信を發受することが出来る。その料金は些少なもので、この新方法採用のため、事實上、電信制度が電話加入者すべてに利用されることになつた。一九三九年六月三十日終了年度の電話利用電報數は三、一六四、八七二で、全體の一八・三%を占め、この利便は次第に普及されつゝある。

(八) 濠洲内の無電 一九二九年五月一日フリンドン島、ウエーヅヒル、ブルネットダウン其他濠洲内陸各所間の無電通信料金が最低料金二志、一語一片二分一に引下げられた。この料金での通信は一九二九年八月にロッド・ホウ島に擴張された。

(九) 足踏無電局 個人の足踏み無電局は聯邦各中心地に多數設置され州電信局と電報を交換することが出来る。この足踏み無電局は濠洲航空醫療團體の後援を受け、ウインダム、ポート・ヘッドランド、クローンカ

カルグーリ、ブローケンヒル、ユンタ、ノンニング、グルウオリマ、ウエーヅヒル、カム・ウエール、ポート・リンコロン、アリス・スプリングスに設けられた基地と無電で通信する。足踏無電局による電信の料金は最低二志、一語一片二分一である。

(一〇) 寫眞電送 一九三九年六月三十日終了年度に三三三通の寫眞電送がシドニー・メルボルン間に行はれ、七九八磅の収益を挙げた。如何なる種類の繪畫又は文書も電送が出来、その料金はその大小、頼信人の欲する電送度によつて三〇志から六七志六片までである。

(一一) 外國寫眞電報 外國寫眞電報「ビーム經由」は一九三四年十月に創始され、シドニー又はメルボルンと英本國間に一〇時×七時までの範圍で電送される。料金は平方糎三志三片で、最低料金一〇〇平方糎一六磅五志。

(一二) 慶賀電報 クリスマス、新年祝賀用圖案付電報はその數と利用範圍を増加しつゝある。一九三九年に發信された數は三四六、九二二通でこの電報を開始した一九二九年發信數(一四四、一〇二通)に對して一四〇・七%の増加である。

一九三三—三四年には、「母の日」、誕生、祝賀用の特殊意匠と絢爛な彩色を施した電報が利用できるようになつた。「母の日」用が一九三四年一六、〇九一通から一九四〇年六六、六七八通に増加したのを見てもその普及の程度がわかる。誕生用、祝賀用電報に就ての完全な統計はないが、この種の電報は年約七五萬通に上ると推定される。一九三六年には、更に、社交用と復活祭用の二種が追加された。復活祭用は、特殊意匠を施す前の

各州電信局數及び電信線延長 (一九三九)

州	電信局數	電信線延長(哩)
ニューサウスウエールズ	180	1,417.7
ビクトリア	214	1,773.1
タインスマラ	1	1.9
南 洋 洲	83	6,533.3
西 洋 洲	26	8,533.3
タスマニヤ	57	4,000
濠 洲	9,269	25,266

一九三五年に四、一六四通であつたが一九四〇年には一四、九〇七通に増加した。社交用電報も廣く利用され、送別用と婚約用が普及されてゐる。

(一三) 電信印書 通信の新しい發達を一般社會の用に供する方針に應じて、政府は電信印書を現在採用してゐる。これは電流を通じたタイプライターとも言ふべきもので、文字盤と遠方の印書者が電信線で電結されてゐる點を除けばタイプを打つと同じである。

この装置は電信のスピードと電話による屈伸性と個人的接觸とを印書された文字の正確性と永久性に結合したものである。この方法は同一建物内又は數千哩を距る遠隔な二點間の直接即時通信に非常便利である。通信は自動的に兩方から正確に行はれ、他の方法では不適當な公然たる場所でも隱密に通信することが出来る。二回線で一分六〇語まで行へる。事務所と地方電信局とを連結して電報の發受を行ふために印刷電報を利用することも出来る。これにより勞力と時間を節約し、永久的な記録が得られる。

一八〇の電信印刷設備を信用する七〇の個人用電信施設が設けられてをり、その中には株式取引所相場通信機もあり、シドニー株式取引所内の送信所から同市取引業者事務所内の二六の印書機へそれぞれ同時に報道を傳送してゐる。

二 電信局、電信線延長

(一) 各 州 次表は一九三九年六月三十日現在各州電信局數及び電信線延長を示す。

電信電話用 電信線延長(哩) モールス・ケーブル 海底ケーブル 架空線延長	一九三三	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
電信線延長(哩)	六、四〇〇	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三
モールス・ケーブル	三、七五	一、四〇五	一、四〇五	一、四〇五	一、四〇五	一、四〇五
海底ケーブル	四、〇六	四、九	四、九	四、九	四、九	四、九
架空線延長	二、五九	一、九二四	一、九二四	一、九二四	一、九二四	一、九二四

濠洲電信局数及び電信線延長 (六月三十日現在)

摘要	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
電信局数	九、三五五	九、三三三	九、三三〇	九、三九七	九、三九九
電信線延長(哩)	九、三三五	九、三三三	九、三三〇	九、三九七	九、三九九
電信専用	五、〇六六	五、〇三三	五、〇二九	五、〇七七	五、〇六六
電信電話用	四、二八九	四、三〇〇	四、三〇一	四、三二〇	四、三三三
モールス・ケーブル	四、六九三	四、八二五	四、八二五	四、八二五	四、八二五
海底ケーブル	五、一五	五、一五	五、一五	五、一五	五、一五
架空線延長	五、一五	五、一五	五、一五	五、一五	五、一五

電信線総計一九一、九一八哩は電信用であるが、その中一四一、三六〇哩は電話用にも使用される。前年に比べると、その数は全長五、九一七哩(三・二%)、電信電話用線路全長六、三八六哩(四・七%)の増加を示す。

(二) 濠洲概要 下表は一九三五—一九三九年度濠洲電信局数及び電信線延長の細目を示す。

三 發信電報數

(一) 州 別 一九三八—三九年度州別發信電報細別を次表に示す。

濠洲内電報種別	ウニエールサウ	ビクトリア	クインズランド	南 濠 洲	西 濠 洲	タスマニア	濠 洲
有 料	五、三五五、八六九	三、四三三、〇七	三、七二七、三三	一、〇六六、三三	一、〇六六、三三	一、〇六六、三三	一、〇六六、三三
通 常	一〇、一〇三、三三	六、〇二九	七、〇八六	三、七二八	四、一七	八、七六	一、〇六六、三三
至 急	三〇、三三三	一〇、七四九	七、四七	三、七二八	四、一七	八、七六	一、〇六六、三三
新聞電報	六、六六六	三、七六六	三、七六六	三、七六六	三、七六六	三、七六六	三、七六六
問 答	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二
無 料	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二
合 計	六、三三三、三三	三、九三三、三三	三、三三三、三三	一、三三三、三三	一、三三三、三三	一、三三三、三三	一、三三三、三三

計	無 料	公 用	船 舶	氣 象
計	五、七三三、三三	一、三三三、三三	三、三三三、三三	一、〇六六、三三
無 料	一、三三三、三三	一、三三三、三三	一、三三三、三三	一、三三三、三三
公 用	一、三三三、三三	一、三三三、三三	一、三三三、三三	一、三三三、三三
船 舶	一、三三三、三三	一、三三三、三三	一、三三三、三三	一、三三三、三三
氣 象	一、三三三、三三	一、三三三、三三	一、三三三、三三	一、三三三、三三
合 計	六、三三三、三三	三、三三三、三三	三、三三三、三三	一、三三三、三三

(二) 濠洲内宛發信電報數 最近五年間の細別を次表に示す。

電報數	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
發信電報數	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三
有 料	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三
無 料	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三

電報數の年増加は最近五年間各年平均七七一、六二六通である。

四 間 送 電 報

間送電報は午後七時以後取扱ふ電信局では何時でも受付ける。併し名宛間送電信局で郵便で配達されることが条件となつてゐる。

五 收入及び支出

一九三四—三五年乃至一九三八—三九年度電信業務收入、純経費、純益の細目は前掲の通り。

六 電 信 度 數

國 名	有線電信電話全 度數に對する比率	人口一人當り電信數
濠 洲	二・九	一、〇六六、三三
ベ ル ギ ー	一・八	一、〇六六、三三
カ ナ ダ	〇・五	一、〇六六、三三
デン マーク	〇・二	一、〇六六、三三
フィン ランド	〇・三	一、〇六六、三三
スウェーデン	〇・四	一、〇六六、三三
イ タリヤ	〇・六	一、〇六六、三三
英 國	二・六	一、〇六六、三三
日 本	一・三	一、〇六六、三三

最近の統計によれば、濠洲は人口數による現在の電信利用の割合は一人當り年平均二・五通で、世界に優越してゐる。米國は第二位で一・六通、英本國はそれに次いで一・二通である。次表は主要國別にその數を示す。

主要國電信利用度數

線路(路線哩)	五、〇〇〇	五、八六九	六、九四三	八、〇三三
架空・地下導線(哩)	八、〇二七	八、九七九	九、八六六	九、七五九
其他連絡用路用導線(ハート線)	七、〇〇〇	七、八六九	八、四四七	一〇、〇九九
中継線・單線哩數	三三、〇五五	四五、八七七	四八、一〇六	四四、九三三
電話専用中継線(哩)	三三〇、六六四	三三〇、四七七	三二八、二四六	三三〇、六七七
電信専用(哩)	二二、三七七	二二、六六六	二四、九四四	二四、三〇〇

ドニー、メルボルン間の特設一二路線方式の採用で、それによると兩市間の通信路線は一八から三〇に増加した。この路線は極く最近の設計に保り、其敷設は各國に先んじて行はれたものである。

メルボルン交換本局に新式半自動式装置が目下設備中で、州間連絡装置が次の財政年度間には開通する見込である。この主要交換本局は長距離呼出の取扱を容易にする多くの自動式設備を有してゐる。装置が完備し開通する曉には、世界中の最新式長距離交換局となるであらう。近代化したドニー長距離交換局は現在多くの附加的設備を設けてゐる。其の上多くの中継線は音聲周波搬送装置を具へ、其のため以前此の方法が不可能であつた遠距離の中心地から主要自動式電話網に直接ダイヤルを廻はして呼出し得るやうになつた。

(二) 諸外國との比較 一九三八—一九三九年の聯邦内電話増加数は一九三七—三八年に於ける三五、三二〇に比して三一、八二一であつた。一九三八—三九年の低下せる数字は主として不利な季節的條件及び多數の州の發展を著しく妨げた山火事の災害に歸因してゐる。人口千人に付平均九五の電話を有する瀛洲は最大電話密度國の中にあつて第七位を占めてゐる。一臺當り平均電線延長は四・五哩である。

(三) 長距離線 特設地下電信中継線ケーブルはメルボルン、ジロー間に敷設された。又シドニーからニューカッスル及びメイトランド間一二哩に亙る同様の電線の架設工事が進行中である。更に中継回路及び長距離線の設備に本年度中多額の経費が支出された。二四の搬送波式設備が設けられ、現在では一三四が開通し、延長六四、一〇一哩に達する二四八路線がある。瀛洲の搬送波電話法の發展に於ける顯著な特色をなすのはシ

(四) 自動交換局 一九三八—三九年内に三四の自動交換局が新設せられ、全部で瀛洲中に一六四の自動交換局が開設せられることとなつた。一九三九年六月三十日現在で、三三七、七四〇臺の自動交換式電話が利用され、利用總臺數の五一%を占めるに至つた。

(五) 地方自動交換局 地方自動交換局の建設事業は急速に進行してゐる。三〇局が本年間に設置され、一九三九年六月三十日現在八〇局が完成した。此の種の装置は使用者に多大の便宜を與へてゐるが、この設備に對する經過は頗る満足すべきものであつた。

(六) 各州概要 一九三七—三九年六月三十日現在各州電話業務に關する細目を次に示す。

電話業務概要

摘要	六月三十日年度	ニューイールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	瀛 洲
交換局	一九三九	三、〇一〇	一、六八〇	一、〇一〇	五、九	五、三	五、五	六、三六六
電話線	一九三九	三、〇一〇	一、六八〇	一、〇一〇	五、九	五、三	五、五	六、三六六
人口千人當り電話數	一九三九	三、〇一〇	一、六八〇	一、〇一〇	五、九	五、三	五、五	六、三六六

電 話 局 (交換局を含む)	電 話 線	電 話 器 數	(1) 加入者用	(2) 公 衆 用	(3) 其他地方用	人口千人當り電話數
一九三七	一九三七	一九三七	一九三七	一九三七	一九三七	一九三七
一九三八	一九三八	一九三八	一九三八	一九三八	一九三八	一九三八
一九三九	一九三九	一九三九	一九三九	一九三九	一九三九	一九三九

収入(千磅)	経費(千磅)	収入に対する経費の比(%)	
		一九三九	一九三八
一九三七 一九三八 一九三九	一九三七 一九三八 一九三九	一九三七 一九三八 一九三九	一九三七 一九三八 一九三九
二、九七五 三、一五〇 三、二〇九	一、七五五 一、八六六 二、二一九	六〇・四 五九・七 六八・九	五九・七 五九・七 七〇・九
二、一六〇 一、八六六 一、四六六	一、七五五 一、八六六 二、二一九	八〇・八 七九・二 七三・三	七三・三 七三・三 七三・三
一、一六〇 一、一六〇 一、一六〇	一、一六〇 一、一六〇 一、一六〇	一〇〇・〇 一〇〇・〇 一〇〇・〇	一〇〇・〇 一〇〇・〇 一〇〇・〇

一九三九年六月三十日現在聯邦内使用電話数は六六一、九九六であつた。その内二五三、八四四、即ち三八%は地方地区の交換局に連結してゐる。一九三八年三九年度純増設電話は全部で三一、八二一臺に達し、五・〇五%の増加を示す。人口百人當り電話装置数は九・一四から九・五一に増加した。

一九三八―三九年度は自動式電話装置の記録的年度ともいふべく、一九三七―三八年度は六一、〇五〇臺に對し六八、〇三六臺が加入者に配備された。一九三九年六月三十日現在にはこの種の電話装置二五九、一三一臺が

使用され、之は全使用数の三九・一四%を占める。

(七) 使用方法 濠洲使用全電話線の内五・一%は自動式交換局に連結し四二%がマグネット交換局に、七%は普通電池交換局に連結してゐる。各州の詳細事項は本局發刊「運輸交通時報」第三〇號に掲載してある。

(八) 加入者線及通話率 次表は一九三八―三九年度敷州に於ける中央、地方、地方交換局加入者線延長及び通話率を示す。

電話加入者線及び通話率 (一九三八―三九)

州	中央交換局		地方交換局		計
	加入者線数	線當り平均一日通話数	加入者線数	線當り平均一日通話数	
ニューサウスウェールズ	三〇、七九四	一、二六三	七、八七七	一、〇八六	三八、六七一
ビクトリア	一一、九三三	一、〇一一	八、七二五	一、一七	二〇、六五八
タインスマラ	八、五七七	一、〇五三	一、七四五	一、一七	一〇、三二二
南 洋 洲	六、九九九	一、〇六	一、九一〇	一、七	八、九〇九
西 洋 洲	七、八五五	七、五	一、〇一七	一、九	八、八七二
タスマニア	四、四〇	四、九	一、二二	一、二二	五、六二二
南 洋 洲	三、三三	三、三三	一、二二	一、二二	四、五五
計	六、九九九	一、〇六	一、九一〇	一、七	八、九〇九

州	中央交換局		地方交換局		計
	加入者線数	線當り平均一日通話数	加入者線数	線當り平均一日通話数	
ニューサウスウェールズ	三〇、七九四	一、二六三	七、八七七	一、〇八六	三八、六七一
ビクトリア	一一、九三三	一、〇一一	八、七二五	一、一七	二〇、六五八
タインスマラ	八、五七七	一、〇五三	一、七四五	一、一七	一〇、三二二
南 洋 洲	六、九九九	一、〇六	一、九一〇	一、七	八、九〇九
西 洋 洲	七、八五五	七、五	一、〇一七	一、九	八、八七二
タスマニア	四、四〇	四、九	一、二二	一、二二	五、六二二
南 洋 洲	三、三三	三、三三	一、二二	一、二二	四、五五
計	六、九九九	一、〇六	一、九一〇	一、七	八、九〇九

各種交換局平均一日通話率は本年登記の前年度数字と比較して大差はない。ニューサウスウェールズは中央交換局、タインスマラでは地方交換局、ビクトリアでは郊外交換局線當り最大数を示してゐる。濠洲全體としては中央交換局線當り平均通話数は郊外交換局の数の約二倍半で、郊外交換局平均は地方交換局の示す数の約二倍であつた。

(九) 市内有料通話数 次表は一九三八及び三九年度六月三十日現在諸州に於ける加入者及び公衆電話有料通話数を示す。

市内電話有料通話数 (單位千)

州	加入者通話		公衆電話通話		計
	一九三八	一九三九	一九三八	一九三九	
ニューサウスウェールズ	二、四七九	三、〇三三	三、七六六	三、四八五	六、二四四
ビクトリア	一、五九一	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	三、五〇一
タインスマラ	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	三、八二〇
南 洋 洲	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	三、八二〇
西 洋 洲	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	三、八二〇
タスマニア	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	三、八二〇
南 洋 洲	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	三、八二〇
計	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	三、八二〇

長距離通話数及収入

州	加入者通話		公衆電話通話		計
	一九三八	一九三九	一九三八	一九三九	
ニューサウスウェールズ	二、四七九	三、〇三三	三、七六六	三、四八五	六、二四四
ビクトリア	一、五九一	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	三、五〇一
タインスマラ	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	三、八二〇
南 洋 洲	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	三、八二〇
西 洋 洲	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	三、八二〇
タスマニア	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	三、八二〇
南 洋 洲	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	三、八二〇
計	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	三、八二〇

(一〇) 長距離通話数及収入 次表は一九三六―三七年乃至一九三八―三九年度各州電話長距離線記録通話数、収入、通話當り平均収入を示す。

一九三七—三八	七二、八七三	五八、三三三	九七、四三三	一九、九六九	一三三、九六五	六、一一四	三、〇〇三、四七五
一九三八—三九	七九、九七三	五九、一〇五	四三、八一一	一六、七〇〇	一三六、一四一	七三、六四四	三、〇七八、〇三六
通話當り平均収入(片)	二・六	一〇・九五	一三・五五	一〇・八四	一三・八八	九・三三	一一・六
一九三六—三七	二・三三	一・三〇	一・三〇	二・二二	一三・七七	九・七	一一・五
一九三七—三八	二・三三	一・三〇	一・三〇	二・二二	一三・七七	九・七	一一・五
一九三八—三九	二・三三	一・三〇	一・三〇	二・二二	一三・七七	九・七	一一・五

一九三八—三九年度中繼續通話数は前年度に比し約百萬即ち二・二八%を増し、平均収入は〇・一七片を増した。

二 電話業務収入

電話業務よりの収入詳細は第一節表参照。

第六節 無線電信電話

- 一 概説
- 二 無線電信免許證
- 三 放送事業
- 四 國外無線電信
- 五 技術資格證

一 概説

瀋洲に於ける無線電信設立の初期經過に關しては本年第一八卷三四三頁参照。

無線電信許可數 (一九三八—三九)

許可無線電局	ウエーリス	ビクトリア	クイーンズ	南瀋洲	西瀋洲	タスマニヤ	北部領	漢洲首都領	漢洲
計	二	一	六	一	五	三	一	一	一九

計	ウエーリス	ビクトリア	クイーンズ	南瀋洲	西瀋洲	タスマニヤ	北部領	漢洲首都領	漢洲
計	四三、七六	三八、三六	一三、六〇	二七、五六	七九、五〇	五九、八四	三七	一八六	一、三三、五六

註一 一九三九—四〇年度の細目は本書附録より便宜上左に示す。(本表註は次表註に同じ)。
無線電信許可數 (一九四〇年六月三十日現在)

許可無線電局	ウエーリス	ビクトリア	クイーンズ	南瀋洲	西瀋洲	タスマニヤ	北部領	漢洲首都領	漢洲
計	四六、三四	三九、四三	一五、二五	二四、六八	八、九五	三三、二五	三五	二、七二	一、三三、三九

(a) 許可局の外に郵務省のカムウイイル(クイーンズランド)ウエーリス・ヒル(北部領)の二局あり (b) 國營放送事業放送局二九(V.L.R. クイーンズランド、ランド、ハーストV.L.Q. シドニー、V.L.W. パービスの短波放送局三を含む)。

(11) 放送聴取者 濠洲に於けるラジオ利用の篤くべき發展は次表によつて明かである。

放送聴取者数

年度	ウェールズ (a)	ピクトリヤ	クイーンズランド (b)	東洋 (c)	西濠洲	タスマニヤ	濠洲
一九二五	三、七一九	一、九四三	一、〇六一	三、一八八	三、四七九	一、〇六一	六、〇六九
一九二六	三、六五五	一、九四三	一、〇〇〇	三、〇三三	三、四八六	一、一四〇	六、〇七七
一九二七	三、六六八	一、九六三	一、〇三三	三、〇七二	三、四八六	一、一四〇	六、〇七六
一九二八	三、七六一	一、九七三	一、〇六六	三、一〇七	三、四八六	一、一四〇	六、〇七六
一九二九	三、七六六	一、九八三	一、〇九九	三、一四六	三、四八六	一、一四〇	六、〇七六
一九三〇	三、八〇〇	一、九八三	一、一〇〇	三、一八五	三、四八六	一、一四〇	六、〇七六
一九三一	三、八三〇	一、九八三	一、一〇〇	三、二二四	三、四八六	一、一四〇	六、〇七六
一九三二	三、八六〇	一、九八三	一、一〇〇	三、二六三	三、四八六	一、一四〇	六、〇七六
一九三三	三、八九〇	一、九八三	一、一〇〇	三、三〇二	三、四八六	一、一四〇	六、〇七六
一九三四	三、九二〇	一、九八三	一、一〇〇	三、三四一	三、四八六	一、一四〇	六、〇七六
一九三五	三、九五〇	一、九八三	一、一〇〇	三、三八〇	三、四八六	一、一四〇	六、〇七六
一九三六	三、九八〇	一、九八三	一、一〇〇	三、四一九	三、四八六	一、一四〇	六、〇七六
一九三七	四、〇一〇	一、九八三	一、一〇〇	三、五三八	三、四八六	一、一四〇	六、〇七六
一九三八	四、〇四〇	一、九八三	一、一〇〇	三、五七七	三、四八六	一、一四〇	六、〇七六
一九三九	四、〇七〇	一、九八三	一、一〇〇	三、六一六	三、四八六	一、一四〇	六、〇七六
一九四〇	四、一〇〇	一、九八三	一、一〇〇	三、六五五	三、四八六	一、一四〇	六、〇七六

次表は一九二五—一九三九年各年六月三十日現在許可放送聴取者数を示す。

(1) 國營放送事業 國營放送事業に對する技術的援助は郵務省から提供され、放送プログラムは、濠洲放送委員会によつて構成された五名よ

三 放送事業

聯邦政府國營放送事業は二八の放送局を有し、中波放送局二六及び短波放送局二より成る。詳細は次の如し。
中波放送局、シドニー 2FC、2BL、ニューカッスル 2NC、コロワ 2CO、ローレンス 2NR、カムノク 2CR、キャンベラ 2CY、メルボルン 3LO、3AR、セイル 3GI、フウィエン 3WV、プリンスヘイン 4QR、4QG、タウンズヴィル 4QN、ダグレイ 4QS、ロケットハムプトン 4RK、アデレード 5CL、5AN、クリスタルブルック 5CK、パース 6WF、6WN、マインディング 6WA、カルグリー 6GF、ホバート 7ZR、7ZL、ケルソ 7NT。
短波放送局、ピクトリヤ、リンドハースト VLR、西濠洲、パース VLW。

第三の短波放送局をプリンスヘインに設置する契約が成立した。以上の放送局は放送時間の大部分二種の放送網、即ち濠洲全國放送網及び州放送網を通じて相互に聯絡される。大部分の局は同一プログラムを中繼するため有線連絡し、濠洲全國放送網を形成し、同放送網は各州首府放送局及び各州内一個以上の地方放送局から成る。各州放送網は州首府第二放送局及び濠洲全國放送網に含まれない地方放送局から成立してゐる。
特別の場合には全國放送局及び商業放送局の全部が結合され、一二六放送局と優秀プログラム傳送線一六、〇〇〇哩を有する全國内放送となる。近年特に戰爭勃發以來國外から受信する短波プログラムの中繼が増加した。英國放送協會からのニュース放送はモント・パークの受信所で接受された後毎日數回再放送される。海外プログラムは現在國營放送事業の重要な特色である。
(11) 商業放送局 上記以外の放送局の事業は郵務大臣の許可を得た個人企業で行はれる。免許證は、聴取者に満足のゆくプログラムを保證する條件の下に與へられる。放送局許可料金は二五磅、最長許可期限三年であるが、郵務大臣の裁斷で毎年更新できる。これら許可放送局は聴取料を徴收せず、廣告其他の放送から得る収入に依存してゐる。一九四〇年四月三十日現在のこれら放送局は一〇〇に達し更に數局が計畫中である。

り成る濠洲放送委員会の協力を受ける。放送聴取料は國際放送事業所屬放送局から約二五〇哩以内に居住する聴取者は年額一二志、その地域外は年額一五志である。但し盲人は無料である。委員会は料金一口に付一二志宛を收得し、殘額は郵務省の収入となる。

(13) 電波妨害 郵務省は電氣機械其他から生じる放送妨害を出來うる限り防止する手段を講じてゐる。本年度中同局は七、〇五一件の妨害申立を受理し、數件を除き大部分圓滿に處理された。
(14) 無線電信法違反 本年度に於ける無許可放送受信装置による違反は二、九九五名、罰金總額六、二二七磅。
(15) 世界ラジオ聴取者分布 次表は主要「ラジオ」國に於ける聴取者數と人口に對する比率を示す。數字は國際ラジオ放送聯盟調査による。

世界ラジオ聴取者分布 (一九三七年十二月三十一日現在)

國名	計	人口百人當り
米	(a) 六、〇〇〇、〇〇〇	二・五
デンマーク	七、七一一	三〇・六
ニュージーランド	三、三八六	一五・九
スウェーデン	一、三六八	一九・九
英	八、〇八六	一九・六
露	一、〇〇一、二五	一五・九
ポランド	一、一三六、二八	一五・三
ベルギー	一、一五三、〇九	一五・三
オランダ	一、二〇六、〇五	一五・三
スイス	五、八、五五	一三・六
ノルウェー	四、七、四六	一三・三
フランス	四、七、五、八九	一〇・八
カナダ	一、一三、七三	一〇・三
南アフリカ	三、三、九四	九・四
アルゼンチン	一、〇〇、〇〇〇	七・〇
フィンランド	三、七、七〇	七・〇

日本	三、六三九	五、五七
アイルランド	一、八八二	五、〇二
エストニア	六、三六	四、六
メキシコ	(a) 八七五、〇〇〇	四、九
ハンガリー	四、九二五	四、六
ポーランド	一、〇六、四三三	三、四
イタリヤ	九、五〇〇	三、〇
ソ連邦	(c) 三、七〇、四〇〇	三、二

(a) 聴取許可不要につき、受信機設置数のみの推定数 (b) 一九三九年三月三十一日現在 (c) 一九三六年十二月

濠洲は人口百人當り許可数では世界第六位を占めてゐる。

四 國外無電通信

(一) ビーム無電 聯邦政府と合同無電會社(オーストラリア)との協定によるビーム無電局は早くも一九二七年に完成し、英國との直接通信は一九二七年四月八日に、北米に對しては一九二八年六月十六日に開始された。連日數時間に亘つて良好な通信が行はれ、一般公衆に利用されてゐる。「ビーム」と「ケーブル」による電信料金の比較は第四節國外海底・無線電信

國際無電通信 (一九三八—三九)

摘要	發送 語 數				受 信 語 數			
	英 本 國	其 他	計	英 本 國	其 他	計		
通 常 (a)	一、二五、八八六	六、七、四六九	一、三二、三五五	一、〇六、〇九一	三、六、〇六六	一、四二、一五七		
後 送 (b)	一、一六、六四四	六、九、一〇三	一、二三、七四七	一、一三、九六九	一、〇〇、七五九	一、一四、七二八		
公 用 (c)	八、五、七四四	一、一、六六六	九、七、四一〇	六、五、七四五	七、九四四	一、三三、七一九		
新 聞 (d)	一、一、五一一	一、一、六六六	二、三、一七七	二、一、四一七	一、八、六九九	三、〇、一三六		
計	二、三三、八八五	一、九、六、〇〇一	四、三〇、四八六	三、三、七、九一六	一、五、五、五二八	四、九三、四四四		

日發開登及觀費用	一、三六、八七〇	五、九、四四六	二、三六、三一六	一、三六、三一六	一、五五、五五五
計	四、〇三、八七〇	二、三三、三〇三	六、三七、一七三	五、六六、一三〇	六、五五、五五五

(b) 沿岸局 一九三八—三九年度沿岸局取扱通信の細目は次の如し。

沿岸局無電通信 (一九三七—三八)

州又は領	電 報 數			
	有 料 計	有 料	無 料	計
ニューサウスウェールズ	一、七〇、一七〇	八、九、五〇一	四、四、五	一、四〇、一七〇
ビクトリア	二、六、九七九	一三、三、六〇	—	一、九、六七九
クイーンズランド	三、六、四四四	二、二、一七	—	一、九、六
南 洋 洲	七、五、〇五三	六、七、七六	八、九	一、六、七六
西 洋 洲	二、七、七六	一、一、三六	八、九	一、〇、〇
タスマニア	一、〇、七〇五	六、六、四〇	九、六	四、七、七
北 部 領 土	六、七、〇三六	三、三、三六	—	一、一、五八
合 計	二、七、八、〇六二	一、五、一、一〇	一、四、八、七三	三、三、五、四三
パプアニューギニア	六、九、九七七	三、三、六四	二、四、七	四、三、八二五

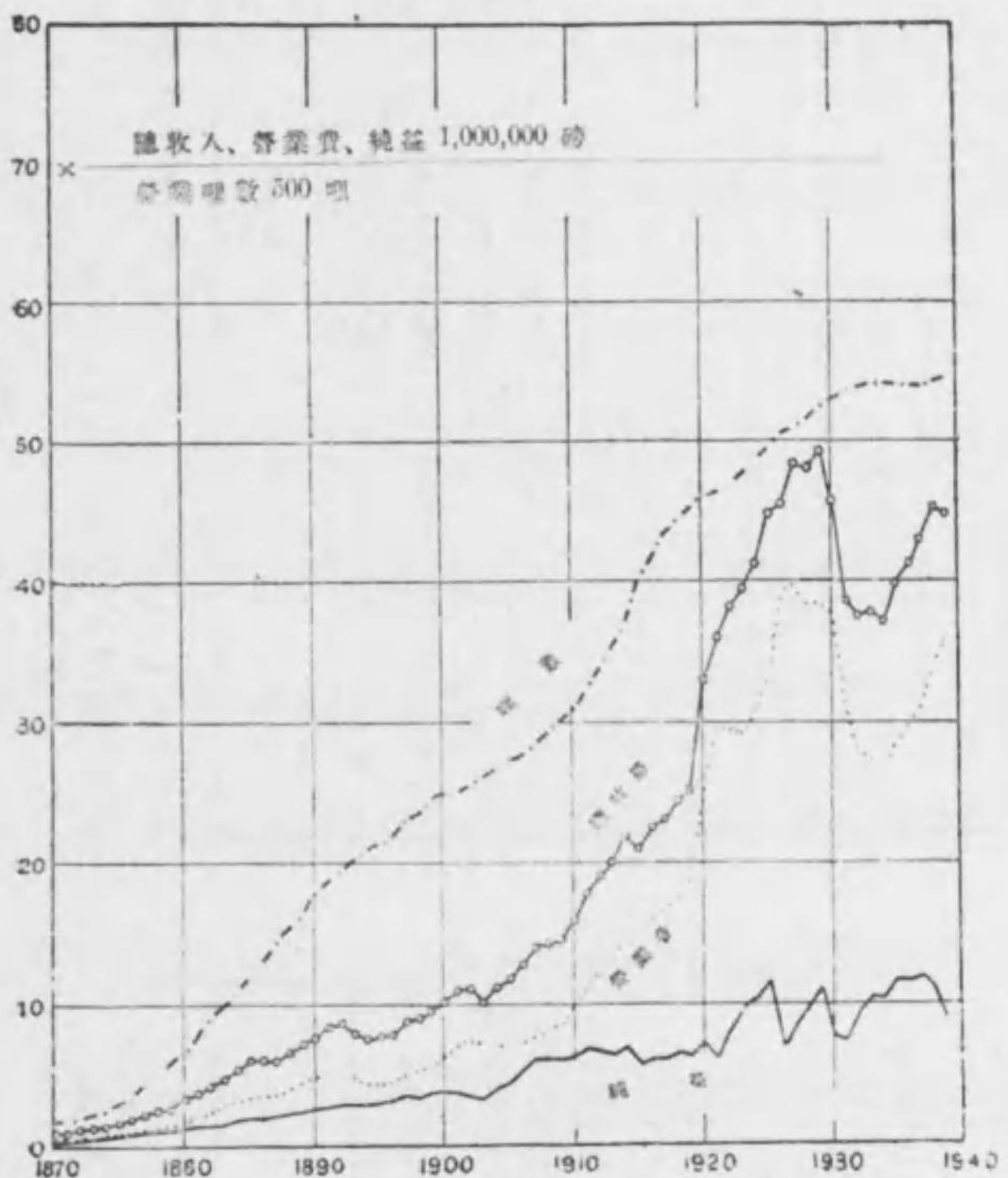
(c) 島嶼無電局 次表は一九三八—三九年度取扱各島嶼間無電通信の細目を示す。

摘要	各 島 嶼 間 無 電 通 信 (一九三八—三九)			
	深 洲 宛	深 洲 發	各 島 間	船 舶
通 數	一、九、五四	一、六、六六	三、〇、四二五	一、八九
語 數	三、五、七四一	三、三、三三六	四、二、六三三	三、四、〇〇〇
計	—	—	—	六、三六

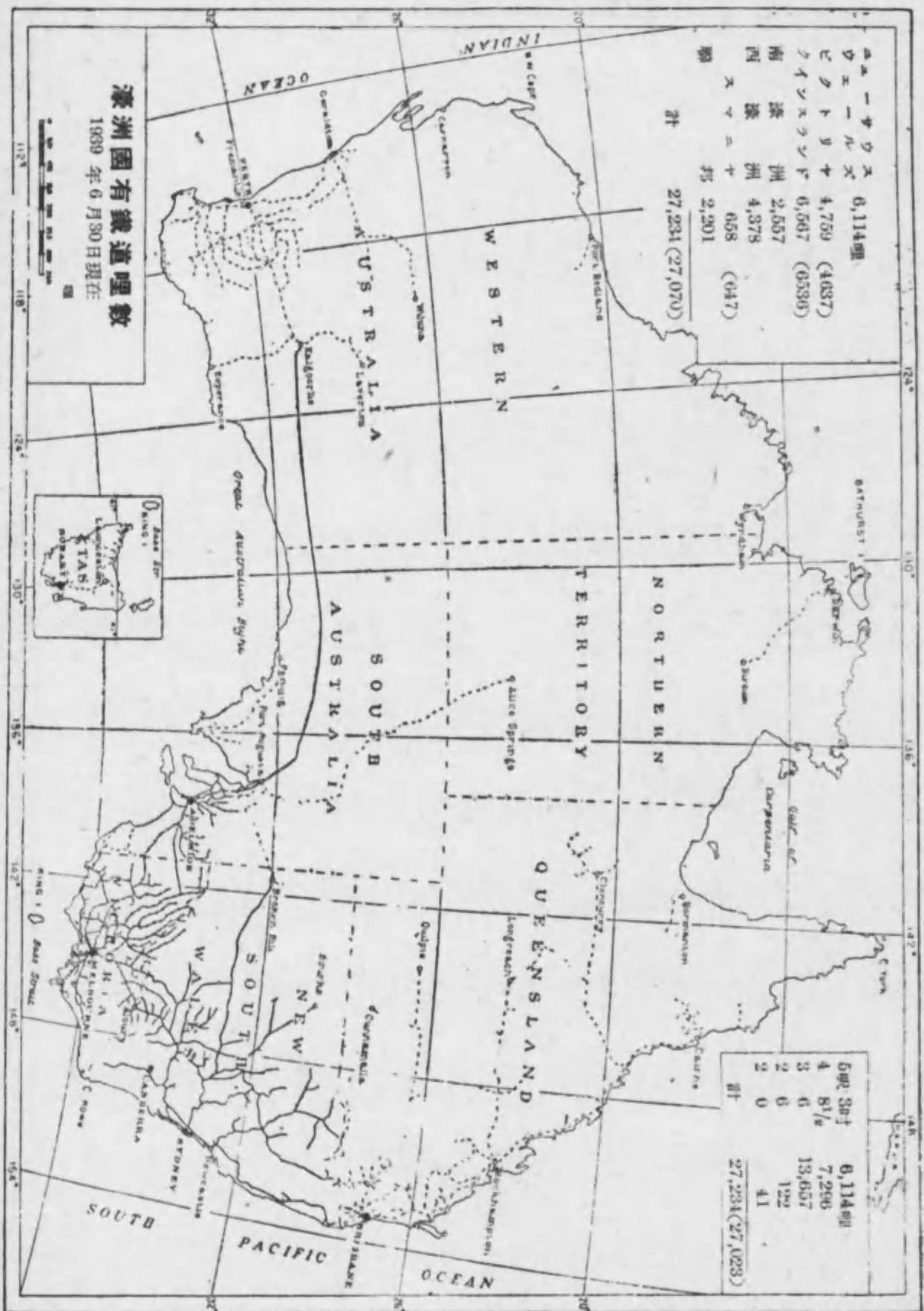
五 技術資格證

各許可無電局は技術資格證所持者によつて操作されるを要する。一九四〇年四月三十日終了年度には四四一名に技術資格證が下付された。各級の數は次の如し、商業一級一〇六、二級五三、三級一八、航空機一級一、二級一二、三級四八、放送局六七、アマチュア一三六。

濠洲國有鐵道經營狀態 1870—1939



説明——各方形の底邊は10年間を表す。縦の邊は曲線によつて、その意味を異にしてゐる。
 1. 總收入 2. 營業費 3. 純益の曲線では、各方形の縦の邊は 10,000,000 磅を示す。營業費は點線線で示し、各方形の縦の邊は 5,000 哩を示す。



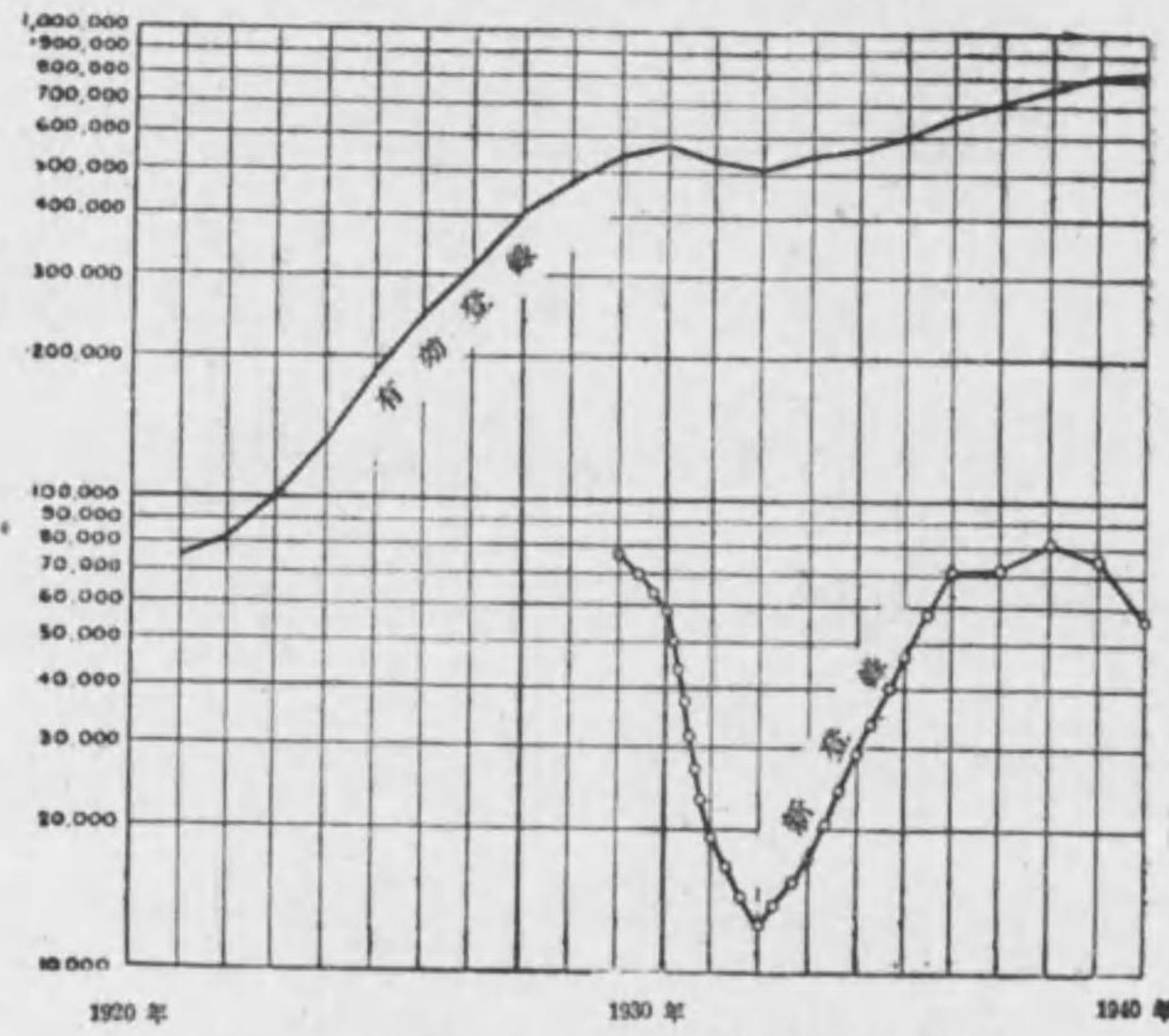
註——軌 綫 4呎8吋は、——、軌 綫 3呎6吋は、.....、他は軌綫の呎吋を示す。

オーストラリア	6,114哩
西オーストラリア	4,759 (4,037)
南オーストラリア	6,667 (6,539)
南西オーストラリア	2,557
南オーストラリア	4,578 (4,47)
西オーストラリア	658
計	27,234 (27,070)

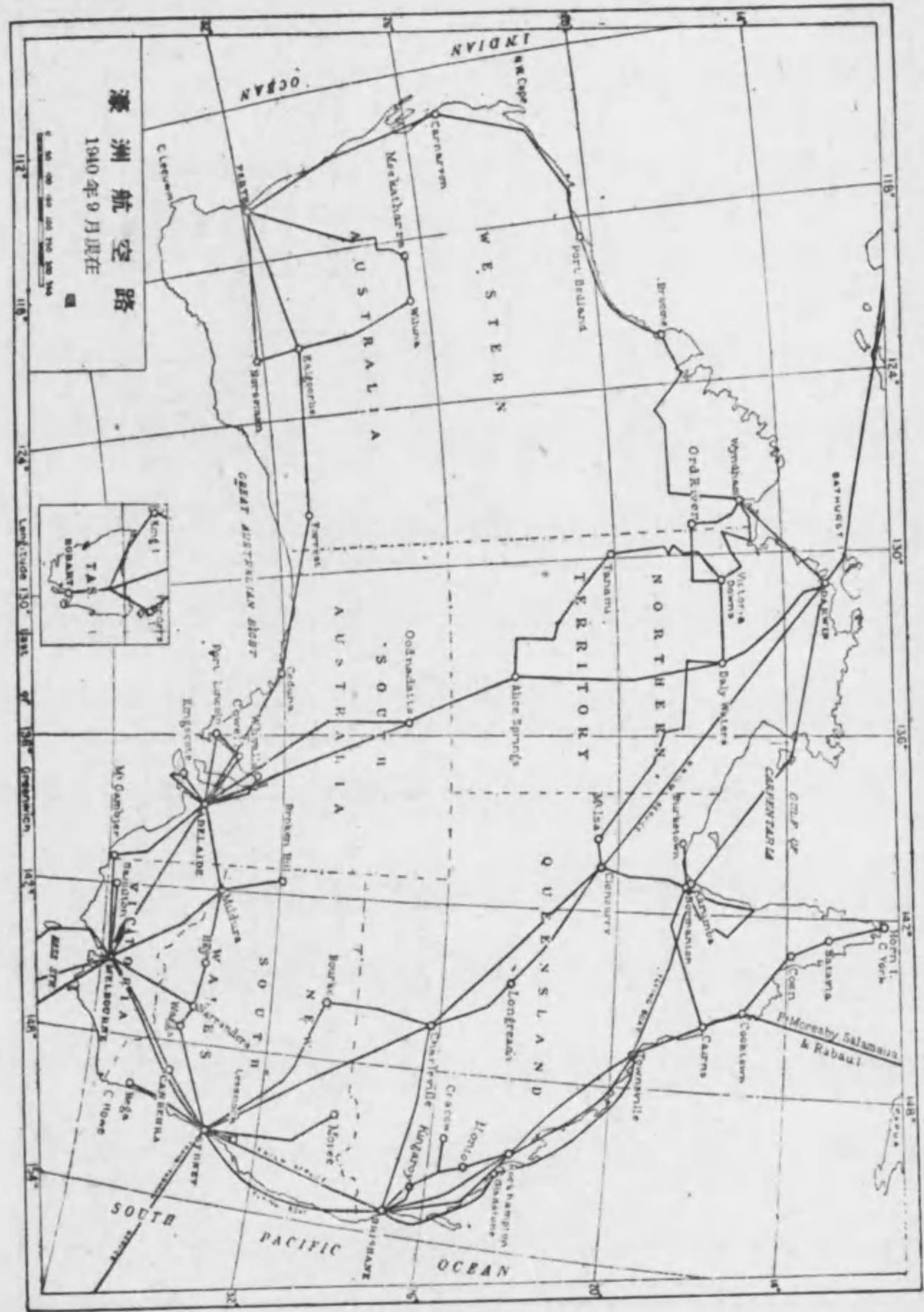
6呎 3吋	6,114哩
4 呎 8吋	7,296
3 呎 6吋	13,637
2 呎 6吋	192
2 呎 0吋	41
計	27,234 (27,023)

註——括弧内は軌綫を呎吋以下の数値と置きたる哩數。

自動車登録 1920-1940



説明—この比率グラフの縦の目盛は対数尺にして、曲線は増減の比率による。實際数は左欄外に示す。
このグラフは自動自轉車を除く自動車の各年6月30日現在有効登録数及び新登録数を示す。



第六章 教育

- 第一節 教育制度の發達
- 第二節 調査記録
- 第三節 州立學校
- 第四節 私立學校
- 第五節 無料幼稚園
- 第六節 大學
- 第七節 技術教育
- 第八節 實業學校及び速記學校
- 第九節 雜

第六章 教育

第一節 教育制度の發達

- 一 各州教育制度
- 二 州教育制度の發達の經過
- 三 學齡
- 四 濠洲教育研究評議會

一 各州教育制度

濠洲に最初の移住の行はれたのは、ニューサウスウェールズであつたから、濠洲教育がこの州から始められたのは當然である、従つて教育方法制度の發達に於ても同州が指導的役割を演じた。詳細は本年鑑第一、二巻に掲げられ、他州教育制度の起源、沿革も亦詳述されてゐる。

二 州教育制度の發達の經過

本年鑑第二巻迄には、各州教育制度の其後の發達の輪廓が掲載されてゐる。各州の教育制度は幼稚園から大學に至る迄、合理的の階梯を踏む多少の差こそあれ殆ど均質的全體と看做して差支へないであらう。

三 學齡

各州兒童法定學齡を簡単に示せば次の如し—ニューサウスウェールズ六—一四歳、ビクトリア六—一四歳、クインズランド六—一四歳、南濠洲六—一四歳、西濠洲六—一四歳、タスマニヤ七—一四歳、一九三九年十二月ニューサウスウェールズに於ては義務就學期間は一年延長され、六歳の兒童を含むことになつた。

或州では、兒童が州立學校の規定距離外に住居する場合は、その就學年齡を延ばすことが出来る。又一定の規準に達した生徒は法定卒業年齢前に學校を離れてよいとされてゐる。

一九三六年度文部大臣會議で義務教育年限を十五歳迄延長する必要を強調する決議が行はれた。次でこの決議はシドニーで開催された各州文部大臣會議に附され、其席で一九四〇年迄に各州に於て提案を實行する旨勸告を行ふことに同意した。

四 濠洲教育研究評議會

本評議會は一九三〇年二月十日に構成され、現在の處長カーネギー財團から殆ど一手で財政を賄はれてゐる。九名の委員より成り、内六名は各州に設置された州立教育研究所によつて選出される。評議會全會員會議は年一回開催される。同會刊行物は研究叢書の形でメルボルン大學出版部から出版され、一九三九年末迄に五八巻刊行された。同會議は「濠洲教育評論」の名で濠洲教育年鑑を發刊してゐる。同會は創立以來、研究希望者、業績發表希望者に對する援助一九一件を承認し、又自ら研究調査を行ひ、例へば現在、濠洲の教職員を調査中である。一九三九年六月末補助に對する認可支出額は一六、四九九磅に上る。調査研究の組織化と維持の外に、評議會は濠洲教育に關する報道の蒐集分布の中心として活動してゐる。同會は一九三四年カーネギー財團の爲にラルフ・マン氏及びE・B・ピット氏によつて行はれた濠洲圖書館調査に援助を與へた。その報告の結果明かにされた現在の濠洲圖書館事業の重大な缺陷を補ふべく數州に於て大運動が行はれてゐる。同會は民間及び官省の諸間に應じて専門的援助忠告を與へてゐる。特に濠洲の現狀に應ずべき標準とされる智能及び學業の試験に對する要求が昂まつてゐる。同會は過去一ケ年に互り十五萬部の出版物を各學校に配布し、聯邦政府の召集する青少年就職會議に代表者を出してゐる。在巴里知的協力學會により濠洲教育情報の國民的中心と認められ、又在紐育國際教育學會の濠洲代表としても活動してゐる。同會の本部はメルボル

ン市コリンス街一四七番地である。

第二節 調査記録

一 被教育者数 二 就學者の年齢 三 不就學者の百分率 四 學徒の宗教

一 被教育者数

一九〇五—一九三八年國勢調査及び統計法は、「教育」を國勢調査に於ける調査の一項目と規定してはゐるが、情報の性質と範圍は明示してゐない。初期の國勢調査に於ては、教育程度に關する調査は読み書きの能力の調査に止つてゐたが、義務教育制の下にあつては、濠洲に於て成年に達し、読み書きの出來ぬ者の数は甚だしく、此の事項は一九三三年の國勢調査から除外された。一九三三年國勢調査當時の被教育者に關する唯一の質問事項は、被教育者が就學してゐる學校の性質に關することであつた。之等事項の最近三回の國勢調査に於ける詳細を表とすれば次の如き結果となる。

國勢調査當時の被教育者数 (一九二一—一九三三)

就學場所	人			百分率		
	一九二一	一九二二	一九三三	一九二一	一九二二	一九三三
公立學校	五三、〇五九	七九、七三三	七六、九一七	七六、九一七	七六、九一七	七六、九一七
私立學校	一五、二一五	一五、七三三	一五、二一五	一五、二一五	一五、七三三	一五、二一五
大 學	三、四四五	七、七三三	八、五五五	三、四四五	七、七三三	八、五五五
家 庭	三三、七三〇	四〇、七三三	四〇、七三三	四〇、七三三	四〇、七三三	四〇、七三三
計	一〇五、四〇九	一三三、九三三	一三三、九三三	一〇五、四〇九	一三三、九三三	一三三、九三三

二 就學者の年齢

下表には一九三三年の各年齢の就學者数及び各年齢者總数を示す。

濠洲人口の就學狀況 (男女計) 一九三三年六月三十日現在

滿 年 齡	就 學 場 所				未回答者 非在學者	計
	公立學校	私立學校	家 庭	大 學		
四	六、二七〇	三、五八六	三、九六六	—	(a) 五、六三三	(b) 五、六三三
五	三、〇七二	三、〇七二	三、〇七二	—	六、〇七二	六、〇七二
六	六、八二一	一、六三九	三、一六六	—	一、七六五	一、三三九
七	九、七六九	三、〇七三	三、〇七三	—	七、七三三	一、〇〇六
八	九、七六九	三、〇七三	三、〇七三	—	五、〇三〇	一、七三九
九	九、七六九	三、〇七三	三、〇七三	—	五、〇三〇	一、七三九
一〇	九、七六九	三、〇七三	三、〇七三	—	五、〇三〇	一、七三九
一一	九、七六九	三、〇七三	三、〇七三	—	四、九八九	一、七八〇
一二	九、七六九	三、〇七三	三、〇七三	—	四、九八九	一、七八〇
一三	九、七六九	三、〇七三	三、〇七三	—	四、九八九	一、七八〇
一四	九、七六九	三、〇七三	三、〇七三	—	四、九八九	一、七八〇
一五	九、七六九	三、〇七三	三、〇七三	—	四、九八九	一、七八〇
一六	九、七六九	三、〇七三	三、〇七三	—	四、九八九	一、七八〇
一七	九、七六九	三、〇七三	三、〇七三	—	四、九八九	一、七八〇
一八	九、七六九	三、〇七三	三、〇七三	—	四、九八九	一、七八〇
一九	九、七六九	三、〇七三	三、〇七三	—	四、九八九	一、七八〇
二〇以上	九、七六九	三、〇七三	三、〇七三	—	四、九八九	一、七八〇
計	一三三、九三三	一三三、九三三	一三三、九三三	—	一三三、九三三	一三三、九三三

(a) 零歳より三歳のものを含む。

各州に於ける就學期は六歳より十四歳までである。前表に依れば滿六歳

三 不就學者の百分率

計	無 同 答		其 他	
	公同、無答	三三、九三三	八、五五五	六、八二一
計	三三、九三三	三三、九三三	八、五五五	六、八二一

(a) 不定カトリック教を含む。

前表中の最も著しい特徴は、州立學校生徒のカトリック教徒が比較的少數なことである。カトリック教徒就學者の中、三四・六六%は公立學校に通學し、その残部の八六・八四%は州の他の學校に通學した。全學徒に對するその比は七七・二三%である。

第三節 州立學校

一 概説 二 州立學校、教員、在校生 三 教育施設の分布 四 費

一 概説

州立學校は、時には「公立」學校と呼ばれるが、州直轄學校全部を含み、所謂「私立」學校に對するもので、後者の多くは私費で經營されてゐるが、社會各層に開放されてゐる。技術教育に關しては第七節に掲げてあるが、初級技術學校は次に含まれる。次表は通信教育學校及び補助學校を含むが、夜間學校と補修科は含まず、それは「三(四)」に別示する。

二 州立學校、教員、在校生

(一) 概説 次表は一九三八年度の詳細を示す。

州	又 は 領	學校數	教員數	養成教員數	在校生數
ニュースウスウェールズ(a)		三、三六五	一一、三六八	一、四六六	三、三六五
ビクトリア		三、三六八	八、四四三	四、九八九	三、三六八

二二

乃至十三歳の學童の九四・一%であることが判る。反對に義務學齡内の兒童の五・九%は國勢調査の當時未就學者であることが示されてゐる。一九二一年に於けるこの比率は六・七%であつた。

本調査當時ニューサウスウェールズ、及びタスマニアの最低學齡は七歳であり、又各州に於て特殊理由により十三歳で就學權を免ぜられることになつてゐるので義務教育年齢の最低最高の兩端の者を除外した方が更に精確な不就學兒童の比率が得られるものと思ふ。此の除外に依つて、比率は五・九%から四・三%に減する。就學狀態は國勢調査當時の深刻な經濟事情に依り影響を受けたものと思はれ、此の結果前記の比率は一九二一年の三・七%に比べて高い。通學利便の影響は首府地域の此等の年齢に於ける不就學兒童の比率が一九三三年に於ては三・五%、一九二一年に於ては二・九%に減少してゐることに表はれてゐる。

四 學徒の宗教

次表は國勢調査當時主要なる宗教に歸依する青少年の學校を分類して示す。

諸學校に於ける諸信仰者 (一九三三年六月三十日現在)

宗 派	公立學校	私立學校	大 學	家 庭	計
プロテスタント派	一七、四三三	六、八二一	一、三三三	六、八二一	二六、四〇八
カトリック教(a)	八、七三三	一、三三三	六、八二一	一、三三三	一八、二二〇
タライスト派	一〇、八三三	九、七三三	六、八二一	一、三三三	二八、七二〇
英國國教派	三、七三三	三、七三三	三、七三三	三、七三三	一四、九三三
組合教會派	九、七三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一三、七三三
ルーテル派	八、七三三	九、七三三	九、七三三	九、七三三	三八、一三三
メソヂスト派	二、七三三	二、七三三	二、七三三	二、七三三	一〇、九三三
リプレズンツ派	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	六、九三三
計	一〇、八三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一四、九三三

州	(a) 推定		(b) 推定		(c) 推定	
	1938年	1939年	1938年	1939年	1938年	1939年
タインランド	1,663	1,661	2,611	2,611	1,663	1,663
南	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201
西	866	866	866	866	866	866
北	9	9	9	9	9	9
計	3,740	3,740	3,740	3,740	3,740	3,740

(a) 推定 (b) 推定 (c) 推定 一九三八年六月三十日終了年度。

(二) 在校生及び出席者平均 在校生数を算出する方法は各州を通じて、同一ではない。ニューサウスウェールズ、ビクトリア、西オーストラリア及び西オーストラリアの週単位の記入に反し、南オーストラリアは、日単位の記入法を採用してゐる。クインズランドでは、平均在校生数を算出せず、四季毎の總在校生数の平均数が、唯一の資料である。

在校生数算出と同じく平均出席率算定の方法も統一されていないが、大部分の州は其年の出席数を合計し、これを学期数で除し、ニューサウスウェールズ及び西オーストラリアは学期平均数の平均を算出してゐる。この點に於ける統一に就いては一時考慮されたが、第一節「四」既述の教育研究評議會は、一般的に教育資料の蒐集及び表示方法を一段と統一するやう留意してゐる。一九三八年間各州平均在校生、出席率は次表に示す。

州	又	は	領	州	又	は	領
ニューサウスウェールズ	1,663	1,661	1,663	南	1,201	1,201	1,201
ビクトリア	866	866	866	西	866	866	866
クインズランド	9	9	9	北	9	9	9
南	1,201	1,201	1,201	計	3,740	3,740	3,740

州立學校在校生及び出席平均数(一九三八年)

國勢調査年には州立學校生徒平均出席者数かなり正確に學齡兒童數と對照することができる。それによると、五—一五歳兒童數の千人當り平均出席者は、一八九一年四五、一九〇一年四六、一九一一年四七、一九二一年五四、一九三三年五八五名である。何かの原因でいくらかの影響はあつたかも知れぬが、過去二十年間に於ける學校出席率は著しく改善されたと云へよう。

(三) 濠洲首都領所在學校 一九三八年間に州立學校一四校が同領にあり、在校生一、六六三名、平均出席一、三〇八名、維持費は二三、一〇三磅であつた。聯邦政府との取極めによりこの學校の經營は、ニューサウスウェールズ文部省が一般州立學校と同じ方針を以て擔當し、其經費を補償する。初等中等教育に對する施設は豊富で、必要に應じて將來増大する。支出以外の上記數字は、商業、夜間補修學校の在校生數其他を含まない。キャンベラ大學分科大學に關する記述は、第六節「六」にあり。

三 教育施設の分布

(一) 人口疎散地方 (a) 概説 教育の恩恵を遠隔な最も人口稀薄な地域に施す爲に各州で採用した方法に就ては些か詳細に本年鑑前諸版で述べた(第二卷四三〇—四三三頁参照)。(b) 通信教授 通信教授は普通の教育手段の手の届かぬ遠隔地の兒童や疾病の爲通學不能の兒童の便宜の爲に採用された。一九三八年度にはこの方法で教育を受けた兒童數は一九、七五〇名、各州別では、ニューサウスウェールズ、八、一〇一名、ビクトリア、一一二名、クインズランド、六、〇〇〇名、南オーストラリア、八二五名、西オーストラリア、一五七名、タスマニア五二六名であつた。北部領では同年度に二七名の兒童が通信教授を受けた。

(二) 學校の集中化 米國及びカナダで非常に成功を収めた學校集中化の問題は濠洲、特にニューサウスウェールズで若干の注意を惹いた。職員及び設備の充實した一個所の學校の方が訓練の高い教員の居ない點在的多数の小規模な學校よりは効果的な教育を施し得ることが認められ、或る地方の小規模の學校は閉鎖され、兒童は中心的學校へ轉校した。この方針

州	(a) 通信教授學生を除く		(b) 一九三八年六月三十日終了年度	
	1938年	1939年	1938年	1939年
北	866	866	866	866
西	866	866	866	866
南	1,201	1,201	1,201	1,201
計	3,740	3,740	3,740	3,740

(a) 通信教授學生を除く (b) 一九三八年六月三十日終了年度。

在校生數に對する出席率は、クインズランドが最低であるが、平均在校生數が不明な爲、他州と比較する事が出来ない。クインズランドの出席率數は十中八九他州と同率である。何故ならば、一九三八年に比較出来る四季平均在校生に基く計算では、出席率はクインズランドはニューサウスウェールズより稍高いからである。

例外的流行病は別として、近年の統計が堅實な點より、在校生數に對する出席率は、濠洲の現状では最高點に達しつゝある。傳染病の回歸的流行程度の疾患、不良な天候、遠距離が全生徒の無缺席を妨げる主因である。州立學校平均出席者數を一八九一年より一九三八年迄、間隔を置いて次表に示す。

年	全人口(a)		平均出席者	
	1933年	1938年	1933年	1938年
1933	6,557	6,557	6,557	6,557
1934	6,557	6,557	6,557	6,557
1935	6,557	6,557	6,557	6,557
1936	6,557	6,557	6,557	6,557
1937	6,557	6,557	6,557	6,557
1938	6,557	6,557	6,557	6,557

(a) 十二月三十一日現在、單位千人。

は最初一九〇四年にニューサウスウェールズで採用され、一九三八年には二二、二七七磅が寄宿手當及び中心學校への轉校費に支拂はれた。一九三八年—三九年度ビクトリアに於ける州立學校への轉校費支出は一八、〇〇七磅であつた。南オーストラリアでは一九三八年に學童の旅行費として四、四三五磅支出され、西オーストラリアでは一九三七年—三八年間に一五、三二二磅、タスマニアでは一九三八年に一一、七九六磅支出された。(併し、兩親は自分らの小社會の言は「心の中心」とも言ふべき小規模の學校から離れるのを嫌ふことがよくあり、また教師の親切的助力がその學校の有る地方の社會的生活に大なる貢獻をなしてゐることを一言して置いとくからう)。

(三) 劣等兒童及び不具兒童の教育 就ては本年鑑第二卷四三一—四三二頁に記述。

(四) 夜間學校 夜間補修學校は若干の州では多年存続されてゐるが、その發展状態は確實には知られてゐない。同學校の目的は初等教育修了者の教育を繼續させることであるが、生徒の後日の職業上、市民生活上の助けとなるやう實際的文化的教科が按配されてゐる。ニューサウスウェールズの夜間補修學校三四では一九三八年間平均在校生三、三〇三名、平均出席者二、五四一名であつた。學校は初級技術學校、家政學校、商業學校の三種に分けられる。生徒出席者數は男子二、〇二二名、女子五二九名であつた。職業の無い生徒は授業料を免除され、又出席良好者には授業料を拂戻す。西オーストラリアの夜間補修學校は一九三〇年—三二の中心地に在り、平均在校生二、七七七名であつたが、同年末に解散されて、豫備技術學校が技術學校に代つて設けられた。

(五) 州立中等學校 中等學校は初等科を修了した生徒に、より以上の教育を授ける爲に各州に設けられてゐる。その發展に就ては本年鑑第二卷四三三—四三四頁に記述す。

(六) 州立學校に於ける農業訓練 州立學校に於ける農業教育に採用されてゐる方法に關しては本年鑑第二卷四三四—四三七頁参照。

四 養成學校

各州養成學校組織の發展に就ては本年鑑第三二卷四三七—九頁参照。

五 經費

(一) 全學校の維持費 上級技術學校、ビクトリア及びタスマニア初級技術學校を除き、各種學校の純維持費及び一九三八年以前五年間平均出席

者一人當り經費は次表に示す。この數字は建物費を含まず、之は別表に掲ぐ。全經費表中ビクトリア及び西濠洲の數字は翌年六月三十日終了財政年度のものである。
經濟不況以前の州立學校の最高支出額は、一九二九年に一〇、〇八七、五七〇磅であつた。經濟不況の年度の間は經濟上の影響を受けたが、一九三四年以降出費額は急速に上昇し、一九三八年には一〇、四五三、〇〇六磅の新水準に達した。

州立學校維持經費

年 度	總 計 (中等學校を含む) (單位磅)						
	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	タインスランド	南 濠 洲	西 濠 洲	タスマニア	北 部 領 土
一九三三	五、五三三、六四〇	三、一七五、一一一	一、三三三、七六九	六、六六五、九一五	五、五三三、四〇〇	三、五二一、一五五	八、三三九、四八八
一九三四	五、五三三、六四〇	三、一七五、一一一	一、三三三、七六九	六、六六五、九一五	五、五三三、四〇〇	三、五二一、一五五	八、三三九、四八八
一九三五	五、五三三、六四〇	三、一七五、一一一	一、三三三、七六九	六、六六五、九一五	五、五三三、四〇〇	三、五二一、一五五	八、三三九、四八八
一九三六	五、五三三、六四〇	三、一七五、一一一	一、三三三、七六九	六、六六五、九一五	五、五三三、四〇〇	三、五二一、一五五	八、三三九、四八八
一九三七	五、五三三、六四〇	三、一七五、一一一	一、三三三、七六九	六、六六五、九一五	五、五三三、四〇〇	三、五二一、一五五	八、三三九、四八八
一九三八	五、五三三、六四〇	三、一七五、一一一	一、三三三、七六九	六、六六五、九一五	五、五三三、四〇〇	三、五二一、一五五	八、三三九、四八八
平均出席者一人當り (單位磅・志・片)							
一九三三	10.1.11.9	10.1.11.9	11.1.11.8	8.1.11.7	10.1.11.1	7.6.9	10.6.8
一九三四	10.1.11.9	10.1.11.9	11.1.11.8	8.1.11.7	10.1.11.1	7.6.9	10.6.8
一九三五	11.1.11.8	11.1.11.8	10.1.11.8	9.1.11.1	11.1.11.1	8.1.11.0	11.1.11.0
一九三六	11.1.11.8	11.1.11.8	10.1.11.8	9.1.11.1	11.1.11.1	8.1.11.0	11.1.11.0
一九三七	11.1.11.8	11.1.11.8	10.1.11.8	9.1.11.1	11.1.11.1	8.1.11.0	11.1.11.0
一九三八	11.1.11.8	11.1.11.8	10.1.11.8	9.1.11.1	11.1.11.1	8.1.11.0	11.1.11.0

(a) 收入不明の爲め概數 (b) (譯註) 原書脱漏
(二) 中等學校維持費 右表中の數字は、技術専門學校を除く全州立初等中等學校の維持費を示すものである。各州文部省は中等教育の經費に關

しては別個に表記するのが望ましいと考へた。しかし、それを遺憾なく別記することの困難さは、初等と其以上の教育が、場合により同一學校に於

州立中等學校維持費 (一九三八)

州	經費 (磅)	人口一人當り經費 (志・片)
ニューサウスウェールズ	七、九六九、四九四	五、七
ビクトリア	四、六六三、四三三	四、八
タインスランド	一、四九一、九一五	一、一
南 濠 洲	一、五九一、九一五	一、一
西 濠 洲	一、五九一、九一五	一、一
タスマニア	一、五九一、九一五	一、一
北 部 領 土	一、五九一、九一五	一、一
計	一、〇九一、九一五	一、一

(a) 一九三三—三八年

て同一教員によつて行はれることを知れば理解される。また不幸にも「中等」の語の意味が各州で相異してゐる。同じやうな困難が教員の監督費、養成費など、經營各費目間の割振りに就ても生じることが、こゝに述べて置いてよからう。經費に關する左の數字は各州文部省報告から引用したもので、上述の事情から多少斟酌するを要する。

下表數字は總て建物の費用を除く。ビクトリア總計は「中等」教育經費(經營費を除く)一、一三、五七三磅を含む。タインスランドの數字は農業大學及び農業學校經費一九三八年度二、三、五、一四磅を含まない。西濠洲總計は「通信初等」教育費九二、〇九〇磅を含む。

(三) 建 物 技術専門學校の分を除いた建物費は下表の如し。

州立學校建物費 (磅)

年 度	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	タインスランド	南 濠 洲	西 濠 洲	タスマニア	北 部 領 土	計
一九三三	五、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	二、八、〇、六九六
一九三四	五、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	二、八、〇、六九六
一九三五	五、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	二、八、〇、六九六
一九三六	五、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	二、八、〇、六九六
一九三七	五、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	二、八、〇、六九六
一九三八	五、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	二、八、〇、六九六

一九三八年各州總計は次の借入金及び失業救済資金支出額を含む—ニューサウスウェールズ一八七、〇八四磅、ビクトリア七八、七九九磅、タインスランド一三五、六二二磅、南濠洲五九、九九六磅、西濠洲四六、九一

一磅、タスマニア五八、九三六磅。
(四) 純經費總額 一九三八年度分は次の如し。
次表及び前諸表中の數字は全種類の州立學校を含む(上級技術學校及びビ

摘 要	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	タインスランド	南 濠 洲	西 濠 洲	タスマニア	北 部 領 土	計
純教育費、建物を含む	五、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	三、〇〇、六九六	二、八、〇、六九六

カトリヤ、タスマニヤ下級技術學校を除く。濠洲全州立學校平均出席者一人當り純経費(建物費を含む)は一九〇一年四磅九志三片に比し一九三八年には一五磅八志二片に上つた。

六 學校 銀行

兒童間に節約思想を育成する目的で、貯蓄銀行の代理店が聯邦の多くの學校に設けられてゐる。各州別次の如し。

學校貯蓄銀行(一九三九年六月三十日現在)

州	代理店	預金者數	預金額(磅)	預金者當り平均額(磅・志・片)
ニュージーランド	二、八七	一、九三、三三	三、七、七	一、二・七
ビクトリア	二、六	三〇〇、八八	三、九、三九	一・九・二
クイーンズランド	一、四	六、六三	一、七、三三	二・二・八
南 洋 洲	一、二	八〇、四二	一、四、八五	二・一・〇
西 洋 洲	七三	三、六、五九	五、九、九	二・〇・二
タスマニヤ	一、六	三、五〇	五、九、七	一・三・六
北 部 領 土	五	六、五	六、七	二・八・七
計	九、五	六、八、七	一、〇、七、〇	一・五・九

(a) 進捗決定を含む。

第四節 私立學校

(私立學校は州の監督下にあらざる總ての學校を含む。「立」なる語は一般的用語であるが、勿論不適切である。)

- 一 私立學校、教員、在校生、平均出席者數
- 二 私立學校の發展
- 三 私立學校の登錄

一 私立學校、教員、在校生、平均出席者數

二 私立學校の發展

一八九一—一九三八年間の私立學校在校生及び平均出席者數は次の如し。

年 度	在校生數	平均出席者數	年 度	在校生數	平均出席者數
一八九一	二、四、四	六、九、六	一九三三	三、三、五	一、九、七
一九〇一	一、八、五	一、〇、七	一九三四	三、九、五	二、〇、五
一九一一	一、六、七	一、三、五	一九三五	三、九、五	二、〇、五
一九二一	一、六、七	一、三、五	一九三六	三、九、五	二、〇、五
一九三一	三、三、七	一、九、三	一九三七	三、九、五	二、〇、五
	三、三、七	一、九、三	一九三八	三、九、五	二、〇、五

三 私立學校の登錄

私立學校登錄に關しては既刊本年鑑第一八卷四五一頁参照。

第五節 無料幼稚園

無料幼稚園に關する次の調査は、文部省が資料を提供した西濠洲を除き各州に於ける主要なる施設の園長又は有志世話人よりの資料を編輯したものである。

州	校數	平均出席者數	常置教員	教員見習生	志願助手
ニュージーランド	一、六	七、九	四	七	六
ビクトリア	三〇	一、四、九	八	七	三
クイーンズランド	六	一、四、九	九	七	三
南 洋 洲	二〇	三、九	一、八	七	三
計	六六	三、九	二一	二七	一八

無料幼稚園(一九三九)

次表は一九三八年度詳細を示す。

私立學校 (一九三八)

州	學校數	教員數	在校生數	平均出席者數
ニュージーランド	七	五、〇〇	一〇〇、七〇	七、七六
ビクトリア	五	二、四〇	八、二〇	七、二九
クイーンズランド	三	一、五〇	四、二〇	三、九〇
南 洋 洲	二	八三	一、二八	一、八〇
西 洋 洲	一	六三	一、〇〇	一、〇〇
タスマニヤ	一	三六	六、五三	六、五三
北 部 領 土	二	九	一、五	一、五
計	一、八	二、一、六	一、三、九	二、八、五

(a) 純在校生 (b) 六月三十日現在。

カトリック學校は、濠洲に於ける私立學校の最大部分を占める。手に入つた資料によると約二〇萬の生徒、即ち私立學校生徒總數の八〇%がカトリック學校で教育される。クイーンズランドの數字は文法學校の調査を含む。同校は男子校五、女子校三の八校で、在校生男子一、〇七四名、女子五六四名である。同學校の一部は州政府により、一部は基金撥出者により指名された管理委員會が管理し、同委員會は授業料、教員給料及び一般學校經營に關する規則を制定する。政府補助金は一九三八年度一、三二五磅、それに州給費生に對する給與として一〇、七一五磅が下附された。文法學校は毎年社會教育省の官吏の檢閲を受ける。既述の私立學校以外に、一九三八年に濠洲全般を通じて、孤兒院及び慈善會による私營の學校が四校あり、在校生三、五二二名、平均出席者三、〇六六名。この統計は詳細不明の爲ビクトリヤを除く。

州	校數	教員數	在校生數	平均出席者數
西 洋 洲	八	三、六	一、〇	一、〇
タスマニヤ	二	一、五	一、一	一、一
計	一〇	五、一	二、一	二、一

(a) 不明。

上記表中の幼稚園は、總て各州首府地域にあり、ビクトリヤ統計中の三地方中心地即ちシロロン、バララット一個所がその例外である。これら地方幼稚園の平均出席者は一九三九年一五六名であつた。各首府には養成學校があり、一九三九年にシドニー六七名、メルボルン七七名、ブリスベーン二〇名、アデレード二九名、パース一二名、ホバート一名が養成されてゐた。上記調査は私立幼稚園聯盟又は協會所屬校に關するもので、各州官立學校の幼稚園は除いてある。

第六節 大 學

- 一 創立と發展
- 二 教員及び學生
- 三 大學の收入
- 四 大學の經費
- 五 大學公開講義
- 六 キャンベラ分科大學
- 七 ニューイングランド分科大學
- 八 労働者教育協會

一 創立と發展

各州大學の創立及び發展の概観は既刊本年鑑第二二卷四四二—三頁参照。

二 教員及び學生

次表は一九三八年度州立大學に在籍の教授、講師、學生數を示す。

大學教員及び學生數(一九三八年)

大學	教授	講師	學生	
			講義生	計
シドニー	三	三	四〇七	四一〇
メルボルン	七	二	(a) 四〇七	(b) 四一〇
クイーンズランド (ブリスベン)	二	一〇〇	一,一七九	一,四〇五
アデレード	九	一五	一,三三九	一,五〇七
西澤洲(パース)	一九	四	八四四	(c) 二,〇〇七
タスマニア(ホバート)	九	六	三三三	三三九
(a) 不明 (b) 音楽學校生徒二六一名を除く (c) 音楽學校生徒二三三名を除く			六六六	六八八

大學の収入は主として政府補助金、學生授業料及び大學基金よりの収入から得られる。一九三八年度の新しい遺贈以外の全財源からの収入金額は次表に掲げる。ニューサウスウェールズを除き、試験よりの収入は受講料及び試験料として大學収入に含まれる。南澤洲では政府補助金及び大學基金よりの収入はウェイト農業研究所に關する額を含む。西澤洲の統計は大學基金の計數を大學當局が發表しなかつたため除いてある。

三 大學の收入

大學	政府補助金	試験料	大學基金よりの収入	其他	計
シドニー	10萬, 零	八, 九〇〇	七, 九〇〇	一三, 七〇〇	二六, 五〇〇
メルボルン	七五, 三〇〇	一〇, 一五〇	五, 一八〇	七〇, 〇〇〇	一六〇, 六三〇
クイーンズランド (ブリスベン)	七〇, 五〇〇	三三, 九〇〇	三三, 八〇〇	七, 〇〇〇	一四五, 二〇〇

大學收入(一九三八年)

専門學校への寄附額は一〇〇,〇〇〇磅以上に及んだ。故D・ハリ博士は醫學研究の爲二五,〇〇〇磅を遺贈した。クイーンズランド大學は一九四〇年二月二十九日迄にマクゴウヒ遺産から一九〇,七一九磅を、ウォルター・アンド・エリザ・ホール・トラストから三五,四六四磅を受領した。T・C・ベア氏は一九三五年にクイーンズランド法律學講座の寄附として二〇,〇〇〇磅を贈つた。大學の恒久的敷地其他の土地價格六二,〇〇〇磅をドクトル・メイン及びメイン女史から寄附された。アデレード大學への主な寄附者はサー・トマス・エルダー一〇〇,〇〇〇磅、サー・ランドン・ポニントン七一,〇〇〇磅、M・T・マレ一女史四五,〇〇〇磅、T・E・バー・スミス氏三五,〇〇〇磅、ジェーン・マータス夫人三〇,〇〇〇磅、エドワード・ニール二七,〇〇〇磅、R・F及びJ・T・モートロックス夫妻二五,〇〇〇磅、ジョン・ダリリング一族二五,〇〇〇磅、R・B・スミス氏及び一族二一,〇〇〇磅、サー・ウイリアム・ミッチェル二〇,〇〇〇磅である。又本大學に五八,四五〇磅の有價証券資産がピーター・ウエイト氏から寄附され、その總額は一〇〇,〇〇〇磅其他と評價された。サー・ウイントロップ・ハックケットの遺言に依り西澤洲大學は四二五,〇〇〇磅の遺贈を受けた。故ロバート・グレデン氏は六〇,〇〇〇磅を遺贈した。

四 大學の經費

大學支出の大部分は給料である。次表は新設建物經費を除く一九三八年度經費を示す。

大學	給料	奨學金	土地	維持費	其他	計
シドニー	三〇, 〇七	八, 三〇	九, 〇〇	五, 六〇〇	三, 五七	五六, 五七
メルボルン	一五, 九八	七, 〇〇	九, 〇〇	六, 〇〇	三, 〇〇	三六, 〇〇
クイーンズランド (ブリスベン)	三三, 四四	二, 一〇	五, 〇〇	三, 〇〇	一, 〇〇	四四, 五四
アデレード	七五, 一〇	一, 一〇	六, 六八	七, 〇〇	一, 〇〇	九〇, 八八

大學經費(一九三八年)

二四〇

アデレード	西澤洲(パース)	タスマニア(ホバート)	計
六六, 〇〇	七〇, 〇〇	一五, 三〇	一五〇, 〇〇
三三, 二〇	一七, 〇〇	一, 七〇	五〇, 九〇
一〇, 〇〇	一, 七〇	一, 三〇	三, 〇〇
七六, 〇九	八八, 〇〇	一八, 三〇	一八二, 三九

上記表の数字は同年度に受けた新基金を含まない。その額はニューサウスウェールズ五,九二〇磅、ビクトリア一三六,八四〇磅、クイーンズランド四,八〇五磅、南澤洲二〇,四三一磅、西澤洲一,八七五磅、タスマニア四一磅。

既刊本年鑑には各大學が受けた個人の特志寄附金に就て些か詳細に述べられている。これには重要なものだけを記載する。シドニー大學への寄附金にはチャリス基金三七六,四六六磅、G・H・ボッシュ基金二五七,九六一磅、P・Nラッセル基金一〇〇,七五八磅、P・J・シャーパー・エステート四二,六一三磅が含まれており、更に同大學はマクゴウヒ遺産管理委員會から多額の年收を得てゐる。その元金を除いた大學基金の貸方勘定は一九三八年十二月三十一日現在一,一七八,一七〇磅に達した。一九三〇年一〇〇,〇〇〇磅がロックフェラー基金から醫學部の臨床研究室建設及び設備費として贈られた。

シドニー・マイヤー氏のメルボルン大學への贈與金は六〇,〇〇〇磅であり、サー・サムエル・ジロット、エドワード・ウィルソン氏(アーガス・トラスト)及びサー・サムエル・ウィルソンは夫々四一,〇〇〇磅、三四,〇〇〇磅、三〇,〇〇〇磅の寄附をした。豫防臨床學講座設立用として故ヘレン・マッキー女史の遺産から四〇,〇〇〇磅寄附され、R・B・リッチ氏は經濟學講座寄附金として三〇,〇〇〇磅を、大審院圖書基金から公法講座寄附金として同額の贈與があつた。ジェームス・スチュアート博士は、解剖學醫學及び外科學の奨學金として二六,〇〇〇磅を寄附し、フランシス・オーモンド氏は同大學に二〇,〇〇〇磅を寄附し、またオーモン

西澤洲(パース)	タスマニア(ホバート)	計
三三, 〇〇	一六, 〇〇	四九, 〇〇
一, 〇〇	九, 〇〇	一〇, 〇〇
五, 〇〇	五, 〇〇	一〇, 〇〇
六, 七五	六, 一五	一二, 九〇
三, 〇〇	三, 〇〇	六, 〇〇
八三, 〇〇	三〇, 〇〇	一一三, 〇〇

(a) 建物新築費を除く。(b) ニューサウスウェールズを除く全州試験支出を含む。(c) ウェイト農業研究所の給料一八, 四二二磅、維持設備費一八, 八五四磅を含む。(d) 一般會計に計上されざる遺贈、寄附其他を除く。

五 大學公開講義

一九三八年年度建物新築經費は總計二八〇, 九八六磅に上り、内譯一ニユーサウスウェールズ七八, 〇三八磅、ビクトリア三二, 三八八磅、クイーンズランド八九, 五一九磅、南澤洲三, 八四一磅、西澤洲二四, 三二六磅。

六 キャンベラ分科大學

大學公開講義の創設發展の説明は既刊本年鑑第二二卷四四六頁参照。

澤洲首都に於ける大學設立の問題は未だ考慮中で、その間、分科大學が一九二九—一九四〇年キャンベラ分科大學令により設立された。一九四〇年十二月三十一日に廢止されるメルボルン大學臨時規則によつて、同分科は同大學學位及び免狀の準備として藝術、科學、商業、法律の科目に公認講義を行ふ權限を與へられた。講義は一九三〇年に數人の兼任講師の援助を得、三〇名の學生が在籍した。一九三八年及び一九三九年の學生數は夫々一五一名、一六三名であつた。職員は現在専任講師三名及び兼任講師十八名から成つてゐる。

七 ニューイングランド分科大學

ニューイングランド分科大學はシドニー大學の分校で、ニューサウスウェールズ北部高地のアーミデールにある。現在の校舎(寄宿及び教室、圖書

第七節 技術教育

一 概説 二 學校、教師及び生徒數 三 經費

一 概説

各種技術教育の形式に就ては各州で規定されてゐるが、その支出總額を見ると、議決教育費總額に比しこの教育部門が未だ甚だ閑却されてゐることに判る。近年製造工業の發展に伴ひ技術員の需要が増加し、この教育施設は目下及び將來多額の經費を要する。既刊本年鑑には各州技術教育の創設發達の概観を記載する(第二卷四七―五一頁参照)も、紙面の都合上その後の卷には最近の調査は掲載せず。

二 學校、教師及び生徒數

次表に、一九三八年の學校、教師及び在校生徒數を示す。

技術學校、教師、生徒數

州	學校	教師		在校生徒數	
		専任	兼任	男子	女子
ニューサウスウェールズ	三	七〇〇	七三三	一,〇三三	三,七三九
ビクトリア	六	七五	四九	一,三三三	三,七三六
タインズランド	二	三三	三三	四三	九八八
南 洲	五	五	二九	一五	六五五
西 洲	五	六	二九	一五	一,六六九
タスマニア	九	一	一	一四八	一,六六九
計	九	一	一	一,三三三	一六,三三三

(a) ビクトリア州初級在校生男子七、七九四名、女子一、三四一名及びタスマニア男子五〇二名及女子三名を含む。並し教師及び經費は上級初級兩方を含むからである。(b) 不明。

八 労働者教育協會

一九一三年労働者教育協會が濠洲各州全部に、遅れてニュージブランドに創立された。この運動は大學を國民大衆に近づけ、それによつて高度の市民教育及び文化教育を労働者に與へることを目的としてゐる。現在では西濠洲を除き、各州政府から直接補助金を受けてゐる。一九三九年の學級補助金は次の如し—ニューサウスウェールズ五、五〇〇磅、七二級、六〇討論會、四研究會、ビクトリア三、二二〇磅、三六教師補習學級、七研究會及び補習講義、タスマニア六九一磅、七級、南濠洲二、二五〇磅、一〇教師補習學級、一四聽講科、五研究會、二討論會及び地方中心地補習講義、タインズランド一、六五〇磅、一七教師補習學級、二〇討論會。その他、ニューサウスウェールズ協會は一般的組織事業の爲に七七〇磅の政府補助金を得、タインズランド及び南濠洲協會は夫々八五〇磅、二四〇磅の補助金を得た。カーネギー財團は近年この事業に關心を向け、諸協會及び諸大學に多額の補助を與へてゐる。全各州で選擇された主要科目は産業史、經濟學、政治學、社會學であるが、歴史、心理學、哲學、文學、音楽、生理學、生物學の如き他の科目の學級が増加しつつある。各大學は労働者教育協會に協力し、教師補習學級合同委員會を組織し、同學級、理事の職名を持つ大學職員の援助を得て事業を監督してゐる。長期大學補習學級の他に、多數の豫備學級、研究會、夏期學校が同協會によつて組織され、多數の大衆繼續講義が設けられ、教育協會が開催され、圖書貸出事業により濠洲中に教育圖書を普及せしめてゐる。

最近五ヶ年間の就學者數を次表に示す。統計比較上、初級技術學校在校生を、ビクトリア及びタスマニアの總計から除く。

技術學校在校生徒數 (一九三四—三八年)

州	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
ニューサウスウェールズ	一八,四五〇	一九,六九九	二二,三三三	二六,一八八	三〇,八五五
ビクトリア	一六,七五七	三〇,〇〇八	三三,三三三	三三,〇〇〇	三六,〇〇〇
タインズランド	一三,五〇〇	一三,三三三	一五,一八八	一五,三三三	一六,六六六
南 洲	七,七七七	八,八八八	九,九九九	九,九九九	九,九九九
西 洲	一〇,一〇一	四,五五五	五,三三三	五,三三三	五,三三三
タスマニア	六,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
計	六〇,〇〇〇	七〇,七七七	七三,八八八	八〇,〇〇〇	八六,〇〇〇

三 經費

一九三八年各州に於ける技術教育費を次表に示す。

技術教育費 (一九三八) (單位磅)

州	維持費	設備費	建築費	計	收入校	純支出
ニューサウスウェールズ	三三,一一一	五九,〇二一	一六,七三七	一〇八,八五五	六八,五三三	四〇,三二二
ビクトリア	三三,三三三	八,一八一	九六,七七八	一三八,二九二	八八,〇〇〇	五〇,二九二
タインズランド	一七,八八八	一七,八八八	一三,三三三	四九,〇〇〇	一九,八八八	二九,一一二
南 洲	四,〇〇〇	一三,三三三	一三,三三三	三〇,六六六	一五,〇〇〇	一五,六六六
西 洲	一〇,一〇一	一〇,一〇一	一〇,一〇一	三〇,三〇三	一〇,一〇一	二〇,二〇二
タスマニア	三,三三三	三,三三三	三,三三三	一〇,〇〇〇	三,三三三	六,六六六
計	七三,七七七	一〇八,八八八	六八,五三三	二五一,一〇〇	一三〇,七七七	一二〇,三二三

(a) 初級技術學校費を含む。

授業料及び其他の收入は、ビクトリアを除く各州の一般經常歳入に拂込まれ技術學校委員會が之を保管し且つ支出する。建築費は主として借入金から得てゐる。本財源の一九三八年支出額は—ニューサウスウェールズ一四六、八一六磅、ビクトリア、八八、五三四磅、タインズランド一〇、三七九磅、南濠洲、二四、二二九磅、西濠洲、一〇、二〇二磅、タスマニア、七、四〇〇磅であつた。

第八節 實業學校及び速記學校

近年は、實務、速記、タイプライティング、計算機使用法等の教授を目的とする個人經營の學校が數と範圍を著しく増大した。資料の許す範圍内で各州の詳細を次表に示す。州により方法が相異なる爲、比較をなし得る在校生數を示すことが出来ない。

實業學校及び速記學校其他 (一九三八)

州	學校數	教員數	平均出席者數	
			男	女
ニューサウスウェールズ	五二	五五	三,〇〇〇	四,〇〇〇
ビクトリア	一三	一四	二,五〇〇	三,〇〇〇
タインズランド	一五	一五	一,五〇〇	一,五〇〇
南 洲	六	六	(a) 一,〇〇〇	(a) 一,〇〇〇
西 洲	二	二	(b) 一,〇〇〇	(b) 一,〇〇〇
タスマニア	四	二	一,〇〇〇	一,〇〇〇
計	一〇七	一〇六	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

(a) 在校生 (b) 平均週在校生、出席者數不明。

南瀛洲の分には、この他に、通信により他州の學校から教育を受けてゐる男子三、九九九名、女子五六名があつた。一九三八年度授業料に就て手許の資料は西瀛洲及びタスマニアだけであるが、その数は夫々三九、四一三磅、三、〇九二磅であつた。

第九節 雜

一 科學會 二 圖書館 三 公衆博物館及び美術館 四 州の教育、科學及び藝術支出

一 科學會

(一) 王立學會 既刊本年鑑には各州王立學會の創立發展の概観が述べられてゐる(第二卷四四一頁参照)。次表は最近の統計資料によるもので、各學會の本部はいづれも各州首府に在り。

王立學會 (一九三九)

摘要	(a)				
	シドニー	メルボルン	ブリスベン	アデレード	ホバート
創立年	一、八六六	一、八六六	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇
會員數	三三三	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
會報卷數	三三	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
圖書館在車庫數	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
交換リスト掲載學會數	三三	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
收入(磅)	一、三三三	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
支出(磅)	一、三三三	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

(a) 瀛洲王立學會は本部をキャンベラに置き、一九三〇年七月二十五日に創立され、一九三一年一月十四日、その名稱を使用する許可を得た。准會員を含めた會員數は、一九三九年に九九九名、同年度收支は夫々二、二二磅、二二磅であつた。

(b) 瀛洲ニュージーランド科學振興協會 本會は一八八七年に創立さ

れ本部をシドニー市グロスター街科學會館に置き、會合は二年に一回各州及びニュージーランド領内で開催される。次回會合は一九四〇年八月アデレードに開かれる筈のところ戦争のため無期延期となる。

(三) 其他の學術團體 ニューサウスウェールズ・リンネ協會は一八七四年に創立され、シドニーに本部を置く。同會の現在の堅實さは、サー・ウイリアム・マッククレリーの恩恵に依るもので、彼は生前の寄附及び遺贈により同會に六七、〇〇〇磅を寄附し、適宜の投資により其の金額は八〇、〇〇〇磅以上に達した。同會は細菌學研究者一名を扶持し、自然科學部門に四名の研究奨學金を提供する。一九三九年に研究員四名が賞を受け、蔵書數は約一四、〇〇〇冊、その價格約七、〇〇〇磅、報告書六四卷が刊行され、約二四〇の關係團體と交換を行つてゐる。一九三九年末の普通會員數は一八三名である。

英國天文學會はシドニーに支部を有し、各州には英國醫學協會の支部が在る。

上記學會以外に科學研究各部門に従事する各種學會が各州に在る。

二 圖書館

(一) 聯邦 (a) 議會及び國民圖書館 聯邦議會圖書館が一九〇二年に設けられた時、瀛洲首都が建設された場合にはそこに議員、政府各省及び民間に利用されその要求を充つに足り、従つて單なる議會圖書館よりは範圍の廣い圖書館を設ける必要があると認められた。一般の一大圖書館設立の理想の下に、標準的文獻が組織的に購入された。同時に、最初の圖書館委員會は瀛洲國民の利用し便益を得られる國民圖書館建設の思想を抱いてゐた。それ故、この方針に従つて、瀛洲、ニュージーランド及び太平洋諸島の發見、移住、初期の歴史に關するあらゆる著作、文書が採求された。

一九〇九年E. A. ビサリツク氏の蔵書である貴重な「オーストラリアナ」文庫(書籍約一萬冊、詩子、地圖、文書、繪畫六、五〇〇部から成る)が入手された。一九一二年に聯邦政府著作權法に一項が設けられ、瀛洲に於て印刷されるあらゆる書籍冊子其他の發行者はその一部を無料で本圖書館に寄附

することになつた。同年、「瀛洲史録」(Historical Records of Australia)の刊行が開始され、一九二六年に一時中止される迄三四卷刊行された。

本圖書館の瀛洲部及び國民部の急速な發展の結果圖書館委員會は一九二三年に、「聯邦國民圖書館」の名稱をこの部に附し、キャンベラに議會部及び國民部の蔵書を分置し、前者は議事室に、後者は公衆に無料で閲覧させるやう別個の建物に置くべきことを認めた。恒久的な國民圖書館の建物の最初の翼が完成したが、大學生及び一般公衆の要求に應ずるやう設計されてをり、閲覧貸出の特權は擴張された。同館の設計には特殊蒐集圖書收藏及び圖書館所蔵の瀛洲史關係の貴重記録を展覧する設備が充分施してある。一九三六年には更に歴史フィルム及び談話記録部が設けられた。同事業は商務省との協同で進められ、圖書館員、商務省映畫寫眞部係官、フィルム業代表者H. グラトン・ギネス氏から成る委員會の監督を受ける。

國民圖書館事業は一九三六年に、遠隔な聯邦地域に於ける圖書館、讀書施設建設に對しニューヨーク・カーネギー財團から年額二、五〇〇弗宛三回七、五〇〇弗の補助金を受けて擴張された。多くの圖書が規則的に北部領、パプア、ニューギニア、中部瀛洲、ノーフォーク島、ナウルに發送され、此等の圖書は一地方に一期間置かれた後、更に他の地方に再發送され、最後には永久保存として各地に分配され、各地方の中心圖書館設立の資料とされる。

同一管理を受けてゐる國民圖書館及び議會圖書館の蔵書數は一九三九年六月末現在書籍一四七、三〇八冊、國民圖書館蔵書中特記すべきはキャプテン・タック自筆原稿の蒐集で、議會圖書館は英本國、各自治領、諸外國の官廳刊行物を廣汎に備へてゐる。次の出版物は同圖書館から刊行された瀛洲史録三四卷各卷一二志六片、議會要覽及び選舉記録九卷各一〇志六片、瀛洲出版年報三卷各二志、瀛洲關係代表著作選集(聯邦政府年鑑よりの再刷)一五卷。

(b) 特許局圖書館 聯邦特許局所屬無料圖書館(キャンベラ)蔵書數は五三、〇〇〇冊である。特許明細書は特許及び商標に關する官廳刊行物と共に世界主要國から送付されてゐる。廣範圍の技術に關する文獻、定期

刊行物が利用できる。

(二) 州圖書館 各州の首府には設備の整つた公衆圖書館があり、メルボルン及びシドニーには他に比して特に優れた施設がある。次表は一九三九年六月三十日現在各首府公衆圖書館蔵書數を示す。

首府公衆圖書館 (一九三九)

市	冊數		計
	閱覽部	普通貸出部	
キャンベラ (a)	一七、三〇八	一〇、〇〇〇	二七、三〇八
シドニー (b)	四二、三三三	八、九三三	五一、二六六
メルボルン (c)	四六、八六八	一、二〇〇	四八、〇六八
ブリスベン (d)	四二、三三七	一、二〇〇	四三、五三七
アデレード (e)	一六、一七五	一、二〇〇	一七、三七五
パース (f)	一四、六一一	一、二〇〇	一五、三一
ホバート (g)	一、四一五	一、二〇〇	二、六一五

(a) 議會部を含む。(b) 研究に必要の場合には常に瀛洲全島の圖書館又は研究者に貸與される。(c) ミツチネル文庫一三六、一九二冊を含む。(d) シドニー公衆圖書館普通貸出部の維持費は一九〇八年市參事會に移さる。一九三八年十二月三十一日現在蔵書數四七、四九一冊。(e) 一九三八年十二月三十一日終了年度 (f) アデレード 瀛洲圖書館蔵書數は一九三九年六月三十日現在八、九、八二三冊。(g) 兒童部四、二九一冊を含む (h) 學童用移動部七、〇二七冊を含む。

シドニー公衆圖書館地方貸出部に關聯して記すべきは州立學校、認定諸協會、美術學校、個人研究者に貸出されることである。一九三八—三九年度に約七六、〇〇〇冊が小規模の州立學校へ、一六、五九八冊が美術學校七、〇七八冊が教員聯盟支部、二、〇八二冊が農務局に貸出された。又參考書六一、六一九冊が地方の研究者に貸與された。

シドニー公衆圖書館所屬特別調査部は、場所の制限から一般の閲覧でき

ぬ蔵書中の内容に就て手早く質問者の問合に應じて呉れる。約一三、一一六冊の圖書、定期刊行物が一九三八—三九年度に圖書館に加へられた。主としてオーストラリアに關する書籍及び冊子六萬冊、圖書三百點、評價額十萬磅のシドニーのミッチェル文庫は一九〇七年D・S・ミッチェル氏から寄附金七萬磅と共に公衆圖書館保管委員會に遺贈された。その條件は大英博物館の規定をなるべく適用するにあり、爲に同文庫は専門家の集り場となつてゐる。貴重な原稿、濠洲郵便切手収入印紙コレクション、各種繪畫、貨幣等に加へて現在一三六、一九二冊の圖書がある。

ニューサウスウェールズ他の主要圖書館は、濠洲博物館二九、四四一冊、師範學校五二、八四九冊、工業專門學校二七、五八八冊、公立學校五八三、四七五冊、鐵道研究所一三一、六二四冊、ニューサウスウェールズ公立學校教員聯盟ターバー圖書館及び植物園各一萬冊である。一九三九年末議會圖書館蔵書は八五、四〇六冊であつた。

メルボルン公衆圖書館の閲覧室は世界に於て最優秀のものの一である。一九一三年に開かれ、直徑高さ共に一一四呎、収容力三二〇人で、中央から全部が見渡される。同圖書館は工學研究所、無料圖書館、個人閲覧者に貸出す。一九三八年度購入及び寄附等によつて閲覧部へ九、二七六冊が追加され、貸出部へは三、七九五冊が加へられた。

過去數年間、南濠洲では、同州の歴史編纂の資料たる文書の原本の蒐集に努力が拂はれた。古く一九一四年アデレード大學教授ヘンダーソンは南濠洲政府の依頼を受けて、英國、フランス、ベルギー、オランダ、セイロンを訪問し、圖書保存の方法に就て報告書を作り、米國及びカナダからも貴重な資料を入手した。歴史文書部が、保存技術専門家の指導の下に設けられ、貴重な文書の調査分類及び永久保存に關して重要な作業が進められた。文書及び職員用の適當な建物が一九二一年に設けられた。一九三九年六月三十日現在、文書三〇九、六四二部、圖録一七、一三八點、地圖一、三八九枚が蒐集されてあつた。

一九三九年六月三十日終了年度にパース公衆圖書館入庫圖書数は三、〇七七冊であつた。

大學圖書館(一九三九)

大學	冊數	年入庫冊數	定期刊行物數
シドニー	111,000	7,200	1,100
メルボルン	111,000	7,200	1,100
クインズランド	61,111	2,800	200
アデレード	111,000	7,200	1,100
タスマニア	111,000	7,200	1,100
西オーストラリア	111,000	7,200	1,100
南オーストラリア	111,000	7,200	1,100

(a) 一九三八年の數字、この圖書館は改組中。

シドニー大學圖書館が最初に圖書を購入したのは一八五一年の古へであつたが、一九一〇年以來漸く、所屬の建物を持つに至つた。その名稱は、一八八五年三萬磅を寄附したトーマス・フィッシャーの名を取つた。書架は硝子と鐵で最新型式に作られてゐる。讀書室は手際よく設計してあるが、満足な圖書の配置を妨げてゐるのが缺點である。それ故に自由引出しは出来なくなつてゐるが、在學生卒業生及び教授團は自由に借出して良いことになつてゐる。同圖書館は主として夥しい科學もの、定期刊行物、新聞雜誌を持つてをり、十七世紀の小冊子及びエリザベス朝時代の古典翻譯書の貴重な蒐集、濠洲關係文獻の廣汎な蒐集を所蔵してゐる。又醫學部其他各部の多數の専門圖書がある。

メルボルン大學評議員會は、早くも一八五四年に圖書購入費を計上したが、圖書館は長年の假舎で場所も不便な處にあり、従つて其發展は遅く苦情も絶えなかつた。しかし近年大學當局は圖書館に對し關心を深め、希望通りの寄附もあつたが、設備が不十分なため圖書館建築は同大學の最も緊急な事業の一となつてゐる。圖書は引出し自由で、元來閲覧専門圖書館であつたが、教科書及び一定の貴重圖書を除いて貸出が可及的に容易になつた。同圖書館は、中心にある一般圖書館の管理を受ける。特に定期刊行物

一九二二年にタスマニヤ公衆圖書館は、地方個人閲覧者及び地方居住の家族、居住者の圖書委員等にも貸出す案を採用した。ロウンセストン公衆圖書館蔵書数は四五、〇〇〇冊である。一九三八年度ホバート及びロウンセストン公衆圖書館入庫圖書数は夫々一、九一五冊、一、二〇八冊であつた。

其他の圖書館に關する各州の統計は據るべきものなく、報告も必ずしも完全ではない。一九三八年ビクトリアの調査によれば州又は市の援助を受けてゐる圖書館は合計四二〇であつたが、メルボルン公衆圖書館を除き大メルボルン市内二五及び主要都市四四から統計が集められたにすぎなかつた。これら圖書館は約四八〇、〇〇〇冊を所持してゐる。クインズランドでは、州立公衆圖書館以外には州政府の援助を受けないが、一九三七—三八年現在、圖書館二一、一、一、一冊、一冊、一冊であつた。南濠洲では一九三八年に二七二の郊外地方圖書館を数へたが、統計は二四七個所から集まつたにすぎず、その蔵書数は六九八、六三五冊であり、タスマニヤではホバート及びロウンセストン公衆圖書館以外の二八に八七、〇〇〇冊が所蔵されてゐた。

(三) 大學圖書館 濠洲各大學圖書館は濠洲の生活と發展上に重要な二つの機能を果してゐる。即ち、在學生、卒業生の教育を始め大陸の學者、研究者及び市井の研究者に資料を提供する。所蔵資料の多くは他處では見られない。蓋し多くの場合規模は小くても公衆圖書館に於けるよりは、多方面で高度に分類されてあり、之に依て公衆圖書館の缺を補ふことが出来る。圖書は大學圖書館相互に、また州立私立學術團體や個人研究者に貸出され、公衆、科學圖書館と貸借する。各大學圖書館は司書官が管理し、司書官は實行小委員と教授團と實際上同一である委員會に對して責任を持つのが通例である。シドニー大學圖書館はその規模に於て濠洲第三位でありアデレード及びメルボルンの大學圖書館は夫々第七、第八位である。次表は濠洲大學圖書館の規模、發展率を示す。圖書借入に關する統計は、相異が甚しく多分の説明を要するので、表示不可能である。

の多い大きい醫學圖書館があり、ある種の科學部門には、幾多の小圖書館が設けてある。

クインズランド大學圖書館は二七年前、一般寄附二、〇〇〇磅、州補助金一、〇〇〇磅合計三、〇〇〇磅の價格の圖書を以て開始され、現在は科學部と同一建物に設けられてをり、數個の學部圖書室がある。アデレード大學圖書館は創立寄附者ロバート・パー・スミスの名を持つてゐる。同氏は家族と共に一八九二年及以後、圖書館用として五萬磅を寄附した。約二萬冊が樹覽室の書架にあつて、普通學生の利用に委ねてゐる。最新式鋼鐵書架は十萬冊の収容力を有し、計畫中の追加設備によつて總計五十萬冊収容可能となる。全在學生、地方學生及び卒業生に貸出の便あり、醫學部及び法律學の圖書室がある。醫學圖書室は醫學及び獸醫學會の書籍を無期限で借入れ英國醫學協會(南濠洲)の圖書館をも合併してゐる。西濠洲大學の最初の常勤圖書館職員は一九二七年迄行はれなかつた。こゝの特徴は學生との協同によつて運営されてゐることである。全蔵書は引出し自由で多數の學部圖書室を有してゐる。

タスマニヤ大學圖書館は一八九三年に創設されたが、その蔵書は多年の間、教科書の蒐集にすぎないものであつた。一九一三年基金が多分に増加され、重要な寄附があり、一九一九年に初めて現代圖書館様式に做つて組織立てられた。一九二五年以後、普々と發展しつゝある。

三 公衆博物館及び美術館

本年第二二卷四五七—九頁には各州公衆博物館及び美術館に就ての簡單な説明があるが、紙面の都合上本卷にはこの項を省く。

四 州の教育、科學及び藝術用支出

一九三八—三九年度各州教育科學藝術の爲の支出は次表にあり、各州の詳細な資料を缺く爲、次の數字は恩給、利子、建物銷却基金を除く。學童健康診斷費は衛生の章に含めらるべき故除く。

州	支		財		源	受	純
	入	出	入	出			
ニュースウスウェールズ	五、四八、四三	四、九〇、八一	—	—	五、八七、五〇六	一三三、〇五	五、七四、四五
ピク	三、三〇、八三	一、五、七四	一、五、五三	—	(a) 三、元五、五三八	英、九四六	三、三六、五八二
クインズランド	一、八四、六三	一、八、四九	一、五、二四	—	二、七〇、二五三	三、五、九四	二、四四、二五八
南	一、〇〇、九三	八、四、三五	—	—	一、八五、一六	英、三三五	一、四六、九三
西	八三、六四	四、二、六六	—	—	九〇、九六〇	英、四四六	八八〇、五二四
タスマニア	五九〇、五九	四、三、六七	—	—	四七、九六六	四八	四七、九一八
計	二、七六、三七	九五、七三	二、五、六六	—	一三、八〇、二四〇	二八四、五三	一三、五五、九〇八

(a) 八九、〇〇九磅に上る技術教育關係授業料は學校評議員會で收支する (b) 主として失業救済稅基金より。

第七章 司法警察

- 第一節 下級裁判所
- 第二節 上級裁判所
- 第三節 民事裁判所
- 第四節 警察及び刑務所
- 第五節 司法費

第七章 司法警察

第一節 下級裁判所

- 一 概説
- 二 地方法官の権限
- 三 下級裁判所裁判件数
- 四 有罪判決
- 五 重罪判決
- 六 有罪判決比率
- 七 上級裁判所送附件数
- 八 混
- 九 初犯者
- 一〇 少年裁判所

一 概説

各州の犯罪統計を考慮する場合、下級裁判所及び上級裁判所等の相対的権限等を検討するを要する。下級裁判所の場合、罰金又は禁錮に處し得る各州の法律の實數を考慮に入れねばならない。更にある種の犯罪に對する下級裁判所及び警察の態度が一つの要因となる。飲酒法又は浮浪、賭博關係の法律による事件では、地方法官の見解、警察への訓令が統計上相當の變動を及ぼす因となるからである。更に各州の警察官數と其分布、州人口の分布及び年齢構成もこの統計に影響する。未發覺犯罪も適當の酌量しなければならぬが、この調査は各州に亘つて未だ遂げられてゐない。故に特記すべき事は各州は独自の司法組織を有してゐることである。聯邦裁判權は濠洲大審院 (High Court of Australia) 聯邦仲裁調停裁判所 (Commonwealth Court of Conciliation and Arbitration) 及び聯邦破産裁判所 (Federal Court of Bankruptcy) に限られてゐる。濠洲大審院は第一審裁判權をも有するが主として樞密院への中間の控訴院である。聯邦の司法權限に關しては聯邦憲法第三章參照。

二 地方法官 (magistrates) の権限

既刊本年鑑には各州に於ける地方法官の権限に就ての簡單な説明が掲載してある (第二卷四六二頁參照) が、本卷では反復しない。

三 下級裁判所裁判件数

一九三四—三八年五年間各州下級裁判所裁判件数を次表に示す。

下級裁判所裁判件数

州	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
ニューサウスウェールズ	三七、九〇〇	三三、九〇〇	三三、七〇七	三三、九一七	三三、五三二
ビクトリア	五〇、〇〇〇	四七、九七五	四七、二一八	四七、三三三	四七、〇〇五
クィーンズランド	二八、九三三	二八、九〇九	二八、三九九	二八、四七五	二八、四四四
南 洲	一五、九六六	一七、三九九	一七、三三三	一六、五五五	一六、三九九
西 洲	一四、五七五	一五、三五五	一三、六二二	一三、四四四	一三、八三三
タスマニア	七、一九七	八、四四四	八、四八八	八、三三三	九、三三三
北 部 領 土	一〇一	(a) 一〇八	(a) 一五〇	(a) 一五〇	(a) 一五九
南 部 領 土	三二〇	一五五	一五五	一五五	一五九
計	二五、三三三	二六、一三三	二五、〇〇〇	二六、六五八	二六、五五五

(a) 翌年六月三十日終了年度 (b) 數犯中主犯のみ。

本統計を検討すると、一州の數字が新法に對する違反、現行法規の嚴重なる適用によつて著しく變化することが判明する。それ故、犯罪の増減其他に關して、全統計から結論を出すには主として詳細な犯罪表を仔細に吟味するを要する。かくて一九三六年度ビクトリア犯罪總計の前年度に比較しての増加は、多く一九三六年六月施行の自動車教授及び免許法による告發、交通法規違反等に基く雜犯罪一四、八〇〇件の増加による。

四 有罪判決

上記表数字は言ふまでもなく、無罪判決を受けた多数の者を包含してを

下級裁判所有罪判決（一九三八年）

犯罪種別	ニュージーランド	ビクトリアヤ	タインスランド(a)	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	北 部 領(a)	南 洋 洲 領 域	計
對 人	1,577	6,331	3,671	1,101	1,171	1,011	21	2,880	16,763
對 物	10,000	5,000	1,191	1,101	1,171	8,500	1	1,101	22,367
偽造其他通貨關係	11	1,000	11	11	11	11	11	11	3,168
良俗紊亂	5,800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	11,800
其 他	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
計	16,588	14,331	11,064	4,313	4,554	10,511	44	5,193	60,598

(a) 一九三九年六月三十日終了年度。
次表は一九三四—三八年の有罪判決数を示す。

下級裁判所有罪判決 (a) 翌年六月三十日終了年度

州又は領	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
ニュージーランド	10,201	11,011	11,700	10,571	11,500
ビクトリアヤ	4,700	5,000	5,500	6,000	6,500
タインスランド	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
南洋洲	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
西洋洲	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
タスマニア	6,000	7,000	8,000	7,000	8,000
北部領	100	100	100	100	100
南洋洲領	100	100	100	100	100
計	23,001	25,111	28,100	26,671	28,700

五 重罪判決

上掲表の数字は有罪判決總数を含む故、相當に多数の形式的な犯罪、即ち各種の議會制定法を知らずに違反した犯罪を多く含んでゐる事實を看過してはならない。泥酔又は些細な良俗紊亂罪は、たとへ犯罪の範疇に入れ得るとしても、少くとも他の諸犯罪とは非常に異つた意味で犯罪と言ひ得るに過ぎないが、これも前表に含まれてゐる。それ故重大なる犯罪と目されるもの、即ち人體及び財産に對する犯罪（單獨に或は併せて）、偽造罪及び通貨に對する犯罪により下級裁判所に於て行はれた有罪判決数を次に示す。人口少き爲北部領の比率には著しい變化がある。

下級裁判所重罪判決

州又は領	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
ニュージーランド	11,500	12,000	13,000	13,500	14,000
ビクトリアヤ	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
タインスランド	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
南洋洲	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
西洋洲	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
タスマニア	5,000	6,000	7,000	6,000	7,000
北部領	100	100	100	100	100
南洋洲領	100	100	100	100	100
計	24,600	26,100	29,100	29,600	31,100

り、統計上一般的重要性を有するものではない。一九三八年各州下級裁判所に召喚せられた者の有罪判決の分類を次表に示す。

人口一萬人當り	ニュージーランド	ビクトリアヤ	タインスランド(a)	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	北 部 領(a)	南 洋 洲 領 域	計
一九三五	1,955	5,100	3,200	1,100	1,100	1,000	20	5,100	18,675
一九三六	2,100	5,500	3,500	1,200	1,200	1,000	20	5,200	20,700
一九三七	2,200	6,000	3,800	1,300	1,300	1,000	20	5,300	22,100
一九三八	2,300	6,500	4,100	1,400	1,400	1,000	20	5,400	23,700

人口一萬人當り	ニュージーランド	ビクトリアヤ	タインスランド(a)	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	北 部 領(a)	南 洋 洲 領 域	計
一九三五	1,955	5,100	3,200	1,100	1,100	1,000	20	5,100	18,675
一九三六	2,100	5,500	3,500	1,200	1,200	1,000	20	5,200	20,700
一九三七	2,200	6,000	3,800	1,300	1,300	1,000	20	5,300	22,100
一九三八	2,300	6,500	4,100	1,400	1,400	1,000	20	5,400	23,700

六 有罪判決比率

一八八一—一九三八年有罪判決の統計によれば重罪犯の割合は一九二五年より一九三一年迄絶えず増加してをり、一九三一年には人口一萬人に付三七・一の割合となつた。此の比較的高い比率を示した後、一九三三年に

年 度	人口一萬人當り有罪判決数
一八八一年	1.5
一八八二年	1.8
一八八三年	2.1
一八八四年	2.5
一八八五年	3.0
一八八六年	3.5
一八八七年	4.0
一八八八年	4.5
一八八九年	5.0
一八九〇年	5.5
一八九一年	6.0
一八九二年	6.5
一八九三年	7.0
一八九四年	7.5
一八九五年	8.0
一八九六年	8.5
一八九七年	9.0
一八九八年	9.5
一八九九年	10.0
一九〇〇年	10.5
一九〇一年	11.0
一九〇二年	11.5
一九〇三年	12.0
一九〇四年	12.5
一九〇五年	13.0
一九〇六年	13.5
一九〇七年	14.0
一九〇八年	14.5
一九〇九年	15.0
一九一〇年	15.5
一九一一年	16.0
一九一二年	16.5
一九一三年	17.0
一九一四年	17.5
一九一五年	18.0
一九一六年	18.5
一九一七年	19.0
一九一八年	19.5
一九一九年	20.0
一九二〇年	20.5
一九二一年	21.0
一九二二年	21.5
一九二三年	22.0
一九二四年	22.5
一九二五年	23.0
一九二六年	23.5
一九二七年	24.0
一九二八年	24.5
一九二九年	25.0
一九三〇年	25.5
一九三一年	26.0
一九三二年	26.5
一九三三年	27.0
一九三四年	27.5
一九三五年	28.0
一九三六年	28.5
一九三七年	29.0
一九三八年	29.5

七 上級裁判所送附件数

(一) 概 説 下級裁判所の統計に基く犯罪比較は統計数字が全然地方的意味しかない單に形式的な些細な法律違反に過ぎない事件を多数含む場合がある爲、多少不十分なる旨前項に指摘した。上級裁判所送附件数は裁判所の統一の缺除を考慮に入れねばならないが、その點比較的正確である。一九三八年に於ける各州上級裁判所への送附者の犯罪別を次表に示す。

犯罪種別	ニュージーランド	ビクトリアヤ	タインスランド(a)	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	北 部 領(a)	南 洋 洲 領 域	計
對 人	1,577	6,331	3,671	1,101	1,171	1,011	21	2,880	16,763
對 物	10,000	5,000	1,191	1,101	1,171	8,500	1	1,101	22,367
偽造其他通貨關係	11	1,000	11	11	11	11	11	11	3,168
良俗紊亂	5,800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	11,800
其 他	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
計	16,588	14,331	11,064	4,313	4,554	10,511	44	5,193	60,598

其他	興	益	10	19	2	1	1
計	11,006	11,016	11,016	11,016	11,016	11,016	11,016

(a) 一九三九年六月三十日終了年度。
次表は一九三四—三八年各年の送附件数及び人口一万人當り送附件数比率を示す。

送附件数

州又は領	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
ニュージーランド	1,752	1,752	1,752	1,752	1,752
ビクトリア	1,551	1,577	1,577	1,577	1,577
タインズランド	3,575	3,575	3,575	3,575	3,575
南 洋 洲	3,575	3,575	3,575	3,575	3,575
西 洋 洲	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
オーストラリア	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
北 部 領	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
南 部 領	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	11,006	11,016	11,016	11,016	11,016
人口一万人當り	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6

泥酔起訴及び有罪判決

州又は領	起 訴	有罪判決	起 訴	有罪判決	起 訴	有罪判決	起 訴	有罪判決
ニュージーランド	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673
ビクトリア	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673
タインズランド	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673
南 洋 洲	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673
西 洋 洲	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673
オーストラリア	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673
北 部 領	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673
南 部 領	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673
計	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673

八 泥 酔

(一) 起訴及び有罪判決 一九三四—三八年間の泥酔起訴件数及びそれに関する有罪判決数を次表に示す。

年 度	起 訴	有罪判決
一九三四年	1,181	1,181
一九三五年	1,181	1,181
一九三六年	1,181	1,181
一九三七年	1,181	1,181
一九三八年	1,181	1,181

(a) 翌年六月三十日終了年度。

州又は領	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
ニュージーランド	8.4	8.6	8.6	8.6	8.6
ビクトリア	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6
タインズランド	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6
南 洋 洲	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6
西 洋 洲	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6
オーストラリア	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6
北 部 領	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6
南 部 領	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6
計	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6

二五四

州又は領	起 訴	有罪判決	起 訴	有罪判決	起 訴	有罪判決	起 訴	有罪判決
ニュージーランド	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673
ビクトリア	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673
タインズランド	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673
南 洋 洲	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673
西 洋 洲	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673
オーストラリア	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673
北 部 領	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673
南 部 領	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673
計	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673

(a) 翌年六月三十日終了年度。

「泥酔」なる項は普通の泥酔、泥酔騒擾及び常習的泥酔による起訴件数を含む。西洋洲の数字中、泥酔による騒擾の爲有罪判決を受けた者は以前は第二の部類に含まれてゐたが、一九二九年以後の統計は唯第一罪又は併合罪の何れかの泥酔のみに關してである。
有罪判決数は當然豫想される如く、起訴件数と略同数であるが、一九三六年迄はビクトリアに於ては同数ではなかつた。それは同州では初犯は無罪となるのが普通であり、従つて有罪判決は記録されないからであり、又土曜日に検束され月曜日に送拘禁される者にも同じ手續が採用された。併し一九三六年以後は有罪判決に含まれる。ニュージーランド記録有罪数は犯罪者が説諭釋放された場合を含みます。
(二) 人口一万人當り有罪判決数 一九三四—三八年各年度に人口一万人當り泥酔有罪判決数を次表に示す。

州又は領	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
ニュージーランド	100.4	102.3	102.6	103.6	103.0
ビクトリア	100.4	102.3	102.6	103.6	103.0

州又は領	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
ニュージーランド	7.8	8.0	8.0	8.0	8.0
ビクトリア	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
タインズランド	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
南 洋 洲	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
西 洋 洲	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
オーストラリア	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
北 部 領	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
南 部 領	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
計	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0

(a) 翌年六月三十日終了年度。
一九二〇年代には泥酔による有罪判決数は人口一万人に付平均約一〇〇であつたが、不況時代には著しく低下し、一九三一年の平均は僅かに五七・一であつた。一九三一年以後の社會状態の改善に伴ひ、平均数は次第に増加し一九三六年には八四・〇に上昇したが、それ以後には稍低下した。ビール消費量も之と非常に似た過程を辿つた。即ち不況前数年間の人口一人當り消費量一・三分の一ガロン平均から一九三一年七・三二ガロンに減少し、其後は毎年増加し、一九三八年一九三九年には一二ガロン以上となつた。

二五五

四 遺言檢認

遺言檢認及び遺産管理狀に關しては第二十五章「金融」に記載。

五 破産

一九二七年末迄の各州に於ける破産に關する詳細は既刊本年鑑に記載。一九二四—三三年破産法による破産及家資分散に關する裁判管轄權が一九二八年八月一日より聯邦政府に引繼がれた。同法は管轄區域布告の條項を設け、各州(タインズランドを除く)は夫々一破産區が設けられた。ニューサウスウェールズ破産區は濠洲首都領を含む。タインズランドは、同州三破産管轄區に應じ三區に分割される。北部領も獨立破産區を成す。一九三九年七月三十一日終了年度の同法實施狀態を次表に示す。比較上同年度前二年間の數字を添付した。

Table with 7 columns: 計, ニューサウスウェールズ, ビクトリア, タインズランド, 南濠洲, 西濠洲, タスマニア, 北部領, 計. Rows show asset and liability figures for various categories like '破産に關する其他' and '破産後其他'.

(n) 南濠洲を除く。

聯邦破産統計 (一九三三—三九)

Large table titled '聯邦破産統計 (一九三三—三九)' with columns for regions (New South Wales, Victoria, Tasmania, etc.) and categories of assets and liabilities. It includes sub-headers for '破産に關する其他' and '破産後其他'.

Table with 3 columns for years 1933, 1937, and 1938. Rows show asset and liability figures for '破産に關する其他' and '破産後其他' across different regions.

一九二九年七月三十一日終了年度の聯邦檢察總長の報告には、同年度以前の前破産家資分散に關する蒐集及び記述方法が信頼するに足る共通の基礎を有さない爲比較表は作製されなかつた旨を述べ、又數州の訴訟手續は前述の聯邦法通過以前に實施された訴訟手續の影響を著しく受けて居る爲南濠洲、西濠洲に於て和解その他が非常に多い事は別段重視するに足らない旨指摘してゐる。一九三〇年破産法は聯邦破産裁判所一箇所を設け同裁判所判事二名を任命する權限を與へた。一九三〇年にニューサウスウェールズ及びビクトリアに於て州判事の外に聯邦破産判事一名が破産事件を取扱ふ爲に任命された。此ら兩州の裁判所が多忙の爲破産事件を處理できなかつた爲である。兩州の全破産事件は現在シドニー、メルボルンに交互に駐在する聯邦判事に處理されてゐる。

六 濠洲大審院

聯邦憲法第七十一條の規定により聯邦司法權は濠洲大審院 High Court of Australia と呼ばれる聯邦最高法院及議會が創設し或は聯邦司法權を賦與する他の裁判所に於て行使される。聯邦大審院は第一審及控訴審の裁判權を有す。同院の權限は憲法第三章及一九〇三—三七年裁判所構成法に

Table with 4 columns: 第一審, 二審, 三審, 計. Rows show the number of cases and judgments in various categories like '令狀發行數', '訴訟事件數', etc.

一九三八年、一九三九年には夫々次の事件をも取扱つた。租稅査定法による査定に對する控訴數二四件、五七件。正式裁判の意見を徴すべく指定された特殊事件八件、一〇件。禁止等に對する請願九件、五四件。聯邦で收納した訴訟費用は一九三八年七一磅、一九三九年七七磅に達した。

七 聯邦仲裁調停裁判所 (Commonwealth Court of Conciliation and Arbitration)

一九〇四—三四年聯邦仲裁調停法の規定により設けられた本裁判所に關しては本書第二十三章「労働賃銀及び物價」に記載。

第四節 警察及び刑務所

- 一 概説
- 二 警察官數
- 三 警察の職務
- 四 各州警察協議會
- 五 刑務所收容設備及び在監者數
- 六 刑務所所在監者數
- 七 行刑改革

一 概説

既刊本年第四卷九一八頁には一八六二年、ニューサウスウェールズに於ける警察法(ビクトリア二五、第一六號)可決に至る迄の濠洲に於ける警察制度發達に關する概要を掲載。

二 警察官數

(一) 概説 一九三八年以前五年間各州警察官數を次に示す。注意すべきは、警察官は全く州の監督下にある(北部領及び濠洲首都領に於ける聯邦政府警察の小部隊を除く)が、取極めにより聯邦政府が聯邦選舉人名簿作成の場合の如く各方面に警察官を利用することである。

州又は領	面積(平方哩)	一九三四年	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
ニューサウスウェールズ	309,433	3,600	3,773	3,816	3,816	3,816
ビクトリア	87,868	2,140	2,197	2,290	2,290	2,290
クイーンズランド	520,500	1,100	1,135	1,165	1,165	1,165
南 洋 洲	360,000	767	877	877	877	877
西 洋 洲	975,500	767	877	877	877	877
タスマニア	14,212	261	261	261	261	261
計		6,595	6,948	7,092	7,092	7,092

州又は領	一九三八年度	一九三九年	一九四〇年	一九四一年	一九四二年
北 部 領	53,600	54,000	54,000	54,000	54,000
濠洲首都領	600	600	600	600	600
計	54,200	54,600	54,600	54,600	54,600

(a) 翌年六月三十日現在。

一九三八年度ニューサウスウェールズの數字には「ブラック・トラッカ1」(黑人追跡者)即ち主として遠隔地方に於ける犯罪者捜査に従事する原住民一二名、保母四名を除き、ビクトリアの分は保母三名、ブラック・トラッカー一名を除く。クイーンズランドはブラック・トラッカー三名、南濠洲女看守三名、ブラック・トラッカー三名、北部領ブラック・トラッカー一三七名、西濠洲ブラック・トラッカー三八名、婦人探査者四名を除く。調査によれば婦人警官は全州で採用されてをり、上記表中に含まれてゐるがニューサウスウェールズ八、ビクトリア八、クイーンズランド二、南濠洲一四、西濠洲四、タスマニア一である。その職務は主として防犯的のもので、その重要性と有用性は警察幹部の極力認める所である。一九三八年度報告で、ニューサウスウェールズ警務局長は婦人及び小兒の犯罪に關し刑事及び普通警察官に與へた婦人警官の貴重な助力、盛り場に於ける迷兒に加へた保護に就ても述べてゐる。彼女等はまた女囚護送の監視の任をも果してゐる。他州の成績も同様であつた。

(二) 人口との比例 同期間に於ける警官に對する各州平均人口數は下表の通りである。勿論この數字は各州の面積及び人口分布の不等等を酌量して考察されねばならない。

州又は領	平方哩當人口數	警官一人當り人口數
ニューサウスウェールズ	8.11	733
ビクトリア	7.33	740
クイーンズランド	7.10	710
南 洋 洲	7.10	710
西 洋 洲	7.10	710
タスマニア	7.10	710

人口に對する警察官數

二七年ホバート協議會での討議事項中自動車車輛の著しい増加による交通整理の問題が特に留意された。協議會は一九二八年メルボルン及び一九二九年パースに開催されたが、經費上以後は開催されない。

五 刑務所收容設備及び在監者數

次表は一九三八年末現在各州刑務所數及び收容設備、在監者數を示す。

刑務所收容設備及び在監者 (一九三八年)

州又は領	刑務所數	收容設備		在監者數
		囚房	監房	
ニューサウスウェールズ	3	3,311	1	1,540
ビクトリア	3	1,118	1	1,080
クイーンズランド	6	500	6	555
南 洋 洲	5	700	5	335
西 洋 洲	1	200	1	250
タスマニア	1	100	1	220
北 部 領	1	100	1	70
計	20	6,020	21	5,070

(a) 翌年六月三十日終了年度 (b) 全收容設備。

以上の數字は判決を受けた在監者數であり原住民は除く。濠洲首都領には刑務所はなく、キャンベラ及びジャクソン灣に警察署附屬留置場があり、此處で犯人は裁判を待つ間拘置せられ且地方法務官の課で一週間未満の判決が執行される。

六 刑務所所在監者數

一九三三—三八年各年度十二月三十一日現在在監者數及び人口一萬人當

三 警察の職務

警察は通常警察の職務以外に、他國に於ては種々異つた官吏の行ふ多くの職責を果さなければならぬ。例へばニューサウスウェールズに於ては警察官の五分の一の時間が人命財産の保護とは無關係な仕事に取られ他の官廳の爲になした仕事に支拂はれた金額は年二〇萬磅以上であると推定された。クイーンズランド警務局長は一九三三—三九年に五十四件以上の重要な補助的職務が警察により代行されたと述べてゐる。南濠洲警務局長は警察官の行つた夥しい補助的職務に就て述べ、一九三九年六月終了年度に他官廳の爲に二五〇、〇〇〇件の調査を行つたと語つてゐる。かゝる特殊事務は勿論通常規定通りの職務を或程度犠牲に供するものではあるが、警察の一般能力がそれらの遂行に最も深い信用を得てゐるのみならず、又最も適してゐる事實は、國費を著しく節約せしめてゐるのである。

四 各州警察協議會

一九二一年二月各州警察の幹部協議會がメルボルンに開催された。一般關係事項の討議の外に刑事の交換に關し協定が行はれた。會議の結果は充分なものであつたので、年一回かゝる會議を開催するに決定された。一九

州又は領	面積(平方哩)	一九三四年	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
ニューサウスウェールズ	309,433	3,600	3,773	3,816	3,816	3,816
ビクトリア	87,868	2,140	2,197	2,290	2,290	2,290
クイーンズランド	520,500	1,100	1,135	1,165	1,165	1,165
南 洋 洲	360,000	767	877	877	877	877
西 洋 洲	975,500	767	877	877	877	877
タスマニア	14,212	261	261	261	261	261
計		6,595	6,948	7,092	7,092	7,092

(a) 翌年六月三十日現在。

り比率を次に示す。数字は判決を受けた在監者を示し原住民を除く。

州又は領	在監者数			
	一九三三	一九三五	一九三六	一九三七
ニューサウスウェールズ	1,396	1,310	1,184	1,176
ビクトリア	1,335	1,198	1,093	1,028
タインズランド	899	801	737	726
南 洋 洲	994	900	832	825
西 洋 洲	397	350	322	325
北 部 領	100	100	112	126
計	5,000	4,457	4,152	4,075

州	人口一万人當り			
	一九三三	一九三五	一九三六	一九三七
ニューサウスウェールズ	5.3	5.0	4.8	4.8
ビクトリア	6.7	6.3	5.9	5.8
タインズランド	5.5	5.1	2.8	2.6
南 洋 洲	5.0	4.4	4.1	4.1
西 洋 洲	5.6	5.9	5.9	6.4
北 部 領	1.0	1.0	1.1	1.2
計	5.4	5.1	4.7	4.5

(a) 翌年六月三十日現在。
一九三二―三四年間に一万人當り六・五に停止した後、一九三八年には在監者数の全人口に対する比率は四・九に減少し、一万人當り一六の比率

を示した一八九一年と最も好い対照を爲してゐる。北部領の比率は同地方の異常な事情の爲、前表には含まない。

七 行 刑 改 善

既刊本年鑑には近年の各州刑務所管理法改善に關して記述。(本年鑑第二卷四七一―四頁参照)併し本巻に於ては之を反覆しない。

第五節 司 法 費

一 州 支 出 二 聯 邦 支 出

一 州 支 出

次表は一九三三―三九年各州一般經常歳入よりの純支出額を示す。本項目中の各種施設總經費の比較數を得るのは困難である。本年鑑では總支出の代りに純經費を記載。南洋洲西瀛洲の兩州にては法定料金及登録費領收額は「裁判所」の項の實際支出額を凌駕する事に注意すべきである。

州	各州司法費純支出額 (一九三三―三九)			
	裁判所	警 察	裁判所	警 察
ニューサウスウェールズ	17,892,212	4,881,891	2,912,335	1,071,161
ビクトリア	10,423,531	7,662,526	10,111,101	1,866,161
タインズランド	6,093,551	6,093,551	1,111,111	1,111,111
南 洋 洲	(1) 7,676,676	3,676,676	(1) 0	(1) 0
西 洋 洲	(1) 6,453,453	3,453,453	(1) 1,111,111	(1) 1,111,111
北 部 領	3,765,765	2,845,765	1,111,111	1,111,111
計	55,622,333	49,933,333	47,777,777	11,111,111

二 聯 邦 支 出

前表記載支出は州政府のみの支出額で、聯邦司法省の支出を含まない。一九三五―三六年乃至一九三八―三九年の該支出を次表に示す。

年 度	聯邦司法省支出額 (磅)		
	總 支 出	收 入	純 支 出
一九三五―三六	3,970,701	67,116	1,917,585
一九三六―三七	3,521,281	1,016,114	1,917,585
一九三七―三八	3,521,281	1,016,114	1,917,585
一九三八―三九	2,617,407	1,110,200	1,917,585

各年度總額は特許權及び著作権に關する支出を含み、一九三三―三九年七一、一二六磅に達した。前述の如く聯邦政府は一九二八年八月に破産に關する裁判權を引續ぎ、それに関する支出は一九三三―三九年四、五五一磅であつた。(聯邦判事俸給二、五〇〇磅を含む)。瀛洲首都領警察に關する支出は一九三三―三九年七、〇三四磅であつた。又裁判所、登記所及び産業仲裁委員會を含む各種項目に三、四二九磅支出された。司法省收入は同年度一一一、〇三六磅であつた。これは專賣特許、著作権、商標及び意匠の六七、九一四磅、破産三〇、七七〇磅及び手数料、料料等雜收入一一、三三二磅を含む。

前記支出の外に北部領には警察及び刑務所費を含む司法費約三二、〇〇〇磅が内務省より支出された。

第八章 社會事業

第一節 緒言

第二節 大規模慈善施設

第八章 社會事業

第一節 緒言

瀛洲に於ける慈善事業は、(a)州、(b)公共、(c)民間の三項目に分類される。第一の州事業には各州主要精神病院、西瀛洲立及び政府貸借病院並びにニューサウスウェールズ州立養老院の如き政府施設がある。其他の二項目は次の二種の公共施設である。1、一部州の寄附を得るか或は州補助金を受け且つ個人的援助をも受くるもの。2、全部個人的援助によるもの。前者には主要首府病院の如き施設が屬する。後者は、概して困窮者救済の目的で個人が設立し、提供した施設を含む。民間の全慈善運動は第三の項目に入る。(a)及び(b)の項に關しては多少正確な統計が得られるが(c)に關しては云ふ迄もなく完全な統計は作成出来ない。蒐集及び統計作成の方法及び日時との相違の爲慈善施設統計を共通年度にすることは出来ない。諸州から得られる統計報告には一般に可成統一を缺いてゐる。瀛洲では、救済税の徴収はない。聯邦政府が支給する養老年金、癱疾者年金及び産婦手當に就ては第二十六章「財政」に記載。諸外國の飢饉地又は流行病、水害、大火災又は地震により、緊急の救助を要する地方の爲臨時救済基金を募集し、又戦争による不具者又は遺族の爲に特別救済基金が募集される。併し、この救済事業の完全な統計は不明である。

日刊新聞が屢々慈善金の募集受入の役目を果してゐることは注目すべき點である。一九一四—一九一八年大戦の結果設けられた各種愛國基金への募金額は一、二五〇萬磅以上と算定された。

第二節 大規模慈善施設

- 一 公立病院
- 二 慈善救済院
- 三 孤兒院、職業學校其他
- 四 癩瘵養所
- 五 精神病院
- 六 精神耗弱者保護
- 七 居住民保護
- 八 王立人命救助協會
- 九 王立水難救済會
- 一〇 其他慈善施設
- 一一 慈善施設支出總額

一 公立病院 (精神病院を除く)

(一) 概説 全州首府は數個の又各重要都市は少くとも一ヶ所の大規模の完備した病院を有してゐる。大きな中心都市には傳染病、結核、婦人、小兒、不治疾患等に對する病院がある。

以下の統計は最近資料による公立病院に關し、精神病院及び營利的個人病院を除き、一般特殊を問はず病院の醫療をなす全施設を含む。統計の範圍を押し擴げて、一般及び特殊の施設を包括した方が以前の如き一般病院のみの統計よりも州間の比較を、より完全にすると考へられる。次表中ニューサウスウェールズの統計は一九二九—三七年公立病院法による病院に關するものである。

(二) 各州主要病院 本年鑑第二二卷四八一—二頁に各州主要病院の職員設備等記載。

(三) 病院數、職員、設備 一九三八年又は資料の判明せる最近年の病院、職員、設備の數を次表に示す。

公立病院職員及び設備数 (一九三八) (a)

摘要	ニュージーランド	ビクトリア	クイーンズランド	南澳洲	西澳洲	タスマニア	計
病院数	三六	七一	二八	五	五	三	一〇六
職員	一、六四	八〇	三〇	一三	一三	六	二、一六
有給	二八七	二八	一五	天	七	天	三三〇
計	一、九三	一一二	四五	二二	二〇	一三	二、二六
看護婦	五、三六	二、八〇	二、八〇	一、七五	一、二七	三三	一三、〇一
設備	一四、三六	七、六六	六、三七	二、五〇	一、六五	一、六五	二七、一〇

(a) 数字は次の終了年度による——ニュージーランド、クイーンズランド、西澳洲、タスマニア各州——一九三九年六月三十日、南澳洲——一九三八年十二月三十一日、ビクトリア——一九三八年六月三十日 (b) 産院、療養所、恢復期患者收容所を除く。

(四) 加療患者 次表は診療患者の詳細を示す。

公立病院取扱患者数 (一九三八) (a)

摘要	年初在院患者数			再入院患者及再入院患者			退院者		
	計	女	男	計	女	男	計	女	男
ニュージーランド	五、三〇	二、八〇	二、五〇	一〇、七九	五、五五	五、二四	三三、一一	一八、六八	一四、四三
ビクトリア	二、五二	一、二七	一、二五	五、三三	二、八七	二、四六	一〇、七三	六、〇〇	四、七三
クイーンズランド	二、二六	一、一七	一、〇九	一、六六	〇、〇〇	一、六六	一、八六	一、〇〇	一、八六
南澳洲	六、六	三、	三、	一、五八	〇、	一、五八	一、八六	一、〇〇	一、八六
西澳洲	八、〇	四、	四、	一、八五	〇、	一、八五	三、〇〇	一、七五	一、二五
タスマニア	五、六	二、	二、	一、八五	〇、	一、八五	一、八五	一、〇〇	一、八五
計	二二、〇六	一一、〇七	一〇、九九	二二、〇六	一一、〇七	一〇、九九	六三、〇〇	三三、〇〇	三〇、〇〇

在院一日平均患者数	年度末在院患者			死亡者		
	計	女	男	計	女	男
ニュージーランド	一〇、八六	五、五五	五、三一	一、〇〇	〇、五〇	〇、五〇
ビクトリア	五、五五	二、八〇	二、七五	一、九七	一、〇〇	〇、九七
クイーンズランド	四、五五	二、二二	二、三三	一、〇〇	〇、五〇	〇、五〇
南澳洲	一、七二	〇、八〇	〇、九二	七	三	四
西澳洲	一、六四	〇、八	〇、八六	一、七六	〇、八	〇、八八
タスマニア	一、七〇	〇、八	〇、九二	一、七六	〇、八	〇、八八
計	三六、一〇	一八、三九	一七、七一	六、二六	三、二八	三、九八

(a) 前表の註(a)参照 (b) 不明 (c) 前表の註(b)参照

(五) 收入及び支出 一九三八年収入及び支出は次の如し。
公立病院収入及び支出 (一九三八) (a) (等)

摘要	収入			支出		
	政府補助	市補助	その他	政府補助	市補助	その他
ニュージーランド	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三
ビクトリア	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三
クイーンズランド	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三
南澳洲	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三
西澳洲	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三
タスマニア	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三	一、三〇、三三
計	七、九〇、九〇	七、九〇、九〇	七、九〇、九〇	七、九〇、九〇	七、九〇、九〇	七、九〇、九〇

計	三、三三、七五五	一、一〇、一五五	一、四四、九六九	四、六、六六	五、四、四〇〇	一、八、〇〇九	六、一、二五五
俸給及賃銀	一、二六、四〇六	五、六、一五七	五、四、五二六	三、〇、九〇〇	三、三、九三九	六、六、六六	三、六、一七三
建物土地修繕費	九、一、六〇	一、三、一〇七	二、〇、〇三三	二、六、二一九	四、五、六五	七、五、六	一、六、三、〇九一
持修費	九、一、六〇	一、三、一〇七	二、〇、〇三三	二、六、二一九	四、五、六五	七、五、六	一、六、三、〇九一
其他全額常費	九、一、六〇	一、三、一〇七	二、〇、〇三三	二、六、二一九	四、五、六五	七、五、六	一、六、三、〇九一
資本金	(b)	三、七、三三三	三、〇、一、九七	三、三、三	一、三、五〇〇	一、	八、七、〇六一

(a)前表註(4)参照 (b) 建物の州助成金二七七、八五一磅を含む。(c) 借入金一六九、二七五磅を含む。(d) 資本金遺贈及び遺産九三、一〇三磅を含む。(e) 公共病院法第三七條による借入金三九四、〇七〇磅を含む。(f) 土地購入費、新築費、追加建築費の如き費用を含む。(g) 不明。

(六) 概要 濠洲の病院敷、病床、入院者、在院患者、死亡者及び支出額の最近五年間の統計を次に示す。此の数は一般及び特殊病院を含む。州統計は共通年度に準據出来ぬ爲、次表は曆年と財政年度との併合である。

公 立 病 院 (一九三三—三六)	一九三三	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
施設敷数	五、六	五、六	五、七	五、七	五、七
病床敷数	二、一、七〇	二、一、七〇	二、一、七〇	二、一、七〇	二、一、七〇
入院者数	四、三、八六	四、三、八六	四、三、八六	四、三、八六	四、三、八六
在院患者数	四、三、八六	四、三、八六	四、三、八六	四、三、八六	四、三、八六
死亡者	一、九、七五	一、九、七五	一、九、七五	一、九、七五	一、九、七五
支出(磅)	四、三、三、七四	四、三、三、七四	四、三、三、七四	四、三、三、七四	四、三、三、七四

之等施設には入院患者以外に多数の外來患者がある。統計によれば昨年度に於てニューサウスウェールズ六〇五、七〇〇人、ビクトリア二四一、〇六七人、タインスランド二五八、四五〇人、南濠洲五八、〇六五人、タスマニア一六、六二三人の外來患者が治療を受けた。

慈善救護院收支 (一九三八)(a)(磅)

摘要	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	タインスランド	南濠洲	西濠洲	タスマニア	計
收入	101,464	4,490	7,183	1,645	9,570	18,611	136,763
政府補助	—	71	—	—	—	—	71
市補助	—	71	—	—	—	—	71
一般寄附遺贈其他	101,464	—	7,183	1,645	9,570	18,611	136,763
料金	5,855	—	—	—	—	—	5,855
其他	5,855	—	—	—	—	—	5,855
支出	118,855	2,533	11,197	3,548	2,967	3,571	138,171
俸給及賃銀	83,955	2,445	7,733	2,733	2,149	2,149	95,164
建物維持修繕費	8,877	—	—	—	—	—	8,877
其他	26,023	—	3,464	8,815	8,815	1,422	46,139
計	118,855	2,533	11,197	3,548	2,967	3,571	138,171

(a) 数字は次の終了年度による——ニューサウスウェールズ及び南濠洲一九三八年十二月三十一日、ビクトリア一九三八年六月三十日、タインスランド、西濠洲、タスマニア一九三九年六月三十日。(b) 土地購入費、新築費、追加建築費ビクトリア二、三、三六七磅、タインスランド三、一、四三三磅、南濠洲四、七四七磅、西濠洲二、七四七磅を含む。

三 孤兒院、職業學校其他

(一) 概 説 孤兒及び少年少女の保護方法は非常に差異がある。即ちある者は孤兒院又は職業學校に隔離され、ある者は母親、親戚女子又は公認保母に養育される。孤兒院又は同種施設に在る少年少女は初等教育の他に職業教育を受ける。少年少女が其施設を出る場合には必ず職業を與へられ、暫くの間適當な當事者の監督下に置かれる。孤兒、浮浪少年少女又は寄託少年少女の生活状態は屢々観察を受ける。次の(三)に記載の總額の

二 慈善救貧院

(一) 概 説 貧困老弱者の保護に當る公共施設は多くの國に於ける最近社會發達の特徴をなしてゐる。自活能力を失つた人々に住居と保護を與へる多数の施設が存在する。この施設は政府及び市の援助、一般贈金、遺贈其他により維持され、一方多くの場合貧困者、患者の親戚がその維持の爲に寄附を行つてゐる。

凡ゆる種類の慈善的援助に關する確實なる統計表の作成は慈善的施設の場合特に困難である。即ちその方針が必ずしも同一ではないからである。例へば西濠洲に於ては「貧困婦人の家」は産室を有してゐるが、その個別的統計は明かでない。同施設の主要事業が貧困者救護であるから、慈善救護所の一つと數へられてゐる。ビクトリアでは從來數ヶ所の病院は同時に又慈善救護所でもあつたが、後分離して救護所の患者は他の適當な施設に移された。

(二) 主要施設 主要施設及び收容人員數に關する詳細は本年第二二卷四八五頁に記載。

(三) 收 支 一九三八年收支の詳細を次表に示す。

他に一九三八年孤兒其他用の總支出は約四〇萬磅であつた。

(二) 主要施設 右の主要施設の各州に於ける詳細は既刊本年第二二卷四八六頁に記載。

(三) 州主管省の事業 次表は一九三八年州主管省監督下の少年少女に關する事業の概要を示す。浮浪少年少女以外に、次表の計数は政府機關の保護不良兒、犯罪兒及び兩親が親權を放棄せずして政府より補助を受ける貧困兒を含む。

保護児童概要 (一九三八年) (a)

州	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	タインランド	南洋洲	西洋洲	タスマニア	計
一、州保育院	1,011	539	460	39	40	300	2,199
州立保護職業学校	—	1,413	—	—	—	—	1,413
感化院等收容	—	—	—	—	—	—	—
公認施設收容	9,767	8,128	5,216	(d) 7,377	2,680	(d) 3,700	34,878
寄宿	3,130	1,516	522	(c) 7,377	3,277	(d) 3,700	17,942
母と同居公認親母、養見人親戚及友人と同居	2,299	2,045	6,688	7,466	3,551	3,551	20,099
州保育院總數	1,011	—	—	—	—	—	1,011
二、非州保育院	—	—	—	—	—	—	—
公認施設收容	1,176	1,474	1,021	1,311	1,110	1,110	6,102
寄宿	1,268	856	202	202	1,110	1,110	5,948
貧童(少年寄所等)	207	—	—	—	—	—	207
勤勞又は徒弟	312	—	—	—	—	—	312
雙子又は之に類するもの	312	—	—	—	—	—	312
州非保育院總數	3,175	1,880	1,223	1,313	1,110	1,110	10,501
州監管見總數	1,777	1,880	717	9,121	(e) 4,700	3,551	22,566
兒童救済費總額(磅)	26,761	32,660	12,733	6,949	36,618	12,422	120,744
兩親よりの寄附其他(磅)	30,866	10,633	8,770	4,648	8,566	6,611	65,138
州總支出	47,627	43,493	21,503	11,597	45,184	19,033	170,849

(a) は次の終了年度による——ビクトリア、タインランド、一九三八年十二月三十一日、其他の州一九三九年六月三十日。(b) 入院者を含む (c) 食糧補助を受ける六、三三五名を含む (d) 大部分母と同居 (e) この外にフェニアブリッジ農事学校に二五一人、タードン農学校に一〇七名在籍。

四 癩療養所

癩患者保護治療目的の隔離病院は、ニューサウスウェールズ(リットルベイ) タインランド(プリズベーン近郊) ビル島及び北タインランドのフアット

ム島) 西洋洲(ダービー) 北部領(ダーウイン近郊) チャンネル島) に設けられてゐる。一九三九年末にはリットル・ベイ九名、タインランド一〇一名、ダービー一六八名、チャンネル島一〇名の患者を收容してゐた。尚西洋

洲南部に五名、ビクトリアに一名の患者が隔離されてゐたが、これは他地方にて感染した歐洲人患者である。これら三九四名の中、三四三名は原住民、三名はアジア人、四八名は歐洲人であつた。

精神病院數、職員、設備 (一九三八年) (a)

摘要	ニューサウスウェールズ		ビクトリア		タインランド		南洋洲		西洋洲		タスマニア		計
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
病院數	二	—	(b) 二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二
職員數	七	元	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七
看護、附添人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
設備——	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病床數	1,080	1,450	76	76	8	8	—	—	—	—	—	—	1,272
計	1,080	1,450	76	76	8	8	—	—	—	—	—	—	2,692

(a) 數字は次の終了年度による——ニューサウスウェールズ、タインランド、タスマニアは一九三九年六月三十日、其他は一九三八年十二月三十一日 (b) 公認個人經營病院を含む。同所に同年末六一名居住、其他詳細は不明。

五 精神病院

(一) 概説 精神病者統計の作成法は各州を通じて、相当統一されてゐるが、發病初期の診断は種々相異し、不正確なる爲、統計比較の効果は疑はしい。

(二) 病院職員其他 一九三八年病院數、職員、看護人、設備に關する詳細は右表に示す。
(三) 患者數 一九三八年度加療患者、死亡者其他の詳細は次表に示す。

精神病院患者、死亡者其他 (一九三八) (a)

摘要	同年度加療患者数 (c)		同年度初名簿記載患者数		入院及再入院患者(連戻 逃亡者及他病院よりの轉 入を除く)		退院患者(連戻し得ざりし 逃亡者を含む)		死亡者	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
ニューサウス ウェールズ	六、八二二	六、三〇九	一三、二〇五	一三、四七九	八、七〇	八、〇〇	三、三三	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
ビクトリア	三、八二一	四、三三九	八、三〇〇	八、三〇〇	三、四九	三、四九	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
タインスランド	二、四〇八	一、七一九	四、一八七	四、一八七	三、五〇	三、五〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
南 洋 洲	一、〇六六	九、七	一、九六五	一、九六五	九、七	九、七	九、七	九、七	九、七	九、七
西 洋 洲	一、〇〇	六、五	一、六六	一、六六	九、七	九、七	九、七	九、七	九、七	九、七
タスマニア	三、三	九、五	七、八	七、八	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三
計	一五、九一九	一四、三三三	三九、〇六一	三九、〇六一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇

年度末名簿記載患者数	一日平均在院者数		人口千人當り年度末名簿記載患者数	平均人口千人當り精神病院在院患者平均数
	男	女		
計	六、〇九六	五、〇〇〇	一〇、六二二	一、〇〇
男	三、三三二	三、八六四	(b) 三、二五五	三、八六四
女	二、七六四	一、一三六	(b) 六、九七〇	二、一三六
計	三、五五五	三、一三六	(b) 三、二五五	三、一三六
男	三、一三六	三、一三六	三、一三六	三、一三六
女	四、四一九	三、〇〇〇	三、一三六	三、一三六
計	三、一三六	三、一三六	三、一三六	三、一三六

(a) 前表註(四)参照 (b) 公認個人經營病院收容患者男二四名女六一名を含む。(c) 其他の施設への轉出を含まず。(d) 公認個人經營病院を除く。
州により相當恢復期に近き患者は退院の上、近親、友人の許に居住するを許されるが、監督を受け、氏名は記録される。
(四) 收支 一九三八年州立精神病院の収入は主として患者入院料であるが、經費に比し僅少である。州負擔支出割合は約八六%に上る。

州立精神病院收支 (一九三八)	
収入 (政府補助を除く)	支出
一〇六、九八八	ニューサウス ウェールズ
四九、六六〇	ビクトリア
二九、〇三三	タインスランド
三、四四四	南洋洲
一六、三三六	西洋洲
八、六七七	タスマニア
三、四一七	計

各州に於ける原住民總數の詳細は第二十章「人口」に記載。

八 王立人命救助協會

各州首府に王立人命救助協會の「中心」があり、州により大きな區には更に支所を設けてある。一九三四年に本協會の濠洲聯邦協議會が設けられ本部をメルボルンに置き、各州「中心」(現在の支所)はこの新組織に管理される。溺死其他窒息死からの人命救助が本協會の目的であり、その直接目的は (a)指導 (b)救急法である。學校、大學、クラブ等に於ける水泳及び人命救助法習得の勸奨はこの必須知識の普及を擴大し、又海岸、波止場其他必要個所の救命帶、卷網、網索其他救助用具の備付は増加しつつある。全濠洲各地の試験により各等級の技能證明書が毎年多數交付されてゐる。一九三八—三九年の證明書交付数は、ニューサウスウェールズ一〇、一四二、ビクトリア二、九一七、クイーンズランド一、一三〇、南濠洲七四五、西濠洲一、七二三、タスマニア三四九及び前述濠洲聯邦協議會の管下に入つたファイジーは三五四である。

九 王立水難救濟會

王立水難救濟會の目的は (a) 生命を賭した人命救助者の巧妙迅速及び忍耐を褒賞し、(b) 危難に直面する者を救助し、(c) 溺れて假死に陥れる

者を救護し、(d) 確實なる人命救助方法及び用具に關する最新知識を蒐集普及する事である。賞牌及び證明書授與數は年平均約百を數へる。小學兒童は水泳を奨励され技能優秀者には賞品が授與される。

一〇 其他慈善施設

前述以外の慈善施設に就ては名稱、事業の多種多様な爲、詳細は述べられない。食料、被服、營業用具等の援助も相當額に達し又之ら慈善事業は小慈善施設に於ける臨時來訪者に一夜の宿泊を與えることから、老齡者疾病者救濟施設に於ける長期收容加療に迄及ぶ。前述以外のものには聾啞盲者の救護院、養育院、救貧養老院、勞務者住宅區、宿泊所、託兒所、希望の家、救助院、無料幼稚園、貧民學校、補助診療所、無料調劑所、慈善看護協會、巡回病院、保健協會、少年團、博愛動物保護協會、囚人保護協會、海難救濟會、山火事鎮山事故救濟基金等がある。

一一 慈善施設支出總額

第二四卷以前の本年鑑には慈善施設に對する支出統計表が記載されてゐるが、政府直接支出の一部分を含むに過ぎず、且つ一般に各州統計は統一を缺いてゐる爲、以上の調査が判明する迄は右統計表を本章より除く。

第九章 衛生

- 第一節 社會衛生立法及び管理
- 第二節 食物、藥品の検査及び販賣
- 第三節 搾乳場及び牛乳供給等の取締
- 第四節 國民保健醫學研究會議ナショナル・ヘルス・リサーチ・カンファレンス
- 第五節 聯邦保健省
- 第六章 傳染病取締
- 第七節 學童の健康診斷
- 第八節 幼兒の監督及び保護

第九章 衛生

第一節 社會衛生立法及び管理

聯邦及び各州の社會衛生機關、その職能、法律に關しては本年鑑第二二卷四九三—四九五頁に記載。

第二節 食物、藥品の検査及び販賣

販賣品の健全、清潔を保ち汚染又は品質の粗悪を避ける爲、並に製造貯藏、運搬用の容器、場所及び車輛の清潔を維持する目的を以て食物及び藥品の検査に關する法律が各州に制定實施されてゐる。尙之に關しての詳細及び劇藥販賣並びに管理に就ては本年鑑第二二卷四九五—四九七頁参照。

第三節 搾乳場及び牛乳供給等の取締

一 概説 二 登録搾乳場數

一 概説

本年鑑第二二卷四九八頁に、牛乳及び乳製品の清潔を保つ爲の各州現行法律に付記載してある。

二 登録搾乳場數

次表は資料の得られる限りの登録搾乳場及びその乳牛頭數を示す。州によつては指定区域内のみに於て義務的登録が行はれてゐる。

登録搾乳場及び其乳牛 (一九三九)

摘 要	登録搾乳場	乳牛
ニュージーランド	三〇、五八六	一、〇五五
ピクト	三、一五五	五、四三三
クラン	二、九四〇	七、九七四
南洋洲	一三、一七九	一〇、八八七
西洋洲 (a)	三、五七	一〇、〇〇一
ダスマニヤ	八、三〇〇	(b)

(a) パース北方二五哩南方九〇哩の地域のみ (b) 不明。

第四節 國民保健醫學研究會議

一九二六年聯邦政府は「聯邦及び州の保健當局間の協力を緊密ならしめんが爲に」王立保健委員會(一九二五年)の勸奨に従ひ聯邦保健會議を設けた。同會議は一九三二年を除き毎年開會された。一九三六年聯邦政府はより廣汎な職能及び代表性を有する團體を創設するに決し、次の職能を持つ國民保健醫學研究會議を設立した。

社會衛生立法行政全般の問題、社會衛生關係事項及び醫學的研究に關する聯邦及び各州政府への進言
本會議の進言により特に使用せらるべき金額として支出せられたる經費の使途に關する聯邦政府への進言
醫學研究用に使用すべき金額及び醫學研究一般の立案に關する聯邦政府への進言
時々承認を請求せらるゝ世評ある治療薬及び治療法の効果に關する聯邦及び各州政府への進言

同會議は聯邦保健省次官を議長に、同省官吏二名、各州保健省次官、英國醫學協會濠洲協議會、王立濠洲外科醫學校、濠洲醫師會、醫學部を有す

と濠洲四大學（合同）の代表者から成り、聯邦政府任命の専門外の著名士も同會議に参加する。

國民保健醫學研究會議の第一回會議は一九三七年二月ホバートに於て又第八回は一九四〇年五月キャンベラに於て開催された。

一九三七年醫學研究補助法により、聯邦政府は補助金として年額三萬磅を次の如くに割當てた。

- (a) 醫學研究に従事する聯邦及び州諸省
- (b) 大學の醫學研究用
- (c) 醫學研究に従事する施設及び個人
- (d) 醫學研究者養成

本法による公認研究機關は現在では二六を數へてゐる。一九三九年補助金下附件數は六〇であつたが、其分野は細菌學、生化學、臨床醫學、齒科醫學、流行病學、實驗病理學、産業衛生、瘧疾法、産科學、眼科學、生理學及び藥物學、脊髄灰白質炎、熱帯生理學及び衛生法、結核病、ウィールス病である。或場合に同會議によつて設備器具が利用に供され、それにより特殊研究が甚だ容易ならしめられた。

これらの補助事業は既に好結果を齎しつつあるが、この實際的成果以外に同會議本来の目的は若き卒業生を奨励して研究事業に就かしめ濠洲に於ける醫學研究の繼續性と永續性を確保することにより達せられつつある。

第五節 聯邦保健省

- 一 概説
- 二 聯邦血清試驗所
- 三 聯邦衛生試驗所
- 四 社會衛生及び熱帯醫學專門學校
- 五 濠洲解剖學會
- 六 北部領醫務事業
- 七 體位向上
- 八 學齡前兒童
- 九 瘧疾滅菌
- 一〇 動物衛生及び植物檢疫

一九二一年三月三日の總督令は、聯邦憲法により聯邦議會の唯一の特殊社會衛生機能となつてゐる檢疫以外に、聯邦保健省に依り行使せらるべき各種機能に指定した。同省に依り聯邦内の現下の必要を充つる爲に社會衛

カルグーリー及びブルームにある。これらの試験所は檢疫組織の中心として設立されたが、地方的衛生問題をも研究し、各地方の醫師に實驗的調査及び診断の最新の設備を提供した。臨床診断に關し、發病環境の知識を有する一般醫師と完備せる試験所の所員との協力は、疾病の有効な調査及び防疫の效果的實施に必要なものである。

此の見地から、試験所は、既に、北クイーンズランドのウイルス病及び風土病、發疹チフスの診定、ダーウインの特別地方問題の調査、濠洲全般に互る波動熱の調査、カルグーリーに於ける岩粉肺病及び肺結核、ポート・ピリーの鉛毒症の調査に實績を挙げた。これらの調査に當り州及び各地方の衛生及び病院當局は緊密なる協力をなし、特に、クイーンズランドでは協力の結果該州で、未だ分類不可能であつた各種熱病の判別に對して著しい成果を挙げた。尙此の調査事業に於ても日常業務と同様に同試驗所は、聯邦血清試驗所及びシドニー社會衛生及び熱帯醫學專門學校より充分な研究材料並に技術上及び専門家の便宜を與へられ、之を意の儘にすることが出来た。

一九二五年創設以來、カルグーリー衛生試驗所が行つた重要な業務は、州諸省に代つて行つた同州諸山の從業者及び應募者の醫學的試験であつた。この試験は州諸山取締法及び鎮夫救濟法の條規によつて施行せられた。その目的は、鑛業従業者の健康を増進することであり、鑛業従業者に重態肺患者の無い様に、又有つた場合にはその將來を保證する事である。試験は臨床實驗、X線寫眞調査より成る。携帶用X線装置を有する診察班は年一回遠隔の鑛山中心地を巡回する。この事業の創始以來十四年間に三萬人以上が檢診された。X線装置は肺結核絶滅を期す爲にペンデイゴ試験所に設置され、同地方の鑛夫の檢診及び他のX線寫眞研究に使用された。

四 社會衛生及び熱帯醫學專門學校

聯邦政府は大學當局との協議により、シドニー大學に社會衛生及び熱帯醫學專門學校を設け、社會衛生及び熱帯醫學諸問題を卒業生及學生に研究せしめる目的で、一九三〇年三月四日に開講した。タウンズヴィルの濠洲熱帯醫學協會は新設專門學校に併合せられ、職員、設備及び資料はシドニ

生推進の爲、多くの重要な事業が行はれた。既刊本年鑑に、この發展の諸特色につき記載。詳細は下記参照。一九二五年國民保健王立委員會（第二卷五〇九—一〇頁）、太平洋國際保健會議（第二卷五〇一頁及び第二卷五三三—四頁）、産業衛生（第一卷五二二—五五頁）、熱帯衛生（第二卷五〇六—七頁、第二卷四一六—七頁、第三卷二二六頁）、聯邦榮養諮問會議（第三卷二二二—三頁）検査に關しては第六節「二」参照。

二 聯邦血清試驗所

メルボルン附近ロイヤルパークにあるジェンナー氏痘苗調製所（舊稱「牛痘種痘所」）は一九一八年聯邦政府により大擴張された。改造後、右調製所は「聯邦血清試驗所」と稱せられ聯邦保健省に管理される。試験所は現在完備した建物内に設置され、職員數は二三五名である。プロードメドウズには試験所の研究に必要な數千頭の動物を收容する二五四エーカーの農場が獸醫の監督の下に設けられた。

試験所調製品の種目は逐時廣範圍となり現在では殆どあらゆる種類を網羅し、濠洲は事實上他國に依存せず、自國の必要品を生産する事が可能となつた。細菌學及び免疫學に關する限り、あらゆる方面に不斷の研究が行はれ、醫學知識の發達が治療、豫防、診断に新しい道を開拓するに伴ひ新血清及び豫防薬が實驗されてゐる。社會衛生の各方面に關する他の基礎的應用的研究が續けられた。試験所は、國際聯盟生物學基準恒久委員會の國際基準を濠洲に維持する國家的中心として活動してゐる。

過去十五年間研究所の業績特色は獸醫生物學的製出にあつた。近年大規模にこの方面は發展し、家畜の疾病に對する豫防及び治療の藥物は全州で大量に使用されてゐる。

三 聯邦衛生試驗所

聯邦保健省の一衛生試驗所は全濠洲を通じて、戰略的地點に位置を占める。それらはダーウイン、ケアンズ、タウンズヴィル、ロックハム、ポート・ウォムバ、リスモア、ペンデイゴ、ロウセンストーン、ポート・ピリー、

一に移された。同校は教授及び研究を行ふ。同校修業後は社會衛生學士及び熱帯醫學得業士及び熱帯衛生學得業士の免狀を授與される。社會衛生及び豫防醫學の講義は、醫科修業課程第五年に行はれる。他の科は建築、社會及び學校衛生の學生、熱帯地勤務及び熱帯教區の醫務官以外の官吏及び看護婦を收容する。研究は社會衛生及び醫療の廣範圍に亘り研究室及び實習の兩方面で行はれる。實習は本土のみならず、地方行政廳と協力して、パプア、ニューギニア、ノーフォーク島及びバナル島で行はれる。詳細は既刊本年鑑第二九卷三三四頁参照。

五 濠洲解剖學會

キャンベラにある濠洲解剖學會の詳細は既刊本年鑑にあり（第三二卷九—九頁参照）。一九三一年に、同會は、聯邦保健省の一部と成つた。比較解剖學の一般問題に關する學會の事業は兒童成長發育に特に關聯ある構造及び機能の方面に現在集中されてゐる。この分野の生化學及生物學的研究は保健省が創立した各首府都市に於ける模範的幼稚園と密接な關聯をもつて發達した（八—參照）。比較解剖學への後援及同會博物館は一般事業計畫の一部として行はれ、動物學專門家一名が同會の研究陣に加はつてゐる。

六 北部領醫務事業

一九三九年四月一日より、聯邦保健省は北部領醫務保健事業に對して管理の責任を負ひ、北部領行政部の北部領醫務保健事業を接收した。ダーウインの保健事業はこの都會が濠洲の北門、行政上及同事業上の中心地として重要性を増すと共に強化された。計畫は完了し、ダーウインに新設病院の建築が始まつた。又内陸の緊要事項も慎重に考究された。カザリン病院配屬の醫務官は、彼自身操縦者として同領内のフライイング・ドクター・サービスを開始した。最近この事業を援助するため無電氣装置がカザリン及び彼の機上に設置された。アリス・スプリングスの病院は擴張され、病院醫務官は操縦士、航空機及地上設備を有する濠洲航空醫務團の支部基地の航空

醫として活躍してゐる。

七 體位向上

濠洲の保健當局は世界に漲る體位向上運動に追従し、又數州に於て、この運動は數年來活躍に行はれてゐる。一九三八年國民保健醫學研究會の推薦に従ひ、聯邦政府は同運動に於ける聯邦、州及び地方當局の協力を促すため、聯邦保健大臣所管の下に全國體位向上會議を設立することを承認した。この會議は、一九三九年一月、五月及び七月に開催された。一方州會議が全州に召集された。中央會議の推薦の結果、聯邦會議は五年間に年額二萬磅を支出する事を承諾した。下附金は本會議の諸目的の爲各州に割當てられ、且つ健康教育の講座を設けるため濠洲大學六校に割當てられた。州會議及び地方會議設立者の代表者集會は一九四〇年五月キャンベラに開催された。同運動は發展し、聯邦を通して民衆の關心と支持とを得た。

八 學齡前兒童

國民保健醫學研究會の會議及び聯邦營養諮問會議の報告により、特に學齡前の成育兒童の取扱につき聯邦を通じて現在以上の努力を拂ふ必要のあることに注意を喚起された。幼兒の保健及學童の福祉増進の爲の運動は後述の第七、八節に記載するが如く州當局によつて發展されてゐる。聯邦政府は、學齡前兒童に一層注意すべきことを認識し、努力の成果及び實際的方法を示すことを可能ならしむることに依り先達をなすべきことが決定された。

これらの目的に従つて未成育兒童の實地教育中心地を各首府都市に建設する事に決定し、この分野に經驗を持つた人々と協力して最大効果を擧げるため、聯邦政府は「濠洲學齡前兒童啓發協會」の名稱の下に活動中の聯邦幼稚園聯合の協力を確保した。適宜な土地が各首府都市に確保され、所要の學校の建築が始まつた。これらの建物の管理は地方の幼稚園聯合に委ねられてゐるが、職員の雇傭及び技術的方法は、聯邦保健省の承認を要する。これは教育方面に限り適用し、この分野に於ては、この學齡前教育法

の確實なる知識を得る目的で觀察の體系的記録を作成し、新方法を試み得る絶好の機會が與へられる。

この教育實施に伴つて、各種状況下の兒童の生理的要求及び精神、肉體の相互作用の研究が進められる。この年齢期の發育及び營養研究の重要性に鑑みて、これらの中心地は其地に兒童が集るが故に統御及研究に對しての研究材料たる人間に不足はない。身長體重その他の體格検査の如き平凡なる測定が行はれるのみならず、營養の諸問題が詳細に研究される。各州の此の中心地の義務はキャンベラの濠洲解剖學會が規定し指導する計畫に従つて、統一的基礎により行はれてゐる。又同學會に於ても同一方向の實驗研究が行はれてゐる。

九 癌撲滅醫團

癌による死亡率が執拗に増加しつゝある爲、同病撲滅を目的とする全國的團體の發達を見るに至り、聯邦保健省は積極的にこの運動に参加した。一八二八年以來、濠洲癌協同會が保健省により開催され、癌撲滅の爲の積極的運動に従事する人々に、問題の討議、活動及び發展方向の決定に關し協議する機會が毎年與へられた。第十回協議會は、一九三九年二月ニュージランドで開催され、創立以來聯邦及び右自治領間に行はれた協働に一期を劃した。

一九二八年聯邦政府は治療及研究用に大量のラジウムを買入れ、各地の中心治療所に分配、貸與した。この貸與條件により支拂能力の如何に拘らず、希望者はすべて完備した設備で治療を受け得る。同事業は保健省が管理する。治療及び其成績の記録は統一した様式で各治療所に保管され、蒐集分析される。人體の一部分に關する記録は、國際放射線學協會と協働の國際聯盟保健團體痛委員會の後援で行はれた國際調査に従つて照合される。

癌研究者、物理學者、生化學者、癌の臨床研究治療に従事する醫師の間に緊密な協働が行はれ、問題は相互に研究され、治療は科學的の最高で確度を以て施される。

聯邦保健省は、高治療用放射質の決定、腫瘍に與へる放射適量の測定に於て其正確度が本質的に重要であり、且X線及びラジウムの醫學的使用に關して物理的諸問題研究が必要なるを認め、一九二九年設立の聯邦ラジウム研究所の事業を擴張し、放射線治療法一般の物理學的諸問題の研究を包括せしめた。同研究所は現在聯邦X線ラジウム研究所として知られ、メルボルン大學評議員會と協定し同大學内に設立され、聯邦保健省により維持管理され人員の補充を受けてゐる。X線及びラジウム研究用に特に設計した十六室の別棟の研究施設が備へられてゐる。同研究所は得る高壓發電機を有する等凡ての研究施設が備へられてゐる。同研究所は積極的に活動をなし、専門職員は聯邦各首府の大學に於て發展の途上にある物理療法施設と緊密に協力研究してゐる。又治療用ラジウムの生産、ラジウム器具の修繕、治療及び取扱注意の研究も從來の如く續けてゐる。

一九三九年に、ライドン四九・六六四ミリキュリーが本研究所及びシドニー、アデレード、ブリスベーン、パースの研究所分室により産出された。癌治療及び研究用に使用されるこの製品の量は逐年増加を示してゐる。

一〇 動物衛生及び植物檢疫

一九二七年聯邦保健省に動物衛生及び植物檢疫を管掌する各局が創設され之を管理する各局長が任命された。

第六節 傳染病取締

一 概説 二 檢疫 三 届出疾病 四 種痘

一 概説

傳染病届出の義務及び蔓延豫防に關する法律の規定は檢疫、届出疾病(性病を含む)種痘の項で便宜取扱はれる。

二 檢疫

檢疫法は聯邦保健省に依り施行せられ、國外港から到着し、又は一州より他州へ赴く船舶、人員、貨物の凡て國外より運ばれた動植物に關する檢疫手續の統一が行はれた。動植物の各州間移動に就ては、本法は總督が當該州の保護の爲聯邦政府の處置が必要なりと認められた場合に限り發動される。本法の發動無き限り動植物州間移動の檢疫は各州に委任されてゐる。聯邦は各州に人體及び動物檢疫の派出所を設けてゐる。

三 届出疾病

A 概説

(一) 豫防及び取締方法 傳染防止及び傳染病届出義務に關する規定は各州保健法中にあり、斯る疾病が生じた場合は直ちに地方官廳に届出で、州によつては保健省にも届出を要する。届出の義務は一般に先づ患者の家長に課せられ、それの無い場合は親近者、これも無い場合は患者を預る者、若しくは患者附添人、或は其の家屋借用者の順に課せられる。又患者の治療醫も申告の義務を有する。

一般に地方當局は各地方の保健清潔及び衛生状態に就て州中央衛生局に隨時報告するを要し、一定の疾病の發生を報告する義務がある。家屋土地の消毒、寝具、衣類、其他患者使用物品の消毒又は破壊に關する規則が定められてゐる。保健法範圍内のベスト、ジフテリア、結核、腸チフス其他傳染病の發見の爲病菌検査が常に行はれる。大抵の州には天然痘、癩病の如き危険性傳染病患者の治療及び拘束に關する規則が定められてゐる。

(二) 州別詳細 本年鑑第二卷五〇一頁参照。
(三) 州及び領に於ける届出疾病及び届出件數 保健省作成の次表は一九三九年州及領の届出病名及び届出件數を示す。

△完 全 診 断 者 (常例検査)

△二、四九名

△再 検 査

△三、三九名

△健康異常者及び病状患者の受診者総数に對する比

△三、三九%

この數字は婦人醫務官のゐる劣等児の爲のグレンフィールド特殊學校生徒健康診断の記録は含まない。又スチュアート家庭診療所及西部兒童保健案によるクリスマス・キャンプでの診断兒童計二〇五名も含まない。

學校醫務局は、甲狀腺腫、四肢不具、精神異常、吃音、左利き、營養障害、トラホーム、急性リウマチスの如き兒童の健康に影響を及ぼす問題の定期的規則的研究及び學校内傳染病發生の特別研究を行つてゐる。校舎の衛生状態も亦検査の上報告せられる。

以上は多數教師の身體検査及び學校醫務局の行つた醫務事業を含まない

三 ビクトリア

學童の健康診断は一九〇九年に施行せられ、在學中三年に一度、各兒童の健康診断を行ふことを目標とした。一九二五年文部當局は地方事業に力を集中し、以來健康診断は、同州の如何なる僻遠の地方及農村に於ても施行された。職員が比較的少人数であるに拘らず、州立學校の三年毎の検査は可成良い成績を挙げ、全州立中學校、地方の殆どすべての他の州立學校及人口稠密の首府地域内部にある學校は、三年又は四年に一回施行せられる。併し、認可私立學校及學園では敷設し難かつた。

健康診断の順序は體重、身長を計り、視力、聴力を検査することより始まり、次に上半身を脱ぎ、生命保險の場合の如く診断するが更に同年齡兒童の健康、發育に非常に影響を及ぼす多くの衛生要因に就き充分な調査を行ふ。又此の機會に兒童に健康増進法、即ち惡癖矯正法を教へ、兒童が協力して發見された缺陷の治療を爲すやうにする。七〇名又はそれ以上の兒童を有する學校では、上級兒童の男子は男醫、女子は女醫の検査を受ける。文部省屬學校看護婦は「附添」の任に當り、即ち兒童の家庭を訪問し、學校醫務官の指摘した缺陷の治療をなさしめる。職員少數の爲、この仕事は首府地域にのみ限られる。

健康診断以外に此らの學校の兒童は入學時八歳以下ならば學校齒科醫により齒の治療を受け、以後毎年齒科の治療を必要としなくなる十二歳迄續けられる。現在の職員は齒科醫三名、助手四名で當時メルボルン中央齒科治療所に勤務し、首府市内學校の兒童は教師に治療の爲引率されて来る。齒科醫二名は助手、器具を用意し、一日の仕事をするに足る町を基點とし、一年分の仕事を爲し得る範圍で、鐵道沿線を回診して歩く。奥地學校の學校委員會は、醫師訪問の通知を受ける。治療を受ける全兒童即ち八歳未満の者全部及び前日に齒科學校醫の治療を受けた者全部の兩親に兒童を治療所へ連れて行くやう案内を發する。他の齒科醫は三大地方中心地、ペンデイゴ、バララット、ジローンの兒童治療に忙殺される。此らの市には年に約四ヶ月、齒科醫、助手及器具を備へた診療所が設けられ、そこへ近接學校の下級兒童が教師や兩親に連れられて来る。助手同伴の齒科醫三名は完備した三輛の齒科治療車に乗り、夫々一年の旅程で巡回する。

學校醫務支部は専任醫務官七名、齒科醫九名、同助手一〇名及學校看護婦二名より成る。

一九三九年六月三十日終了年度に健康診断受檢兒童數三三、三三二名、受檢教師二、一八名、齒科加療兒童は三二、一四五名であつた。又學校看護婦は七、八二八家庭を訪問した。

四 クインズランド

學校保健局支部は主任醫務官擔任の下に醫療課、齒科醫課及び保護課から成る。

學童の健康診断は學校保健局主任醫務官の一般的指示に従ひ専任醫務官一名及び臨時醫務官一名によつて行はれ、醫務官は學童の心臓及肺臟状態を出來得る限り詳細に検査し、更に學校看護婦より廻された學童を完全に検査する。一九三九年には三、五五九名が検査を受け、内一、四〇八名は治療を要する旨通告された。

現在看護婦は一四四名である。各看護婦は一群の學校を割當てられ、検査の次回訪問の際再検査を要すると認められた兒童の表を學校別に作成するや

う命ぜられてをり、學校の衛生、清潔及び通風状態を監督、傳染病及び寄生蟲病、隔離患者兒童又は小膿疱疹、疥癬等の罹病兒童に就いて教頭に通告する。一九三九年に學校看護婦の検査兒童數は三一、三五四名であつた。首府地域の看護婦は齒の状態を検査し、他齒の場合はすべて齒科醫院に通告する。

本省では職員として齒科醫一六名を雇備し、右醫務官は夫々地區を割當てられ、割當地區は主任齒科検査官の勸告を主任醫務官が適當と認めざる限り三年間は變更されない。一九三九年に受檢兒童は三一、七三七名、抜齒者一六、七二四名、充填者五七、七八四名其他加療者一三、五三五名であつた。

ウィルソン眼科醫學校附屬病院で、トラホーム兒童の治療指導が行はれ臨時眼科醫務官の勸告により時々入院せしめられ、既に好結果が得られてゐる。建物はウインザリーのエールドン・ヒルにあり、眼科治療設備が完備してゐる。

本州の十二指腸蟲病 (ankylostomiasis duodenalis and Necator Americanus infection) 取締事業は醫務局長及び同次長の監督を受けてゐる。それにより北部海岸地帯に於ける同病の脅威は著しく減じた。學校保健局看護婦數名が十二指腸蟲病防止に増員され、職員は顯微鏡係一名、檢診員一名、熱練看護婦二名から成る。

奥地兒童にも都會居住者と同じの齒科其他醫療の便宜を與へる爲に、最新式設備を施した鐵道齒科治療所が設けられ、一臺の自動車を最後部の貨車に搭載し、停車地毎に鐵道沿線諸町村を訪問する。街路治療自動車も二臺設けられ、一臺はチャールズビルを基地として州西南部を、他の一臺はロングリーチを中心として中央西部及北西部を巡回する。各治療車の職員は有資格齒科醫一名及び運轉手一名から成る。

五 南 濠 洲

現行の健康診断制によれば、小學校、初級技術學校、中學校、上級技術學校生徒は總て健康診断を受けねばならない。小學兒童は第一、四、七、

初級技術學校は第十級、中學校は第二、四級で診断を受ける。診断で治療を要する疾患が發見されれば父兄に通知される。検査員は診断後父兄に面會し診断で判明した點の豫防治療に就て注意を與へる。注意後父兄は自分の子に就て相談することが出来る。一地方に傳染病が發生し又はその恐れがある場合には豫防講演を行ひ、同地方の全學校を特別に訪問する。高等師範學校入學前には全生徒は健康診断を受けねばならない。高等師範學校では衛生及救急法の講義を行ふ。

醫務部は主任醫務官一名、検査官二名及び熱練看護婦一名より成り、之に心理學者一名、齒科醫二名及び同助手二名、吃音矯正家が附屬する。心理學者は低齡兒の診断及び學業監督の外、高等師範學校生徒に講義をし、少年裁判所、婦人警察、少年厚生局等から送られた兒童の診断をも行ふ。吃音矯正家は吃音兒童を診断し、その短所を確認し、それを克服するやうに教へる。

六 西 濠 洲

健康診断受檢兒童は一九三九年に二二、八八六名、内四八七名は視力障害、五四名は聴力障害、一、一五七名は扁桃腺炎及びアデノイドであつた。六九七名は心理學者の診断を受けた。

七 タスマニヤ

一九一―三五年社會保健法により地方當局任命の保健醫務官は學校醫務官となつた。その主目的は兒童をして在學中一回、即ち七―八歳に一回一―三歳に一回の健康診断を受けしめるにある。保健省には、體格検査を行ふ義務の専任學校醫務官二名及び學校看護婦二名が置かれてゐる。一九三九年には一三、二四一名(地方八、三五八、首府四、八八三)の兒童が検査を受けた。更に州首府兒童六四四名、地方兒童二三名が診断された。首府地域の訪問學校は五七校、地方一七五校であつた。齒科醫務官四名は一〇五校を訪問し、五、〇〇九名の兒童の検査を行つた。

州立學校兒童の健康診断を實施したのは、濠洲では本州が最初で、一九〇六年に始められたが、財政上の理由から一九三一年に廢止された。齒科其他學校醫療は社會保健省で管理されてゐる。
 現在では(一九四〇年)臨時醫務官一名が、ホバートの學童の検査を担当し、專任州醫務官一名が地方各校を検査する。更に看護婦四名は各家庭を訪問し、両親に身體検査によつて判明した疾患の治療を勧める。專任齒科醫務官七名及び助手七名がホバート及びロインセストンの齒科院で治療に従事し、地方學校を検診してゐる。

八 濠洲首都領

ニューサウスウェールズ文部省は協定により各種教育施設を設けたが、聯邦保健省は、一九三〇年に學童健康診断事務を州より引継ぎ同年度入學生及卒業生の検査を行った。
 一九三一年以後小學校入學生及び卒業生の健康診断が行はれ、一九三七年には、農村學校(ダントルン及びモロンゴロを含む)の全生徒の健康診断

幼兒死亡數及び死亡率

州	府				地方				
	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
ニューサウスウェールズ	六〇三	七六六	七三三	七三三	六七七	一、二〇五	一、三三〇	一、三六六	一、三三三
ビクトリア	五七〇	六〇九	五八六	五七〇	五八六	六二七	五五三	五八六	五五
クイーンズランド	一〇六	一〇五	一〇二	一〇二	一〇六	一〇九	一〇三	一〇六	一〇三
南 洋 洲	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
西 洋 洲	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
タスマニア	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
濠洲 (a)	一、七〇六	一、八〇〇	一、七五三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三

をも行つた。一九三九年度小學校入學生及び卒業生の検査によれば、齒科缺陷四七・三%、耳鼻咽喉疾患九・八%、眼科缺陷六・六%、耳科缺陷八・八%、多少の不具四・九%あり又三・五%は身長及び年齢に對し一〇%以上の體重不足であつた。注意された生徒の内六一%は醫師の治療を受け、齒科治療を要すと注意を受けた者の内六〇・四%は治療を受けた。

第八節 幼兒の監督及び保護

一 概説 二 政府事業 三 養育事業

一 概説

次表は最近五年間の幼兒死亡數及び比率を示すもので、一九三五—三九年度間に二二、九九一名が、濠洲(各領を除く)で一歳未満で死亡した。二、三の例外を除き、首府地域の死亡率は地方の死亡率よりも常に高い。幼兒死亡に關する詳細は第二十一章「生死統計」参照。

洲 (a)	死 亡 率 (b)			
	一九三九	一九三六	一九三七	一九三八
ニューサウスウェールズ	四・六六	四・一七	四・六六	四・六六
ビクトリア	四・〇一	四・〇九	三・七三	四・〇一
クイーンズランド	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三
南 洋 洲	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三
西 洋 洲	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三
タスマニア	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三
濠洲 (a)	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三

(a) 屬領を除く。(b) 届出出生者千人に對する一歳未満の死亡數。

近年、社會の關心は主に母子の出産前後の保護の如何に依る事實に、多大の關心が拂はれるに至り、その結果政府及び私立團體では出産前後の母親に教示、保護を加へ、母子の健康及び生活は幼兒保健所、幼兒治療所、育兒院に於て保護され、産科看護婦の訪問を受け、牛乳配給に特別の配慮が拂はれてゐる。

二 政府事業

各州では幼兒の發育状態の監督改善及び死亡率の低下を目的とする法律が可決されてゐる。各州當局は州の管理する適當なる者にのみ託兒を許可し、出來得る限り母親又は近親の女子に託兒せしめる。個人により養育所に託された兒童の養子、育兒、養育に關しては嚴重な條件が規定されてをり私生兒の保護は特に留意される(第八章「社會事業」参照)。一九二一—三七年

幼兒保健所及び奥地養育協會 (一九三九)

州	幼兒保健所	奥地養育協會
ニューサウスウェールズ	ウエールズ	ウエールズ
ビクトリア	ビクトリア	ビクトリア
クイーンズランド	クイーンズランド	クイーンズランド
南 洋 洲	南 洋 洲	南 洋 洲
西 洋 洲 (a)	西 洋 洲 (a)	西 洋 洲 (a)
タスマニア	タスマニア	タスマニア
濠洲首都領	濠洲首都領	濠洲首都領
計	計	計

三 養育事業

(一) 概説 一部州政府は母及び子を收容する施設を設け、各種保護事業團體に補助金を下附する。
 (二) 州別詳細 既刊本年鑑第二卷五一五、五一六頁参照。
 (三) 概 要 次表に幼兒保健所及奥地養育協會の活動の詳細を示す。

地方	計	保健所受診者数	看護婦訪問数	奥地養育協會保健所
一五	二二	八五、四三	七、五七	一
一五	三〇	五〇、八九	七、四〇	七〇
一〇一	一三	三二、九一	一三、六〇	三
二	七	一六、九七	三、二〇	三
二	三	五、四六	一七、九〇	六
三	三	五、二四	一五、三五	一八
九	九	三、五七	一、六六	一
一〇六	六	一、八七、七〇	三、七八	一〇

(a) 六月三十日終了年。

幼児保健所受診者数は近年著しく増加しつつある。一九三四—三八年間の來訪者數一九三四年一、一七八、九五七名、一九三五年一、三五五、三

〇六名、一九三六年一、五一二、一九八名、一九三七年一、六五七、〇五二名、一九三八年一、五九七、一二四名。

第十章 歸還兵保護

第一節 概説

第二節 戦時年金

第三節 軍務年金

第四節 軍務に依り不具廢疾となれる歸還兵の醫療

第五節 雜

第十章 歸還兵保護

(Repatriation)

第一節 概 説

聯邦歸還兵保護省の成立経緯の概要は本年鑑第一五卷九三頁にあるので、茲では紙面の制限上反復を避ける。同省の政策及び諸活動一般 關しては同卷及び其後の本年鑑中に説明してあるがそれには將兵及び扶養者への扶助料及び年金に關する詳細も含まれてゐる（本年鑑第一七卷五九八—六〇一頁）。一九二八年六月三十日終了年度に於て扶助料は戰時年金と同列にされるやう修正増加され、そして戰時年金率の範圍が擴められ、子供に關する年金と共に二週一五志の率で第三子又は其以後の子へも給與を行ふことになつた。一九三五年に政府は一九三六年一月一日以後軍務に基因するや否やを問はず肺結核に罹む全退役將兵は無料にて醫療を受けしめることに決定した。

一九三九年六月三十日に於ける歸還兵保護委員會の主要活動は戰時及び勤務年金の許可、審査及び査定、醫療施設、整型外科器具の取換修理、扶助生活費の許可及び審査、軍人子弟教育事業の管理である。

第二節 戰時年金

- 一 概説
 - 二 上告裁判所
 - 三 現行戰時年金
 - 四 年金受領者数及び支給額
 - 五 管理費
- 一 概 説

將兵及び其扶養者への戰時年金支拂條項は聯邦議會に依り一九一四年に戰時年金法として制定され、同年十二月二十一日より實施された。兵卒一人當り最高年金額は年五二磅と定められ階級が上になるに従つて其の率が

高額となつてゐた。原法律に依る扶養者の定義は一九一五年制定の法律に依り擴大された。二法共一九一四—一六年戰時年金法により統一整理され年金は身分に應じて異なるが、兵卒の最高年金は二週三磅（年七八磅）となつた。年金の率は、例へば手足切斷等の如く個々の不具廢疾に就き具體的に制定せられた。

一九二〇年濠洲歸還兵法の制定により現行法は改正され、一九二〇年七月一日より中尉以下の階級者に対する恩給は一律に基準率二週四磅四志とされた。中尉以上（中尉を含まず）は變化がなかつた。次に主な附加増加額を示す。

(a) 扶養子女を有する寡婦、又は扶養子女なくも周圍の事情より増額を必要とする場合二週四磅四志迄（扶養子女ある寡婦に對しては必ず二週四磅四志の全額を下附する慣例である）。

(b) 失明及び終身不具廢疾には二週八磅の特別支給

(c) 一定條件による結核罹病將兵への二週八磅を超える特別支給

戦前の固疾が軍務の爲「甚しく」悪化した場合には不具廢疾の年金全額を給與する事は一九二一年修正法に規定されてゐる。それ迄の年金は事實上軍務に基く不具廢疾の程度に應じてのみ給與されたに止まつた。

更に一九二二年濠洲歸還兵法修正により手足喪失將兵への「金額」及び「給與」に對し條項が設けられ、戰時年金現行率に二週七志—七六志が附加された。手足兩方を失つた場合には附添人に對する手當は患者の状態により二週二磅又は四磅が支給された。附添人手當は「脊體障害」の場合には二週二磅を支拂はれた。全失明ではなくとも、視力の役立たざる將兵には特別年金二週八磅支給された。

一九二五年政府は同年七月一日以降軍務の結果又は以前の肺結核が軍務の爲、甚しく悪化した肺結核罹病者に對しては、二週四磅四志以上の終身

年金を支拂ふべきことを決定した。一九二五年九月三十日に新規則が一九二五年七月一日に遡つて施行せられるやう發表された。それは年金に加ふるに一眼失明に關する同法第四表に依る年金下附將兵には二週一五志を超えざる手當を支給する旨規定してゐる。此らの條項は一九三四年改正法に含まれ法律となつた。

一九三一年財政緊縮法による一般的經費減額は戰時年金にも適用されたが、不具廢疾將兵に對する年金支拂率は減額されなかつた。軍務により死亡せる將兵の妻子及死亡せる未婚將兵の寡婦である母(息子の死亡前又は三年以内に寡婦となつた者)は減額を免れたが、他の戰時年金受領者への支拂に對しては必要な減額が行はれた。不具廢疾將兵の子女に支拂はれる年金最高額は二週一二志に引下げられ、不具廢疾將兵の一九三一年十月一日以降婚姻せる妻又は出生せる子女は年金の恩典から除外された。一九三三—三四年の財政救済法中に節減の著しい修正が行はれたが、或種の年金で完全に舊に復したのもあつた。

一九三四年同法第二表は従前失明將兵に對し命令により支拂はれた附添人手當を含み、腦脊髓組織を肩す負傷又は疾病或は腦脊髓を肩されたと同様の障害を生ずる疾病に肩されたる將兵は別に附添人手當を受ける資格あることを規定するやうに修正された。其後更に修正せられ不具廢疾將兵の一九三一年十月一日以後婚姻せる妻又は出生せる子女は、右將兵が軍務の結果死亡した場合扶養者として年金受給の恩典に該當する者とされた。年金繼續又は再下附に關する或種の例外規定は除去された。

一九三五年十二月に主法が再び修正された。主なる修正は次の點である (a) 以前減額した恩給率の回復 (b) 死亡當日同法第二表による年金受給中又は四肢切斷者として恩給を受けてゐた場合(死亡の原因に拘らず)死亡將兵扶養者への年金下附 (c) 同法第二三條 (二) による請求申告上の時間的制限の撤廢 (d) 老將兵、精神又は肉體の缺陷のため職業に従事し得ず、終身就職不能とされたる將兵及び其家族及び肺結核に罹病せる將兵及び家族への勤務年金の下附による救済の規定。此の新條項は一九三六年一月一日から實施された。一九三六年十月一日より實施された救済法は不具廢疾將

同年に於ける新受給者總數を分類すれば次の如し。

Table with 4 columns: 將兵(退役將兵受者), 其他扶養者, 合計, 支給額(磅). Values: 57, 1,133, 1,190, 400.

恩給受給者分類表は次の如し。

Table with 3 columns: 種別, 恩給者數, 支給額(磅). Categories include 孤兒, 寡婦, 子, 妻, 親, 兄弟, 其他. Total: 3,495.

四 年金受領者數及び支給額

下表は一九三九年六月三十日現在受領者數及び一九三八—三九迄支拂地を示す。

Summary table for pension recipients and amounts. Columns: 六月三十日, 許可件數, 却下件數, 不具廢疾將兵, 同家, 死亡者家族, 計, 支給額(磅). Values: 3,495, 3,495, 0, 7,495, 6,495, 0, 3,495, 3,495, 7,495.

兵の子女に對する年金を最高率二週一二志から一五志に増加した。一九三八年の法律は不具廢疾將兵の一九三一年十月一日以降婚姻せる妻又は出生せる子女に關する緊急財政制限を除去し、かゝる婚姻出生が一九三八年六月三十日以前の場合には、一九三八年一月一日から戰時年金が支給されることとなつた。

二 上告裁判所

主法は一九二九年六月一日より修正され、戰時年金に關する上訴具申を受理する裁判所が設立された。戰時年金上告裁判所は、歸還兵委員會が決定した退役將兵の不具廢疾又は死亡が軍務によるものに非ずとの決定に對する退役將兵又は家族の上訴を受理裁決する権限を與へられた。二査定上訴裁判所が創設され、軍務によると認められた退役將兵の不具廢疾に關し、歸還兵委員會の定めた戰時年金の現決定額、又は年金不拂額の決定に對する上訴を受理裁決する。其の後の諸法律により裁判所は軍務年金に對する申請人の上訴を受理し得るやうになつた。

三 現行戰時年金

一九三九年六月三十日現在戰時年金受領者數は二四九、二九三名、年支給額は七、六八一、〇九五磅である。一九三八—三九年の主要件數は、次の如し。

Table with 4 columns: 新許可件數, 請求却下總件數, 審査件數, 取消せる件數. Values: 6,746, 7,541, 7,723, 2,183.

一九三九年六月三十日現在二週八磅の特別受領者數は次の如し。

年金受領者數及び支給額(一九三九)

Table with 5 columns: 場所, 不具廢疾將兵, 死亡將兵, 不具廢疾將兵, 計, 支給額(磅). Lists regions like ニューサウスウェールズ, ビクトリア, クイーンズランド, etc.

次表は六月三十日終了の一九二一年及び一九三一—三九迄五年間の戰時年金、許可、請求却下、現行年金件數、支給額を示す。

Summary table for pension recipients and amounts over time. Columns: 時年金, 許可, 請求却下, 現行年金件數, 支給額(磅). Values: 3,495, 3,495, 0, 3,495, 7,495.

一九三九	一九三八	一九三七	一九三六	一九三五	一九三一
六、七五	一、九九五	五、〇〇六	一〇、〇〇〇	四、一四五	二、五五五
七、七五	八、五七	九、〇八	七、〇〇六	七、三三六	九、三〇
七、七五	七、三三	七、〇〇六	七、三三六	七、三三六	七、三三六
七、七五	七、三三	七、〇〇六	七、三三六	七、三三六	七、三三六
七、七五	七、三三	七、〇〇六	七、三三六	七、三三六	七、三三六
七、七五	七、三三	七、〇〇六	七、三三六	七、三三六	七、三三六
七、七五	七、三三	七、〇〇六	七、三三六	七、三三六	七、三三六
七、七五	七、三三	七、〇〇六	七、三三六	七、三三六	七、三三六
七、七五	七、三三	七、〇〇六	七、三三六	七、三三六	七、三三六

(a) 諸外國の爲の戦時年金補定信託基金よりの支拂(諸外國よりの収入を差引たるもの)を含む。

五 管 理 費

一九三八—三九年管理費は支給年金額の三・二八%に當る二九四、九七七磅であつた。戦時年金上訴三裁判所管理費は上記に含まれ、總計二九、五三五磅である。

第三節 軍務年金

一 概説 二 年度内に於ける軍務年金事業

軍務年金支拂は一九三五年濠洲歸還兵法中に規定され、一九三六年一月一日から實施された。

これは本来低率に定められたものであるが、獨身者に對する最高率は一九三七年九月十六日から増額され、二週二磅で妻帯者は同期間三磅八志、一六歳未満の子四人迄に對し、子女一人に付五志附加された。併し如何なる場合にも給與すべき實際額は受領者の他の一切の収入及び所有財産を考慮に入れて決定される。即ちかかる他の収入、財産が獨身者については年收八四磅一〇志、妻帯者については兩者の年收が一六九磅に達すると査定された場合は年金は下附されない。當該者が四〇〇磅以上の財産所有者

である場合も亦同じ。

他の全財産よりの収入が上述年額に及ばない場合、年金受領有資格者は他収入と共に(年金を含めて)全収入が認められた最大額に達する率の給與を受ける。但しこの場合年金は既述の如く、獨身者には二週二磅、妻帯者は三磅八志の最高率を超過せざるものである。

軍務婦女子については、國外勤務に従事した者に對して、一九三六年より軍務年金制度が適用されることとなつた。以前には戦場勤務をなした者でなければならなかつた。同年二週一志以下の軍務年金制定率が採用された。これは一九三七年九月十六日から一四志に増額されたが、以前この制度から漏れた精神病院收容患者に、特に恩恵を施したものである。

- 軍務年金支給資格は次の如き根據による。
- (a) 六〇歳以上の者但し戦場に勤務せる者に限る。尙同資格に依る者に對する軍務年金の支拂は退役將兵のみに限られ其妻及び子には及ばない。女子の場合、資格年齢は五五歳で、必ずしも戦場勤務たるを要せず國外勤務で足りる。
 - (b) 終身勞務不能にして男は戦地、女は國外に於て勤務せる場合。この條件に該當する者は自身及び妻、子供四人まで一恩給受領者となる。
 - (c) 肺結核患者の場合。戦地に於ける勤務の如何を問はず當該者に妻、子供四人迄に對し支拂を受ける。

右の中(c)に該當する者のみは軍務年金と廢疾年金を同時に受ける資格を有する。

二 年度内に於ける軍務年金事業

次に一九三八—三九年の重要事項を示す。

將 兵	二、〇七名	將 兵	一、三〇〇名
妻	三、九名	妻	七、七名
子	六、八名	子	一、四〇名
計	七、七名	計	一、五〇名
取消又は停止數	一、五〇名	取消又は停止數	一、五〇名
死 亡 數	一、五〇名	死 亡 數	一、五〇名
一九三九年六月三十日現在軍務年金受領者	一、三〇〇名	一九三九年六月三十日現在軍務年金受領者	一、三〇〇名
一九三九年六月三十日現在年金支給負擔額	一、三〇〇名	一九三九年六月三十日現在年金支給負擔額	一、三〇〇名
一九三八—三九年度年費	一、三〇〇名	一九三八—三九年度年費	一、三〇〇名

第四節 軍務に依り不具廢疾となれる 歸還兵の醫療

一九三九年六月三十日現在、加療者數は入院患者一、七四九名、外來患者一五九、八四七名であつた。但し地方都市に居住する八一四の地方醫務官の治療を除く同日迄の所要經費九、一一七、五二二磅。

第五節 雜

- 一 其他の諸事業概要
 - 二 歸還兵保護省經費
 - 三 軍人移住地缺損
 - 四 其他の諸事業概要
- 一九一八年四月八日乃至一九三九年六月三十日間の歸還兵保護省の諸事業の概要は次の如し。
- (一) 就 職 就職申込者數二、五五、四九〇名、中就職者數一、三三、二七二名。
 - (二) 職業指導 訓練完了者二七、六九六名、日下訓練中無し。
 - (三) 軍人子弟教育事業 一九二二年二月の事業開始後一九三九年六月

三十日迄二、五〇八名の補助申込者があつたが、中二一、九七一一名が許可された。内譯教育修了者一三、八八七名、目下教育中六、九八四名。尙申込者中三八名は未決定であり、他は拒否又は取下げである。

一九三九年六月三十日迄の諸經費二、〇〇七、一六一磅。

(四) 補助許可 一九一八年四月八日—三九年六月三十日間の全經費は二、二、六九七、九八四磅であつたが、中貸付金一、六七六、〇一四磅、一般經費二、〇二一、九七〇磅である。總額中、醫療費は九〇〇萬磅で最大額を占め、職業指導費五〇〇萬磅、就職費二五〇萬磅である。

二 歸還兵保護省經費

一九三九年六月三十日に至る十二ヶ月の所要經費は九、二七一、九六一磅で内譯は次の通りである。

歸 還 兵 貸 付	一、〇〇〇
軍人補助及一般經費(職業學校、醫療施設等の維持費を含む)	六、一〇〇
困難軍人補助費	七〇
歸還兵法によらざる軍人扶養者手當	九、五五
國內勤務者醫療費	六、八〇
計	六、三三、七五
軍人子弟教育費	二、六、七三
戦時年金及軍務年金	八、三三、七五
行 政 費	三、三、一八
給 料 費	三、七、九六
計	三、四、一七
總 計	九、二七一、九六一

前年度經費合計は九、一〇八、八六四磅であつた。

三 軍人移住地缺損

歸還陸海軍人移住に關する缺損に關しては第四章「土地保有及び移住」参照。

第十一章 聯邦諸領

北ノース・テリトリー部領

- 第一節 面積、人口
- 第二節 立法及び行政
- 第三節 地 理
- 第四節 氣候、動植物
- 第五節 生 産
- 第六節 土 地 保 有
- 第七節 貿易、海運、航空
- 第八節 領 内 交 通
- 第九節 財 政

濠洲首都領

ノーフォーク島

パプア

- 第一節 概 要
- 第二節 人 口
- 第三節 原住民の労働、

- 第四節 租税、保健其他
- 第五節 土 地 保 有
- 第六節 生 産
- 第七節 貿 易
- 第八節 財 政・海 運
- 第九節 パプアの發展

ニューギニア委任統治領

- 第一節 概 観
- 第二節 政 治
- 第三節 人 口
- 第四節 原 住 民
- 第五節 土 地 策
- 第六節 生 産
- 第七節 貿 易
- 第八節 海運及び交通
- 第九節 歳 入 出

ナウル(委任統治領)

第十一章 聯邦諸領

概説

聯邦政府管轄の諸領は北部領、濠洲省都領、バブア(舊英領ニューギニア)ノイフオク島、ニューギニア領(國際聯盟よりの委任統治領)、ナウル(聯邦英領、ニュージブラント共同委任統治領)アシュモア、カーティア諸島領及び濠洲南極領である。

一九三三年六月三十日諸領國勢調査の結果は別個の統計局刊行の調査報告に掲載。

外地諸領では濠洲通貨が流通されてゐるが、ニューギニアでは濠洲鑄貨は一志銀貨、六片及び三片銅ニッケル貨、一片銅貨よりなる地方鑄貨に換へられてゐる。

北部領

第一節 面積、人口

一 緒言 二 人口

一 緒言

一八二五年、西方一二九度子午線までニューサウスウェールズ面積擴張により北部領は同植民地に編入されたが、一八六三年には勅許状により南濠洲に合併された。更に一九一一年一月一日近接島嶼と共に聯邦政府に移讓された。全面積は五二三、六二〇平方哩、即ち三三五、一一六、八〇〇エーカーである。

二 人口

(一) 歐洲人 一八八一年國勢調査によれば歐洲人は六七〇人居住するに過ぎなかつたが、漸次増加し、一九一八年に最高數三、七六七人に達した。一九三三年國勢調査では、白人は三、三〇六人に減少したが、その數は一九二一年國勢調査當時の數より三四・五%の増加であつた。

(二) 非歐洲人 一九三三年六月三十日現在濠洲原住民を除く純血の非歐洲人は七四四人であつたが、その内支那人四六二人、其他フィリッピン人六九人、日本人九一人、マレー人五九人が主なるものであつた。一時本領には四千人以上の支那人が居た。

一九三三年國勢調査によれば混血民が八〇〇人をり、その内七四三人は濠洲原住民との混血である。

(三) 總人口 原住民を除く一八八八年の人口總數七、五三三人は最高記録であつたが、最近五年間各年十二月三十一日現在人口は次表の如くである。

北部領人口數(原住民を除く)

年 度	男	女	計
一九三五	三、八三三	一、六九九	五、〇九二
一九三六	三、五七六	一、七九九	五、三〇五
一九三七	三、六四二	一、七二五	五、三六五
一九三八	三、八五五	一、八〇〇	五、六五五
一九三九	四、〇三三	二、〇〇〇	六、〇七三

尙一九三三年六月三十日國勢調査に於ては男三、三七八八、女一、四七

二人、計四、八五〇人であつた。
(四) 人口移動 次表は一九三九年人口移動(陸路移住者を除く)の概要である。

北部領人口移動(一九三九)

増加数	人口移動		純増加数	純増加数
	出生	死亡		
四、三六	二、六三	一、七三	一、九〇	一、三六

一九三九年に至る最近五年間の出領入領者数は次の如し。

年	度	入領者	出領者
一	九三	一、〇一	八八
一	九三	一、四六	一、三六
一	九三	一、七三	一、七〇
一	九三	三、〇〇	二、四三
一	九三	四、一六	三、九三

(五) 原住民 本年鑑第三卷(一五八頁)にW・ラムゼー・スミス博士の原住民に關する特別寄稿を収録。同第一七卷「人口」の章に於ては原住民の數、分布状態及びその保護、福祉維持に關する州(北部領に於ては聯邦)の對策を記述してゐる。本領の原住民の大部分は今尙歐洲人の影響を受けてゐない。一九三九年六月三十日現在の純血、混血原住民推定數は一五、〇〇二人、内三、四四五人は正業に従事してゐる。「原住民」保留地は一五、〇〇〇平方哩を占めてゐる(第二十章「人口」参照)。

第二節 立法及び行政

一九一一年一月一日、本領は南濠洲より聯邦へ移讓されたが其約款に就ては本年鑑第一五卷九四〇頁に略述。一九二六年北部濠洲法により、本領は南緯二〇度平行線を境界とする中部及び北部濠洲に二分され、夫々政府駐在官の所管下にあつた。其外に諮問委員會開發委員會が設けられた。一九二六年の法律は一九三一年北部領(行政)法に依り廢止された。本領の行政はダーウインに駐在する行政官の手に移り、スチュアート(アリソン・スプリングス)駐在の副行政官が之を輔佐することとなつた。其後副行政官は地方官と改稱された。總督は本領内及び本領に關し法律的效果を有する命令を制定する権限を與へられてゐるが、この命令は聯邦議會の上下院何れかの拒否により其效力を失ふ。本領は下院議員一名を選出するが、同議員は討論に参加するだけで北部領關係の命令を拒否する勳議又はかかる勳議の修正に關する以外の議決権を有しない。

第三節 地理

一 熱帯性 二 地形及び自然的特徴

一 熱帯性

本領は回歸線南方の幅二度半の地帯を除き、熱帯内に在る。

二 地形及び自然的特徴

海岸線は低く平坦で海拔百呎に達する所は殆んど稀である。密生せるマングローブ樹で縁どられた砂濱、淺灘が續いてゐる。砂岩、泥灰岩、含鐵岩が時折斷崖狀を形成し、一千哩以上に及ぶ海岸線は灣、入江で鋸齒狀を呈し、之を切斷する無数の河川の大部分は河口から相當距離まで通行が出来る。

海岸線の主要特徴に就ては本年鑑第一卷六六頁、河川に就ては第二卷七六頁、山脈に就ては第三卷六七頁、湖沼に就ては第四卷七七―七八頁、島

嶼に就ては第五卷七一―七二頁、鑛泉に就ては第六卷六五頁に夫々収録。内陸地方は一般に特に目立つ物なく、海岸から南方にかけて南緯一七、一八度平行線まで漸次高くなつてゐるが、その小高い部分が北流して海に注ぐ河川と、乏しい乍らも奥地水流の給水源となる河川との分水嶺となつてゐる。この地域は大陸の中央部に向つて廣大な面積に互り相當の高度で隆起し、大體に於て東西に走る數條の山脈が横はつてゐる。

第四節 氣候、動植物

一 季節 二 動物 三 植物

一 季節

氣候は二つに大別される。即ち十一月から四月に至る雨期と五月から十月に至る乾燥期であり、天候の變化は均等で規則正しい。降雨の殆んど全部は夏季に生じる。尙詳細は本年鑑第六卷一一一―一六頁参照。

二 動物

普通の濠洲土產動物はこの地方に棲息してゐる。本大陸の他地方と同様に高級動物は稀であるが、有袋類、鳥類、哺乳類、淡水魚、蛇類(大部分無毒)及び蛙類は豊富である。又淡水魚、軟體動物は極めて多種類に上り、蝶類甲蟲類も多い。白蟻は有害で屢々巨大な蟻塚がこの地方に見受けられる。蚊、蚋は非常にうるさく、雨期には特に多い。土產動物は場合により保護を受け、野牛は以前大群をなして棲息してゐたが、後述の如く濠洲の結果著しく、その數を減じた。

三 植物

植物の型は北部濠洲系であるが、形態の多くはマレー及び大洋洲地域のものである。木材樹は格別の商業的價値はないが、海岸地域には熱帯植物が水邊まで繁茂してゐる。奥地の廣大な平地地方には植物は少いが、その

主なるものは、タカトウダイ科(Daphniphyceae)、キク科(Compositae)、ヒルガホ科(Canvolvulaceae)、アカネ科(Rubiaceae)、タサヒラ科(Goodeniacae)、イヌコ科(Loganiaceae)、イラタサ科(Urticaceae)である。動植物に關する詳細は本年鑑第六卷一一一―一七頁に記載。

第五節 生産

一 面積 二 農業 三 牧畜業 四 鑛業 五 眞珠、海鼠其他

一 面積

一九三九年六月三十日現在北部領には、貸下地及び免許地及び許可地が存在し、その面積は二一三、八九九平方哩に及ぶ。内譯——一六二、七九三平方哩は牧場貸下地、六九六平方哩は牧場許可地、四七、一五〇平方哩は牧畜免許地、二六二平方哩は農業貸下地、二、九九八平方哩は其他貸下地である。

二 農業

今日に至る迄同領に於ては殆んど進歩を見なかつたが、米、煙草、椰子、マンゴー、バナナ、棉、諸飼料及び落花生等の栽培には成功することが證明された。目下多額の收穫費が米の經濟的生産に對する障害をなし、努力節約機械がない限り、米の生産で利潤を擧げることが困難である。海岸には優秀なる椰子栽培地が廣大に擴つてゐるが、その栽培が營利的に行はれたことがない。原始生産獎勵の爲一九三一年原始生産者事務局が設立された。落花生が主要作物となり、一九三七―三八年に一、五〇〇エーカーの作付地から四九五、〇四〇封度の收穫を得た。一九三八―三九年度の收穫推定額は四八六、〇八〇封度であり、作付面積は一、〇四〇エーカーであつたが、約一〇〇エーカーは掘取られなかつた。南方諸市場では本領産の白莢種よりも赤莢種落花生を歓迎するため市況は非常に不利である。

三 牧畜業

北部領の所によつては牧畜業の可能性が狭くに認められてゐた。一八六六年、牛が南緯州からマドソン・レーンチ地方に移入され、六年後には本領北部にクインズランドから移入され、一八七九年にはジャイルス氏が南緯州から牛二、〇〇〇頭、羊一二、〇〇〇頭を追つてカザリン河に到達した。種々な理由で牧羊業は成功しなかつたが、牧羊業は大いに發達し、本領の主要産業となつた。一九一七年ダーウインに大規模な食肉工場が開設され、該業に非常な利権を興へたが不幸にも一九二〇年に閉鎖された。現在に至つた。一九三八―三九年本領より陸路移出された牛の数は約七八、二〇〇頭で移入は約四三〇頭であつた。本領南部地方は好季節に恵まれ、一九三九年六月迄の六ヶ月間の記録によると雨量は一二吋以上であつた。一九三九年の取引季節には市價の騰貴せる結果肉牛はアデレード市場に殺到し、品質は概して優良であつた。牧羊熱は昂まり、剪毛収入は六、五〇〇磅に上つた。水牛は海岸地域に棲息してゐるが、その数は獣皮をとるために濫獲した結果著しく減少した。

最近五年間本領家畜推定数は次の如し。

北部領家畜推定数

家畜	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
馬	五、〇九四	五、一五三	三、〇六六	三、〇六三	三、〇五九
牛	八六、六七九	五〇、五五五	八六、六六六	八六、六四〇	八六、三三三
羊	三、〇六六	三、〇六六	二、一〇三	二、〇八六	三、〇六二
豚	六、六六六	五、五五五	四、〇〇〇	三、八八八	三、五五五
山羊	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、九〇〇
山羊	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、九〇〇
野馬	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、九〇〇
馬	一、二〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
馬	一、二〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
馬	一、二〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

四 鑛業

(一) 概説 本領に於ける砂金採取は一八六九年に始められ採取額は一八八〇年末迄に七九、〇二二磅に達した。一八八一年に金産出高は最高に達し、價額一、九四五磅に上つた。其後數年産出高は著しい變動があつたが、砂金の在つた間は、十分の産出を見た。沖積層から鑛脈探掘への過渡期に當つて本領業は著しく衰退した。金以外の金屬産出は價格の變動、運賃の高値、白人労働者の高賃に悩まされた。金の格外な高價格に採金熱が煽られ最近その産出高は次第に増加してゐる。金の主要産地はテナント・クリーク地方で、將來増産の見込は充分である。北部領の雲母鑛床は未だ組織的大規模に採掘されてゐないが、多くの人がこの業に従事し、本年度には二〇、〇〇〇磅の雲母を産出してゐる。タンダステンは本年度の價格の下落により産出高は前年より低下してゐる。

(二) 鑛産 次表は最近五年間の金及び鑛物價額を示す。

北部領、鑛産額(磅)

物	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
金	四、五五六	七、六〇一	九、五五五	一〇、三三三	一〇、九二六
銀	六、〇六六	四、一七六	七、六六六	七、三三三	三、三〇五
銅	—	—	—	—	—
鉛	—	—	—	—	—
錫	—	—	—	—	—
雲母	一、七〇〇	一、八二二	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇
タンダステン	一、七〇〇	七、八五五	二、一〇〇	二、五五五	二、九二二
タンダステン	一〇、六〇〇	八、七〇〇	一、六〇〇	八、八三三	七、八七七
計	七、六〇〇	九、六〇一	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇

一九三八年末迄の全産出鑛石の價額は約四、二〇九、〇〇〇磅であつた。一九三四年聯邦政府とクインズランド及び西緯州政府は北部領を含む緯

洲北部の一定地域の地質學的地理學的調査に協力することを協約した。調査及びその經過に就ての詳細は第十二章「鑛業」参照。

五 眞珠、海鼠其他の水産

一八八四年眞珠貝がダーウイン港で發見されたが、激しい潮流、泥水による作業困難の爲に長年この産業は發達を阻止されてゐた。一九三八―三九年の眞珠貝採取高は四一〇噸に達し、價額約三一、五〇〇磅であつたが前年に比し三五、五〇〇磅の減少である。大部分はキング、リバープール兩河北方の海底から採取され、一三隻の眞珠採取船が當局の許可をうけてゐる。併し同地眞珠採取業者は、有力な日本眞珠採取船群に壓迫されてゐる。

一九三八―三九年来に海鼠漁業に關し、漁業許可三、採取船使用許可二があつたが、その價格引合す漁獲高二五二磅に過ぎなかつた。

ダーウインの人口増加に依り、魚類の領内需要が確實となるに従ひ、漁業に従事する者も亦増加した。期間半年の漁獲許可證が一四件下附されたが一九三七―三九年度には僅か五件であつた。魚類の價格は季節により上下するが、一封度平均六片より八片である。

一九三八―三九年来にフアニー島の鹽田からの粗鹽産出量は二八〇噸で一噸五磅一二志であつた。その鹽は比較的夾雜物がなく、分析の結果、鹽化ナトリウム含有量は九八・〇五%である。

第六節 土地保有

北部領に實施中の土地保有制度に就ては本年鑑第二二卷第五章「土地保有及び移住」に記載。

第七節 貿易、海運、航空

- 一 貿易
- 二 海運
- 三 航空事業

一 貿易

聯邦諸州と諸領間の貿易に就ては記録がない。一九〇一年及び最近五年間の直接國外との輸出入額は次の如し。

北部領輸出入額

輸出入	一九〇一	一九三三	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
輸 入 (英磅)	七、五九九	一、三三一	一、三〇〇	四、四七五	三、九四六	六、六六一
輸 出 (英磅)	三、二二五	四、三三〇	三、六四五	六、五五五	三、二七九	三、八八四

北部領の國外輸入品は主として揮發油、重油、機械類である。

二 海運

本領の海運は主としてメルボルン、シンガポール間の往復船に依存してゐる。眞珠採取船其他の小型船以外に、大型船が稀に寄港する。尙西緯州海運局所屬のクイーンズランドフリマントル―ダーウイン間を六〇日間で往復してゐる。

北部領海運

年 度	入 港		出 港	
	船 數	噸 數	船 數	噸 數
一九三四―三五	六	一、八二六	一	一、〇六九
一九三五―三六	五	二、七〇七	一	二、七〇七
一九三六―三七	一〇〇	一、五八四	一〇	一、三三三
一九三七―三八	九	一、三〇〇	一〇	一、三三三
一九三八―三九	一六	一、八、六二	一三	一、九、四三

上掲表には沿岸運航の細目は除いてある。一九三八―三九年船舶一四隻純噸數二八五噸が沿岸航路船としてダーウイン港に入港した。

三 航空事業

歐洲、シंगाポール、蘭印からの飛行機が濠洲で先づ着陸するのはグー
 ウインである。一九四〇年六月三十日現在、グーウインに寄航する航空路
 は次の如し。聯邦政府と契約中のカンタス・エムパイア航空會社は毎週定
 期に帝濠聯絡飛行艇航路中のシドニー、グーウイン、シंगाポール間に一
 往復を行ふ。マッククローバートソン・ミラー航空株式會社は毎週パースリ
 ーウイン間二往復運航し、グーウインに於てカンタス會社機と聯絡する。
 ギニア航空會社は、アデレード、グーウイン間週二往復、K・N・I・L
 ・M會社は一九三八年アムステルダム、パタゴニア間航路をグーウインを
 経てシドニーにまで延長し、一九四〇年六月三十日現在毎週一往復の飛行を
 なしてゐる。毎週平均六臺の飛行機がグーウインに離着陸する。

第八節 領内交通

- 一 鐵道
- 二 郵便
- 三 電信

一九一〇年北部領受理法によつて是認せられた本領の譲渡受理に關し、
 聯邦政府、南濠洲間に行はれた協定に従ひ、聯邦は大陸横斷鐵道(ポート・
 オーガスタ、アデレード、グーウイン連絡)の北部領の部分敷設する豫
 定である。

アデレードを基點とする北部鐵道は本領南方境界から南へ約百哩にある
 ウードナグタで終つてゐたが、一九二二哩延長してアリス・スプリングス迄
 達した。約二百哩のグーウインよりカザリン河に至る鐵道はグーウインか
 らは三一六哩のバーダムまで延長され、殘餘開路の完成の曉は濠洲中央部
 の廣い帯狀の牧畜、鑛業地方に接近の手段を與へることとなる。聯邦政府
 は一九一一年一月一日ポートオーガスタ、ウードナグタ間(四七八哩)の
 鐵道所有權を取得したが、一九二六年一月一日その管理が聯邦鐵道委員に

委任された。

二 郵便

郵便連絡は本領及び東部諸州間を月一回往復するパアンズ・フィルズ株
 式會社所屬の便船によつて維持されてゐる。其他西濠洲海運局所屬船が六
 十日に一回フリマントル、グーウイン間を往復してゐる。郵便物はシドニ
 ー、グーウイン間はカンタス・エムパイア航空會社により、パースリ
 ーウイン間はマッククローバートソン・ミラー航空株式會社により運搬される。
 本領北部奥地ではグーウイン經由又は航空便により郵便物を受取り、南部
 ではアデレード經由で受取る。

三 電信

延長二、二三〇哩に及ぶ大陸横斷電信線は一八七二年八月二十二日經費
 約五〇萬磅で完成し、アデレードから北方グーウインに到り、それよりパ
 ンジョワング(ジャワ)、シंगाポール、マドラス經由で歐洲、アジアに連
 絡する。グーウイン、パンジョワング間の海底線は複線である。
 強電力の無電局が北部領ウエーブ・ヒル及び本領の境界を少し越えたク
 インランドのカムーウイールにあるが何れも聯邦政府の建設にかゝる。

第九節 財政

聯邦財政報告では北部領行政に關しては項を別にしてゐる。一九三八
 一九年の歳出入は次の如し。

歳 入		歳 出	
租 稅	七九六	北部領行政廳	三〇、三〇〇
關稅、消費稅	七九六	其他各局	三、七三三
販 賣 稅	七九六	新 規 事 業	三、九六〇

第二四卷四五頁に記載。

二 議會の移轉

一九二七年五月九日キャンペラの議事室はヨーク公アルバート殿下によ
 り公式に開かれたが、同日は一九〇一年五月九日にコーンウォール及びヨ
 ーク公ジョージ殿下(後のジョージ五世陛下)によるメルボルンに於ける第
 一次聯邦議會開會式の第二十六回記念日に當る開會式の評語は本年第二二
 卷六〇四頁参照。

三 行政

本年第一八卷には聯邦首相委員會による本領行政移管以前の行政経過
 が概説してあり、第二二卷には聯邦首相委員會の行政任務施行に關して説
 明してある。

聯邦首相委員會による本領行政は一九三〇年四月三十日迄繼續し、同日
 一九二四—一九二九年の政府所在地(行政)法が廢止され、委員會の權限及び
 職務が政府に復歸した。新行政では内務大臣が本領の一般行政を行ひ、公
 衆衛生に關しては保健省、土木建築は土木省、裁判所、警察、遺言檢證、
 土地所有權登録の管理は司法省が補佐することとなつてゐた。

地方問題に關し大臣を補佐する諮問參事會が一九三〇年五月一日前記法
 律に基く命令によつて設けられ、市、行政、官、が右命令の下に諮問參
 事會の議長に任命され、内務大臣の下に本領の一般行政を司ることになつ
 た。但し上記聯邦各省の行ふ特殊事務の制約を受ける。

諮問參事會は内務次官、保健省次官、土木省次官、市行政官、成年普通
 選挙により二年間選出された市民三名より成る。

一九三二年四月十二日内務省 Department of Home Affairs、土木省
 Department of Works、は廢止され代りに内務省 Department of Interior
 が設けられた。市行政官は廢止され、參事會の構成も變更され指名參事會
 員は保健省次官、内務省官更三名即ち次官補(土木)、測量長官兼公有物主
 任官、次官補(市政)から成ることになり、次いで參事會はその構成を改

租稅、所得稅 檢認、印紙稅 郵便、電信電話 鐵道	修繕、維持其他 鐵道
六、五〇六 一、〇六六 二、一五三	二、一八九 三、六〇六 六、二〇三
北 部 濠 洲 中 部 濠 洲 地 方	新 規 事 業 利 子 減 債 基 金 郵 便、電 信、電 話
三、〇三二 一、〇三二 一、〇三二	三、〇三二 三、〇三二 三、〇三二
年 度 未 足	失 業 救 濟
一、〇三二、〇三二	五、八六〇 一、三〇〇
計	計
一、三三、八五五	一、三三、八五五

濠洲首都領 (Australian Capital Territory)

- 一 語言
- 二 議會の移轉
- 三 行政
- 四 建設事業経過
- 五 林業
- 六 土地
- 七 鐵道
- 八 人口
- 九 家畜
- 一〇 教育施設
- 一一 財政

一 緒 言

本年第一四卷及び第五卷第三十一項に濠洲首都領選定事情及び首都建設
 に關する所要立法及び運営経過の説明があり、濠洲首都領の地理は廣汎に
 論ぜられ地形圖、等高線圖、首都建設計畫豫定圖と共に詳細に本文中に挿
 入されてゐるが紙面の都合上茲に再記しない。一九一三年三月十二日政府
 所在地建設開闢式が行はれ、此時首都の名稱をキャンペラ Canberraと選
 定した旨發表された。一九三八年政府所在地受理法は同領を濠洲首都領と
 稱する旨規定してゐる(D・ワットソン博士特別寄稿「キャンペラの今昔」は本年

め、保健省次官は保健大臣指名の官吏となり、又次官補(土木事務)の名稱は次官補(キャンベラ事務)に變つた。

新行政の下に本領の一般管理は内務大臣により行はれるが、保健省、司法省の行ふ特殊事務は夫々の省が依然繼續して行つてゐる。

四 建設事業經過

本領が聯邦首都委員會に引續される迄の建設事業の概要は本年鑑第一八卷参照。右委員會による其後の經過は本年鑑第二二卷に記述。

行政を内務省で行ふ様になつてから建設された諸機關は研究所及び濠洲産動物博物館の設備を有する濠洲解剖學會、科學工業研究委員會の經濟昆蟲學及び植物産業部諸研究所、近代式鹽化濾過装置を有する公設水泳場等である。

一九三九—四〇年度に完成した建築物は、住宅二九九、官廳改造及び増築、アクトン中學校新設、海軍無線電受所及び同職員官舎、訓練館である。工事進捗中の建物は、キャンベラ濠洲空軍部隊、第二帝國航空訓練場の各種建物、國立戰爭記念館の増築、キングストン運輸局の増築、パーソン寮及び住宅一二九である。

左の諸土木工事も或は開始或は完成された。一庭球場が陸軍士官學校に設備され、全校庭の道路は殆ど凡て瀝青で舗装された。水道、下水道、雨水排出等の設備は、ハーマン及びベルコネン海軍無線電局及びキャンベラ濠洲空軍部隊に設けられた。後者に於ては又格納庫周圍舗装地面地均が大道的に行はれた。格納庫の床の混泥土舗装及び入口を含む同隊に連絡する道路組織も着手された。アクトン中學校周圍の道路は構築され、蹴球場、ホッケー場、籠球場三及び庭球場五を含む同校運動場の地均を行ひキャンベラ飛行場着陸地の表面にも地均が施された。エインズリー三、五、七、四及び二一區、大學並木路からヘーグ公園間のターナー南半部全部、グリフィス三三—三九及四五—四八區、フォレスト九—一、三三、三五及四〇—四四區、ディーキン四—八區、キングストン二〇區で區劃細分を行つたが

これらの地區には、水道、下水道、雨水排水路が設けられ、道路、街路、歩道及び邊石の工事が開始され或は竣工した。

其他の都市土木工事を以下に記せば、現存街路に數千呎に亙る邊石取付工事及び大部に亙る瀝青舗装、戰爭記念館とレイド間に雨水の大排水路設置、消防署地區の道路街路其他諸設備施行、ゴルフ場水道の大規模改善、ブラック・マウンテン貯水池と市北郊を結ぶ水道の新設、マニカを横切る小川の一部分に鐵管敷設、北西部郊外の主下水道新設、レッドヒルの貯水池新設及びマウント・ストロムローとレッド・ヒル間三〇吋主送水管の新設、キャンベラ下水道の複線化である。公共設備に關聯して進捗中の工事はオックス住宅地區の水道、右地區内道路の改善、コックター河遊園地區の水道改良、コックター及びコンドール河上流の計量堰堤構築、コックター揚水場の揚水器一臺新設及び同揚水場の擴張工事及び約一〇哩の水道本管内壁の混泥土補強工事である。

地方道路の改良は領内全般に行はれてゐる。クーマ路の最悪部分は州道並みに改善せられ、更に二哩が瀝青で舗装された。コックター路は更に改善されて直線となり、約三哩瀝青で舗装された。數多の困難な曲り道はブリングベラ路から除去せられ、マウント・フランクリン道路はチャレット迄延長され、レッドヒルの頂上及び飛行場まで瀝青舗装路が建設され、ガジエムビー河にはナリス及びマジユラ、レインで新橋梁が架設され、混泥土橋脚がパーボンダ橋再築第一期として設置された。

竣工電氣工事は次の如くである。ターナー、ノース・エインズリー、グリフィス、オックス住宅地區、キングストン及び濠洲空軍部隊迄の高壓主送電線の延長、アクトンから市、フィッシュワックからモロンゴ農場への連絡主送電線、ターナー、ノース・エインズリー、ブラッド、レイド、オックス住宅地區、キングストン、グリフィス及びフォレストに至る低壓送電線の延長。濠洲空軍部隊、グリフィス及びターナーに二ヶ所、特許局、オックス住宅地區、ノース・エインズリー、キングストン、レイド、キングストン配電所に夫々一個所補助發電所が設置された。電氣設備はキャンベラ工業學校、濠洲空軍部隊、小住宅、廳舎、訓練所に施され又街燈

備も擴張された。

機械設備は次の如し。飛行場及び不時着陸場の揮發油及び機械油供給設備、士官休養所及びアブリュン兵用休養場の厨房、給湯設備、濠洲空軍飛行場の下水排水ポンプの設置。機械設備はキングストン第二號訓練所にも設置中である。暖房又は給湯設備は戰爭記念館、キャンベラ・ホテル、政廳、アクトン官廳の新區劃、科學工業研究委員會昆蟲採集所に於ても完成した。其他設備中のものは特許局の冷房装置及び其他の機械設備、ブラツシー會館には新石炭室及び冷却装置、エインズリー・ホテル厨房換氣扇風器、倉庫の鋸屑抽出器付焼却爐、コックター揚水所の新揚水機、ベルコネン濠洲海軍無線電局の補助装置付非常用ディーゼル機關發電装置がある。

民間建築は本年再び活潑となつた。最重要工事はアパート街數區の建築及びホテル建物の廣汎な改造及び増築である。新設アングリカン教會建築の最初の部分は完成した。個人企業の小住宅建築は依然續行されてゐる。

五 林業

植林事業は盛んで、ウリアラ、マウント・ストロムロー、ピアリス・クリク、コーエンに植林地が設けられた。プリンダベラ山中には試験植林地區が設けられ、植林學の研究をブラツタ山に於て行つてゐる。

一九三九年六月三十日現在植林全面積は一一、〇〇〇エーカーであつた。營林は一九一五年マウント・ストロムローに始まり、一九二五年迄に約七〇〇エーカーに松其他が植林された。當時迄植林は主として風致の爲であつたが、遠大な計畫が樹てられて以來刈込、間伐が行はれ、現今では製材所木材は間伐作業の結果生ずる丸木を材料としてゐる。間伐による製材所の木材の産額は徐々増加し、一九三〇—三一年の二一、七六二スーパールは一九三八—三九年五〇〇、〇〇〇スーパールに増加した。

一九二六年に森林開發に關する本領の可能性について廣汎なる検討が行はれた。現有林地に營林制度が確立し相當廣範圍な測量評價作業が完了した。最初にはピナス・ラディアタ *Pinus Radiata* が最も廣く植樹されたが試験の結果近年に至りピナス・ポネナロサ *Pinus Ponderosa*、ラリント

Laricio の如き長期輪作による良質松屬が植樹されるに至つた。

六 土地

(一) 濠洲首都領 既刊本年鑑は濠洲首都領の土地保有の一般狀況及び耕地下地、貸下地面積に就て記述。本領の大部分は首都建設には不必要なので雜草の除去、兎其他害獣の絶滅等特別の改善條件を附して貸下げられた。土地は農業用地、放牧用地共夫々三級に分けられ、現在貸下地四四〇個所面積三一九、四六九エーカーが三ヶ月乃至二五年の期間で保有されてゐる。都市貸下地の數は就ては本年鑑第二卷五九九頁に記述。

教會用として貸下げられたものは一九二四—三二年教會地貸下令(指定期間内に確定的建築計畫の提出を要す)によるもの五個所、一九二六年英國教會土地令によるもの一個所あり。其他に教會用學校用として貸下げられたものは一九二五—三六年貸下地(特許用)令によるもの六個所及び一九一八—三七年貸下地令によるもの二個所あり。

都市地域貸下地令による許可地總數は一九三八—三九財政年度末に貸下解約地を除き四三九個所、價額二〇九、七六三磅であつた。同年度に新貸下地六六が許可された。同年度末迄聯邦に引渡し又は聯邦により決定された營業用及び住居用貸下地數は二六三個所であつた。

一九三六—三八年都市地域貸下地令により各區劃地は聯邦により評價又は競賣に附された現狀の儘の評価價額百磅に付年五磅の地代で九九年間貸下げられる。金融恐慌の結果行はれた利子の一般的引下げに従ひ右の場合の地代も一九四一年六月三十日迄未改良價額の四%に引下げられた。

(二) ジャーヴィス灣領 聯邦は濠洲首都の外港として利用せんがためジャーヴィス灣の約二八平方哩の土地及び水域の統治權をニューサウスウニールズから取得した。同地の中でキャプテンズ・ポイントとして知られてゐる部分に濠洲海軍兵學校が建設されたが、同校は一九三〇年にビクトリアのプリンダリス海軍基地に移轉した。ジャーヴィス灣領中約一二、八一エーカーの土地が貸下げられた。

ジャーヴィス灣に遊覽者用住宅其他の建物の建築計劃が實現して、相當

な反響を呼び本領住民及び他各地よりの遊覧客の海岸休養地となつた。

七 鐵 道

キャンペラはクインペンへ至る延長四・七五哩の鐵道にてニューサウスウェールズの鐵道と連絡してゐる。同線は一九一四年五月二十五日に貨物輸送を、一九二三年十月十五日に旅客輸送を開始した。同線の終點はキングストンとして知られてゐる地域にある。

キャンペラをシドニー・メルボルンに連絡する直通旅客輸送が行はれてをり、毎日兩市からキャンペラ行列車が出る。貨物輸送も改善された。

キャンペラ、ジャークス灣間の鐵道路線測量が行はれ、敷設費計算に關し立案されたが、今日に至るも何らの處置が採られてゐない。

ニューサウスウェールズの一九〇九年政府所在地議決法及び聯邦の一九〇九年政府所在地(受理)法により、キャンペラからヤスに至る約四三哩の鐵道敷設に關しニューサウスウェールズ、聯邦間に協約が存在してゐる。同線中約三二哩はニューサウスウェールズを通過する。聯邦が首都領境迄の路線敷設次第、同州は同境界迄の路線を敷設するを要する。

八 人 口

一九三八年六月三十日調査の報告によれば濠洲首都領の人口は一一、二九〇名、ジャークス灣領二七二名計一一、五六二名である。一九四〇年六月三十日人口推定数は一二、七五五名である。

九 家 畜

一九三九年三月三十一日現在放牧家畜数は馬一、一九五頭、牛七、〇五七頭、羊二四、五、五四〇頭である。

一〇 教育施設

本領に於ける教育行政はニューサウスウェールズ文部省との協定により當分の間同州が繼續し、所要經費は毎年同州に返還される。濠洲首都領は

一一校、ジャークス灣領は二校を有してゐる。最大の小學校はバートンのテロビー・パークに在り、生徒六〇〇名を收容する。中等教育はアクトンのキャンペラ中學校で行はれる。同校は生徒五五〇名を收容し、學科はニューサウスウェールズ州立中學校の最良のものと同じ得る水準にあり従つて卒業生は大學入學資格が與へられる。又同校は商業部及び初等工業部を有し、又夜間商業及び入學豫備科の附屬する夜間補習學校がある。キングストンのキャンペラ工業學校は技術の向上を望む徒弟、職人、其他特別學科習得希望者に、補修科用近代的器具機械類を設けてゐる。

補修職業科は仕上、機械操作、發動機學、木工、指物、煉瓦積、漆喰塗ペンキ塗、壁紙、電氣附屬品、電氣機械學、鉛管敷設、板金工作を含む。特別科は銲接法、排水工事、無線工學及び電信學、廣告意匠、看板書き、羊毛格付、裁縫、料理、一般家事を含む。

キャンペラ工業學校で聯邦軍事教練計畫による濠洲空軍整備兵一回二〇〇名、一六週間に互る技術教育を施す規定及び空軍兵が職業試験に合格するため特別夜間講座を設ける規定が設けられた。

幼稚園より中等學校までの教育は無月謝で施され、キャンペラ工業學校と夜間補習學校とは比較的少額の授業料を徴収してゐる。高等小學校二年課程終了の青年に徒弟及び半熟練工の準備を與へる爲、技術學校がキャンペラ工業學校内に設けられてゐる。學科は數學、英語、公民學を始め木工、煉瓦積、動力機械、鉛管敷設、板金等の工作實習を含む。

一一 財 政

(一) 一九三八—三九財政年度收支 詳細は次の如し。

收 入	支 出	本 費	其 他	計
賃 料	賃 料	二、七〇五	一、八八五	四、五九〇
貨 物	賃 料	一、五〇〇	一、一〇〇	二、六〇〇
電 力	賃 料	一、一〇〇	一、一〇〇	二、二〇〇
自動車登録及料	賃 料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
捐 院 稅	賃 料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
旅 館	賃 料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
輸送及市バス事業	賃 料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
物品、製造品等販賣	賃 料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
雜 費	賃 料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
全 計	全 計	一、二〇五、七〇五	一、一〇五、七〇五	二、三一一、四一〇
建 築	賃 料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
土 地	賃 料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
土 地、森林	賃 料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
住宅用貸付(純)	賃 料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
各 種 事 業	賃 料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
教 育	賃 料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
病 院	賃 料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
利子及減債基金	賃 料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
行 政	賃 料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
旅 館	賃 料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
輸送、市バス事業費	賃 料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
工場倉庫等—事業費	賃 料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
雜—警察消防等	賃 料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
全 計	全 計	一、一〇五、七〇五	一、二〇五、七〇五	二、三一一、四一〇

(二) 一九〇一—二二年乃至一九三九年六月三十日迄の收支 詳細は次表の如し。

濠洲首都領收支 一九三九年六月三十日迄 (續)

收 入	支 出
聯邦國庫—	土 木 事 業
議會協賛—	地 産
	土 木 事 業
	地 産
	土 木 事 業
	地 産

收 入	支 出
信 入	建 築 事 業
入 入	其他資本支出各種債務
入 入	首都設置勘定(收入)
入 入	差引維持行政費
入 入	資産の消失せる資本支
入 入	出、商業損益勘定等)
入 入	計
入 入	計

利子三、〇七三、〇二四磅を除く。

右表は、内務省の作成による。議事堂、政廳等の政府建築費一、七三一、九一四磅、領内聯邦公道、クインペンアン・キャンペラ鐵道及び住宅公債等二、一八〇、八〇二磅並びに住宅用貸付二〇七、〇五四磅を含みます。

ノーフォーク島

一 面積、位置等 二 植民 三 行政 四 人口 五 家畜 六 生産、商業等 七 交通 八 社会状態 九 財政

一 面積、位置等

一七七四年、キャプテン・タックの発見したノーフォーク島は南緯二九度三分四秒、東經一六七度五十分二九秒に位し、總面積は八、五二八エーカー、長さ約五哩、幅三哩である。シドニーより九三〇哩、オクタンドより六三〇哩の距離にある。海岸線は二〇哩、不規則な楕圓形をなす。南西を除き、絶壁が汀より屹立して近寄ることが出来ない。氣候は一律であり、氣温は四九度乃至八五度、平均六八度、平均年雨量五二吋である。海陸兩面とも風光明媚にして、氣候は最も健康に適しノーフォーク島をして「太平洋のマディラ」たらしめてゐる。年々多數の旅行者が訪れ、海運の改善と共に交通は愈々頻繁となるであらう。最近島内に觀光客案内所が設けられた。

二 植民

最初の植民は一七八八年海軍少佐キングが軍艦サブライに乘じて來たり、ポート・ジャクソンに於ける刑務所の分所として同島に小刑務植民地を設立したに始まる。同植民地は一八一三年に放棄され、其後十三年間捕鯨基地及び英國軍艦寄港地として利用された。一八二六年より一八五五年迄再び流謫地となり、一八四四年ファン・デ・イ・オンス・ランド(タスマニア)に併合された。ピットケアン島のバウンテイ號反亂者の子孫は生活の餘地なき程多數と

なつたので、一八五六年にノーフォーク島に移された。この新社會は男子九四名、女子一〇〇名で英國水夫及びタヒチ島女子の子孫であつた。その中二名は一八三九年六月三十日現在尙生存してゐる。

三 行政

一八五六年に本島はニューサウスウェールズ管下の獨立の植民地となつた。後一八九六年に同植民地知事管下の屬領となり、一九一三年ノーフォーク島の成立により聯邦議會により聯邦領として受理された。一九一四年七月より一九二九年一月一日迄ノーフォーク島は内務諸領省 Department of Home and Territories に管理されたが、現在では行政官を通じて總理大臣官房屬領部 Territories Branch of the Prime Minister's Department に管理されて居る。一九三五年ノーフォーク島の修正により同島關係の問題に關し、行政官の顧問として議員八名より成る參事會の設立が規定されてゐる。

四 人口

一九三九年六月三十日現在人口は九八三名、内男子五一三名女子四七〇名である。一九三八―三九年中出生一七名、死亡一〇名、婚姻五組が記録された。死亡者平均年齢は五八歳であつた。離島者三三五名、入島者二五二名で前者は後者よりも八三名多い。

五 家畜

最近の統計によれば家畜数は一九三八年五月現在牛一、九七二頭、馬六七九頭、羊二三五頭、豚八二頭であり、尙家畜は四、八七三羽であつた。

六 生産、商業等

土壤は一般に良質で特にバナナ、柑橘類其他果物の栽培に適してゐる。カナディアン・ワンドー豆は島主要産物の一つである。同種子輸出取締令の公布以來豆作付面積は増加したが、一九三八―三九年收穫は年々依り

損害を蒙り、輸出額は一九三六―三七年の一、四五三ブッシュエル及び一九三七―三八年の九二三ブッシュエルに比し、僅か五六八ブッシュエルに過ぎなかつた。

豆栽培を除き一般的に農業は不振であるが將來は有望である。近代的果肉工場が設立され二〇、七二九ガロンのトクイ草(西番薯)果肉が、一九三八―三九年に輸出された。また櫻桃の果肉から試験的にジェリーを作り六、二七〇封度をシドニー向け積積した。

本島では柑橘類は最盛期には、果實三千個以上を産出するが、氣候不順の爲、一九三八―三九年の産額は、六百個を超えないであらう。ニュージランドでは、ノーフォーク島の柑橘類及びバナナの輸入禁止が撤回され、本島産柑橘類は何時でも賣掛ける。

農事試験場が作物の病害及び本島に適する農場經營法の研究のため一九三八年に設けられた。

鯨の大群が季節中本島沖を通過するが捕鯨は長年の間行はれなかつた。最近捕鯨會社の設立により同業は復活した。捕鯨船が三隻積載され、乗組員も定員に達したので、本業の成功が期待されてゐる。數年前に創始された魚類貯蔵業は中止され又魚類冷凍工場も活動を中止してゐる。島の周圍の海はトレバラ Trevalla、キングフィッシュ Kingfish、シムナッパ Schmapper 其他各種の魚に富んでゐる。

一九三九年六月三十日現在自由保有地及び貸下官有地總面積は六、七六七エーカーに達し、自由保有地四、五二〇エーカー、貸下地二、二四七エーカーより成る。

最近五年間の輸出入額は次の如し。價格は濠貨で表示されてゐる。

ノーフォーク島輸出入額(濠磅)	
輸 入	一九三四 一九三五 一九三六 一九三七 一九三八 一九三九
輸 出	一九三四 一九三五 一九三六 一九三七 一九三八 一九三九
差 額	一九三四 一九三五 一九三六 一九三七 一九三八 一九三九

輸 入		輸 出	
品 種	税 率	品 種	税 率
火 酒	ガロン	火 酒	ガロン
ビール	ニ	ビール	ニ
葡萄酒	ガロン	葡萄酒	ガロン
糖	ニ	糖	ニ
茶	ニ	茶	ニ
胡椒	ニ	胡椒	ニ
香料	ニ	香料	ニ
その他	ニ	その他	ニ
計	八、三三八	計	九、四七〇

關稅は次の國內消費用ノーフォーク島輸入品に課せられる。

品 種	單位	稅 率
火 酒	ガロン	ニ
ビール	ニ	ニ
葡萄酒	ガロン	ニ
糖	ニ	ニ
茶	ニ	ニ
胡椒	ニ	ニ
香料	ニ	ニ
その他	ニ	ニ
計	八、三三八	九、四七〇

葉巻、紙巻	封度	六〇	乾果	封度	〇
茶	〇	〇	漆	〇	〇
コーヒー	〇	〇	其	〇	〇
	〇	〇	他	〇	〇
	〇	〇	リナム、ソ	〇	〇
	〇	〇	糖菓	〇	〇

ノーフォーク島より濠洲へ輸入せる次の物品は課税されず(ア)ノーフォーク島の生産若しくは製造にかゝる物品にして、(b)濠洲向直接積積せられ且つ(シ)濠洲に於て製造若しくは生産せられたる場合、消費税を課せられる物品に非ざるもの。

七 交通

英國よりバンクーバー、フアンニング島、フィジー經由の「オール、レアド」海底電線はノーフォーク島に於て分岐し、一はニュージールランドへ、他はブリスベーンに至る。

太平洋諸島への船便維持の爲聯邦政府との契約に従ひシドニーのバーンズ・ファイルブ株式会社船により同島への十二日間及び三十日間航路が交互に運営されてゐる。

汽船モリダ號は一航海でシドニーを出帆し、ロード・ホウ島及びノーフォーク島に寄港し、それよりニューヘブリデス諸島へ赴き、同一航路をシドニーに戻る。同船はそれよりノーフォーク島へ短距離航海を爲し、往復共ロード・ホウ島に寄り、シドニーに歸港する。

八 社會 狀態

教育は十五歳迄無料義務制である。學校は濠洲の一般教育の標準に従ひ幼稚園から中等教育迄あり、文化、農業、木工、金屬工作等を教へる高等小學ニヶ年課程も設けられてゐる。校長及び助教師一名がニューサウスウエールズ文部省より派遣されてゐるが、ノーフォーク島行政部が俸給を支

辨してゐる。一九三九年六月三十日現在生徒数は一四五名であつた。主席地方法務官の支配するノーフォーク島裁判所は、二重の裁判権を有する記録裁判所である。其限定裁判権内で裁判所は三〇磅を超へざる訴訟の受理判決を爲し、且つ罰金或は六ヶ月を超えざる禁錮の宣告を含む犯罪を處罰する権限を有する。

完全裁判権による場合、裁判所は總ての訴訟を受理判決し、凡ゆる犯罪を處罰し、遺言檢證及び管理狀を認許し、限定裁判権を以て裁判所が爲せる判決に對する上告を受理判決し、其他凡ゆる事項に權威を有する。完全裁判権を以て裁判所の爲せる判決、命令、決定宣告に對しては濠洲大審院に上告をなし得る。

九 財政

行政費援助の爲の聯邦政府よりの補助金と共に本領收入は全部ノーフォーク島信託基金勘定の貸方へ支拂はれ、行政及び開發の全費用は其の勘定より支拂はれる。一九三八—三九年の收支は次の如し。

ノーフォーク島信託基金勘定(磅) 一九三八—三九

項目	日 入	日 出	支 出
繰越残高	六、八四三	俸給	五、五三三
聯邦補助金(通常)	四、〇〇〇	酒 購 買	一、八三三
酒 販 賣	二、五五〇	トケイ草 果	六七
酒 販 賣	二、八六三	實 業 補 助 費	一、四二二
	二、五三〇	修 理 費	四、一三三
		雜 費	五、〇〇〇
計	一八、六六九	計	一八、六六九

パプア

第一節 概 要

- 一 初期行政
- 二 濠洲聯邦による行政
- 三 面積其他

パプアの初期行政の詳細は本年鑑第一九卷五七六頁にあり。

二 濠洲聯邦による行政

本領は一九〇二年三月十八日附特許狀に基く布告により一九〇六年九月一日より聯邦管下に置かれ、前述の布告により實施された一九〇五年パプア法により聯邦に接收された。讓渡は憲法第二百二十二條に基いて行はれた。現在聯邦の管理下にあるも聯邦には含まれず、數行政地區に分けられてゐる。

三 面積 其他

パプアは全部熱帯にあり、最北地點は南緯五度に接し、最南部分はスーピスト及びロセル諸島より南緯一一—一二度間にある。トレス海峡を挟み濠洲から離れてゐる。東西の長さは八〇〇哩以上、南北の幅は東西の近くで約二〇〇哩あるが、中央部は可成狭少である。本領はトロブリアンド、ウッドラック、ダントルカスト諸島及びルイジエード群島をも含む。海岸線の延長は三、六六四哩—本土一、七二八哩、諸島一、九三六哩と推定される。總面積は約九〇、五四〇平方哩内八七、七八六平方哩は本土、二、七五四平方哩は諸島である。本領の自然的特質に關しては既刊本年鑑第一八卷六三三頁参照。

第二節 人 口

一九三九年六月三十日調査當時のパプアの白人人口は一、六〇八名、内

男子一、〇四七名、女子五六一名であつた。それ以前は一九三六年一、二〇三名、一九三七年一、三二三名、一九三八年一、四八八名。

内地の廣大な地方は未だ完全に政府の統治下にないで、原住民人口に關する正確な統計は提供できない。政府の推定数は三〇萬名であるが、近年行はれた原住民人口調査によると些かの増加を示してゐる。一九三三年六月三十日現在パプア人以外の有色人人口は七八六名で、サモア、フィジー其他太平洋諸島からの傳道師を含む。同日現在歐洲人との混血兒は二二七名であつた。移住制限令は書取試験不合格者或は性質劣悪者又は社會的負擔となる者の移住を禁じてゐる。併し管理者又は監督者の如き職業に必要なる特殊技能を有する者は副總督により同令の適用を免除される。

第三節 原住民の勞働、租税、保健其他

- 一 原住民勞働
- 二 原住民稅
- 三 混血兒保護
- 四 保健

勞働者雇傭に關しては本年鑑第二二卷六〇七頁参照。

一九三八—三九年各種期間の雇傭契約により働く原住民数は一六、九八四名、非契約勞働者数は約二、七四九名であつた。後者は勿論推定數に過ぎず、確實なものではない。

二 原 住 民 稅

一九一七—三六年原住民稅令により年一磅以下の税を原住民警官、傳道師、勞働不適者及び四人以上の子のある者を除いた原住民に課し得る。稅收入は原住民の教育又は直接的福祉の爲に使用することを要する。

一九三八—三九年收稅額は一七、〇八九磅に達し其内六、四三三磅は原住民教育基金に八、六六六磅は原住民福利基金に振向けられた。一九三八—三九年原住民教育基金は初等及び技術教育に三、六五二磅、農業教育に九三一磅支出れ、貸方殘高二、七五三磅である。福利基金のり出支

は次の如くである。人類学的研究七五二磅、保健六、三三九磅、村落改善費一三四磅、家族手當一、四六七磅、部落娛樂費二七磅、教會費二五磅。

三 混血兒保護

浮浪混血兒の保護を規定した命令が一九二二年に制定された。同令は父親と認定されたる者は、その子が男子ならば十六歳迄、女子ならば十八歳迄年額二六磅を、原住民局事務官に支拂ふ義務を規定してゐる。

四 保健

原住民病院で大きいのが二つポート・モレスビー及びサマライにあるが、小病院は奥地農場に附屬してより、更に病院は各種傳道團體及び農園會社が經營してゐる。又傳道團體は二名の醫師及び多數の熟練看護婦を雇出し別に歐洲人助手數名が政府に雇はれてゐる。近年原住民一部の者は應急手當、物理、化學、解剖學、生理學、病理學初歩の六ヶ月教育をシドニー大學、公衆保健及び熱帯醫學校で受けた。彼等は本島に歸ると巡回醫療助手として雇はれる。主な加療疾病は印度痘、潰瘍、肺病、十二指腸炎、性病皮膚病である。原住民労働者の死亡率は一九三八—三九年に一・三五%であつた。

第四節 土地保有

一 土地取得の方法

一 官有地

パプア土地法の基礎となる原則は(a)土地は永代所有物として拂下できず、(b)貸下地代は土地の未改良價額に基いて評價し、一定期間に再評價を受ける。貸下條件は極めて自由であり、最上級農作地の借地権は九十九年の期限で得られる。千エーカー未満の貸下地は最初十年間は地代を要せず、次の十年間に地代は土地未改良價額の五%の割合で支拂はれる。未改良價額は二十年毎に評價され、地代は其に應じて決定される。評價に當

つて地代が三分の一以上引上げられる場合には借地人は借地権を放棄する事が出来、その爲したる改良に對しては賠償を受ける権利を與へられる。未改良農地價額は一エーカーに付五志と決められた。地代は千エーカー以上の場合には即時に支拂ひ、一〇〇エーカー以上の面積の測量手数料も亦同様即時に支拂ふことになつてゐる。

二 官有地

本領の土地の個人買置は現在では行はれてゐない。政府は原住民から購入した上栽培者に貸下げる。パプア人と直接に土地の取引を行ふ事は禁じられてゐる。一九三八—三九年に原住民から購入した官有地は五、八七一エーカーで一九三九年六月三十日現在總面積は、一、七九六、七〇五エーカーであつた。一九三九年六月三十日現在測量面積保有狀況は貸下保有地一九二、〇九九エーカー、自由保有地二二、四九〇エーカー及び官有地一七二、二二六エーカーであつた。後者の面積は保留地及び貸下地用を含む。一九三八—三九年間の許可貸下面積は二一、八一四エーカーであり、大部分はゴム栽培に使用された。ゴブラの廉價に反しゴムの見込が有望なため、後者の耕作に關心が向けられるようになつた。現在ゴム栽培の貸下地面積は七萬エーカー以上である。一九三九年の貸下地に對する官有地借地料は六、二〇〇磅であつた。

第五節 生産

一 概説

一 概説

本領の産業は農業、林業、漁業、鑛業及び製造業等であつて、主要産物は金でありゴブラは農園産物中第一位を占めゴムがこれに次ぐ。本領の一部は棉花栽培に充分適するやうに思はれる。石油も市場に出すだけの分量を得られる可能性がある。本領で生産され澳洲へ國內消費用に直接輸入

されるココア豆及びココア葉、大麻、椰子皮纖維、サゴ椰子、ウアニラ豆、竹及び籐、香料、カボツクには聯邦政府が獎勵金を下付する。

二 農業

(一) 土壤及び雨量 各高度の肥沃な土壤及び多量且つ均一に分布せる降雨は甘蔗、椰子、サゴ椰子、パンの實、染料木、香料、生薑、肉豆蔻、バナナ其他の果實を含む各種熱帯産物の栽培に適してゐる。海岸に沿つて沖積性及び火山性土壤の廣大な地域があり、六、〇〇〇呎の高地に至るまで肥沃な土地がある。海岸より丘陵に向け廣がり五月より十一月の乾燥季を有する一帯狀地方を除いては、多量の降雨がある。この「乾燥」地域は煙草、纖維、棉花等の生産に著しく適してゐる。本領には測候所二一及び産業館、農業圖書館が設立されてゐる。

(二) 農園 農業移住地は主として中部東部地區にあり、椰子及びゴムが主要作物である。原住民は食糧用として椰子栽培を命令により強制されてゐる。これ等の強制栽培の外に更に多くの椰子樹が小規模な廣く散在した地域に栽培されてゐるが、これは老年の原住民が慣習に従つて行つてゐるものである。原住民農園令により農園が設置され、その収入の半額を關係原住民に支給し、殘額をその教育基金に當てる。次表は、最近五年間の各種作物作付面積を示す。

作物	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
椰子	四九,〇三三	四九,三三三	四九,一八八	四九,〇七〇	四九,〇七九
イム	八,五三三	九,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三	一一,五三三
シヤル	一,五三三	一,五三三	一,五三三	一,五三三	一,五三三
カボツク	一,五三三	一,五三三	一,五三三	一,五三三	一,五三三
コーヒ	一,五三三	一,五三三	一,五三三	一,五三三	一,五三三
米	一,五三三	一,五三三	一,五三三	一,五三三	一,五三三

一九三九年六月三十日現在熱風乾燥ゴブラの倫敦市場價格は、一九三八年六月三十日現在の順當り一〇磅一二志六片に比して、一一磅七志六片であつた。最近、ゴム價格は、一九三八年六月三十日現在の封度當り七片四分の一に比して八片であつた。

三 林業

聯邦營林局長の報告によれば主要軟材種は「イリモ Hinu」として知られており、低地木材中に「ナラ nara」「メドビ modbi」「メリラ melia」がある。最軟材から最硬材に至る多種類の木材があり、美麗なる盛内材もあるが使途に就ては多くの研究調査を必要とする。比較的緯度の高い地方の松柏科樹地帯は將來發展の可能性が多分にある。チーク及び白檀は栽培に最も適してゐるものと信ぜられてゐる。

四 家畜

一九三八年十二月三十一日現在本領家畜數は馬三五五頭、牛八、五六七頭、驢馬二〇頭、山羊一、四九五頭、豚六七七頭、羊三一頭、家禽五、一〇七羽である。兎、狐、野兎及び猿の移入は禁止されてゐる。

五 漁業

眞珠貝採取はパプアの産業中重要な地位を占め、多數の採取船が認可さ

れてゐるが、統計は多くバプア沿岸から數哩以内のクインスランドの分に含まれてゐる。商業用の蝦甲の得られる處はバプア産である。海鼠及び高洞貝は海濱及び暗礁に發見され貴重な輸出品となる。

六 鑛業

(一) 鑛物の種類 鑛物は至る處に發見され今日迄に發見されたものは金、銅、錫、鉛、亜鉛、辰砂、鐵、オスミリジウム、石膏、滿俺、硫黃、石墨、クローム鐵鑛、褐炭、白金、石油である。

バプア金産出高 (a) (數量純オンス、價額磅)

一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
量 (b)	量 (b)	量 (b)	量 (b)	量 (b)
價 額	價 額	價 額	價 額	價 額
一九、四八七	一九、三三三	二〇、〇四六	二〇、〇五五	二〇、一〇六
一九、三三三	一九、三三三	一九、三三三	一九、三三三	一九、三三三

(a) 濠洲純金平均價格 (b) 推定。

バプア灣に注ぐ諸河川を除き、大部分の河川は金産課に開放されてをり相當の金を産出してゐる。一九三九年六月三十日迄の産金總價額は二、八四二、三二七磅であつた。

(三) 銅 一九三八—三九年銅輸出額は五、〇四一磅に達した。又マツト二九、六一四磅が輸出された。後者は主として含有金の價格である。

(四) 其他の鑛物 方鉛鑛(硫化鉛)の良質試料が得られ、又辰砂(水銀硫黃)石墨(又は黒鉛)閃亜鉛鑛、自然硫黃其他の鑛物も埋藏してゐることが知られてゐる。一九二四年に褐炭鑛床がエラ河支流スモークイ・クリークで發見された。

鑛物研究所及び陳列所が設けられ探鑛者其他關係者に公開されてゐる。

七 水 力

バプアに於ける大部分の河川は水量豊富で比較的短距離を非常な高所から奔流するので水力發電所設置の可能性があり、少くとも一千萬馬力は得られる見込である。

第六節 貿易

一 關稅 二 輸出入額 三 輸出入國

バプア關稅定率表には一三六項目が挙げられてをり、中約三分の一は本領又は本領産業の發展に資する多數の食料品及び一部製造品から成る免稅品である。課稅される場合はエール、火酒、飲料、煙草を除き、通常從價一割である。濠洲産葡萄酒には特惠關稅が附されてゐる。一九三一年六月十六日從價四%の運賃割増稅が普通關稅の外に稅の有無を問はず凡ゆる品物に課せられた。その率は後に二・五%に下り、一九三七年七月一日には

廢止された。一九三八—三九年バプア輸入價額は五一四、八〇八磅、徵收稅額は五四、六〇六磅であつた。眞珠貝、金、コブラの輸出稅として一六一磅徵收したが、コブラはロンドン市價と認められた申告價格相當り二〇磅以上の超過額にのみ課稅した。一九三六年濠洲關稅定率表(バプア、ニューギニア特惠)中に條項を設け、バプア産で直接輸入される或る種商品の、濠洲への無稅移入を認めてゐる(第二章「貿易」參照)。又一九三五年九月二十五日の布告により本領生産又は製造商品に對しプライメーシ稅を免除した。

二 輸出入額

最近五年間の輸出入比較表を次に示す。輸出價額は濠洲通貨で示してゐるが、輸入額表中の磅はいづれの通貨か正確に判明しない。

輸 入	輸 入 額 (磅)			
	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八
酒及び飲料	八、七三三	九、一七〇	一〇、一五五	一〇、八八八
農産物、食料品	三、三九七	三、一〇五	三、三三三	三、七六六
織物、フェルト、毛皮、衣裳等	七、四四五	八、三三三	八、九七五	九、一〇六
金屬機械類	一、五五二	一、九六九	二、一〇七	二、一〇七
油類、ベニキ、陶器、セメント	一、四一九	一、七三三	一、七三三	一、七三三
藥劑、化學藥品	二、七〇〇	二、六六六	二、六六六	二、六六六
木、材、漆、木工、漆製品	八、一四三	七、四四四	七、四四四	七、四四四
寶石、裝飾品	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
皮革及びゴム	五、一八二	五、三〇三	五、三〇三	五、三〇三

本領の貿易は一九二五—二六年に最高額に達し、同年の輸入は四七〇、七七四磅、輸出は六八五、八九六磅であつた。コブラ、ゴムは當時高値を示し、銅山は活潑に生産を行つてゐた。

三 輸出入國

バプア輸入品の主要原産國及び輸出貨物の仕向國は最近三年間次の如くである。

輸 入	輸 入 額 (磅)			
	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八
紙、文房具	四、三六四	五、一〇五	六、一七〇	八、五九一
政府用品	三、五〇〇	三、〇〇五	三、〇〇五	三、〇〇五
計	三、九三六	三、七三三	三、七三三	三、七三三
海 鼠	四、四四五	一、八三三	一、八三三	一、八三三
コ ー ヒ ー	七、〇三三	五、三三三	五、三三三	五、三三三
コ ー プ ラ	七、〇三三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
乾 燥 椰 子 實	七、〇三三	七、〇三三	七、〇三三	七、〇三三
金	六、九三三	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
眞 珠	五、七三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三
其 他	三、三三三	一、八三三	一、八三三	一、八三三
計	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三

輸出入額(磅)

國	入		出	
	一九三六—一九三七	一九三六—一九三七	一九三六—一九三七	一九三六—一九三七
津	二九,〇〇七	三〇,八〇五	三三,一〇五	三三,九三九
英	七,五〇〇	八,七〇〇	五,六〇〇	六,三〇〇
其	三〇,七〇〇	三三,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇
日	一八,七六二	一八,八〇〇	一八,七六二	一八,七六二
歐	一八,七六二	一八,八〇〇	一八,七六二	一八,七六二
ア	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
印	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
米	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
南	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
北	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
米	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
諸	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
國	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
計	四三,〇〇〇	四三,〇〇〇	四三,〇〇〇	四三,〇〇〇

第七節 財政・海運

一 財政 二 海運

最近五年間の歳入出は次の如し。

歳	入		出	
	一九三六—一九三七	一九三六—一九三七	一九三六—一九三七	一九三六—一九三七
歳入	一三,三五四	一三,三五六	一三,三五六	一三,三五六
歳出	一三,三五六	一三,三五六	一三,三五六	一三,三五六

次表は過去五年間の出入港國外航路船舶数及び噸数を示す。一九三六—一九三九年出入の船舶は五七隻を除き英國籍船である。

年	度	隻	噸
一九三六—一九三七	三六	一七	三,〇〇〇
一九三七—一九三八	三五	一七	三,〇〇〇
一九三八—一九三九	三五	一七	三,〇〇〇

一九三六—一九三七	三六	一七	三,〇〇〇
一九三七—一九三八	三五	一七	三,〇〇〇
一九三八—一九三九	三五	一七	三,〇〇〇

右数字は軍艦及び政府所有船舶を除く。

第八節 パプアの發展

第一節に既述せる如く本領は一九〇六年九月一日聯邦の管下に置かれた。次表は同日以後の發展を示す。

摘要	六月三十日終了年度			
	一九〇七	一九三七	一九三八	一九三九
白人	六六〇	一,一三三	一,四〇六	一,六〇八
雇傭原住民労働者	二,〇〇〇	二,五〇〇	一八,〇〇〇	一九,七〇〇
歳入(磅)	三,〇〇〇	三,三〇〇	一〇,〇〇〇	一三,〇〇〇
歳出(磅)	三,〇〇〇	三,三〇〇	一〇,〇〇〇	一三,〇〇〇
輸入(磅)	八七,七六六	一〇四,〇〇〇	一八三,一〇〇	二〇二,〇〇〇
輸出(磅)	八七,七六六	一〇四,〇〇〇	一八三,一〇〇	二〇二,〇〇〇
農園面積	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
農園面積	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
金産出(高)	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇

ニューギニア委任統治領

第一節 概観

ニューギニア領の陸地面積約九三、〇〇〇平方哩、極外點を通じて引

計	聯邦補助金		其	
	土	料	其	他
計	一五、二六二	一五、二六二	一五、二六二	一五、二六二
土	五、三三九	五、三三九	五、三三九	五、三三九
料	六、一九三	六、一九三	六、一九三	六、一九三
其	三、五八〇	三、五八〇	三、五八〇	三、五八〇
他	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇

(a) プム栽培聯邦補助金一九三三—一九三五—一九三六—一九三七—一九三八—一九三九、七四七磅及び一九三六—一九三七—一九三八—一九三九、八七一磅及び建築開發聯邦補助金一九三五—一九三六—一九三七—一九三八—一九三九、〇〇〇磅を含む。(b) 聯邦特別下附金の支出を含む。

いた線内の海面を含む面積は一〇〇〇平方哩よりも廣い。海洋は完全に測量されてゐないから、諸島の面積は大略の推定に過ぎない。附近小島嶼を合はせた主要諸島の面積は次の如し。

細別	面積(概数)
北東ニューギニア(本土)とモルディブ	一、〇〇〇
ビスマルク群島	一、〇〇〇
ニューブリタニアン	一、〇〇〇
ニューアイランド	一、〇〇〇
ラオンガイ	一、〇〇〇
アドミラルティ諸島	一、〇〇〇
ソロモン諸島	一、〇〇〇
ブーガンヴェイル	一、〇〇〇
計	七、〇〇〇

地理氣候に就ては本年鑑第二二卷六一三頁及ニューギニア便覽參照。

第二節 政治

- 一 軍事的占領
- 二 委任統治
- 三 ニューギニア法
- 四 立法會議
- 五 ドイツ人財産處分
- 六 行政部門及び區域
- 七 國際聯盟への報告

一九一四年九月十七日、ドイツ領ニューギニア總督代理は、濠洲派遣陸海軍司令官と降伏條件を署名し、その後、本地域は、一九二二年五月民政廳を創設するまで軍政下にあつた。

二 委任統治

一九一九年講和條件の一としてドイツが放棄したニューギニア領は、主たる同盟及び聯合國に依り國際聯盟から聯邦政府に統治を委任する事に決定したが委任の發令が遅れ、一九二〇年十二月十七日に條項が決定し、委任狀は一九二一年四月濠洲に到達した。

委任統治條項は次の如し。

國際聯盟理事會ハ

一九一九年六月二十八日ヴェルサイユニ於テ署名シタルドイツ國トノ平和條約第一九條ニ依リ、ドイツ國ハドイツ領ニューギニア及太平洋赤道以南ニ位スルドイツ領サモア及ナウル以外ノ諸島ヲ包含スル其ノ海外屬地ニ關スル一切ノ權利ヲ主タル同盟及聯合國ノ爲ニ放棄シタルニ因リ

主タル同盟及聯合國ハ同平和條約第一條(國際聯盟規約)第二十二條ニ準據シテニューギニア及諸島ノ施政ヲ行フ委任ヲ英國皇帝陛下ニ付與シ陛下ノ爲濠洲聯邦政府ヲシテ其ノ任ニ當ラシムルコトニ一致シ且右委任統治條項ヲ左ノ通り定ムヘキ旨提議シタルニ因リ

英國皇帝陛下ハ、濠洲聯邦政府ニ代リ、前記地域ニ關スル委任統治ヲ受諾スルニ決シ且左記ノ規定ニ準據シ國際聯盟ニ代リ該委任ヲ實行スルコトヲ約シタルニ因リ前記第二十二條第八項ハ委任國ノ行フ權限並ニ又ハ施政ノ程度ニ關シ、豫メ聯盟國間ニ合意ナキトキハ聯盟理事會ハ之ヲ明示スヘキコトヲ規定スルニ因リ前記委任ヲ確認シ其ノ條項ヲ左ノ如ク定ム

第一條

濠洲聯邦政府(以下委任國ト稱ス)ニ代リ英國皇帝陛下ニ委任ヲ與シタル地域ハ舊ドイツ領ニューギニア植民地及太平洋赤道以南ニ位スルサモア諸島、ナウル島以外ノ舊ドイツ領諸島ヲ含ム

第二條

委任國ハ本委任統治條項ニ依ル地域ニ對シ濠洲聯邦ノ構成部分トシテ施政及立法ノ全權ヲ有スヘク且情狀ニ應ジ必要ナル地方的變更ヲ加ヘテ、本地域ニ濠洲聯邦ノ法規ヲ適用スルコトヲ得

委任國ハ本委任統治條項ニ依ル地域ノ住民ノ物質的及精神的幸福並社會的進歩ヲ極力増進スヘシ

第三條

委任國ハ以價買買ヲ禁止スルコト並ニ須要ナル公共的工事及役務ノ爲ニスル場合ヲ除ク外強制労働ヲ許容セザルコトヲ誓視スヘシ、右例外ノ場合ニ於テモ相當ノ報償ヲ支拂フコトヲ要ス

委任國ハ又一九一九年九月十日署名ノ武器取引ノ取締ニ關スル條約又ハ之ヲ修正スル條約ニ規定スル所ト同様ナル原則ニ準據シ武器彈藥取引ヲ取締ルコトヲ誓視スヘシ

第四條

土着民ニ火酒及酒精飲料ヲ供給スルコトヲ禁止スヘシ

第五條

土着民ノ軍事教育ハ地域内警察及本地域ノ地方的防衛ノ爲ニスル場合ヲ除ク外之ヲ禁止スヘシ又本地域内ニ陸海軍根據地又ハ要塞ヲ建設スルコトヲ得ス

第六條

公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ヲ維持シ關スル地方的法規ニ反セザル限り、委任國ハ本地域内ニ於テ、良心ノ自由並各種禮拜ノ自由執行ヲ確保シ、又聯盟國ノ國民タル一切ノ宣教師カ其ノ職務ヲ行フ爲、本地域内ニ到リ旅行シ、又ハ居住スルコトヲ許スヘシ

第七條

委任國ハ國際聯盟理事會ヲ満足セシムヘキ年報ヲ同盟理事會ニ提出スベシ、該年報中ニハ本地域ニ關スル詳細ナル情報ヲ記載シ、且第二條乃至第五條ニ依リ負擔シタル義務ヲ實行スル爲ニ執リタル諸般ノ措置ヲ表示スヘシ

第八條

本委任統治條項ノ規定ヲ變更スルニハ、國際聯盟理事會ノ同意ヲ要ス

第九條

委任國ハ本委任統治條項ノ規定ノ解釋又ハ適用ニ關シ委任國ト他ノ聯盟國トノ間ニ紛争ヲ生シタル場合ニ於テ其紛争カ交渉ニ依リ解決スルコト能ハサルトキハ之ヲ國際聯盟規約第十四條ニ規定スル常設國際司法裁判所ニ付託スヘキ事ニ同意スヘシ

第十條

本宣言ハ國際聯盟ノ記録ニ之ヲ寄託スヘク、國際聯盟事務總長ハ本書ノ認證原本ヲドイツ國トノ平和條約ノ署名國ニ送付スヘシ

第十一條

一九二〇年十二月十七日ジュネーヴニ於テ作成ス

第十二條

委任發布を豫期して、一九二〇年九月に聯邦議會は、一九二〇年ニュー

第三節 人 口

一 白人人口

ニユーギニア領白人人口

二 アジア人口

三 原住民人口

四 總人口

五 總人口

六 總人口

七 總人口

八 總人口

九 總人口

十 總人口

十一 總人口

十二 總人口

十三 總人口

十四 總人口

十五 總人口

十六 總人口

十七 總人口

十八 總人口

十九 總人口

二十 總人口

二十一 總人口

二十二 總人口

二十三 總人口

二十四 總人口

二十五 總人口

二十六 總人口

二十七 總人口

二十八 總人口

二十九 總人口

三十 總人口

三十一 總人口

三十二 總人口

三十三 總人口

三十四 總人口

ギニア法を可決し、それにより總督は委任が發布された時、それを受諾する權限を授けられた。同法によつて本領はニューギニア領の名稱を以て、聯邦の權限下に在る領土たることが宣言された。

同法は行政官一名を規定した。本領の立法權は總督にあり、尙委任條項中に明記してあるが如き原住民の利益を保護する規定が設けられた。

一九三二年同法は本領に立法評議會、行政會議を設けるやう修正された。行政會議は總督任命の九名の委員から成り、その中の一名は本領の官吏であつてはならない。立法會議は本領の平和、秩序、善政の爲に命令を發する權限を與へられてゐる。かゝる命令は總督が取消し得るが、總督は現在本領に對し命令を發する權限を與へられてゐない。修正法は一九三三年五月二日に有效となるべき旨布告され、同法は現在一九二〇—三五年ニギニア法と呼ばれてゐる。聯邦議會の法律は(明記なき限り)本領には及ばないが、一九二一—三七年法律廢棄及採擇令の規定によれば、一定の法令は本領にも適用されるものとされてゐる。

四 立法會議

立法會議は行政官、官吏たる行政會議員八名、行政官の指名に依り總督の任命する非官吏七名から成る。

五 ドイツ人財産處分

平和條約の規定により、舊ドイツ植民地に居留せるドイツ國民は本國に送還し、同地に於けるドイツ人の財産權益は聯合國が保留清算し、その收入は條約によりドイツが支拂義務を有する賠償金の一部としてドイツの貸方とし得ることとした。此の權限に従つて、一九二〇年九月に領内ドイツ主要商社の財産が、一九二二年三月に多數のドイツ人農場經營者の財産が、公認保管人に委託された。一九二六年及び一九二七年に此ら農園は個人所有者の手に移された。

六 行政部門及び區域

行政廳は總督官房、財務部、地方原住民部、保健部、關稅部、土地測量

年	度	數
一八五五	八八五	六四
一九〇〇	三〇〇	三、一〇〇
一九〇一	三〇〇	三、一九一
一九〇二	三〇〇	四、一七六
一九〇三	三〇〇	四、二八一
一九〇四	三〇〇	四、二八六
一九〇五	三〇〇	四、四四五
一九〇六	三〇〇	四、六〇八
一九〇七	三〇〇	四、六〇八
一九〇八	三〇〇	四、六〇八
一九〇九	三〇〇	四、六〇八
一九一〇	三〇〇	四、六〇八
一九一一年	三〇〇	四、六〇八
一九一二年	三〇〇	四、六〇八
一九一三年	三〇〇	四、六〇八
一九一四年	三〇〇	四、六〇八
一九一五年	三〇〇	四、六〇八
一九一六年	三〇〇	四、六〇八
一九一七年	三〇〇	四、六〇八
一九一八年	三〇〇	四、六〇八
一九一九年六月三十日現在	白	四、六〇八

人数は四、六〇八人、中三、五四七人は英國臣民であつた。

二 アジア人人口

馬來人はドイツ人が獨領ニューギニアに移入した最初のアジア人であつたらしい。彼等の中三七人が一八八五年に本土の記録にのせられてゐた。一八八九年頃ニューギニア會社は農園で使用するためシンガポール、ジャワから支那人、馬來人、ジャワ人を續々と移入し一八九二年には、約一、八〇〇人のアジア人が本土に居住した。一八九八年まで其数は三、四百に減少したが一九三三年國勢調査當時には一、八三〇人に増加した。一九三

原住民人口數 (一九三九年六月三十日現在) (年別契約労働者を含む)

區	子		計	成		計	人		計
	男	女		男	女		男	女	
キ	10,096	9,066	19,162	15,556	1,147	16,703	15,666	1,037	16,703
マ	3,440	3,333	6,773	5,566	3,333	8,900	6,999	1,901	8,900
ナ	11,788	11,888	23,676	19,888	10,011	29,899	24,666	15,233	40,100
モ	10,000	10,000	20,000	16,000	8,000	24,000	19,000	5,000	24,000
ム	3,000	3,000	6,000	4,000	2,000	6,000	4,000	2,000	6,000
ニ	7,000	7,000	14,000	11,000	5,000	16,000	12,000	4,000	16,000
セ	1,000	1,000	2,000	1,500	500	2,000	1,500	500	2,000
計	1,20,700	1,12,500	2,33,200	1,92,800	1,27,600	3,20,400	2,50,000	70,400	3,20,400

(a) 宗教學校生徒警察官吏其他六、〇三一を含む。

九年六月三十日現在一、九三〇人を算し、その中一、八九〇人が支那人、ニューギニア原住民總人口は約六六六、〇〇〇と算定されてゐるが、増加してゐるのか減少してゐるのかは正確には判らぬ。大部分農園労働者として雇傭されてゐる原住民の数は一九三九年六月三十日現在四一、六七五

第四節 原住民

- 一 概説
- 二 土地保有
- 三 調査
- 四 教育
- 五 原住民の保健
- 六 教育

一 概説

原住民はメラネシア人とパプア人の二主要群に分けられる。前者は少數の例外はあるがビスマルク群島、ソロモン諸島、ニューギニア本土沿岸地帯に、後者は本土の内部に居住する。ニューギニアの山間には矮小人種(ネグリト)の部落がある。アドミラルティ諸島の住民中にはパプア人の系統及び恐らくポリネシア人の血統も多分混つてゐる。西部諸島住民、ニューアイルランドの東部及び南東部小諸島の住民はミタロネシア人である(本年第一六卷六七〇頁及びニューギニア領便覽第五編参照)。

二 土地保有

土地の所有、使用に關する原住民の慣習を次に簡単に述べる。土地の所有、使用は一般に個人的のものであるが、稀には、特に北ブーガンヴィルには、共有制度が存在してゐる。原住民の土地に多數の椰子が生えてゐる地方では、土地は酋長又は種族長老の一人が所有し、其處で生長した椰子の樹は小林區に分けられ、數人の種族員の財産である事がよくある。持主のない森林地に關する慣習は様々である。土地相続は殆ど不變的に母系を通じて行はれる(本年第一七卷六三四頁及びニューギニア領便覽参照)。

三 調査

ドイツ占有時代に或程度の調査が一部は科學探検隊に、一部は宣教師及び地方居住者によつて行はれた。多年の間一人類學者が過去の調査を整理し且全領土に互つて行つてゐた。その研究の成果は特殊の報告書に掲載されてゐる。

四 教育

原住民の教育は一九二一—三八年教育令に規定されてをり、同令により行政官は學校を設立し、それに補助金を下附し、授業を規定し、教師養成其他の事項を行ふ権限を有してゐる。一九三八—三九年の原住民教育費は

人、前年は四一、八四九人であつた。

四〇人が日本人である。一九三三年國勢調査當時日本人は七三人を數へた。本領の熟練工は主として支那人である。その多くは小商人であり、日本人居住者の多くは農園又は造船所、商店に雇はれてゐる。

三 原住民人口

本領の大部分は政廳の勢力外にあるので、原住民人口に關する正確な數字は得られない。次表は一九三九年六月三十日現在數を示す。

七、九四六磅であつた。原住民は教育税を拂ふ義務を有するけれども一九二二—二三年以來全然徴收されてゐない。歐洲人教師はタインランド文部省から補助を受けてゐる。一九三九年六月三十日終了年度に次の諸學校が行政廳に依り維持されてゐる。ラボウル附近マラグラナ及びノダブ並にカウイエンダの原住民小學校及び原住民畫間學校、チンプ(モロベ)の原住民小學校、マラグラナ原住民技術學校、ケラヴァト原住民農學校。其他ラボウル、カウイエンダ、ワウには歐洲人學校がある。原住民學校が一九三八年タイプに新設された。

教育による教育事業が相當行はれ、その學校は(a)村落の小學校(b)中心地に於ける中等寄宿學校(c)中學校、技術學校の三種に分けられる。一九三九年六月末現在養成本部五五、中學校、技術學校五五、小學校一五〇、部落小學校二、二九〇が經營されてゐる。生徒數六八、七七三名。教會はラボウル、カウイエンダに支那人兒童の學校を經營してゐる。教會學校への補助は教育令により規定されてゐるが今日迄未だ何ら補助が與へられてゐない。

五 原住民の保健

大戦前に提出されたニューブリテンに於ける原住民の保健に關する報告では「調査地域に於ける原住民は退化してはゐないが、不健康である」旨述べてゐる。同じ事が明らかに全領土の原住民にも言へる。直接に又は體力を低下せしめて、原住民の生命を奪ふ主な疾病はマラリヤ、呼吸器病、赤痢、印度痘、熱帯性膿潰、十二指腸癌、絲狀蟲及び脚氣である。

政廳保健部は(1)巡回醫を含む醫務官、助手(2)政廳及び各支所所在地の原住民病院(其職員は農園の病院をも監督する)(3)研究所(4)醫務助手としての原住民の訓練機關(5)醫藥用品の配給機關(6)癩患者收容所二個所から成る。保健部は保健狀態の一般的監督も行つてゐる。本領の最初の小兒保健所が一九三一年八月マラブングに開かれた。

六 教 會

數種の傳道教會は本領に活動してゐる。即ちイエス聖心協會はビスマルク群島、聖靈協會はセタからオランダ領境に至る東北ニューギニアの海岸沿ひに、マリア教會はブカ、ブーガンヴィルにてそれぞれ布教に従事してゐる。以上はローマ・カトリック教會である。プロテスタント教會にはニューブリテン、ニューアイランドに於ける瀛洲メソヂスト教會、ブーガンヴィルにニュージラント・メソヂスト教會、アドミラルティ群島にリペンツェル教會がある。瀛洲及び米國のルーテル教會に依つて支持され編成されてゐるルーテル教會はセタからバブア境界に至る東北ニューギニア海岸沿ひに活動して居り、メラネシアン教會（アングリカン）はニューブリテンに、セブンス・デー・アドヴェンティスト教會はブーガンヴィル、ニューブリテンにある。すべて此らの教會は教育と栽培とを、布教に關聯せしめて行つてゐる。

第五節 土地政策

一 土地の取得 二 現政廳の土地政策 三 地權登録

土地の取得方法の説明は本年第一九卷五九〇頁に簡単に述べてあるが餘白がないので茲には省略。

二 現政廳の土地政策

一九二二—三九年土地令は政廳に屬する土地の拂下並に貸下を規定してゐる。從來太平洋の英國官憲（パプアを含む）の政策は貸下地のみを許すものであつたが、本領ではそれと異なる政策が採用された。それはドイツ人から没收し一九二七年まで收用局が管理した自由保有財産の賣却處分を行ふ爲であつた。併し行政廳の一般土地政策は貸下制を原則としてゐる。總ての譲渡、貸下に對し行政廳は鑛油を含む全礦物を保留してゐる。

三 地 權 登 録

ドイツ法により「土地臺帳」に於ける地權登録制度が行はれたが、登録によつて權利が破棄し得ぬものとされたのではなかつた。ドイツの制度は廢止され、それに代つてトレンヌ式制度が採用され、一九二四—三九年土地登録令と稱する命令に具體化された。

第六節 生 産

一 概説 二 農業 三 家畜 四 木材 五 漁業 六 蠶業

原住民は粗朴な農業を行ふ自作小農と記述されてゐる。その農地は國外貿易に對しては極く僅かの生産品を供給するに止まり、本領の輸出は歐洲人農園が開始され原住民がその労働者として雇傭されて初めて増加した。近年科學的耕作法が採用され、それにより生産は甚だしく増大した。聯邦政府は本領に産出し、國內消費の爲に瀛洲へ直接移入するココア豆及びココア葉、大麻、椰子纖維、サゴ椰子、ツアニラ豆、竹、籐、香料、カボツクに對し補助金を支給する。

二 農 業

(一) 概 説 農業部長監督下に本領各地で土壤分析が行はれた。試驗農場がケラヅアツトに設けられ、原住民が熱帯農業の訓練を受けてゐる。研究所及び植物標本館が設立され、昆蟲學者、植物學者が研究に従事し、巡回検査官が植物病害驅除の爲に任命された。又各種作物に對し實驗が行はれてゐる。之等の施設は一九三七年パプア及びニューギニア獎勵金法及び聯邦諸領栽培産物に對する聯邦の特惠關稅と相俟つて熱帯農業に大なる刺激を與へた。

(a) 椰子實 椰子栽培は本領内最重要の産業であるが、低價格の爲に近年擴張が止まつてゐる。一九三六—三七年に價格が暴騰したが永續せず、

期間は九九年間でそれより短期のものもある。都會地を除き行政廳の土地は土地委員會により農業適地（A級）、同不適地（B級）に區別され、未改良土地の價額が算定される。三十年以上の農耕地貸下の場合の地代は未改良價額の五割で最初の十年間は免除することができ、二十年間毎に再評價を受ける。B級の牧畜用貸下地は十年毎に再評價を行ひ未改良價額の二・五割の貸料で三十年間を超えぬ期間だけ許可される。農地貸下は改良條件に従ひ、牧地貸下は牧畜條件に従ふ。都會地の貸下は九九年を超えぬ期間許可され、地代は規定に依り未改良價額に對する比率で定められる。次表は一九三九年六月三十日現在貸下の状態を示す。

土地貸下の現況（一九三九年六月三十日現在）

保 有	貸 下 敷		面 積 (ヘクタール)
	敷	積	
農 地 貸 下	三三	一三、四四	
牧 地 及 商 業 貸 下	三〇	九、四六	
特 殊 貸 下	各	七、〇	
教 會 貸 下	八	一、四六	
支 那 人 町 貸 下	一六	四	
支 那 人 町 貸 下	二五	五、八九	
ドイツの長期貸下			五、八九

本領の推定面積は五九、五一七、五九三ヘクタールで、その内一九三九年六月三十日現在迄原住民より行政廳の購入した面積は八四九、〇五九ヘクタールであつた。讓渡地は、自由保有地五二一、〇五七ヘクタール、貸下地一四九、七〇五ヘクタール、行政廳保有地一九七、一〇四ヘクタール及び原住民の受託者として地方及び原住民事務局長に委託された面積二六、一九三ヘクタールであつた。一九三八—三九年の讓渡面積は一五二、六一五ヘクタールであつた。

コブラ輸出額は一九三六—三七年の一、二三一、三〇九磅から一九三八—三九年の七二七、九四九磅に低下したが、數量に於て僅かに三、〇六四噸の減少である。

(b) 煙 草 多數の耕作者は國內需要に應ずる爲に煙草を栽培してゐる。二會社は原住民用又は輸出向煙草を製造する。又自身で葉巻、紙巻煙草を作る原住民労働者に栽培者が乾燥せる葉を與へてゐる場合もある。

(c) 棉 花 一九二四—二五年政府は棉種子一、六一五封度を得て、試験場、個人栽培者及び少數の原住民に栽培を試みさせたが、何ら進歩を見なかつた。

(d) カボツク カボツク栽培は小規模に續けられた。領内需要額は實際産額を消化して餘りがある。

(e) ココア ココア栽培に對する關心は益々高まりつつある。當地産ココアの品質は優良で二三五噸が本年度輸出され、前年度より五六噸の増加を示した。

(f) 乾燥椰子實 乾燥椰子實製造工場三ヶ所が本領内に設立され、一九三八—三九年輸出額は一、五九〇噸であつた。

(g) コーヒー コーヒー農園二ヶ所は良好な状態にあり、産出を始めてゐる。本年度に三八噸價額八四三磅が輸出された。品質は優良で瀛洲市場の受けがよい。

(h) ゴム パラゴムの面積は本年度は増加しなかつたが、多くの栽培者は本業への關心の度を高めてゐる。次の栽培季節には政府より買入れた種子で新規栽培が行はれる豫定である。

(i) 其 他 ニューギニアの氣候土壤は米、マニラ麻、規那樹、肉豆蔻、ツアニラ、落花生、玉蜀黍の栽培に適するも、その栽培は未だ試験状態以上で發達しないか、小規模に試みられるに止まつた。各種の甘蔗が盛に栽培され、原住民は自家用に當てるため廣大な土地に之を栽培してゐる。其他土着食用植物にはサゴ椰子、カッサツアがある。

(j) 動力用アルコール産出植物 動力用アルコールは本領から採算的に得られる見込がある。サゴ椰子及びニツバ椰子一噸から六〇ガロンを抽出

し得る。この種の椰子樹は場所により豊富にある。
 (二) 農 園 一九三三—三五年に行政廳はケラワアツト試験農場を除き數ヶ所の所轄農園を整理した。一九三九年六月三十日終了年の農園主要作物は次表の如く數字は完全ではないが本領の農業状態を示すに足りる

農 園 (一九三三—三九)

作物	植付面積 (a) (エーカー)	植付面積 (b) (エーカー)	收穫高 (噸)
椰子	三、五三三	101, 111	六、四九九
ココア	四、六八六	1, 000	三九
ココナツ	一、〇〇三	五九九	八
ゴム	三、六八六	八〇	五
カボツタ	五五	六六	五
土産食料 (c)	一、七四	六五	一、五八
其他	六九	七	—
計	三、四、八七	105, 九一	—

(a) 中間作付を含む (b) コブラ、乾椰子六九六噸產出 (c) 各種の土産食料は前表の椰子の幼樹の間に栽培される。
 一八八五—一九三九年各種期間の農園面積を次に示す。前表と同じく數字は原住民農園を除く。

農 園 (エーカー)

六月終了年度	總面積	植付面積	椰子植付面積 (a) (エーカー)	椰子植付面積 (b) (エーカー)
一八八五	—	—	(a)	(b)
一九一五	二、一五三	(a)	(a)	(b)
一九二一	三、八七	(a)	(a)	(b)
一九二四	六、八七	(a)	(a)	(b)

輸出は丸太に限られ輸出量は一、七一八、九一六スリーブ呎であつた。
 一九三六—三七年の森林令は木材伐採の許可、免許を規定してゐる。原住民所有地材は原住民から直接に個人的購入するを許されず、行政廳を通じてなければならぬ。許可又は免許により伐採される總ての林産物には納付金を支拂ふを要する。一九三三—三九年木材伐採許可四件、一九三九年六月三十日現在有効の許可一二件で約六五、三五八エーカーを包括する。

五 漁 業
 本領水産資源は殆んど開發されてない。鮮魚は多くの沿岸地點で漁獲され原住民及び少數の歐洲人居住者の少量の需要を充つて過ぎない。真珠貝は相當量輸出され、海鼠、高洞貝、蟹甲も輸出される。一九三三—三九年輸出海産物價格は前年の一四、八一九磅に比し一二、六七四磅である。

六 鑛 業
 ニューギニアに於ては金以外の鑛業は殆んど行はれない。金はワリア、ラムー、フランシスコ、マーカーの諸河及近年はセビク河支流で発見された。一九二六年に多量の金がモロベ區で発見されたが、同鑛區より最も近い海港サラマウアから約六〇哩(公路三五哩)の奥にあり、定期航空便に依り海岸との連絡が行はれてゐる。イリドスミンがラムー河上流に、白金がカペナウ河流域に発見されたとの報告があつた。銅はペイニング區で黄銅鑛、孔雀石として発見され、鐵は多量にペイニング區で磁鐵鑛、赤鐵鑛として出る。硫黄は火山地帯の數地方にあり、褐炭はアストロラブ灣附近本土及びニューアイランド南部で発見された。

鑛業は一九三三—三九年鑛業令で規制されてゐるが本命令及び右に基く規則の寫はキャンベラ總理大臣官房又はラポウル行政廳にあり。
 次表は最近五年間の金産額を示す。

ニューギニア領産金高

年 度	量 (純オンス)	價 額 (磅)
一九三四—三五	1, 266.6	1, 750.00

三 家 畜

年 度	(a)	(b)
一九二四	四二、七五	一七、三三
一九三二	四六、三三	二一、八三
一九三三	五二、三三	二四、二六
一九三三	四六、四四	二〇、八九
一九三三	四七、三〇	二八、七九
一九三三	四八、六六	三九、三三
一九三三	四七、二八	三九、〇六
一九三三	四六、二八	三九、五七
一九三三	四六、〇〇	三九、八七
一九三三	四六、〇〇	三九、三三

椰子農園は、今では多數の家畜を飼養するに充分な面積となり、家畜は椰子の畝の間に成長する自然生の草で飼養される。一九三三—三九年に馬一、三〇九頭、牛二〇、五六七頭、羊一、二九三頭、山羊九、七九一頭、豚六、四六〇頭が飼育されてゐた(原住民飼養の多數の豚を除く)。

四 木 材
 木材資源の調査は聯邦林野監督官が行ひ其報告は一九二六年に發表された。これによれば本領の森林は大製材事業家に、即座に利得を齎らすには至らないが高度の森林地としての將來性を有してゐることである。モロベ區の木材資源に關する最近の調査の結果プロ淡谷の松樹林には製材用原木が約二億スリーブ呎あることが判つた。數年間にこの森林を伐採し漸次植林すべしとの提案がある。北東ニューギニアではルーテル教會、聖靈教會が最新式製材工場を有してをり、本群島の必要とする木材の大部分はニューブリテンの聖心教會製材所及び三私有製材所から供給される。製材所の製材額は約一五〇萬スリーブ呎で全部同地方市場で消化された。

(a) 澳洲純金平均價格で評價

年 度	一、五、八八	一、六、六六
一九三五—三六	—	—
一九三六—三七	三三、一〇	一、六、六六
一九三七—三八	三三、九九	一、六、六六
一九三八—三九	三三、七五	一、六、六六

金の市場價格の高値が維持されて以來、本領各地に於ける有利な金鑛地の探鑛は減ぜず、鑽孔其他の方法による組織的試掘が、從來注目する價值なしと見られた砂金地帯に行はれてゐる。本年度は砂金及び金鑛脈の新発見はなかつたが既知の金産地に於て事業は著しく進行した。
 石油探査は本土に於て盛んに行はれてゐる。一九三六年石油令は廢止され之に代つて一九三三—三九年石油(試掘、探掘)令が發布された。同令は地質調査及び探鑛の實施を一般に容易ならしめた。一九三九年六月三十日現在有効の石油探鑛許可は二件である。

第七節 貿 易

一 關 稅 定 率 表

エール、火酒、諸飲料及び煙草に對する高率の收入關稅並に揮發油、燈油、潤滑油ガロン當り三片の稅金を除き、ニューギニア領の關稅は一般に從價一〇%を基本とする。輸入表には五五品目だけ列擧され、中約三三品目は無稅品で行政官、貿易事務官及び教會の用品、醫療用品、家畜、肉、鮮魚青果、蔬菜及び本領使用主要製造品である。其他の品目の稅率は表に記載されてゐない他の全商品と同じく從價一〇%である。特惠關稅率は規定されてゐない。
 輸出税はコブラ、海鼠、貝殼、羽毛及び硫黄に課せられる。コブラの價格又は評價額が相當り五磅一五志以下の場合には課稅されないが、價格がそ

れ以上の場合は噸當り一磅迄は噸當り二志六片課税され、その率は價格一八磅迄は噸當り一志六片迄、届伸法によつて増額し、それ以上はコブラ價格一磅増加毎に噸當り二志附加する。一九三八—一九三九年輸入額は一、三四〇、八三五磅で、これに對し輸入税収入は一九三三、六六六磅に達し、他方八、七六八磅が輸出税及び納付金として支拂はれた。

一九三六年濠洲關稅定率表(ペペア、ニューギニヤ特恩)にはニューギニヤ領の生産にして直接移入される或種商品の濠洲無稅移入に關する規定が設けられ(第二章「貿易」參照)、一九三五年九月二十五日付公告は本領産出品若しくは製造品のプライメード税を免除した。

二 輸出入額

最近五年間の輸出入主要品目價額を次に示す。輸出價額は濠洲貨で表すが輸入表に於ける磅の性質は正確に決定出来ない。

ニューギニヤ領輸出入額(磅)

輸 入 額	輸 出 額			
	一九三三—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
動物性食料品	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,150,110
植物性食料品	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,150,110
酒精、飲料	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,150,110
藥草及製品	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,150,110
生 物	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,150,110
動物性物品	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,150,110
植物性物品、纖維	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,150,110
衣服、織物、人造纖維	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,150,110
油・脂・臘	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,150,110
塗料及ワニス	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,150,110
石材及礦物	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,150,110

輸 入 額	輸 出 額			
	一九三三—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
計	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,150,110
金、銀、製品	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,150,110
木、竹、製材	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,150,110
陶器、セメント、紙、文具等	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,150,110
寶石、小間物	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,150,110
化學、科學器具	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,150,110
肥料、化學製品	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,150,110
正 貨	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,150,110

三 國別輸出入額 最近三年間のニューギニヤ領輸出入國別は次の如し。

國 名	輸 入 額			輸 出 額		
	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
澳 洲	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,170,110	1,150,110	1,150,110
英 國	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,170,110	1,150,110	1,150,110
其 他 英 領	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,170,110	1,150,110	1,150,110
支 那	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,170,110	1,150,110	1,150,110
日 本	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,170,110	1,150,110	1,150,110
フ ラ ン ス	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,170,110	1,150,110	1,150,110
ド イ ツ	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,170,110	1,150,110	1,150,110
米 國	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,170,110	1,150,110	1,150,110
其 他 國	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,170,110	1,150,110	1,150,110
計	1,170,110	1,150,110	1,150,110	1,170,110	1,150,110	1,150,110

本領輸入の食料品、ビール、石炭、塗料、小舟、小汽艇、石鹼の大部分は機械金屬製品、藥品、爆發物、煙草、紙巻煙草、衣類、革製品、木材、文具、磨料の大量と共に濠洲から来る。一九三八—一九三九年の米國よりの輸入品は大部分鑛業機械で他の機械類、煙草、油、車輛が之に次ぐ。本領から濠洲への主要移出品は精錬用及び再輸出用の金である。

第八節 海運及び交通

- 一 概説
- 二 一九三三—一九三九年國外航路船舶噸數
- 三 領内航路
- 四 陸運
- 五 航空

ニューギニヤ濠洲間の補助郵便航路はパインズ・ファイルズ株式会社が經營し、同社は又濠洲、ニューギニヤ、香港、西貢間二ヶ月一回の無補助運航を行つてゐる。イースタン・アンド・オーストラリア汽船會社の船舶は濠洲、日本間月一回の航路に於て往復共にラポウルに寄港してゐる。ダブチ・ローヤル・パケット海運會社もシンガポールから濠洲への途中五週毎にラポウルに寄港する。北ドイツロイド會社は香港及本領内各諸港間を年中毎五週に運航せしめてゐた。又大阪商船會社は毎月定期的に日本、ニューギニヤ、ラポウル航路の途中ラポウル寄港を行つてゐた。W・R・カーペンター株式會社は二隻を以て濠洲、濠洲、本領間に航路を繼續してゐ

た。本領内の海運は一九三六年海運令及び領内海運、開港場、埠頭規則の取締を受けてゐる。

二 一九三八—一九三九年國外航路船舶噸數
一九三八—一九三九年本領出入港國外航路船舶噸數、純噸數は次の如し。
船(一九三八—一九三九)

國籍	入港		出港		計
	隻數	噸數	隻數	噸數	
英國	4	27,776	5	27,599	5,065
オランダ	5	15,253	5	15,315	3,068
ノルウェー	2	4,733	2	4,733	9,466
ドイツ	7	10,325	7	10,325	20,650
日本	1	2,187	1	2,187	4,374
計	22	58,273	25	59,869	118,142

三 領内航路

諸島間の航路はバインズ・ファイル株式会社及びW・R・カーベントナー株式会社の汽船、モーター船によつて維持せられ、尙多數の小モーター船も就航してゐる。

四 陸 運

陸運の便は乏しく、鐵道は全然存在しない。道路はラポウルから三〇哩乃至四〇哩以内の個所に通じてをり、ニューアイルランドには延長二〇〇哩の道路がある。農園及び地方官駐在所の周圍以外には殆ど道路といふ道路はない。本土の大河は未だ殆ど利用されてゐない。ラポウルには強力な無線電信局があり、低力の装置はサラマウア、ワウを含む遠隔地にある。

五 航 空

ニューギニヤに於ける金の發見により金礦地附近に航空事業が盛んに行はれるに至つた。山地で海岸と金礦地間に叢林が密茂してゐるため、陸路にて礦地へ食物、雜貨を運搬し、金を海港へ運ぶことは面倒であり、又多額の費用を要する。礦山はサラマウアから約六〇哩(密路三五哩)にあり、航空機ならばこの距離を約一時間で飛破するが、他の方法では一週間以上を要する。これは同地方の自然的状態に因るのである。一九三二—三三年間に航空路はポート・モレスビーと金礦地間に開通し、瀟洲からの旅行時間を約七日間短縮した。一九三九年六月三十日現在、四七臺の飛行機が本領内で就航してゐる。シドニー、ラポウル間政府補助週一回航空は一九三八年五月三十日に開始された。旅客と郵便物が輸送され、その航路はシドニー、ブリスベーン、ロツクハムプトン、タウンズヴィル、ケアンズ、クワタウ、ポート・モレスビー、サラマウア及びラポウルである。ニューギニヤ航空事業の詳細は第五章「運輸通信」F航空「一四」参照。

第九節 歳入 出

最近五年間各年の各種財源からの歳入及び歳出を次に示す。

種 目	入 (磅)				
	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
租 稅	1,334	1,335	1,336	1,337	1,338
關 稅	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
免 許 料	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
原住民人頭稅	8,766	8,766	8,766	8,766	8,766
印 紙 稅	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
郵 便 稅	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	26,600	26,600	26,600	26,600	26,600

ナウル (委任統治領)

一 概説 二 歴史 三 行政 四 人口 五 保健 六 教育 七 裁 判 八 宗教 九 労働 一〇 貿易 一一 歳入 出

一 概 説

ナウル島は面積約五、二六三エーカー、周圍約一二哩の楕圓形珊瑚礁で、其約三分の二が燐酸礦物を含有してゐる。位置は東經一六六度、赤道の南方二六哩にある。砂濱と珊瑚礁の中間部分は肥沃で、ナウル人が居住してゐる。礁湖周囲の小嶽を除き燐酸礦床を含む高地は食用植物を殆ど有せず、住む人もないが、一部には果樹が植へられてゐる。土地保有制度は古い慣習に従ひ、政府、英國燐酸委員會、教會の保有する小割當地を除き島全體は個々の原住民が所有してゐる。日露平均氣温華氏七二度乃至九五度、平均湿度七〇乃至八〇、平均降雨量八五吋であるが、旱魃が時々生じ一九一六、一九一七年の二年間には僅か四〇吋降つたにすぎず、同様に一九三八年には僅か二〇・九吋が記録された。

二 歴 史

本島は一七九八年にキャプテン・フアーンが発見し、一八八八年ドイツに併合され、一九一四年迄は獨領ニューギニヤ保護領の一部であつた。一九一四年十一月ナウル島は在ラポウル瀟洲陸海派遣軍分遣隊に占領され、一九一九年に同盟及び聯合國に對してドイツの割讓した植民地の一部分であつた。該諸國代表は同島行政の委任を英國皇帝に附與する事に一致した。本島の委任統治はニューギニヤ領と同様の條件の下にあるが、この委任統治は一九二〇年十二月十七日國際聯盟理事會により確認された。一九一九年七月二日英國、瀟洲及びニュージランド政府の間の決定に従ひ、(一九一五年以來英國領土委任の官吏に委任してあつた)本島行政を行政官に一任することになり、右行政官は一九二一年六月就任した。最初の行政官

土 地	計	
	入	出
地 租	1,500	1,700
金 探 料	8,100	9,600
其 他	1,900	2,400
手 數 料 及 罰 金	2,900	3,500
貯 藏 品 賣 却 等	1,100	1,300
計	15,400	18,500

歳	計	
	入	出
國庫、會計検査	1,500	1,700
農 業	1,000	1,200
司 法	2,800	3,500
公 衆 保 健	6,100	7,500
土 地	1,700	2,100
地方原住民事務	9,700	12,000
新 規 事 業	7,800	9,700
原住民福祉事業	7,000	8,700
其 他	5,500	6,800
計	47,000	56,200

(a) 港稅、渡止場稅、倉庫保管料を含む (b) 火山爆發に關しての費用四〇、〇一一磅を含む。

は濠洲政府より任期五年として任命され、任期満了後、更に五年延長されたが、一九二七年辭職した。第二代の行政官は一九二七年六月に任命された。第三代の行政官は一九三三年一月聯邦政府により任命され、第四代は一九三八年十月任命された。三政府間の協定は聯邦議會が一九一九年ナウル島協定法の下に承認し、同法附表中に挿入された。ナウル島に關する補足協定は一九二三年五月起草され、聯邦議會はこれを一九三二年ナウル島協定法により批准した。

三 行政

本島の行政権は行政官に附與され右行政官は自己を任命せる政府の發する訓令に従ふ義務を有し、彼の發布する命令は當分の間聯邦行政會議の勸告に基き行動する濠洲總督の採否に従ふ。行政費は同地方歳入から支出する。カヌー製造、漁業、マツト製造等の如き土着産業を奨励するため、毎年生産競争を行ひ優等者に賞品を授與する。聯邦貯蓄銀行代理店が開設されてゐる。原住民が大部分の經營を行つてゐる協同組合店もある。書籍は政府官吏の檢閲を受ける。原住民は銃器の携帶所有を許されず、また酒類及び有害藥品の使用は禁ぜられてゐる。

四 人口

一九三五—三九年各年四月一日現在人口を次に示す。

種 別	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
歐洲人	一六	一七	一六	一七	一五
支那人	九三	一〇五	一〇六	一五三	一五三
ナウル人 (a)	一、〇三三	一、〇七〇	一、〇六六	一、〇七〇	一、〇七〇
其他太平洋諸島人	四	四	四	七	四
計	二、〇六六	二、二六一	二、二二七	二、二四七	二、二四二

(a) ナウル原住民はミタロネシア人である。

七 裁 判

司法権は中央裁判所及び地方裁判所に於ける行政官に附與されてゐる。又上告権が規定されてゐる。

八 宗 教

ロンドン傳道協會 (プロテスタント) 及び聖心基督教會 (ローマン・カトリック) が活動してゐる。

九 燐 酸 礦 床

(一) 概 説 一九〇六—一九一〇年間燐礦は太平洋燐礦會社により採掘された。同社は又オースション島の燐礦をも採掘した (オースション島はナウル島東方約一六五哩にあり、植民省統治のギルバート及びエリス諸島植民地の一部)。ナウル島の埋藏量は五千萬噸を下らないと推定されてをり、輸出品は三石灰燐酸平均八五—八八%である。

上記二島嶼に於ける太平洋燐礦會社の利権は (同社が發行中の他島に於けるものは除く)、一九一九年に英國、濠洲、ニュージーランド政府により三五〇萬磅で買上げられ、その支拂割合は夫々四二、四二、一六であつた。一九一九年七月二日の協定は各政府が一名宛任命する委員三名宛より成る英國燐礦委員會に依り燐礦床を採掘することを規定してゐるが之により三國は夫々四二、四二、一六%の割合で採掘物を受取ることになつてゐる。

(二) 燐礦採掘料 一九二七年の英國燐礦委員會及びナウル人地主間に結ばれた協定により、特に燐礦噸當り七・五片の採掘特許料の支拂が規定された。其中

- (a) 噸當り四片は關係ナウル人地主に支拂ひ、
- (b) 噸當り一・五片はナウル人の福祉用に行政官に支拂ひ、
- (c) 噸當り二片は關係ナウル人地主の爲に行政官に委託し、二〇年間複利で投資する。同投下資本はそのまゝ据置かれ、それより生ずる利子は地主に支拂はれる。

上記の率は一九二七年七月一日以降二十年間を超えない期間有効である。

一九三九年出生数は七十七人 (ナウル人七五、歐洲人二、支那人一) 婚姻数は八 (ナウル人六) 死亡五三 (ナウル人四五、歐洲人二、支那人五) であつた。

五 保 健

太平洋に於て知られて居る普通の疾病は本島に於ても發生する。性病は稀であるが象皮病は時々起る。癩病隔離所が設けられてあり、最新醫療方法が採用されてゐる。一九三九年十二月三十一日現在治療患者總人數は一六三、その中癩患者隔離病院への入院患者は四五名である。二個所の病院があつて一はナウル人のために行政官が經營し、一つは英國燐礦委員會がその使用人のために經營してゐる。他の原住民と同じくナウル人は非常に結核病、流行性感冒に罹り易く一九二一年流行性感冒の蔓延は島民中に死者二三〇人を生じた。赤痢及びアミイバ赤痢は風土病である。蚊の絶滅策が規則的に講ぜられてゐる。官憲に依り給水改善及び效果的衛生設備等普通の手段が執られてゐる。ナウル人は總て月一回健康診断を受けることになつてをり、乳兒診療所がナウル人の母親に幼兒養育に關して助言、注意を與へる爲に設けられた。

六 教 育

以前は、ナウル人及び其他原住民の兒童教育は行政官の補助を受けて教會が行つてゐたが一九二三年十月一日行政官が教育に對する責任を負ふことになつた。一九三九年末現在原住民小學校八校、同高等小學校二校及び歐洲人兒童小學校一校あり歐洲人兒童三九名及び原住民兒童五二六名が教育を受けてゐる。歐洲人兒童小學校はビクトリア文部省派遣の二教師が統轄する。同教師は又一般の教育事業を監督する。學科目は濠洲の同等級學校と同様で、授業は出來得る限り英語で行はれる。教育は義務制で、ナウル人及其他原住民兒童六歳—十六歳の者に施行される。普通教育終了後、技術教育が十二ヶ月行はれる。學童は教會で行ふ宗教の講義に出席出來る規定になつてゐる。又成人教育の學校が設けられた。少年、少女團部隊 (ナウル人) が島内に結成された。

が、ナウル地主に支拂ふ噸當り四片の税は第二、第三、第四の五年期間に燐礦輸出價格の増減割合に應じて調整される。第二の五年期の税は噸當り四片八分の三に増額された。

一九三七年六月に燐礦價格は噸當り一四志に下落した爲基本協定の規定により税は噸當り一片四分の三に減額される筈であつた。一九三九年土地令の修正により協定は二十年間即ち一九六七年六月二十日迄延長された。信託投資の爲に行政官に支拂ふ噸當り二片の採掘料は一九三七年七月一日から噸當り二・五片に増額され同日から噸當り四片の採掘料が基本協定による噸當り一片四分の三の代りにナウル地主に支拂はれた。この率は第五年末に調整され、一九四七年七月一日以降燐礦價格が噸當り一二志、又は其以下の場合噸當り五片となり、噸當り六片の最高額迄は一二志以上一志毎に噸當り四分の一片宛附加される。

修正令は又一九四七年七月一日以降、燐礦地貸主に支拂ふべき一時拂使料を一エーカーに付四五磅、一エーカー以下の土地に對しては七磅一〇志に増額した。

(三) ナウル及びオースション島燐礦業 次表は最近五ヶ年間の燐礦輸出額を示す。

年 度	ナウル及びオースション島燐礦輸出額	
	計 (噸)	ニュージーランド向 (%)
一九三四—三五	六九、七六	三〇・四四
一九三五—三六	八二、八四	三三・九四
一九三六—三七	一〇〇、九〇	三三・三三
一九三七—三八	一二六、五二	三三・八一
一九三八—三九	一三六、五〇	三三・六五

一九三九曆年ナウル島のみよりの輸出額は九三二、一〇〇噸である。

(四) 委員勸定 一九三九年六月終了五年間の表を次に示す。

ナウル及びオーシャン島燐礦賣却額 (磅)

要	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
賣却其他よりの收入	七六九、四八八	八、二四一	九、六六六	五、四四一	〇、六六	五、九〇七	五、〇七
f.o.b費用資本金利息	七、八八八	八、八八八	九、〇七	五、〇七	五、〇七	五、〇七	五、〇七
減價基金等を含む	七、八八八	八、八八八	九、〇七	五、〇七	五、〇七	五、〇七	五、〇七

英國燐礦委員會が關係政府に支拂ふべき購買資金其他資金は一九二一年六月三十日現在三、六六六、四五七磅で、一九三九年六月三十日には三、一〇〇、八六〇磅に減少した。一九三八—三九年f.o.b費用は購買價格に對する六%の利子及び五十年間に資本金を銷却する爲の減價基金總額計二二四、〇五四磅を含む。銷却基金は現在四一〇、六四〇磅に達した。(五) 雇傭者 少數の歐洲人及び諸島民以外の雇傭者は三年契約で從業してゐる支那人である。少數のナウル人が時々雇傭される。

一〇 貿易

ナウル島關稅定率表は葉卷、卷煙草、煙草、火酒、葡萄酒、ビール、サイダー、梨酒及び自動自轉車シリンドロプロクタ以外の一切の商品の無稅輸入を規定してゐる。行政廳用輸入品及び學術用酒精は免稅である。稅率は總ての國に同等に適用される。一九三五—三九年輸出入額を次に示す。

輸出入額

輸出入額	十二月三十一日終了				
	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
輸入額 (磅)	一六、五五五	一四、六〇〇	一四、四四五	三三、三五六	一七、六三四
輸出額 (磅)	四〇、九七〇	四六、七〇〇	六六、六〇〇	八四、〇〇〇	九三、一〇〇
備 註 (磅)	四七、五二五	四六、七〇七	五二、九九九	五四、六六六	六〇、五七三

總輸入額の中、濠洲は一九三九年に九四、二六七磅即ち五五%を占め、

殘部は主としてボルネオ、英國、支那、米國、ニュージールランドの順で輸入される。

燐礦は主として濠洲(五八八、一五〇噸)、及びニュージールランド(二五八、九五〇噸)へ輸出されてゐる。

一一 歳入 出

一九三五—三九年行政廳歳入出は次の如し。

歳入 出 (磅)

歳入 出	十二月三十一日終了				
	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
歳入	三、四六七	四、六六六	五、三三三	二、四六六	三、〇〇〇
歳出	三、六六六	三、九九九	三、三三三	三、六六六	三、九九九

一九三九年歳入の中、燐礦採掘料二五、〇六六磅、郵稅九〇〇磅、人頭稅一、七〇六磅、輸入稅一、二四五磅、投資利子一、八二八磅、港灣稅、船舶稅二三五磅である。一九三九年末行政廳積立金は八六、七三五磅に達した。

第十二章 鑛業

- 第一節 濠洲の鑛物資源
- 第二節 金
- 第三節 白金及び白金金屬
- 第四節 銀、鉛、亞鉛
- 第五節 銅
- 第六節 錫
- 第七節 亞鉛
- 第八節 鐵
- 第九節 其他金屬鑛物
- 第十節 石炭
- 第十一節 コークス

- 第十二節 油母頁岩及び鑛油
- 第十三節 其他非金屬鑛物
- 第十四節 寶石類
- 第十五節 鑛業從業者數、賃銀、事故
- 第十六節 鑛業に對する政府の補助
- 第十七節 産出及び輸出鑛石の金屬含有量
- 第十八節 鑛石、金屬其他外國輸出額

第十二章 鑛業

註—一九三九年度鑛產物統計表に關しては附録參照（譯註—便宜上第一節「三」鑛產數量表の次に收録す）。金以外は本章編纂迄に間に合はず、金産出の詳細は本章第二節にあり。

第一節 濠洲の鑛物資源

一 濠洲發展に對する鑛業の地位 二 鑛業資源の範圍 三 一九三八年産出數量及び價額 四 一九三四—三八年産出價額 五 一九三八年末迄の全産出額 六 石材 七 地球物理學的探鑛法

一 濠洲發展に對する鑛業の地位

鑛業生産價額は現在農業、牧畜業より相當低いが、最初に多數の人口を濠洲に誘致し、その國家的發展を促進したのは多量の金の發見であつた。

二 鑛業資源の範圍

未だ廣範圍の地域が組織的な探鑛試掘を経ぬため、濠洲鑛物資源の全部は明確でない。これに關する詳細は本年鑑第二二卷七五五頁參照。

鑛産數量 (一九三八)

種別	單位	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南濠洲	西濠洲	タスマニア	北部領	濠洲
アンチモニー	噸	一四	—	—	—	—	—	—	八七
砒石	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
鉛	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
亜鉛	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
銅	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
錫	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
コバルト	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
ニッケル	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
白金	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
銀	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
鉄	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
錳	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
重晶石	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
石炭	噸	—	—	—	—	—	—	—	—

三 一九三八年産出數量及び價額

一九三八年に於ける各州及濠洲全體の主要鑛産物の數量（判明する限り）及び價額は以下の表に示す。之等の表に引用された數字は各州鑛務省に報告されたもので、同省が州の鑛業統計として認定した數である。併しその數字が金屬産出國としての濠洲の潜在力を示すものと考へてはならぬ。之に就ては第十七節で別個に記述する。ニューサウスウェールズはいふ迄もなく、平時に於ける南濠洲産鑛石に依る鉄鑛、銅鑛の大量産州である。以下の表に示す如く、南濠洲は鑛業統計中に鐵鑛石産出高を含みこの鐵鑛石から生産される鉄鑛、銅鑛はニューサウスウェールズの鑛業統計には入れられないが、原鑛精錬高は同州の「工業」に含まれる。同様、鉛、銀、鉛、カドミウム、コバルト、亜鉛も實際の金屬抽出は、主として南濠洲及びタスマニアに於て行はれてゐるが、産出州—主としてニューサウスウェールズ—の統計に含める。

一九三八年ニューサウスウェールズ産出の亞鉛原鑛からタスマニアで抽出したカドミウム及びコバルトの數量は第九節「二、三」に示す。

種別	ニュージーランド	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	北 部 領 土	澳 洲
錫	10,619	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888
鉛	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888
銅	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888
亜鉛	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888
その他	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888
計	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888

(a) 本表前文参照 (b) 不完全 (c) 不詳

譯註—便宜上、附録一九三九年度金及び其他鑛産物總額を記載次に示す。

金及び其他鑛産物總額 (一九三九) (磅)

種別	ニュージーランド	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	北 部 領 土	澳 洲
金	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888
其他鑛産物	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888
計	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888

一九三八年各州産出鑛産物價額は次表に示す。

鑛産物價額 (一九三八) (磅)

種別	ニュージーランド	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	北 部 領 土	澳 洲
アンチモニー	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888
砒素	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888
重晶石	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888
香鉛	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888
石炭	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888
カドミウム	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888
湖産物	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888
ダイヤモンド	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888
石	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888
計	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888	1,375,888

均価格は一九三七年より僅か騰貴した。
州による産出高の變化に關する詳細は後述する。

五 一九三八年末迄の全産出額

次表は一九三八年末に至る各州全産出物の推定額である。前表で除いた

鑛産總價額（一九三八年末）（磅）

種別	鑛産總價額（一九三八年末）（磅）									
	ニュージーランド	ビクトリア	タインランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	北 部 領	西 洋 洲 (百萬磅)	計	
金	2,285,500	1,000,000	1,000,000	2,300,000	2,500,000	9,500,000	2,500,000	6,000,000	1,000,000	
銀	1,500,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	
銅	1,500,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	
鉛	1,500,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	
亜鉛	1,500,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	
ウオルフラム	1,500,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	
石炭	1,500,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	
其他	1,500,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	
計	5,300,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	29,500,000	7,000,000	13,000,000	1,000,000	

ニュージーランドの「其他」鑛物は明礬石二一三、〇〇〇磅、アンチモン一三三、〇〇〇磅、砒石一九四、〇〇〇磅、若鉛二四五、〇〇〇磅、クロム鐵一三六、〇〇〇磅、ダイヤモンド一四八、〇〇〇磅、マグネサイト三八四、〇〇〇磅、モリブデン鐵二二八、〇〇〇磅、蛋白石一、六二七、〇〇〇磅、重石二〇二、〇〇〇磅、油母頁岩二、六九五、〇〇〇磅を含む。ビクトリアの統計ではアンチモン一六二、〇〇〇磅で、この州の石炭價額中には褐炭三、七一〇、〇〇〇磅を含む。タインランドの「其他」には蛋白石一八八、〇〇〇磅、寶石六四五、〇〇〇磅、若

鉛一四三、〇〇〇磅、コバルト一五八、〇〇〇磅、モリブデン鐵六一三、〇〇〇磅、石灰石碎屑八二八、〇〇〇磅、砒石一二四、〇〇〇磅を含む。南洋洲の「其他」の主要品目は鹽三、九五五、〇〇〇磅、石灰石碎屑三三、〇〇〇磅、石膏一、二五二、〇〇〇磅、磷酸鹽一三三、〇〇〇磅、蛋白石一六五、〇〇〇磅である。西洋洲では砒石三二七、〇〇〇磅、石膏九四、〇〇〇磅、アスベスト八八、〇〇〇磅が「其他」鑛産物の主要品目となつてゐる。タスマニアではオスマリウム六二六、〇〇〇磅、重石一一九、〇〇〇磅、石灰石九四二、六〇〇磅が報告されてゐる。

六 石 材

既刊本年産出表の如く鑛産の部には石材産額細目は記載されてゐない。一九三五年に開催された濠洲統計官會議で、石材統計を鑛業統計中に加へることを決議した。よつて現在では各州石材産出高細目や程度を示すことが出来る。

これ等統計を作成する目的で同會議は「採石場」の定義を従業者四名以上或は人力以外の動力を使用する作業場とする旨を規定した。次表には前

濠洲石材産出高（一九三八年）

種別	濠洲石材産出高（一九三八年）									
	ニュージーランド	ビクトリア	タインランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	北 部 領	西 洋 洲 (百萬磅)	計	
建築用材	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
道路用礫石	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
石灰石(c)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
精 土	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
其 他	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
計	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	

(a) 一九三九年六月終了年度 (b) 推定額 (c) 石灰石は石灰、セメント、鋸屑製造に使用されたものに限る。建築用石材、道路用礫石の使用量は除いたが除外量は各々その該項目に包含してある (d) 資料なし。

年度別石材産出高

種別	年度別石材産出高									
	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇	一九四一	一九四二
ニュージーランド	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
ビクトリア	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
タインランド	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
南 洋 洲	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
西 洋 洲	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
タスマニア	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
北 部 領	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
西 洋 洲 (百萬磅)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
計	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000

記定義による採石場の産出高を示す。但し比較的重要でない二、三の項目に就ては前記採石場以外のものをも含む。
この統計蒐集の責任者はニュージーランド、ビクトリア、タインランド、西洋洲に於ては政府統計官、南洋洲及びタスマニアに於ては鑛務省である。
小採石場よりの産出高算入は次表の数字を擴大する傾向があるが、道路改修工事にシャイアー及びミニンパティが用いた石材は統計数字中にに入れて無いものがあるから差引勘定が出来らう。

年	ビクトリア	タインランド	南	西	サマ	北	東
一九一〇	1,340	899	755	1,411	1,171	1,171	1,171
一九一〇	1,340	899	755	1,411	1,171	1,171	1,171
一九一〇	1,340	899	755	1,411	1,171	1,171	1,171
一九一〇	1,340	899	755	1,411	1,171	1,171	1,171
一九一〇	1,340	899	755	1,411	1,171	1,171	1,171
一九一〇	1,340	899	755	1,411	1,171	1,171	1,171
一九一〇	1,340	899	755	1,411	1,171	1,171	1,171
一九一〇	1,340	899	755	1,411	1,171	1,171	1,171
一九一〇	1,340	899	755	1,411	1,171	1,171	1,171
一九一〇	1,340	899	755	1,411	1,171	1,171	1,171

(a) 翌年六月終了年度 (b) 粘土を除く (c) 推定額

七 地球物理學的探鑛法

瀋洲に於ける地球物理學的探鑛法の適用に就ては本年第二四卷五七〇頁及び本章第十六節参照

第二節 金

一 各州に於ける金鑛發見 二 各期の産出高 三 産金額に於ける各州の相對的地位の變動 四 世界産金額に於ける瀋洲の地位 五 金鑛從業者數 六 金稅 七 産金獎勵金

年	ビクトリア	タインランド	南	西	サマ	北	東
一九一〇	1,340	899	755	1,411	1,171	1,171	1,171
一九一〇	1,340	899	755	1,411	1,171	1,171	1,171
一九一〇	1,340	899	755	1,411	1,171	1,171	1,171
一九一〇	1,340	899	755	1,411	1,171	1,171	1,171
一九一〇	1,340	899	755	1,411	1,171	1,171	1,171
一九一〇	1,340	899	755	1,411	1,171	1,171	1,171
一九一〇	1,340	899	755	1,411	1,171	1,171	1,171
一九一〇	1,340	899	755	1,411	1,171	1,171	1,171
一九一〇	1,340	899	755	1,411	1,171	1,171	1,171
一九一〇	1,340	899	755	1,411	1,171	1,171	1,171

次表は一九一〇—一九三〇年迄八期の各十年、一九二七—三八年間各年の各州及び瀋洲の産金額を示す。初期の統計は不完全で、數字は實際額に及ばざること多い。蓋し鑛山發展の第一期には極めて多量の金が探掘者により瀋洲から持去られたが、彼等は出来るだけその量を秘す傾向があつたからである。

二 各期の産出高

比較的探掘容易な鑛床を採掘し盡し、且つ第一次大戦後の高物價時代に不採算となつたため、瀋洲産金額は一九〇三年三、八三八、〇二九純オンスから一九二九年四二七、一五九純オンスに激減した。これは金鑛發見以來の最低産出高である。

一九三〇年には經濟狀況回復によつて、活潑なる探鑛が行はれ、多少の増産を來たし、同年以後の顯著な増加は瀋洲貨幣の金價格が大幅に低下し

年	計	ビクトリア	タインランド	南	西	サマ	北	東
一九一〇	10,311,100	3,940,125	3,299,958	3,076,534	3,309,534	2,868,856	2,666,666	6,999,440
一九一〇	9,566,873	3,101,666	2,100,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	10,000,000
一九一〇	9,566,873	3,101,666	2,100,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	10,000,000
一九一〇	9,566,873	3,101,666	2,100,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	10,000,000
一九一〇	9,566,873	3,101,666	2,100,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	10,000,000
一九一〇	9,566,873	3,101,666	2,100,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	10,000,000
一九一〇	9,566,873	3,101,666	2,100,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	10,000,000
一九一〇	9,566,873	3,101,666	2,100,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	10,000,000
一九一〇	9,566,873	3,101,666	2,100,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	10,000,000
一九一〇	9,566,873	3,101,666	2,100,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	10,000,000

たことから刺戟を受けたのである。外國及び國內の資本は採金業に吸引され、進歩した地質學的方法及び技術的改良により、多くの經營困難なる、又は中絶されたる採金事業を有利なものとした。産金額は一九三〇年四六六、五九三純オンスから、一九三八年一、五九二、〇三四純オンスに上り尙増産が豫想される。右表中の近年産金額の純オンス當り瀋洲價格は一九三一年五磅一九志九片、一九三二年七磅五志一一片四分の三、一九三三年

七磅一四志三片四分の三、一九三四年八磅一〇志四分の一片、一九三五年八磅一五志一片四分の一、一九三六年八磅一三志二片、一九三七年八磅一三志八片、一九三八年八磅一六志二片二分の一である。ロンドン及び濠洲に於ける金価格月変動は第二十六章「財政」に示す。

金産出高(純オンス)

Table showing gold production in ounces for various regions from 1931 to 1938. Columns include Year, New South Wales, Victoria, Tasmania, Northern Territory, and Total. Data points are provided for each year and region.

た。他州の最大産出高を見た年は次の如くである。ニューサウスウェールズ一八五二年、ビクトリア一八五六年、タインスランド一九〇〇年、南洲一八九四年、タスマニヤ一八九九年。次表は一九三八年終了五年間各年の各州及び濠洲産金額を示す。別行で示すのは一八五一年―一九三八年間の總産出高(千純オンス)である。

三 産金額に於ける各州の相対的地位の變動

産金額を示す表の数字は一八五一年―六一年間のビクトリアの著しい人口増加を説明してゐる。蓋し同十年間各年に平均四万人以上が同地に入植した。産金額に於てタインスランドが第一位を占めた一八八九年を除き、ビクトリアは四年間主要産金州の地位を保持したが、一八九八年には遂に西濠洲に追越された。同年以後西濠洲産金額は殆ど濠洲産出高の半ばを占め、最近十年間は殆どその五分の四を占めるに至つた。

四 世界産金額に於ける濠洲の地位

下表は一八五一年以降各十年期、最近八年間各年の世界及び濠洲産金高を示す。同表数字は最も信頼すべき統計により作成したものである。

Table showing world and Australia's share of gold production from 1851 to 1938. Columns include Year, World Production (Pure Ounces), Australia's Production (Pure Ounces), and Australia's Share of World Production (%). Data points are provided for each year.

Table showing the main gold producing countries and their production amounts in pure ounces for the years 1921-1930. Columns include Country Name, Country, and Production Amount.

主要國産金額(純オンス)

Table showing the average annual gold production of major countries from 1929 to 1938. Columns include Country Name, Country, and Average Annual Production. Data points are provided for each country.

下表は一八五一年以降各十年期、最近八年間各年の世界及び濠洲産金高を示す。同表数字は最も信頼すべき統計により作成したものである。

主要國産金年平均産額(一九二九―三八)(純オンス)

Table showing the average annual gold production of major countries from 1929 to 1938. Columns include Country Name, Country, and Average Annual Production.